

総合部会における審議結果一覧  
 (沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)

(総合部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
1	府本禮司 専門委員	第1章 総説 1ページ 21行	島しょ経済の不利性の克服はいまだ・・・	島しょ経済の不利性とは具体的にどのようなことを示し、その不利性は、どのような指標で評価できると考えればよいのか	いまだ十分ではなく、としているからには不利性克服がなされた場合の具体的なイメージがあるのではと推察するが	【企画部、商工労働部、農林水産部】 本県は我が国唯一の島しょ県であり、本土から遠隔地にあるという地理的特性から、物流の高コスト化や市場規模の狭隘性などの不利性を有しております。 このため、県では物流・配送拠点の整備や輸送体制の最適化、輸送費の補助等に取り組んでいるところであり、貨物取扱量の増加などを目標に取組の効果を検証し、改善を図っているところです。 コスト面の課題が解消され価格が安定すれば、本土市場における県産品の認知度向上へとつながり、競争力が確保されるものと考えております。	改定(案)通り
2	〃	同ページ 22行	広大な米軍基地の負担軽減、・・・	広大な米軍基地から派生する諸問題にかかる県民の負担軽減、・・・	広大な米軍基地の何を負担軽減するのか明確にする方が良いのではと考えるが	【知事公室】 米軍基地から派生する事件・事故、騒音などの諸問題による県民への負担という側面もありますが、広大な米軍基地の存在そのものにより県土利用が制限され、県民生活や経済振興に大きな影響を与えていることから、原文の方がより幅広い意味合いを含むと考えております。	改定(案)通り
3	〃	3ページ 21行	県民とともに県計画を策定する意義・・・	県民とともに沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定する意義・・・	単なる県計画ではないだろう、沖縄21世紀ビジョン基本計画と正式名を使用すべきでは	【企画部】 「計画策定の意義」については、平成24年の計画策定時の情勢として、様々な時代潮流等を踏まえ沖縄21世紀ビジョンを県民とともに策定したこと、ビジョンの実現に向けて県自らが沖縄振興計画を策定し施策に取り組んでいくことなど、県として計画を策定する意義を述べております。 県が策定主体となった初めての総合計画であることを強調する意味合いもこめて「県計画」と表記しております。	改定(案)通り
4	〃	4ページ 22行	アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する・・・	アジア・太平洋地域の発展と平和に貢献する・・・	言葉の順番の整理	【企画部】 第1章「1基本的課題(3)基本的課題」、「2基本的指針(3)貢献」、「4～施策展開の枠組み」や、将来像4の【将来像実現への道筋】等、複数の箇所「アジア・太平洋地域の平和と持続的発展に向けて～」との文言を用いておりますので、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
5	〃	第2章基本方向 7ページ 12行	広大な米軍基地が形成され、…	広大な米軍基地が形成され、その大部分が引き継がれたことにより、…	復帰時において基本的な構造と課題が解決されなかったことを考慮すべきでは、	【企画部、知事公室】 ビジョン基本計画は10年間の総合計画であり、ビジョンで示した将来像の実現等に向けた「基本方向」や「基本施策」を明記しております。第2章「基本方向」については、本計画の基本方向として、時代潮流や地域特性を踏まえた「基本的課題」や取組の指針となる「基本的指針」、各施策に通底する「施策展開の基軸的な考え」等をまとめております。計画の基本となる方向性をまとめていることから、原文の中には抽象的な表現となっている箇所もありますが、方向性が変わらなければ、策定時の主旨を踏まえ、原文どおりとさせていただければと考えております。	改定(案)通り
6	〃	同ページ 13行	…うえで大きな障害となっています。とりわけ、過密な中南部都市圏における… …大きなポテンシャルを有しています。	…います。とりわけ、中南部都市圏における都市構造への影響は大きいことから、米軍基地の返還跡地は、…  …います。このことから、中南部都市圏における米軍基地の返還跡地は、…	前文が「大きな障害となっています。」としており、とりわけ以下の文書の展開を工夫する必要があるのでは	【企画部】 No.5の回答と同じ。	改定(案)通り
7	〃	同ページ 16行	…有しています。	…有しています。また、戦争体験やその後の…	文意が、同一であることから、後段と繋ぐ方が可能性が強調できるのでは	【企画部】 No.5の回答と同じ。	改定(案)通り
8	〃	8ページ最終段落	…過重な負担を背負っている現状を踏まえ、負担の在り方…	…過重な基地負担を背負っている現状を踏まえ、かかる負担の在り方…	基地負担を明確にすべき	【企画部、知事公室】 No.5の回答と同じ。	改定(案)通り
9	〃	8ページ最終段落	…有効かつ適切に進める必要があります。	…有効かつ適切に進められる必要があります。	跡地利用を進めるのは国に責任ではないか	【企画部】 跡地利用は、国、県、市町村等が連携し進めていくものでもありますので、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り
10	〃	19ページ(7)部分	有人国境離島	波照間島などの有人国境離島	例示を示す方がわかりやすい	【企画部】 No.5の回答と同じ。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
11	〃	19ページ(7)部分	我が国の国益貢献に資する	我が国の国益(確保に)貢献	国益の方向性が示せないか	【企画部】 基本計画の基本的指針の一つとして、「貢献」を掲げており、人口が伸び続ける本県の活力や東アジアの中心に位置し亜熱帯海洋性気候を有する地理的特性など、本県の発展可能性を多様な「貢献」という形で生かしていくこととしております。 「貢献」することで国益の確保にもつながると考えておりますので、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り
12	〃	第3章「基本施策」 24ページ後段	地下水質のモニタリングを実施し現状把握に努めます。	地下水の水質モニタリングを実施し、現状把握に努めます。	地下水質のモニタリングでもよいと思うが、一般的かな	【企画部、環境部】 ビジョン基本計画第3章「基本施策」については、基本施策の方向性や、施策の展開方向等を明記しており、ここで示された施策展開に基づき、ビジョン実施計画で具体的な取組等を行っております。このため、原文の中には抽象的な表現となっている箇所もありますが、施策の展開方向が変わらないものについては、原文どおりとさせていただき、実施計画の中で具体的な取組等を検討させていただければと考えております。	改定(案)通り
13	〃	25ページエの段	小規模開発に対しては環境	小規模開発に対しても環境	環境影響評価の実施範囲を追加するのでは	【企画部、環境部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
14	〃	52ページ前段部	対策を図り、返還前から基地立ち入りによる環境調査が…	対策を図り、返還が合意された米軍施設についても返還前から立ち入りによる環境調査が…	前段部分は、米軍基地すべてを対象としており、当該部分は、返還合意された施設が対象となる	【環境部】 委員ご指摘のとおり、返還前からの基地立ち入りによる環境調査は、日米地位協定上、返還合意された基地が対象となりますが、ご指摘の箇所については、地位協定の見直しについて記載しており、県では返還合意に関わらず基地立ち入りによる環境調査が出来ることを求めていることから、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り
15	〃	52ページ前段部	行い、当該結果を迅速に説明するよう求めます。	行い、当該結果を迅速に公開するとともに説明するよう求めます。	対処方法・結果を公表することが重要	【企画部、環境部、知事公室】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
16	〃	57ページ中段	大規模な駐留軍用地跡地の有効利用を	大規模な駐留軍用地の返還跡地の有効利用を	原文でもよいが	【企画部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
17	〃	61ページ ア最終	自然、文化等多様な魅力…	また、自然、文化等多様な魅力…	原文でもよいが	【企画部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
18	〃	82ページ前段	防暑施設	具体的な施設又は機能を表示	検討ください	【農林水産部】 基本計画では具体的な事例等を明記せずに、実施計画の中で具体的な機能をもった施設整備に取り組んでいくこととしていますので、具体的な施設等の記述は盛り込まないこととさせていただきます。	改定(案)通り
19	〃	94ページ中段	ドクターヘリ事業や添乗医師等確保事業などの	ドクターヘリや添乗医師等確保などの	修正文案	【保健医療部】 委員の御意見を踏まえ、「ドクターヘリや添乗医師等確保などの」に修正いたします。	95ページ 32行 【修正前】 「ドクターヘリ事業や添乗医師等確保事業」 ↓ 【修正後】 「ドクターヘリや添乗医師等確保」
20	〃	95ページ頭書部	施設の更新整備、機能向上等を推進します。	施設の更新、機能向上等の整備を推進します。	修正文案	【企画部、土木建築部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
21	〃	95ページ前段部	相互に連結させるための整備を実施します。	相互に連結させるための(何をどう)整備を実施します。	具体的な整備する施設又は機能を示すべきでは	【土木建築部】 ご指摘の箇所につきましては、段落の冒頭に「道路については、」と記載しているとおり、交通拠点間を「道路」で連結させるための整備となっております。具体的に整備する道路等につきましては、実施計画の中で取り組んでいくこととしていますので、基本計画で具体的な事例等を明記することは控えさせていただきます。	改定(案)通り
22	〃	95ページ エの段	辺地地域の条件不利性を克服し、	条件不利性は通常使用するか	言いたいことは理解できるが、検討が必要	【企画部】 基本計画第4章「克服すべき沖縄の固有課題」で「2離島の条件不利性克服と国益貢献」と用いるなど、基本計画の様々な項目において、「条件不利性」という文言を用いており、国(国交省)においても、都道府県説明会など、様々な場面で離島・過疎・辺地地域の地理的状况を表す文言として「条件不利性」を用いておりますので、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り
23	〃	99ページ 前段	地権者等に土地が引き渡される前に区域の全部について、土壌… …支障除去措置が徹底して行われます。	地権者等に土地が引き渡される前に、土壌… …支障除去措置が区域の全部について徹底して行われます。	原文でもよいが、文章の流れから	【企画部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
24	〃	99ページ 後段	軍用地跡地の一体的な整備や跡地整備に伴い必要となる既成市街地への関連道路等の整備を行います。	軍用地跡地の一体的な整備に必要となる既成市街地に連担する関連道路等の整備を行います。	原文でもよいが、文章の流れの整理	【企画部】 この段落では、 ①周辺密集市街地と駐留軍用地跡地の一体的な整備 ②跡地整備に伴い必要となる既成市街地内への関連道路等の整備 両方の整備に取り組むことを記載しております。 修正文案では、「関連道路等の整備」のみが対象となるように解釈されかねませんので、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り
25	〃	99ページ 後段	世界に誇れるような沖縄らしい風景	世界に誇れる沖縄らしい風景	原文でもよいが、目標を明確にしたい	【企画部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
26	〃	99ページ 後段	環境に配慮した整備によって、地球温暖化問題	環境に配慮することにより、地球温暖化問題	原文でもよいが、目標を明確にしたい	【企画部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
27	〃	99ページ 後段	あわせて、地権者等の負担軽減を	また、(なお、)地権者等の負担軽減を	原文でもよいが、文章の流れから	【企画部】 基本計画の構成上、文章のつながりについては、「また、」→「さらに、」→「あわせて」で統一しているため、原文どおりとさせていただきます。	改定(案)通り
28	〃	100ページ中段	その実施に向けた取り組みを促進します。	その実施に向けた取り組みを推進します。	原文でもよいが、文章の流れから	【企画部】 基本計画では、県が主体的に実施していくものを「推進する。」と表記し、主体が県以外の機関等となっており、当該機関等に取組を促す場合は「促進する。」と表記しております。 該当の施策展開では国に国家プロジェクトの導入を求めていくことから、「促進する。」と表記しております。	改定(案)通り
29	〃	100ページ後段	施策等について必要な協議を行います。	施策等について必要な協議を行い、促進を図ります。	原文でもよいが、目標を明確にしたい	【企画部】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
30	〃	121ページ中段	地位協定上の不公平性からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、	油類の流出等のほか、地位協定上の不公平性からくる不利益など、本土の他地域と比べても偏在的・不公平な負担の様相を呈しており、	原文でもよいが、文章の流れから一部修正しているが、地位協定で特権を付与され、不公平であることは理解できるが、一般的に理解できるか検討が必要と思う	【企画部、知事公室】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
31	〃	121ページ後段	地権者の負担軽減など 様々な課題の解決…	地権者の(負担軽減)な ど様々な課題の解決…	負担軽減以外の的確な言 葉が浮かばないが、負担軽 減が課題なのかどうか検討 する必要がある	【企画部】 返還され跡地開発が進むまでの間、地権者にとっては、地 料が得られなくなる一方で土地の利活用も出来ないことか ら、その負担を軽減するため、県や地主会の要望を踏まえ 平成24年に制定された跡地法では、返還後の土地引渡し までは補償金が、引渡し後3年間は給付金が、その後土 地区画整理事業を実施する場合には特定給付金が支給さ れることとなりました。県としては、地権者の負担軽減を図 ることは円滑な跡地利用を進めるうえでの課題と認識して おります。	改定(案)通り
32	〃	122ページ前段	安全保障全般について国 民的議論が…	安全保障全般について 国の十分な説明が行わ れていないことから、国 民的議論が…	原文でもよいが、目標を明 確にしたい	【企画部、知事公室】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
33	〃	122ページ前段	今後米軍基地の負担を含 む	今後米軍基地の公平な 負担を含む	原文でもよいが、目標を明 確にしたい	【企画部、知事公室】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
34	〃	122ページ前段	米軍基地の整理縮小を図 り、…	そのため、引き続き米軍 基地の整理縮小を図り	原文でもよいが、目標を明 確にしたい	【企画部、知事公室】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り
35	〃	122ページ 後段	様々な事件・事故や環境 問題への取組、…	様々な事件・事故や環境 問題に関する情報開 示、…	原文でもよいが、目標を明 確にしたい	【企画部、知事公室】 No.12の回答と同じ。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
36	喜久里睦 専門委員 (基盤整備部 会)	第1章「総説」 1計画策定の意義 1ページ 下から6～7行目	「広大な米軍の基地軽減、 離島の振興、公共交通の 抜本的改善など沖縄固有 の課題も解決が図られな ければなりません。」	「広大な米軍の基地軽 減、離島の振興、公共交 通の抜本的改善など沖 縄固有の課題も解決が 図られなければなりませ ん。また、大規模な自然 災害に備えた社会資本 の強化と島嶼県であるこ とを勘案した防災対策を 通じて県土強靱化を図る ことも重要である」  ※上記下線部分を追加	災害に強い県土づくりの方 向については、非常に大事 な項目であるが、防災対策 に関する島嶼性にかかわる 対策についての記述が少し 乏しい。 沖縄の島嶼性の課題は、 大規模災害があった場合、 隣県からの救助活動等が 数日かかり、離島であれば さらにかかると言われてい る。その間、自助力を保持 する必要がある。	【企画部】 第1章の「計画策定の意義」については、これまでの時代 潮流から沖縄振興のあり方が変化してきたこと、このよう な中、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を 描いた沖縄21世紀ビジョンを平成22年3月に策定したこと、 同ビジョンの実現に向けた施策を束ねたものとして、沖 縄県が策定する初めての総合計画であるビジョン基本計 画を策定したことなどをまとめております。 このため、基地問題、離島振興、公共交通、地方自治と いったビジョンで示す4つの固有課題の克服や将来像実現 に向けて県民とともに計画に基づく施策の実現を図ってい くことなどを明記し、計画策定の意義としてまとめておりま すので、ここに防災の観点からの記述を追記することは控 えさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り
37	石田達也 専門委員			高齢化とあわせて人口減 少のところもトーンが弱い のかなと思う。	人口減少が課題というこ とを認識されているが、読ん だ感じだと10年後には多分 減るんだろうなという感じが して、それをどういうふう につなぎとめるのか。 例えば毎年3,000人ぐらい 優秀な若者が本土の大学 に進学するが、そういった 若者たちをどうやってより多 く帰ってきてもらうのか、あ るいは子どもを育てたいな と思う環境にどうやってし ていこうかなとか、もうちょっと 深掘りするといいかと思う。	【企画部】 委員ご指摘を踏まえ、56ページ2-(7)-ア「県民の社会参加 活動の促進と協働の取組の推進」の最後の3行を以下のと おり修正いたします。  「 <u>沖縄県の人口は、平成37年(2025年)前後にピークを迎え、それ以降は減少が見込まれています。人口が増加基調にある現段階から積極的な人口増加施策を展開し、地域の活力と成長力の維持・発展を図ることを目的とした「沖縄県人口増加計画(平成26年3月策定)」を推進し、安心して結婚し出産・子育てができる社会、雇用の場の創出や移住者の積極的な受け入れなど世界に開かれた活力ある社会、離島・過疎地域を含め県全域でバランスの取れた持続的な人口増加社会の実現に取り組めます。」</u>	56ページ 20-26行 【修正前】 「 <u>人口の維持・増加については、平成26年3月に策定(平成27年9月に改定)した「沖縄県人口増加計画(沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)」に基づき、人口の自然増及び社会増の拡大、離島・過疎地域の振興に取り組めます。」</u> ↓ 【修正後】 「 <u>沖縄県の人口は、平成37年(2025年)前後にピークを迎え、それ以降は減少が見込まれています。人口が増加基調にある現段階から積極的な人口増加施策を展開し、地域の活力と成長力の維持・発展を図ることを目的とした「沖縄県人口増加計画(平成26年3月策定)」を推進し、安心して結婚し出産・子育てができる社会、雇用の場の創出や移住者の積極的な受け入れなど世界に開かれた活力ある社会、離島・過疎地域を含め県全域でバランスの取れた持続的な人口増加社会の実現に取り組めます。」</u>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
38	瀬口浩一 専門委員	13ページ	「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる必要があります。」	ぼんやりしているように読める。	いろんな問題があるため、包括するとこういう表現になったのかという印象ではあるが、ここだけを読むと広すぎるというか、ぼんやりしすぎた形で意味がわかりにくいという感覚を持った。	【保健医療部、子ども生活福祉部】 ご指摘の箇所につきましては、ビジョン基本計画の各施策に通底する2つの基軸のうち「沖縄らしい優しい社会の構築」について、優しい社会を創っていくための施策展開をまとめていますので、包括的な表現となっております。「子どもの貧困対策」は、県全体で取り組むべき新たな重要課題であるため、同基軸に施策展開の方向性を盛り込むこととし、「沖縄県子どもの貧困対策計画」の基本理念と整合を図る記述としましたが、「子どもの貧困対策」と「子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備」が混在している表現となっているため、以下のとおり修正いたします。  「社会の絆で支えられたコミュニティを形成することによって、子どもが健やかに生まれ育ち、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すとともに、県民全体で～」  【参考】沖縄県子どもの貧困対策計画～基本理念～ 社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望をもって成長していける社会の実現を目指します。	13ページ 4-6行 【修正前】 「～コミュニティを形成するとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる必要があります。また、県民全体で～」 ↓ 【修正後】 「コミュニティを形成することによって、子どもが健やかに生まれ育ち、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すとともに、県民全体で～」
39	大城郁寛委員 (総合部会長)	13ページ	”	「子どもの将来がその生まれ育った家庭や地域によって左右されないような子どもが育つ環境をつくる」 だったらいいのではないか。	この文章は違和感を感じる。「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないような環境をつくる」というと何か矛盾している。	【保健医療部、子ども生活福祉部】 同上  ※16ページ2行目についても以下のように修正いたします。 【修正前】 「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに生まれ育ち豊かな可能性が発揮できる環境づくり」 ↓ 【修正後】 「子どもが健やかに生まれ育ち、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける環境整備」	16ページ 2-3行 【修正前】 「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに生まれ育ち豊かな可能性が発揮できる環境づくり」 ↓ 【修正後】 「子どもが健やかに生まれ育ち、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける環境整備」
40	瀬口浩一 専門委員	14ページ	「MICE」について	どこかで語句説明があってもいいのかなと思う。	県民が読む時に、「MICE」の言葉がわかるかどうか？	【企画部】 ビジョン基本計画の巻末に「用語解説」を掲載しておりますので、改定に伴い県民に対してわかりにくい用語については、「用語解説」に追加したいと思います。	※今回の改定に伴い県民に対してわかりにくい用語については、ビジョン基本計画資料編の「用語解説」に追加



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
41	〃	171～173ページ	県事業と市町村事業の重複について	重複している部分の整理をするというような記述があってもいいかなと思う。  ⇒(大城部会長)「市町村と連携を図りつつ」とか、そんな感じの。(言葉でいいのでは。)	県も事業を行っていて、市町村も事業を行っているような行政サービスの場合に、昔はその必要性があったかもしれないが、今の時代はそれが重複と捉えられてしまって、それを整理する必要があるんじゃないかと思う。	【企画部】 173ページ「役割分担の明確化と協働体制の構築」の3行目に「このため、本計画の推進に当たっては、沖縄県と国、市町村との適切な役割分担のもと、(中略)各主体間で相互に連携・補完しあいながら県民共通の課題を社会全体で共有し、解決する体制づくりを目指します。」と、県と各主体間との連携・補完、役割分担については明記しておりますので、文言の追記は控えさせていただきたいと考えておりますが、行政サービスに協働で取り組むべきもの、役割分担をすべきものなど、市町村と連携を図りながら取り組んでまいります。	改定(案)通り
42	石田達也 専門委員	172ページ (2)計画の進捗管理等 第2段落目	「点検・評価を全庁的に行い」	「点検・評価を全庁的にかつ効率的に行い」	PDCAをもっとシンプルにできるところはシンプルにして、その空いた時間をぜひ県民や県内企業の方と話をする時間に充ててほしい。職員の負担、仕事を減らしてほしいという意味で、仕事を減らせと書くのが難しいので、「かつ効率的に」という言葉を入れていただければと思う。	【企画部】 PDCAについては、職員自らが課題等を評価・検証し次年度に向けて改善していくために重要な手続きだと考えております。しかし、委員ご指摘のとおりPDCAを実施するために県民や県内企業と向き合う時間を削るようなことは避ける必要があると考えております。そのため、PDCA自体も効率的に評価・検証出来る仕組みにできるように改善する必要がありますと考えておりますが、具体的な手法や様式等につきましては、沖縄県PDCAサイクル実施要綱及び同実施要領に規定しておりますので、基本計画の改定ではなく、同要綱・要領を見直すことで対応させていただければと考えております。 今後、後期実施計画策定と併せ、同要綱・要領の見直しも検討させていただきます。	改定(案)通り
43	瀬口浩一 専門委員	第3章「基本施策」 55ページ	(7)共助・共創型地域づくりの推進	県民共済について検討していないのか。	47都道府県の中で多くの都道府県で県民共済の制度が導入されているが、沖縄県は導入されていない。導入されていない理由や導入する方向性があるなら、それらを踏まえた記載が出来るのではないのか。	【子ども生活福祉部】 県民共済事業につきましては、全国生活協同組合連合会(全国生協連)が、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて実施しており、全国生協連の会員となった消費生活協同組合(会員生協)が全国生協連からの業務委託を受け、共済取扱団体として各都道府県において共済の加入や支払いに関する対応等を行っております。会員生協は、消費生活協同組合法人(生協法人)として、都道府県知事から設立認可を受ける必要がありますが、沖縄県を含む8県では会員生協が設立されておらず、県民共済が導入されていない状況にあります。 沖縄県において会員生協が設立されていない理由として、低い県民所得のため県民の保険加入率そのものが高くないこと、全労済やCOOP共済のような他の共済制度が既に導入されていることなどから、県民共済を扱おうとする団体がないことが考えられます。 いずれにしても、沖縄県は会員生協の法人設立認可を行う立場であり、制度導入は民間において検討されるものでありますので、ビジョン基本計画に設立の方向性等を記載することは困難であると考えます。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
44	當山智士 専門委員 (観光・交流 産業部会)	第1章 4ページ 下から6行目	4 計画の目標 本計画においては～経済 情勢を踏まえた自立的発 展の基礎条件を整備し、 ～	P1 15行目の本ビジョン 提議の意義検証としての 「…自立型経済の構築 が、」については、これま での振興計画における目 指すべき姿であるので、 変更は不要であるが、P4 下から6行目以降の「 <u>自 立的発展</u> 」及び「 <u>自立型 経済</u> 」という文言につい ては、「 <u>自活的発展</u> 」及び 「 <u>自活型経済</u> 」という文言 に変更するのが望まし い。	意味に違いはないと考える が、沖縄のありたい姿を示 すビジョンにおいては、より 積極的で主体的な意思が 必用である。復帰44年、国 からの支援を受けての経済 復興から、自らの力だけで 経済発展をさせるだけの力 とポテンシャルをもつに至 った今、「自活型経済の構築」 がありがたい姿である。	【企画部】 ビジョン基本計画策定時、大きな時代変動の中で、アジア 世界に向けて視野を広げた時に、これまで不利とされてき た沖縄の特性が有利なものとして捉え直すことができ、沖 縄の発展可能性を一層顕在化させることが期待できる状 況がありました。このため、本計画策定にあたっては、これ までの国が策定した沖縄振興計画において基本方向の一 つとして掲げられていた、「フロンティア創造型の振興策」と 「民間主導の自立型経済の構築」を継承発展させ、「日本と 世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」を 図ることを、各施策に通底する基軸の一つとして掲げてお ります。 また、第1章2「基本的指針」(9ページ)に掲げる指針の一 つとして「自立」を掲げており、その定義として、「多様な他 主体と補完しあい、支え合う関係の中で、ともに未来に向 かって歩みながら、自らの意思と力で成長、発展し、生活 の質を高めていく姿を指す」としております。「自活」とす ると、「他の支援等を受けず自らの力だけで成長を図る」意 味合いが強くなり、基本的指針と整合がとれなくなること から原文どおりとさせていただければと考えております。	改定(案)通り
45	喜久里睦 専門委員 (基盤整備部 会)	第3章 51ページ 16行目	～人的・物的支援や被災 者の受入等に取り組みま す。	～人的・物的支援や被災 者の受入等に取り組みま す。同時に本県における 大規模災害発生も想定 し、県外(近隣県)から の一連の救援活動等が速 やかに実施されるよう連 携体制の構築も進めま す。	本段落では県外での大規 模災害発生時に本県から 救援活動等を想定してい ますが、県内で災害発生 時に県外からの救援活動 等が円滑に行われるよう 近隣県との連携体制構 築も明記しておく必要 があると思います。	【知事公室】 ご指摘いただきました「大規模災害発生時における県外 (近隣県)との連携体制の構築につきましては、50ページ4 行目に「大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強 化など消防防災体制の強化を図る。」ことを明記し、「消防 体制」と「防災体制」の広域的な連携体制の強化に取 組んでおります。「防災体制」の広域的な連携にあつては、 県外自治体からの受入体制を強化することも想定しており、 具体的な取組として、平成27年度より、県外から救援物資・ 人員等を受入れ、迅速に県内被災地へ送る仕組みを検討 する調査を開始しております。今後は当該調査を踏まえ 「広域受援計画」を策定し、県外自治体との連携体制の構 築を図っていく計画でありますので、ご指摘の内容を追記 することは控えさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り
46	〃	第3章 38ページ 15行目	～県民の生命、財産を守 るため、生活基盤の強化 や～	～県民の生命、財産を守 るため、公共施設等並び に生活基盤の強化など 県土強靱化や～	災害時に県民の避難路とな る道路や避難先となる学 校・公民館などは公共施設 であり、それらの施設の強 化を強調して県土強靱化を しっかりと明文化することが 大事だと思います。	【知事公室】 ご指摘の箇所につきましては、【将来像実現の道筋】とし て、将来像2に掲げる7つの基本施策の展開方向をまとめ ております。これを受け、具体的な施策展開へとつなげて おり、施策展開2-(4)-1「災害に強い県土づくりと防災体制 の強化」において、公共施設の耐震化対策、老朽化対策、 長寿命対策等も含め、災害に強い県土づくりのための諸施 策を掲げております。 これら災害・防災対策につきましては、前期計画期間中も 取り組んできており、後期においても引き続き取り組んでい くことから、今回の改定にあたり【将来像実現の道筋】に特 記することは控えさせていただければと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
47	〃	第2章 20ページ 1行目	～幅広い知識や教養、道徳心及び国際性～	～幅広い知識や教養、 <b>高い技術と技能</b> 、道徳心及び国際性～	「将来像実現の原動力となる人づくり」を謳った項目ですから、ホワイトカラーの人材だけでなく社会資本整備等の生活基盤づくりを担うブルーカラーの人材も念頭に入れた表現として加筆すべきと考えます。	【企画部】 ご指摘の箇所につきましては、ビジョン基本計画に掲げる各施策に通底する2つの基軸的な考えのもと、各種施策展開を下支えする「人づくり」に関する方向性をまとめております。 未来の沖縄を担う子どもたちに対する人材育成や、2つの基軸に沿った人材育成の方向性を明記しているほか、最後の段落において、「これからの人づくりを進めるに当たっては、(中略)ニーズの高い人材を育成すると同時に、育てた人材がその能力・技術・技能を最大限に発揮できるような環境づくりを推進します。」とあらゆる人材を育成する方向性をまとめておりますので、原文どおりとさせていただきますと考えております。	改定(案)通り
48	〃	第2章 20ページ 7行目	～の連携のもと推進します。	～の連携のもと推進します。 <b>また、県民生活と産業振興等を下支えしている社会資本整備の将来の担い手育成にも取り組めます。</b>	上記の理由と同様、本段落においてはホワイトカラーの人材像が表現されておりますが、ブルーカラーの人材像も具体化させるべきだと考えます。	【企画部】 同上	改定(案)通り
49	外間 守吉 専門委員 (離島過疎地域 振興部会)			防災対策について、離島の離島に係る対策の表記が必要	離島の離島に係る防災対策がどこにも表記されておらず、これについて表記が必要。	【知事公室】 ビジョン基本計画改定案49ページ施策展開2-(4)-I「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」では、本県が島しょ県であることを踏まえ、大規模災害に対する県全体の危機管理体制の強化を掲げており、ご指摘いただきました「離島の離島」への防災対策も対象となります。 本計画に基づき、各市町村と連携を図りながら防災体制の強化に取り組んでいるため、「離島の離島」に係る対策を追記することは控えさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り
50	井谷 信吾 専門委員 (離島過疎地域 振興部会)	第5章 164ページ 24-25行	災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備が求められています。	<b>特に周辺離島においては、</b> 災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備 <b>や適切な支援体制</b> が求められています。	特に周辺離島においては、民間の自主防災組織しかない。いつ起こるかかわらない自然大災害に対して、民間の事業者が適切な速度で避難支援をすることは難しい。港湾施設が被害を受けた際には、長期的な孤立状況が予想されるので、住民等が防災に対する情報と明確な対処方法、あわせて、国の緊急支援体制(避難、物資、人的、心理的、復旧)が求められると思う。	【知事公室、子ども生活福祉部、土木建築部】 ご指摘の箇所につきましては、ビジョン基本計画第5章「圏域別展開」の中の八重山圏域における【現状と課題】及び【展開の基本方向】をまとめておりますが、八重山圏域も含め、県内全域における防災体制の強化につきましては、施策展開2-(4)-I「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」(49ページ)でまとめております。 同施策展開において、離島の周辺離島も含め、県全体の大規模災害に対する防災・減災対策、救援・救護対策、災害応急・復旧対策、復興対策に取り組むことを掲げております。 また、50ページ4行目に「大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化」について記載しており、国や県外自治体、県内市町村等と広域的な支援体制の強化に向けて取り組んでおりますので、第5章「圏域別展開」に周辺離島における防災対策の記述を追記することは控えさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り
51	〃	第5章 165ページ 20-21行	また、自然災害対策として、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化を図ります。	また、自然災害対策として、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化 <b>及び、災害時における周辺離島地域への緊急支援体制</b> を図ります。			
52	〃	第5章 169ページ 3-4行	災害時におけるボランティアの受入体制の整備等を促進します。	災害時におけるボランティアの受入体制の整備等を促進します。 <b>あわせて、災害後の早期支援体制</b> を図ります。			

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
53	神谷大介 専門委員 (基盤整備部 会)				<p>国が国土強靱化基本計画を策定し、他府県においても国土強靱化地域計画の策定が進んでいる。一方、沖縄県では、法で定められているのにも関わらず、県や市町村にも動きが見られない。</p> <p>基本計画改定案の中に、BCP(事業継続計画)やレジリエンス(強靱化)等について記載する必要があるのでは。</p>	<p>【知事公室】</p> <p>国土強靱化計画は、平成24年12月に関係法令が制定されており、地方公共団体における地域計画の策定が推進されていることは承知しております。当該計画は、防災で想定する地震や洪水等のリスクに対する対応策ではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげることが目標としており、沖縄県では次年度より県庁各部署の施策を網羅する横断的な計画として、国土強靱化地域計画の策定に着手することとしております。</p> <p>上述しました国土強靱化地域計画に掲げている目標につきましては、ビジョン基本計画48ページ2-(4)「社会リスクセーフティネットの確立」の【基本施策の展開方向】に掲げる「あらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。」と同じ観点であると考えております。</p> <p>また、上記基本計画に掲げる施策の展開方向に沿った具体的な取組については、後期実施計画の中で関係各部等が取り組んでいくこととなりますので、基本計画改定案に新たな文言を追記することは控えさせていただければと考えております。</p>	改定(案)通り



**産業振興部会における審議結果一覧  
(沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)**

(産業振興部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
1	安里貞夫 専門委員 (産業振興部会)	第3章 29頁 10～11行	沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、海洋エネルギー等の研究開発や水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。	沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、 <b>国との連携により</b> 、海洋エネルギー等の研究開発や水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。	エネルギーの研究開発には莫大な資金が必要である。また、エネルギー政策は国の重要な政策でもあり、エネルギーの研究開発は日本の国益にも繋がるものでもある。国の関わりを積極的に求め、連携して行く事が重要と考える。	意見を踏まえ修正いたします。	29頁10-11行 沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、 <b>国の協力を得ながら</b> 海洋エネルギー等の研究開発を進めるほか、水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。
2	大嶺満 審議会委員 (沖縄県振興審議会)	第3章 29頁 12～14行	さらに、電力エネルギーの低炭素化を図るため、	さらに、 <b>電力</b> エネルギーの低炭素化を図るため、	平成24年度より、沖縄県における新たなエネルギー源として液化天然ガス(LNG)が導入されており、電力エネルギー以外の二次エネルギー分野においても液化天然ガス(LNG)の導入が進められているため。	低炭素化を図るという趣旨は、再生可能エネルギーの割合を高めることによって、二酸化炭素排出量の最も多い電力の割合を相対的に引き下げることを意味しており、文言の削除は必要ないと考えております。	改定(案)通り
3	大嶺満 審議会委員 (沖縄県振興審議会)	第3章 29頁 12～14行	一般家庭などの民生部門から観光、農業をはじめとする産業部門において再生可能エネルギーの導入を促進するほか、	一般家庭などの民生部門から <b>観光、</b> 農業をはじめとする産業部門において再生可能エネルギーの導入を促進するほか、	P28「ア 地球温暖化防止対策の推進」の12行目において、観光分野については民生部門における記載となっているため、削除。(もしくはP28の記載について修正が必要)	産業分野においては、観光産業も本県の基幹産業であり、観光施設等への再生可能エネルギー設備等の導入は、電力エネルギーの低炭素化を図るためには重要であることから、削除は必要ないと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
4	玉栄章宏 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 29頁 19行～	—	「ウ 低炭素都市づくりの推進」のところに、「スマートシティへの取り組み」という文言を入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)	改定案には「スマートシティ」についての記載がない。県内では浦添市、那覇市などでの「スマートシティ構想づくり」の検討が進んでいる。今後5年間の改定案には低炭素都市づくりとしての「スマートシティへの取り組み」の施策展開は必要である。	「スマートシティへの取り組み」については、本文において、スマートシティに対する概念と具体的な取組方針が記載されていることから、文言の新たな記載は必要ないと考えております。	改定(案)通り
5	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 29頁 29～30行	エネルギーの面的利用の推進に取り組むとともに、	「面的利用」とあるが、「多面的利用」の誤りではないか。	—	ここでいう面的利用とは、「施設や建物間、地域間など面的拡がりを持ったエリアをネットワーク化し、エネルギーを融通し合い協同利用することにより、省エネ・低炭素化を実現するもの」であります。	改定(案)通り
6	平良美恵子 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 33頁 16～18行	このため、原材料の確保や産地組合等	<u>伝統的に使用された天然原材料は、従事者の高齢化や後継者不足、資源の枯渇化などにより入手が困難となっているものも少なくありません。原材料の確保のために製造技術者の育成及び植林や栽培技術の改善、代替品の開発等を関係機関と連携して取り組むことで、原材料安定供給システムの構築に努めます。また、伝統工芸産地組合等</u>	特に県内染織物は、原材料も県内産を使用するのが多いため、原材料確保は重要である。原材料供給者の高齢化や資源枯渇化については課題が多く、緊急に対応する必要がある。	委員の意見を踏まえて修正いたします。	33頁21-33行 このため、 <u>原材料の確保のために製造技術者の育成や植林及び栽培技術の改善、代替品の開発等により、原材料安定供給システムの構築に努めます。あわせて、伝統工芸産地組合等の経営基盤の強化、後継者育成等に努め、安定した製品供給体制の確立を図るとともに、観光土産品及び日用生活品市場等への販路開拓、海外市場への展開など販路の拡大等に取り組めます。</u>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
7	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 33頁 23～25行	さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、工芸品等に関する情報発信の強化や作り手と使い手との交流を促進するなど、感性型製品の消費拡大に取り組みます。	さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、工芸品等に関する情報発信の強化や <u>学校教育、体験学習などで伝統工芸品に触れ合う機会を増やし、また、作り手と使い手との交流を促進するなど、後継者育成や伝統工芸品の消費拡大に取り組みます。</u>	情報発信とともに、若年層にも積極的に伝統工芸品に触れ合う機会を増やし、関心を高めてもらうことにより後継者育成や消費拡大につながると考えます。また、感性型製品という言葉は一般的によく使われている言葉ではないと思いますので「伝統工芸品」でよいかと思えます。	委員の意見も踏まえて修正します。	33頁30行-34頁1行 さらに、 <u>県内各地に点在する伝統工芸産業の中核施設として、新たに沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)を整備し、人材育成、商品開発、情報発信等の機能を強化するとともに、体験学習等の場として、作り手と使い手との交流を推進し、消費の拡大を図ります。</u> (No8、9の意見を包含)
8	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 33頁 23～25行	さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、工芸品等に関する情報発信の強化や作り手と使い手との交流を促進するなど、感性型製品の消費拡大に取り組みます。	さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、 <u>例えば県立博物館・美術館や那覇市ぶんかテンプス館などで工芸品等に関する情報発信の強化や作り手と使い手との交流を促進するなど、感性型製品の消費拡大に取り組みます。</u>	理想を述べるので客観的記述が良いと思われるが県民が具体的に想像できる範囲の記述も含まれていた方が分かり易いと考えます。	委員の意見も踏まえて修正します。	33頁30行-34頁1行 さらに、 <u>県内各地に点在する伝統工芸産業の中核施設として、新たに沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)を整備し、人材育成、商品開発、情報発信等の機能を強化するとともに、体験学習等の場として、作り手と使い手との交流を推進し、消費の拡大を図ります。</u> (No7、9の意見を包含)



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
9	平良由乃 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 33頁 11～25行	—	伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興に対する県の取り組みが多々実施されていることを評価しております。しかしながら工芸事業者の経営基盤が脆弱である状況を踏まえた場合、産業(製品商品)として競争力を高める観点に加え、美術品の制作を施作とする観点を付加できないか。県立博物館・美術館の魅力向上に新たな展示品は不可欠であり技術の継承を保全とともに新たな観光素材の創出につながると察します。	—	「沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)」として、歴史的、美術的価値の高い伝統工芸品の展示に加え、現代の価値観やライフスタイルに合わせて、工芸従事者が新たにデザイン企画や工芸品を制作し、随時展示、販売を行うとともに、沖縄の魅力を体感できる観光スポットとして整備するとして、修正案において委員のご意見も包含されていると考えております。	33頁30行-34頁1行 さらに、 <u>県内各地に点在する伝統工芸産業の中核施設として、新たに沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)を整備し、人材育成、商品開発、情報発信等の機能を強化するとともに、体験学習等の場として、作り手と使い手との交流を推進し、消費の拡大を図ります。</u> (No7、8の意見を包含)
10	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 41頁 16行	イ 地域における子育て支援の充実	イ 地域における子育て支援の充実と働き方の改革	「子育て支援」ではなく、男女協働参画も含めた“新しい働き方”への提言であると考えます。スウェーデンに行ったとき、実際にワーキングシェアが行われているのを見て、やろうと思えばできるんだと実感した。	当該施策展開は、「子育てセーフティネットの充実」に関連する項目であるため、計画の構成上「働き方の改善」の追記は控えさせていただきます。 なお、男女共同参画社会の実現については、将来像2の「(7) 共助・共創型地域づくりの推進」のうち「ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進」において記述があり、「働き方の改革」の取組みのひとつであるワーク・ライフ・バランスの推進については、「将来像Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島」における「(10)雇用対策と多様な人材の確保」のうち「エ 働きやすい環境づくり」の中に記載されております。	改定(案)通り
11	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 60頁 14～16行	釜山、上海、香港等、アジアの主要港とのネットワーク拡充に取り組みます。	「釜山、上海、香港等」とあるが、シンガポールを追加する必要があるのではないか。	—	委員のご指摘を踏まえ修正します。	61頁18行 <u>香港、シンガポール、上海、釜山</u> 等、アジアの主要港とのネットワーク拡充に取り組みます。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
12	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P66 21～22行  第3章 P68 2行	また、コンタクトセン ター、BPO(Business Process Outsourcing) 業務、テストング業務 等、  また、コールセンターや BPO業務等雇用吸収力 のある分野	また、 <u>コール</u> センター、 BPO(Business Process Outsourcing) 業務、 <u>テストング業 務</u> 等、	コンタクトセンターをコー ルセンターへ修正し、テ スティング業務について は削除を行う必要がある のではないかと。	コンタクトセンターは、電話対応に加え、Webや電子 メールといった複数の手段を用いて顧客への対応業 務を専門に行う事業所や部門のことを指しており、 コールセンターもこれに含まれることから、コンタクトセ ンターという表現は現行どおりとしたいと考えておりま す。 一方で、「ウ 多様な情報系人材の育成・確保」では、 コールセンターと表現していることから、以下のとおり コンタクトセンターに修正したいと考えております。(基 本計画改定案P68の2行目) テストング業務については、県では比較的雇用吸 収力の高い業務であると考えておりますので、現行ど おりとしたいと考えております。	改定(案)通り  69頁1行 また、 <u>コールコンタクト</u> センターや BPO業務等雇用吸収力のある分 野
13	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P66 23～26行	クラウドコンピューティ ングに対応したデータセ ンターやクラウドサービ ス事業者のほか、今後拡 大が見込まれるIoTビジ ネス関連事業者等の誘 致を積極的に推進しま す。	—	AI・ロボットについて追記 する必要があるのではな いか。	AIBビジネス関連事業者を誘致対象に加える表現に修 正いたします。  また、ロボットについては、ITと結びつく新しいビジ ネスが生まれ、情報信関連企業の高度化・多様化に 資する分野であることから、「イ 県内企業の高度化・ 多様化」に付加価値の高いビジネスモデルの創出の 分野として加えたいと考えております。	67頁23行 クラウドコンピューティングに対応 したデータセンターやクラウドサー ビス事業者のほか、今後拡大が 見込まれるIoTやAIビジネス関連 事業者等の誘致を積極的に推進 します。  No19 金城委員と併せて記載
14	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P67 5～6行	他産業との連携を促進 することにより産業の高 付加価値化を図ります。	ITに関してアジアとい うキーワードが多いが先 進地(アメリカ・ヨーロッ パ)を含めてはどうか。	—	委員からのご意見を踏まえ、IT先進地である欧米との 交流・連携に関する表現を、産業の高付加価値化を 図る取組として修正します。	68頁2-3行 他産業との連携や <u>欧米をはじめと するIT先進地との関係構築</u> を促 進することにより産業の高付加価 値化を図ります。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
15	仲地正和 専門委員 (基盤整備部 会)	第3章 P67 7~12行	このため、本県に拠点を置く国際IT研究開発機関等が研究開発した先端技術の活用を促進するとともに、急速に変化するIT市場や技術革新に的確に対応するためのマーケティング分析力を強化し、従来の下請け中心の受注型ビジネスモデルから、クラウドコンピューティング、IoT等の技術を活用した高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換を実現するための人材育成や研究開発等の取組を促進します。	「このため、本県に拠点を置く国際IT研究開発機関等が~~~~取組を促進します。」の記載に、IoTの実証実験を行う企業へ研究開発支援の取組みを行い、企業及び人材の育成を同時に図る記載が必要。	県内でのIoT開発の活性化を図る。	IoTの実証実験を行う企業への研究開発や人材育成の支援については、既存事業で対応可能であり、「クラウドコンピューティング、IoT等の技術を活用した高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換を図るための人材育成や研究開発等の取組を促進します。」にも含まれておりますので、現行どおりとしたいと考えております。	改定(案)通り
16	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P67 13~15行	国内外市場への展開を支援するため、産学官一体となった情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を早期に設置するとともに、	国内外市場への展開を支援するため、 <b>更には沖縄県のIT産業の核となる、産学官一体となった情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を早期に設置するとともに</b>	標題を実現するためには県内IT産業の核となる拠点が必要で、その拠点として「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を設置すると明言した方が分かり易いと感じたから。	委員からのご意見を踏まえるとともに、沖縄IT産業戦略センター(仮称)が、ITと他産業の連携の核となることを明記し、以下のとおり修正いたします。	68頁10行-13行 <b>ITを活用した県内産業全体の国際競争力を高め、国内外市場への展開を支援するため、情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する、「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を早期に設置し、ITと他産業による交流・連携の核とする</b> とともに
17	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P67 15~16行	各種プロモーション機会の提供やビジネスマッチング等を促進するほか、	信頼性は企業側が受け持つので、販路拡大に関する支援を追記してもらいたい。	—	委員からのご意見を踏まえ修正します。	68頁14行 各種プロモーション機会の提供やビジネスマッチング等 <b>の支援により販路拡大</b> を促進するほか、

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
18	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P67 18～20行	情報通信関連産業と他 産業との連携強化につ いては、観光、文化、も のづくり、流通・小売、バ イオテクノロジー、環境・ エネルギー等、多様な 分野の事業者等との連 携・融合や、	ITはリーディング産業 であるので、関連する 農業だけでなく、もの づくりも含め、いろん な所でキーワードを活 かして関連性を持たせ ていくことで、計画が 読みやすくなる。ITを 活用した県全体の産 業界を活性化させてい く趣旨が出てくると考 えている。	—	委員のご意見を踏まえ、情報通信関連産業の分野においては修正したいと考えております。 なお、農林水産業をはじめ他分野におけるITの活用に関する追記については、全庁的な検討が必要と考えております。	68頁16-18行 情報通信関連産業と他産業との 連携強化については、 <b>沖縄の産 業全体を活性化するため</b> 、観光、 文化、ものづくり、流通・小売、バ イオテクノロジー、環境・エネ ルギー、 <b>農林水産</b> 等、多様な分野の 事業者との連携・融合や、
19	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P67 20行	GIS(地理情報システ ム)の利活用促進	GIS(地理情報システ ム)、 <b>ビッグデータ</b> の利 活用促進等	現在、様々な分野で情報 端末などからビッグデー タが蓄積されてきており、 個人情報保護のシステ ムを整備したうえで、こ うした膨大なデータの分 析により、マーケティング や製品開発などへの利 活用を促進していく必要 がある。	委員からのご意見や、基本計画策定後の技術革新等を踏まえ修正します。	68頁19行 GIS(地理情報システム)を <b>含む ビッグデータやAI、ロボ ット等</b> の利 活用促進
20	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P68 11行	加えて、沖縄がアジアと 我が国双方のビジネス の集積拠点となるため、	「我が国」との記載が あるが、他の書きぶり と併せて「日本」へ修正	表現を統一する必要が あるのではないかと考 えている。	情報通信関連産業の分野においては、海外を引き合いに出す際に「我が国」との表現を使用しており、使用方法として問題ないと考えております。	改定(案)通り
21	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P68 13～14行	あわせて、産業界や県 内大学、専門学校、高 等学校などの人材育成 機関	あわせて、産業界や県 内大学、 <b>高等専門学 校</b> 、専門学校、高等学 校などの人材育成機 関	高等専門学校(沖縄高専 のこと)は大学でもなく、 専門学校でもない高等 教育機関である。現在 のままの表記では高専 は含まれないことにな る。	委員のご意見のとおり修正したいと考えております。	69頁1行 あわせて、産業界や県内大学、 <b>高 等専門学校</b> 、専門学校、高等学 校などの人材育成機関



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
22	小野尋子 専門委員 (基盤整備部 会)	第3章Ⅲ-(4) アジアと日本の 架け橋となる国 際物流拠点の 形成  P69 10行目	～那覇港・中城湾港の 海上物流機能の強化等 により、～	～那覇港・中城湾港の 海上物流機能の強化 及び制度支援等によ り、～	沖縄県におけるMICE施 設の競争力を高める施 策として、MICEを「保税 展示場」として特区に指 定するだけでなく、展示 品の「保税運送」の手続 きをなくすような特区の 指定が必要である。	当項目は、「国際物流拠点の形成」にかかる施策展 開を記載しており、委員ご指摘のMICE施設やこれに 関わる保税運送を想定した制度支援について、当該 項目で記載することはなじまないことから、修正は控 えさせていただきます。	改定(案)通り
23	植松只裕 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P70 9～10行	国内外のメーカーやバイ ヤーが集う国際見本 市や商談会等が開催で きる多目的施設の整備 を見据えて誘致等に取り 組みます。	「多目的施設の整備」 について、全体を見る とMICEという文言が よく出てくることから「M ICE」で統一した方がよ いのではないか。	—	委員からの意見を踏まえて修正します。	71頁9行 国内外のメーカーやバイヤーが 集う国際見本市や商談会等が 開催できる大型MICE施設の供用開 始を見据えて誘致等に取り組み ます。
24	上原啓司 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P70 11行	あわせて、税関・検疫等 CIQに係る体制の強化 を国に求めるとともに、 各種規制緩和措置等をも とに貿易に係る諸手 続の簡素化・迅速化に 取り組みます。	3-(1)-エに記載のある 「CIQ」の定義と一致し ないが統一する必要が あるのではないか。	—	委員からの意見を踏まえて修正します。	71頁10行 あわせて、 <u>CIQ(税関(Customs))</u> 、 <u>出入国管理(Immigration)</u> 、 <u>検疫 (Quarantine)</u> に係る体制の強化を 国に求めるとともに、各種規制緩 和措置等をもとに貿易に係る諸手 続の簡素化・迅速化に取り組みま す。
25	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P73 9～10行	産学官連携・農商工連 携等の分野を超えた研 究開発を促進します。	産学官連携・ <u>医農工連 携</u> ・農商工連携等の分 野を超えた研究開発を 促進します。	「医農工」連携も古いと言 われそうですが、流石に 農商工連携だけでは最 先端のビジョンとはなら ないと思います。	委員からの意見も踏まえ修正いたします。	74頁9-10行 産学官連携及び <u>農林水産業、商 工業、医療等の</u> 分野を超えた連 携による研究開発を推進します。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
26	呉屋守章 審議会委員 (沖縄県振興 審議会委員、 産業振興部会 部会長)	第3章 P73 23～24行	スーパーサイエンスハイ スクールの指定に取り 組むとともに、	『スーパーサイエンス ハイスクールの指定』 に取り組むとあるが、 現在OISTや琉大の協 力の下に高等専門学 校及び高等学校の生 徒を対象に開催され ている「SCORE! (Science in Okinawa: Research for Enterprise)サイエンス in オキナワ: 起業のた めの研究能力サイエ ンス・フェア」なる企 画があるが、この企 画は高校生にサイエ ンスの社会的役割を 認識させるために有 効であり、具体的な 企画としてここで言 及することがあっても 良いのではないか。	—	OISTや琉大が連携した取組としましては、「SCORE!」のほか、女子高校生を対象とした「サイエンスプロジェクトfor琉球ガールズ」など複数存在しております。また、現在、大学相互の連携も強化されており、今後更に様々な形による人材育成が期待されることから、具体的なイベント名の追記は控えさせていただきたいと思っております。	改定(案)通り
27	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P73 27行	人的ネットワークの基礎	人的ネットワークの <b>基盤</b>	基礎ではなく、基盤という 使い方が正しいのでは ないか。現在の記載だと 異なる意味で解釈され るのではないか。	委員からの意見も踏まえ修正いたします。	74頁27行 人的ネットワーク <b>形成の基礎となる人材</b>
28	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P73 28行	高い専門性を備えた研 究者の育成に取り組み ます。	高い専門性を備えた研 究者の育成に取り組 <b>み、将来的に沖縄初の ノーベル賞受賞者を輩 出できるよう目指して いきます。</b>	沖縄の子供たちに夢を 与える意味でも、是非、 「ノーベル賞」の文言は 入れて欲しいと思いま す。	「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、2030年頃の沖縄の将来像を描いた「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けた2021年度までの施策の方向性等を示したものとなっております。 特定分野において顕著な功績を残した人物に贈られる「ノーベル賞」については、若手研究者の育成に向けた取組のみならず、画期的な発明・発見に至るまでの地道な研究活動によるところが大きいことから、本計画には特記しない予定です。 しかしながら、将来的に傑出した発明等を行う人材を輩出できるよう、高い専門性を備えた研究者の育成に取り組んでいきたいと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
29	玉栄章宏 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P75 4行～	—	「水素社会の技術的な検討」という文言を入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)	改定案には「水素社会」についての記載がない。県内の水素社会検討は、これまで課題形成がなく、そのままと本土に比べ取り残される危機感を持っている。これらの現状を打破するためには、今後の5年間に何らかな施策展開が必要である。県内の現況を分析すると、具体的には、①再生可能エネルギーを活用した電解水素製造の検討②LNG等の改質による水素製造の検討③県内産天然ガスの改質による水素製造の検討④県内における水素貯蔵のあり方検討⑤県内における水素ステーションモデル事業の検討などが必要と考えられる。	沖縄21世紀ビジョンにおいては、「低炭素島しょ社会」の実現に向けて、クリーンエネルギーを推進しており、水素も環境に優しいクリーンエネルギーと認識しております。 クリーンエネルギーの普及に向けては、太陽光、風力を初めバイオマスエネルギーその他再生可能エネルギー等導入に向けた取り組みを総合的に促進していることから、「水素社会」の技術的な検討についての記載は必要ないと考えております。	改定(案)通り
30	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P75 24行	先端的な環境関連技術の導入や環境関連企業の誘致・育成により産業集積を促進します。	先端的な環境関連技術の導入や環境関連企業の誘致・育成により産業集積を促進します。 <u>さらに、ここで培われた知識・技術をアジアや世界の同様の島しょ地域に還元し、新しいスタンダードとすることで沖縄発のビジネスを目指します。</u>	上手く表現できませんが、沖縄で確立できた新しい技術等は同様の位置、問題を抱える地域に共通に適用できることになると考えるからです。	委員からの意見を踏まえ追加いたします。	76頁24-26行 先端的な環境関連技術の導入や環境関連企業の誘致・育成により産業集積を促進します。 <u>さらに、県内で培われた知見、技術等を生かしアジアや世界の島しょ地域におけるビジネスの創出を促進します。</u>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
31	石原地江 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P83 4行	人材の多様化	「人材の多様化(競争優位性を得るため多様な人材を活用すること)」の説明、社員のキャリア持続を実現するための「働き方の多様化」、「人材育成」についても記載する必要がある。	「人材の多様化」は現場感覚からするとハードルが高いと感じる企業も多いため内容の説明が必要。「人材育成」と「働き方の多様化」は別々の課題項目として追加してほしい。また、人材育成については方向性を示したほうがよい。	人材の多様化について、「経営基盤の強化」他の表現と併せて記載する必要があることから、説明の追加は控えさせていただきます。 また、働き方の多様化や人材育成について、ここでは特記していませんが、多様な働き方として3-(10)-エ「働きやすい環境づくり」に記載されているほか、人材育成の具体的な方向性については、5-(5)「産業振興を担う人材の育成」で示されているため、ここでの特記は控えさせていただきます。	改定(案)通り
32	石原地江 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P83 18～19行 27～29行	産業財産権の創造・保護・活用に向けた取組を促進します。  また、中小企業の人材の育成・確保や情報通信技術の利活用を促進するとともに、中小企業の生産性の効率化を図るため、組織化・協業化及び中小企業協同組合等の組織機能の強化を促進します。	産業財産権の創造・保護・活用に向けた取組を促進します。 <u>また、情報通信技術の利活用を促進し、生産性を高め、企業の創意工夫で従業員の働き方の改善及び人材育成へ取り組む中小企業等の人材マネージメンを支援します。</u>  <u>また、中小企業の人材の育成・確保や情報通信技術の利活用を促進するとともに、中小企業の生産性の効率化を図るため、組織化・協業化及び中小企業協同組合等の組織機能の強化を促進します。</u>	人材の課題については、年々、中小企業の重点課題となっているため、経営革新の所に整理したほうが良いと思う。そして、後半の「また、中小企業の人材の育成・確保や情報通信技術の利活用を促進するとともに、」を削除する。	当該項目は、第一段落で中小企業の振興に向け総合的支援を行うことを明記しています。続いて、以下の各段落において、経営基盤強化等の基本方針に沿って行う主な取組を記載している構成となっておりますので、段落の移動は控えさせていただきます。 また、改定案に記載のない「働き方の改善」につきましては、3-(10)-エ「働きやすい環境づくり」に記載されているため追記は控えさせていただきます。 なお、「生産性の効率化」という表現につきましては、委員のご意見を踏まえ「生産性の向上」に修正したいと思います。	84頁28行 また、中小企業の人材の育成・確保や情報通信技術の利活用を促進するとともに、中小企業の生産性の向上を図るため、組織化・協業化及び中小企業協同組合等の組織機能の強化を促進します。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
33	池松真也 専門委員 (産業振興部会)	第3章 P86 3行	—	例えば、県立分析・評価センターのような機関(組織)を立ち上げ、ヒト介入試験まで実施可能な場所を県経済に提供できないでしょうか?そのような文章の挿入を希望致します。	—	分析・評価については、改定案に「公設試験研究機関等における研究基盤の整備・・・支援機能を強化」及び「機能性や安全性を学術的な知見により評価するための研究開発を推進」として記載しております。また、ヒト介入試験について個別具体的な記載となるため追加は控えさせていただきます。	改定(案)通り
34	呉屋守章 審議会委員 (沖縄県振興 審議会委員、 産業振興部会 部会長)	第3章 P86 9行	感性型製品の開発を促進します。	最近の海外産業界と県内業界団体との間のMOU締結の進捗を考えると、ICT環境下における県外・海外企業との連携により県内ものづくり企業の高度化を図るためにはIoTや第4次産業革命というキーワードは外すわけにはいかないのではないか。	—	部会長からの意見を踏まえ修正します。	87頁13-14行 感性型製品の開発のほかに、今後、拡大が見込まれるIoT等の技術を活用した製品開発を促進します。
35	池松真也 専門委員 (産業振興部会)	第3章 P86 23～25行	人材育成については、企業ニーズに対応した技術研修や国内外の市場動向に対応したセミナー等を開催するほか、県外製造業や研究機関等との人的交流を推進し、高度な技術や専門知識を有する人材の育成を図ります。	人材育成についての疑問です。県内では、高度な人材育成の前に、そこに配置する人材が不足しているように強く感じます。まず、そのような仕事についてみたい、その仕事をやってみたいと若い人に関心を持ってもらうことが重要であると考えます。そのため、県内の初等教育、中等教育、高等教育のより一層のシームレスな連携が求められていると思います。このようなことも記載しておく必要があると考えます。	—	委員からの意見を踏まえるとともに、ものづくり人材の確保の必要性に鑑み修正します。	87頁29-32行 人材育成については、企業ニーズに対応した技術研修や国内外の市場動向に対応したセミナー等を開催するほか、産業界、県内教育機関等と連携し、次代を担う若者に対してものづくり産業の魅力を発信し、興味・関心を育むとともに、県外製造業や研究機関等との人的交流を推進し、高度な技術や専門知識を有する人材の育成・確保を図ります。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
36	平良美恵子 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P86 29～30行	工芸品では、繊維、染料、陶土等の確保に努めるとともに、県産素材活用のための試験研究を推進します。	<u>また、伝統</u> 工芸品でも、繊維、染料、陶土等の原材料の確保に努めるとともに、 <u>関係機関と連携し、品種改良等</u> や県産素材活用のための試験研究を推進します。	原材料の品質向上のための試験研究は重要であること。 また、商工、農林関係の連携が必要であること。	委員ご指摘のとおり修正いたします。	88頁4-5行 <u>また、伝統</u> 工芸品でも、繊維、染料、陶土等の原材料の確保に努めるとともに、 <u>関係機関と連携し、品種改良等</u> や県産素材活用のための試験研究を推進します。
37	大嶺満 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P86 31行～	産業高度化・事業革新促進地域制度(産業イノベーション制度)を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、	産業高度化・事業革新促進地域制度(産業イノベーション制度)を活用し、製品の開発力や <u>生産</u> 技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、	産業イノベーション制度の目的と平仄を合わせ、修正。	産業高度化・事業革新制度のうち、産業高度化について、沖縄振興特別措置法の定義では、生産技術のみならず、役務の提供に関する技術や経営の能率向上に関することも含まれていることから、これらを含む表現として、計画では「技術の向上」としております。	改定(案)通り
38	石嶺伝一郎 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P87 18行	プロモーション展開等を支援し、県外市場における県産品の販路開拓や定番商品化を促進します。	プロモーション展開、 <u>商工会議所等における貿易関係証明の発給業務</u> 等を支援し、県外市場における県産品の販路開拓や定番商品化を促進します。	貿易関係証明(輸出品の原産地証明及びサイン証明等)の発給については、税関手続の簡素化に関する国際条約(ジュネーブ条約)に基づき、締結国の公的機関(地方公共団体を含む)のみならず指定機関(商工会議所等)が発給できることとなっており、県内では主に那覇商工会議所がその役割を担っている。近年その発給数が急激に伸びているが、手数料収入では発給業務に係る人件費が賄えないことから負担が重い。県産品の海外への販路拡大を図るためには、県の支援が必要である。	那覇商工会議所等が役割を担う貿易関係証明の発給業務については、県産品の海外販路拡大にとって必要不可欠なものであり、事業者ニーズに即し、迅速・確実に対応することが求められている。そのため、県は、那覇商工会議所等が自ら行う発給業務先進地研究等を踏まえ、必要と認められる貿易関係証明の発給迅速化へ向けた取組に対し、支援を検討する必要があると考えているため、次のとおりの修正としたい。	88頁26行 プロモーション展開 <u>支援に加えて貿易関連業務</u> 等を支援し、県外市場における県産品の販路開拓や定番商品化を促進します。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
39	玉栄章宏 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P88 7~12行	エネルギーについては、電気事業に関する税制の特別措置等を活用した液化天然ガス(LNG)の利用や、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーを促進します。	「電力自由化への対応」という文言を入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)。	改定案には「電力自由化への対応」の記載がない。2016年4月から電力小売りの自由化が始まりました。2017年の4月からはガスの自由化が行われる。更に2020年には発送電分離が国の政策として行われる。今後5年間の県内のエネルギー政策を考えた場合、電力自由化への対応は大変重要なので、電力自由化への施策展開は必要である。沖縄県内の状況を分析すると、具体的には①沖縄版電力卸市場創設②再生可能エネルギー導入推進③バイオマス発電事業拡大④固定価格買取制度のバイオマス発電単価増要請などの施策展開が必要と考える。	電力市場の自由化については、県としましても、電力料金の低減化や産業振興に資するものと認識していることから追記したいと考えております。	89頁15行 エネルギーについては、電気事業に関する税制の特別措置等を活用した液化天然ガス(LNG)の利用や、 <b>電力自由化への対応</b> 、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーを促進します。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
40	安里貞夫 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P88 2行～	—	<p>国のエネルギー政策 の変化、業界を取り巻 く環境の変化に伴い、 ビジョン策定時に比べ て益々その取り組みに 対する重要性が増して きている。ビジョン後半 の産業振興の実現に 向けて産業基盤の根 幹をなすエネルギーの 安定供給の重要性に ついて再認識する表現 が必要では？</p>	<p>南西石油の撤退問題 は、記憶に新しい出来事 である。エネルギー供給 は、民間のビジネス活動 として行われており、採 算が合わなければ撤退 という判断が出てくるの も不思議ではない。ただ 安定供給の面では、それ では困る。そのエネル ギーの安定供給、社会 的役割を誰がどの様に 実現し、それをどの様に 支えていくのかを調整・ 議論する場が必要では ないか。そして、その様 な事態に陥る前に関係 者の連携で状況を改善し ていける様な仕組みを 作っていく事が必要では ないかと考える。</p> <p>昨年から電力の自由化 が始まり、さらに今年か らガスの自由化が始まり ます。エネルギー供給を 担う企業にとっては、 益々採算性を重要視せ ざる得ない経営環境に置 かれてしまいます。これ まで以上に踏み込んだ 議論が必要と考えます。</p>	<p>産業振興のため必要な水資源やエネルギー等につ いては、本文において重要な社会資本のとして位置 づけており、また、今後の取組み方針についても、記 載されているところであります。</p> <p>また、工業用水道事業は、本県の産業振興に資する 基盤であることから、安定供給のため老朽化した施設 を計画的に更新しております。また、受水事業者の撤 退等においても安定供給に影響の出ないよう関係部 局と連携し、新規需要開拓等を行っています。</p>	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
41	安里貞夫 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P88 2行～		21世紀ビジョン基本計画においては、安価で安定したエネルギー供給により、産業界全体の振興に貢献していくことが謳われている。これは、産業振興にとって非常に重要な役割であるが、どちらかと言えば脇役的な位置づけでの表現に止まっている。ビジョン後半に向け、アジア経済戦略構想と同様にエネルギーが直接的に産業振興をけん引する可能性がある事を表現してはどうか？	エネルギー供給設備は、膨大な数の機械、設備を必要とし、その建設には機械装置の供給、資機材の供給、あるいは労働力の供給などに多くの県内企業が関わっている。それはエネルギーだけに限らず、水供給のようなインフラ産業に関しても同様である。アジアを中心としてインフラ建設に対するニーズは非常に高く、沖縄で培った島しょ型技術は高い評価を得ている。そのニーズに応じて沖縄のインフラ技術を提供することによって沖縄の企業が活躍する場を作り出す取組が必要ではないか。  これは沖縄の物づくり産業の出口戦略すなわち商品の売先を開拓する事にもつながると考えられ、エネルギーや水を含めたインフラ技術の展開を推進していく必要があると考える。	ご意見の趣旨につきましては、「21世紀ビジョン基本計画」将来像3-(6)「沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出」において記載されております。  また、企業局では沖縄の地形的、気候的特徴が類似する太平洋島しょ国に対し、島しょ地域に適合した水道事業の技術移転を図ることを目的として研修生を受け入れており、21世紀ビジョン基本計画将来像4-(2) 国際協力・貢献活動の推進において位置づけられています。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
42	池松真也 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P88 24行  第3章 P89 5～7行	地域における就業意識 向上のための環境づく りを推進します。	県外にいて特殊な能 力、高度な技術を持つ 人材の活用や若くて県 外に出てUターンしてく る有用人材の活用につ いても記載しておく 必要があると感じた。 また、県外の定年退職 者で同様の高度な経 験・知識・技術を持つ 人材の活用についても 触れてはどうでしょ うか？	—	委員のご指摘のとおり、産業の高度化を牽引し雇 用の質の改善に資する高度人材の確保に向けた取 組や、完全失業率や有効求人倍率等の改善に伴い生 じてきた人手不足の解消について、改定案に含ま れていないことから、ご意見を踏まえ次の文章を 追加します。	89頁31行-90頁2行 地域における就業意識向上のた めの環境づくりを推進します。 <u>ま た、完全失業率や有効求人倍率 は改善している一方、顕著になっ てきた人手不足の解消のための 取組や、産業の高度化を牽引す る高度人材の確保に向けた取組 を推進します。</u>  90頁16-19行 特に、ミスマッチの生じている観光 リゾート産業や情報通信関連産 業等については、企業や業界に 関する正確な情報発信とあわせ て、合同企業説明会、面接会、職 場体験等の求職者に対する支援 を行います。 <u>さらに、人手不足が 顕著となっている分野や産業の振 興を牽引する高度な経験・知識・ 技術等を有する人材の確保につ いては、県内の雇用情勢等に配 慮しつつ、県外人材や外国人労 働者の活用も含めて対策に取り 組んでまいります。</u>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
43	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P89 17～21行	女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭や育児中の女性に対する職業訓練や相談の機会の拡充、シルバー人材センター等による就業機会の拡大、障害者等に対する職業的自立の促進及び障害者雇用促進法に基づく法定雇用率達成の促進を図るほか、求職者のニーズに合った職業訓練の推進、教育機関や福祉関係機関等との連携強化による各種支援を実施します。	人手不足であることや、年金支給年齢の引き上げ、1億総活躍社会という中で、シルバー人材センターでは弱いのではないかと。これからどんどん増えていく高齢者に対して、AIやIoTといった新しい技術を再訓練することや、年齢間のミスマッチが縮小していることもあり、スキルを持っている高齢者もいることから新しい時代の変化に合わせて、改定案で強化・強調してもよいのではないかと。	高齢者の増加や労働力人口の減少に伴い、まだ現役で仕事ができる体力や能力のある就業希望者向けの職業訓練の拡充や受講についての助成を行うと、高齢者の活力の維持にもつながると考えます。	職業訓練に年齢制限はなく、他の求職者と同様に、個人の就労意欲、能力、体力に応じ、ハローワークで必要と判断された場合は、訓練を受けることができます。委員のご意見をふまえ、高齢者の就職支援の一環として制度の活用を促進するため追記します。	90頁31行 女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭や育児中の女性に対する職業訓練や相談の機会の拡充、シルバー人材センター等による就業機会の拡大や職業訓練制度の周知啓発、障害者等に対する職業的自立の促進及び障害者雇用促進法に基づく法定雇用率達成の促進を図るほか、求職者のニーズに合った職業訓練の推進、教育機関や福祉関係機関等との連携強化による各種支援を実施します。
44	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P90 32行～	企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進するため、専門家派遣等を実施します。	企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進するため、専門家派遣等を実施します。また、育児や介護などで有能な人材が離職することを防ぐため、今後は在宅勤務の導入が進んでいくことから、企業や関係機関と連携してこうした取り組みについても支援していきます。	最近、全国でも在宅勤務の導入が進められており、対面サービスでは在宅勤務が難しい面もあるが、業務改革やIT技術の活用、情報セキュリティシステムの構築などにより、可能な分野で進めていくことにより、親の介護などで離職する社員を減らすことができます。本来は企業で検討することではあるが、行政としても企業や関係機関と連携して研究会の立ち上げや、専門家を派遣するなどサポートしていき、できれば職員数が多い県庁でもこうした取り組みを検討してみてはどうかと考えます。また、朝夕の交通渋滞の緩和にもつながると思います。	「在宅勤務」はテレワーク(ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方)のひとつであり、あくまでも多様な働き方の選択肢のひとつであることから、委員のご指摘もふまえ追記します。	92頁14-16行 企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進するため、専門家派遣等を実施します。また、育児や介護などをしながら働き続けられる職場環境とするために、テレワークなどの多様な働き方に関する周知啓発を図っていきます。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
45	大嶺満 審議会委員 (沖縄県振興 審議会)	第3章 P93 17～18行	また、太陽光発電、風力 発電、太陽熱利用、バイ オマスエネルギー等の クリーンエネルギーの導 入を推進します。	<del>また、太陽光発電、風 力発電、太陽熱利用、 バイオマスエネルギー 等のクリーンエネル ギーの導入を推進しま す。</del>	当該項目は離島の生活 環境基盤の整備におけ る電力の安定供給につ いての記載であり、ク リーンエネルギーの推 進とは目的が異なるため。	県としては、離島における高コスト構造改善の観点から、太陽光発電や風力発電等のクリーンエネルギーの導入を推進することは重要であると認識しており、文言の削除は考えておりません。	改定(案)通り
46	石田達也 専門委員 (総合部会)	第3章 P103 23～25行	県内企業の海外進出や 県産品の販路拡大、海 外からの企業誘致、県 内企業と海外企業が連 携した新たなビジネス展 開等を促進する	<del>ジェトロ沖縄貿易情報 センターと協力して県 内企業の海外進出や 県産品の販路拡大、海 外からの企業誘致、県 内企業と海外企業が 連携した新たなビジネ ス展開等を促進する</del>	沖縄県アジア経済戦略 構想の取り組み内容を 反映させるため。	委員のご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。	104頁24-25行 <del>ジェトロ沖縄貿易情報センター 等、関係機関と協力して県内企業 の海外進出や県産品の販路拡 大、海外からの企業誘致、県内企 業と海外企業が連携した新たなビ ジネス展開等を促進する</del>
47	平良由乃 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P103 25～26行	海外企業が県内への投 資、立地を検討する際 の受入体制を構築しま す。	海外企業が県内への 投資、立地を検討する 際の <del>規制ならびに</del> 受入 体制を構築します。	受入体制と記すことで全 てを網羅していると察し ますが、グローバル化の 促進が安心安全と拮抗 する時代です。規制緩和 の潮流がまた変化してい るように思います。	委員のご意見を踏まえ、今後起こりうる課題を整理し 対応する必要があることから修正します。	104頁27-28行 海外企業が県内への投資、立地 を検討する際の <del>課題に対応しつ つ、受入体制の構築に取り組みま す。</del>
48	安里貞夫 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P105 26～27行	島しょ地域での再生可 能エネルギーの導入促 進	<del>アジア・太平洋地域に おける再生可能エネル ギーの導入促進</del>	沖縄及びハワイで培った 島しょ型エネルギー技術 は、大陸の内陸部(いわ ゆる陸の孤島と呼ばれる 地域)においても必要な 技術とされ、その技術移 転が強く望まれている。 対象を“島しょ地域での” と限定せず、広くアジア 全域を対象とした幅広い 表現にするべきと考え る。	委員のご意見のとおり修正いたします。	106頁30行 <del>アジア・太平洋地域における再生 可能エネルギーの導入促進</del>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
49	植松只裕 専門委員 (産業振興部 会)	第3章 P115 25～28行	沖縄工業高等専門学校 においては、観光リゾート 産業、情報通信関連 産業、ものづくり産業、 バイオ産業、環境関連 産業、文化コンテンツ産 業等、本県産業界の多 様なニーズに対応でき る高度で実践的な技術 者の養成及び産学官連 携・学学連携による共 同研究等の促進に努め ます。	今取り組んでいる航空 技術者コース化に向け た取組がありますの で、羅列されている産 業の中に航空関連産 業という記載を入れて いただきたい。	—	ご指摘のとおり修正します。	116頁25-26行 沖縄工業高等専門学校において は、観光リゾート産業、情報通信 関連産業、 <b>航空関連産業</b> 、ものづ くり産業、バイオ産業、環境関連 産業、文化コンテンツ産業等、本 県産業界の多様なニーズに対応 できる高度で実践的な技術者の 養成及び産学官連携・学学連携 による共同研究等の促進に努め ます。
50	宮城茂 専門委員 (基盤整備部 会)	第4章3-(1) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交 通ネットワークの構 築 P126・3行目	～県内外を結ぶ交通手 段は空路・海路にかぎら れていることから、他の 都道府県に比べ交通及 び物流に要するコストが 割高となり人的・物的な 移動のほか、製造業や 農林水産業等各種産業 の発展を妨げる阻害要 因となっています。	～県内外を結ぶ交通 手段は空路・海路にか ぎられていることや <b>沖 縄の経済規模が小さ い事、首都圏、大生産 地及び大消費地から 遠隔にあることから</b> 、 他の都道府県に比べ 交通及び物流に要す るコストが割高となり人 的・物的な移動のほ か、製造業や農林水産 業等各種産業の発展 を妨げる <b>阻害要因一 因</b> となっています。	空路・海路しかないこと がイコール、コスト割高 要因と表現されている。 コスト増要因は以下の要 因が大きく、誤解を与え ない表現とすべき。 産業の発展阻害要因は 土地、水、電力等の要因 も大きく、移動にかかる 費用のみを過度に強調 すべきではない。 コスト要因 ①沖縄経済規模が小さ い事により、より効率的 な大量輸送ができない。 ②首都圏、大生産地及 び消費地から遠隔にある 場合、陸続きでも移動に 要するコストは割高にな る。 ③一次、二次産業が弱 い事により片荷輸送が解 消できない。	第4章は、沖縄21世紀ビジョンで掲げた克服すべき 4つの固有課題をまとめており、その中の1つである 「海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」 では、離島で構成される本県にとって県内外を結ぶ交 通ネットワークの確立・強化は、沖縄全域の持続的な 発展を支えていくためには必要不可欠であるため、県 内外を結ぶ交通ネットワークをどのようにして構築し ていくかといった視点でまとめております。 そのため、交通ネットワークを構築するうえで課題と なっている交通及び物流のコスト増について、交通手 段が空路・海路に限られていることを要因の1つとし てあげております。  委員ご指摘のとおり、コスト増については、本県の 経済構造等も要因の1つであると考えますが、上記の 視点でまとめていることから、追記することは控えさせ て頂きたいと考えております。  ご指摘のあった、本県産業振興の阻害要因とする 表現は強調し過ぎと思いますので、「一因」に修正した と思います。	127頁6行 ～県内外を結ぶ交通手段は空 路・海路にかぎられていることか ら、他の都道府県に比べ交通及 び物流に要するコストが割高とな り人的・物的な移動のほか、製造 業や農林水産業等各種産業の発 展を妨げる <b>阻害要因一因</b> となっ ています。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
51	伊東繁 専門委員 (学術・人づくり 部会)	第5章	—	北部圏域、各離島圏域において高等学校、職業訓練校、専門学校等が必要。	全体のバランスのいい発展を考えると各圏域で生活出来るし続けて行けるようにしなければならない。例えば与那国には高校はなく、中学校卒業後は高校に通うため親もついて島から出るようなことが現実にある。	北部圏域や各離島圏域への職業能力開発校の新設は、施設整備・運営等に多額の経費等を必要とすること等を踏まえると、困難であると考えています。しかしながら、当該圏域における職業訓練の機会を確保することは重要と考えており、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しているところです。平成28年度は、当該圏域において、IT分野、OA事務分野、介護分野及び障害者分野の委託訓練を12コース実施しております	改定(案)通り
52	安里貞夫 専門委員 (産業振興部 会)	第5章 P145 11～12行	さらに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及や天然ガスの活用を促進します。	南部圏域に含まれる久米島において進められている海水温度差発電などの事例もあるため、「海洋エネルギーの利活用」という記載が必要ではないか。	—	様々な実証実験が進められており、久米島モデルの構築を進めているが、地域特性を生かした再生可能エネルギーとして「太陽光発電等」に含まれているという認識である。	改定(案)通り
53	植松只裕 専門委員 (産業振興部 会)	第5章 P151 13～14行	関連産業の集積を促進します。	関連産業の集積を促進するとともに、 <u>航空機整備施設の整備を契機に航空関連産業クラスターの形成に取り組めます。</u>	【展開の基本方向】の中にアジア経済戦略構想の5つの重点戦略の一つである「航空関連産業」を明記すべき。	委員のご指摘のとおり修正いたします。	152頁22-23行 関連産業の集積を促進するとともに、 <u>航空機整備施設の整備を契機に航空関連産業クラスターの形成に取り組めます。</u>
54	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第5章 P161 5行～	地域産業の更なる振興を図ります。	地域産業の更なる振興を図ります。 <u>また、こうした離島地域の産業振興においては、各産業分野への専門家の派遣や県内外での研究機関等での研修や人材交流などの支援を行い、産業分野での人材育成を進めていきます。</u>	離島地域では、各分野における専門的な技術や知識を習得する機会が限られており、島外との人材交流により、製品づくりの企画開発や研究、技術習得の機会を増やし産業の高付加価値化を進める担い手の育成を図っていく必要があると考えます。	委員のご意見を踏まえ追記します。	162頁31-32行 地域産業の更なる振興を図ります。 <u>また、地域産業の持続的な成長・発展に向け、地域資源等を活用した、産業振興をけん引する人材の育成等を推進します。</u>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
55	金城毅 専門委員 (産業振興部 会)	第5章 P167 10行～	地域産業の更なる振興を図ります。	地域産業の更なる振興を図ります。 <u>また、こうした離島地域の産業振興においては、各産業分野への専門家の派遣や県内外での研究機関等での研修や人材交流などの支援を行い、産業分野での人材育成を進めていきます。</u>	離島地域では、各分野における専門的な技術や知識を習得する機会が限られており、島外との人材交流により、製品づくりの企画開発や研究、技術習得の機会を増やし産業の高付加価値化を進める担い手の育成を図っていく必要があると考えます。	委員のご意見を踏まえ追記します。	169頁6-7行 地域産業の更なる振興を図ります。 <u>また、地域産業の持続的な成長・発展に向け、地域資源等を活用した、産業振興をけん引する人材の育成等を推進します。</u>
56	岩田智 専門委員 (基盤整備部 会)	—	—	—	観光客数は計画値以上に増加しているが、人手不足は深刻で人手が集まらないと、とてもこれ以上の人は受け入れられません、あるいはサービスクオリティを上げようとすると、もうこれ以上やれませんという雰囲気が出始めている。 そのため、数値的な目標を超過達成している領域では、土台としてのインフラ整備と同時に、さまざまな産業領域、生活領域における効率化・省力化に取り組むことが大事である。ICTの利活用による沖縄経済全体の効率化みたいな観点を何らかの形で盛り込むような方法が必要である。  例えばIC乗車券をスマートフォンの中に全部入れてしまうと、スマートフォンの中にアプリをダウンロードして、着いたときにはそのままゆいレールやタクシーに乗れるという使い方も可能である。	産業振興部会においても、様々なご意見があり、最終案とおりに修正しております。 委員からご意見のありました「ICTの利活用による沖縄経済全体の効率化」については、最終案に反映されているものと考えております。	68頁10-19行(3-3-(3)-イ 県内企業の高度化・多様化) <u>ITを活用した県内産業全体の国際競争力を高め、国内外市場への展開を支援するため、情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する、「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を早期に設置し、ITと他産業による交流・連携の核とする</u> とともに、(後略) 情報通信関連産業と他産業との連携強化については、沖縄の産業全体を活性化するため、観光、文化、ものづくり、流通・小売、バイオテクノロジー、環境・エネルギー、農林水産等、多様な分野の事業者との連携・融合や、GIS(地理情報システム)を含むビッグデータやAI、ロボット等の利活用促進等による付加価値の高いビジネスモデルの創出を促進します。

観光・交流産業部会における審議結果一覧  
(沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)

(観光・交流産業部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
1	當山 智士	30ページ 下から8行目	また、伝統的な生活文化の伝統をはかるため、海との関わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われた独自の食文化の保存・普及・継承～	〈下線部を追加〉 また、伝統的な生活文化の伝統をはかるため、海との関わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われた独自の食文化の保存・普及・継承の <u>高度化をはかるべく、「琉球料理」のユネスコ無形文化遺産登録を進めていきます。</u>	中国と日本の食を融合し、独自のスタイルを創り上げた琉球料理。医食同源を基本に、沖縄そばから、宮廷料理、祖先を崇める行事に食す重箱料理まで、お持て成しの正餐から祖先供養等で親族が集う共食など、素材と歴史ストーリー、儒教的意味合いを織り交ぜた多彩な琉球料理は沖縄の重要な財産である。宮廷料理を核に文化遺産に登録し、グローバルな観光マーケットに対し訪問目的となる独自の食文化を発信することは持続的観光先進地の重要な要素であり、沖縄のブランディングです。「琉球料理」を食すとは、沖縄の歴史伝統文化を触すことです。(触れて学ぶ)	(文化振興課) 昨年有識者による検討委員会において料理のみならず、盛りつける器やともいただくお茶・菓子・酒等を包含した伝統的な食文化を保存・普及・継承する必要があるとの意見が出されたことも踏まえ、以下のよう に修正します。 (修正文案) 伝統的な生活文化の伝承については、海との関わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われた独特な食文化の保存・普及・継承を図るとともに、 <u>「琉球料理」を基盤とした伝統的な食文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組みます。また、沖縄本島を～</u>	30ページ 26-28行 【修正前】 食文化の保存・普及・継承や ↓ 【修正後】 食文化の保存・普及・継承を図るとともに、「琉球料理」を基盤とした伝統的な食文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組みます。また、沖縄本島を～

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
2	當山 智士	61ページ 12行	また、世界遺産の首里城跡をはじめとする、～観光、健康診断や検診、健康保養等を目的とする沖縄の魅力を生かしたウエルネスツーリズム等～	〈下線部を追加〉 また、世界遺産の首里城跡をはじめとする、……観光、健康診断や検診、健康保養等を目的とする沖縄の魅力を生かしたウエルネスツーリズム等と <u>琉球諸島の世界自然遺産登録により国立公園化されるやんばる地域及び西表島の遺産価値を活用した「フォレストツーリズム」を積極的に推進し、沖縄独自の観光プログラムを創出します。</u>	世界水準の観光リゾート地の形成における施策展開には、従来の海の魅力に「森」の魅力は是非とも加えておきたいツーリズムスタイルである。	(観光整備課) ご提案のあります件につきましては、本県における自然のうちの一部である「森」に特化した内容と考えられ、本県の豊かな自然環境等の資源を活用するという既存の記載中における「環境共生型のエコツーリズムを促進」により読みとれるものと考えております。そのため、現行の記載のままとしてと考えております。	改定(案)通り
3	當山 智士	74ページ 最後の行	健康サービス産業については、～ウエルネスツーリズムへの展開を促進するとともに～	〈下線部を追加〉 健康サービス産業については、～ウエルネスツーリズムへの展開を促進するとともに <u>琉球諸島の世界自然遺産登録により国立公園化されるやんばる地域及び西表島の遺産価値を活用した「フォレストツーリズム」を積極的に推進し、沖縄独自の観光プログラムを創出します。</u>		(観光整備課) ソフトパワーとしての豊かな自然環境を活用した産業の創出は重要だと考えており、現行の基本計画3-②-ア(国際的な沖縄観光ブランドの確立)で、エコツーリズムを明記し施策展開に取り組んでおり、一定程度の事業化もされているところです。そのため、現行の記載のままとしてと考えております。	改定(案)通り
4	當山 智士	64ページ 19行	特に、沖縄本島東海岸地域などへの民間投資を促すため、	〈下線部を追加〉 特に、沖縄本島東海岸 <u>及びやんばる</u> 地域などへの民間投資を促すため、	これからの観光投資のトレンドは、東海岸及び名護以北のやんばる地域である。	(観光整備課) 民間投資のトレンドとして今後やんばる地域も伸びていくことが期待されますが、当該施策には、県が政策的に後押ししなければ民間投資が進まない地域として、本島東海岸を例示的に示したところです。そのため、現在の記載の表現にはやんばる地域や離島地域も包含されていると認識しております。また、圏域別展開では、北部圏域においても当該施策の展開を記述しております。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
5	當山 智士	116ページ 16行	<p>長期的に沖縄の発展を支える基盤人材となるよう、産業界、各高等教育機関等と連携しながら、<u>大学の設置、拡充等、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進します。</u></p> <p>上記下線を受けて</p> <p>このため、観光産業人材については、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材を育成するとともに、沖縄観光産業を支える高度な経営人材や通訳案内士等の育成を推進します。</p>	<p>〈下線部を追加〉 こめため、観光産業人材については、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材を育成<u>するために、観光リゾートの拠点となるホテル及び地域観光創生のビジネスイノベーションを促すMBA取得を目的とした「観光・ホテル経営スクール(仮称)」を設置し、</u>沖縄観光産業を支える高度な経営人材や<u>文化歴史に精通したガイドや通訳案内士等、地域観光推進人材</u>の育成を推進します。</p>	<p>県内外の優れた観光分野の専門家を招聘し、基礎・上級過程を踏まえマネジメントができる実践力を備えたプロフェッショナルなホテル及び地域創生人材の育成を図る。運営は産学協働にて行い、昼は学び夜はホテルにて実践をし学費のサポートをする。MICE運営人材の育成には必要不可欠であり沖縄で観光を学ぶという「アカデミックツーリズム」を推進する。 課題：琉球大学・名城大学・各専門学校との整合性であるが、本スクールは実践型即戦力型を目的とするものとし、修了者はホテルや地域観光協会、観光関連事業へ就職し、先導的観光人材を担う。</p>	<p>(観光振興課) ご意見の内容は、「大学の設置、拡充等」の「等」に含まれていると考えております。 観光産業のステイタス向上や国際競争力を獲得するためには、高品質のサービス提供を可能とする高度な観光人材や、持続可能な観光産業の実現に貢献する人材の恒常的な育成が重要であり、産業界ニーズを踏まえた実践的なカリキュラムによる経営スキルの習得が必要と考えます。 MBA取得を含む、プロフェッショナルな観光人材の育成に向けた、新たな人材育成機関の創設等については、今後の課題として観光業界や教育機関と幅広く議論したいと考えており、現行の記載のままとしたいと考えております。</p>	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
6	當山 智士	64ページ 最後の行	新規追加	また、マーケットの多様化に伴い今後増加が見込まれる「民泊」についても、各観光団体との連携を行い、旅館業法等の法令遵守を基本とした、「安全・安心」の基準を満たす制度を構築し、新たなマーケットの誘客活動を展開します。	現状、違法な宿泊形態での営業施設が増えてきている。定住者とのトラブルや観光客に問題や被害が生じない前に善処すべき。	(観光政策課) 国において、旅館業法施行令の改正により、簡易宿所の営業許可の取得要件が緩和されたこと、さらに近年急増している空き家や空室を活用した民泊に対応する新たな法制度が検討されていることなど、民泊事業について旅館業法そのものの検討が行われている現状を踏まえ、今後も引き続き国の動向や県内宿泊業界等の意見等を適宜把握し、関係部局と連携した上で検討する必要がある、現時点においては基本計画に記載することを検討しておりません。	改定(案)通り
7	渡嘉敷 通之	目次 第3章 2 (1)への挿入	(1)健康・長寿おきなわの推進	<下線部を追加> (1)健康・長寿おきなわ、 <u>スポーツアイランド</u> <u>沖縄</u> の推進	スポーツアイランド沖縄の推進が一見できるようにするため	(スポーツ振興課) 計画策定後からこれまでの本県スポーツを取り巻く環境は、スポーツコンベンションの誘致・受入のワンストップ機能を有する「スポーツコミッション沖縄」の設置、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた県出身選手の育成、事前合宿の誘致など新たな展開があり、スポーツの注目度が非常に高まっていることから、ご指摘のとおり、「スポーツアイランド沖縄」を追記したいと考えております。	目次、38ページ 24行 【修正前】 (1)健康・長寿おきなわの推進 ↓ 【修正後】 (1)健康・長寿 <u>スポーツアイランド</u> <u>沖縄</u> の推進

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
8	喜友名 朝孝	32ページ 13行	沖縄伝統空手・古武道の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に関係機関や団体と連携して国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制を強化していきます。	<p>・以下の文言を追加 沖縄伝統空手は不易であり、競技空手(創造空手)は流行である。今や、絶滅危惧種に陥りかねない伝統空手の「型」の保持、継承及び世界への普及振興は容易ではない。それは、保持者の減少、指導者の高齢化は正に憂慮すべきである。</p> <p>今日的課題として、沖縄伝統空手保持者認定、伝承者育成、国際的な指導者育成は急務である。</p> <p>沖縄空手は「仁・義・礼」を貴び何よりも人間の尊厳を中心に据え、心身の鍛練を通して人間を昇華させる力を有している。世界の人々が空手に魅せられる所以でもある。空手の真髄は「型」に象徴され、祖先伝来の民族技芸文化である伝統空手をユネスコ無形文化遺産登録を推進していく。</p>	<p>沖縄伝統空手の「型」と技法、空手道精神は不易である。空手の真髄は「型」に象徴され、重厚で華麗な「型」は世界に誇れる文化遺産である。</p> <p>今や、世界の空手界は沖縄伝統空手に魅せられ、競技空手(流行)から伝統空手(不易)へと原点回帰が加速を増している。不易と流行は車の両輪のごとくお互いに連携を深め、響き合い世界へ普及振興を図ってきました。</p> <p>2020年東京オリンピックという追い風を受け、世界中が空手に注目している今こそ、伝統空手をユネスコ無形文化遺産登録発信する絶好の機会であると考え、確かな戦略が必要である。</p>	<p>(空手振興課) 御意見を踏まえ、次のように改正したいと考えております。</p> <p>先人が築き上げた沖縄<b>伝統空手・古武道</b>の「型」を研究し、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に官民をあげて国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制の強化に<b>取り組みます</b>。また、人格を高め「平和の武道」といわれる沖縄空手の価値を広く県民に啓発し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運の醸成を図ります。</p>	<p>32ページ 16-21行</p> <p>【修正前】 沖縄伝統空手・古武道の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に関係機関や団体と連携して国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制を強化していきます。</p> <p>↓</p> <p>【修正後】 <u>先人が築き上げた沖縄空手の「型」を研究し、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に官民をあげて国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制の強化に<b>取り組みます</b>。また、<b>人格を高め「平和の武道」といわれる沖縄空手の価値を広く県民に啓発し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運の醸成を図ります。</b></u></p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
9	照屋 義実	32ページ 13行	沖縄伝統空手・古武道の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に関係機関や団体と連携して国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制を強化していきます。	・ユネスコ無形文化遺産の登録を入れておいた方が良いのではないか。		(空手振興課) 御意見を踏まえ、次のように改正したいと考えております。 先人が築き上げた沖縄 <u>伝統空手・古武道</u> の「型」を研究し、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に官民をあげて国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制の強化に <u>取り組みます</u> 。また、人格を高め「平和の武道」といわれる沖縄空手の価値を広く県民に啓発し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運の醸成を図ります。	32ページ 16-21行 【修正前】 沖縄伝統空手・古武道の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に <u>関係機関や団体と連携して国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制を強化して</u> いきます。 ↓ 【修正後】 <u>先人が築き上げた沖縄空手の「型」を研究し、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して</u> 取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に <u>官民をあげて国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制の強化に</u> 取り組みます。また、 <u>人格を高め「平和の武道」といわれる沖縄空手の価値を広く県民に啓発し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運の醸成を図ります</u> 。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
10	玉元 三奈美	103ページ 8行	さらに、「世界のウチナーンチュの日」が制定されたことを踏まえ、県内・国内・海外に向けて沖縄に関する情報発信を強化するとともに、次世代のネットワークの担い手の育成等、ウチナーネットワークの継承、発展を図ります。	〈文言の削除及び変更〉 さらに、「世界のウチナーンチュの日」が制定されたことを踏まえ、 <b>県内・国内・海外に向けて沖縄に関する情報発信を強化するとともに、次世代のネットワークの担い手の育成等、世界のウチナーンチュが築き上げたウチナーネットワークの継承、発展を図ります。</b>	「世界のウチナーンチュの日」の制定目的は、沖縄に関する情報発信を強化するために制定されたものではないことと、「沖縄に関する情報発信を強化するため」と記載すると特定しすぎた実施計画と見えるため。	(交流推進課) 前段の削除に関し、「世界のウチナーンチュの日」制定趣旨は別紙の通りとなっています。県では、世界中で「世界のウチナーンチュの日」の取組を促進していくためには、これまで以上に情報発信の必要性があると考えています。また、第6回世界のウチナーンチュ大会の県人会長・民間大使会議においても、ウチナーネットワークの継承・発展及びウチナーンチュの日に関連し、情報発信が重要であるとの意見が多数あったところであり、原文のままとさせていただきたいと考えています。 また、後段の変更部分については、ウチナーネットワークとは「海外・県外に移住した沖縄県出身者とその子弟、沖縄県民、沖縄と縁のある人々との多元的なつながり」(ビジョン基本計画P29参照)とされており、「世界のウチナーンチュが築きあげた」とすると誤解を生じさせる可能性もあるため、原案のままとさせていただきたいと考えています。	改定(案)通り
11	玉元 三奈美	103ページ 14行	さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、海外との新たな協定締結など地域間交流を促進するとともに、	〈下線部を追加〉 さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、 <b>ウチナーネットワークの活用や海外との新たな協定締結など地域間交流を促進するとともに、</b>	沖縄21世紀ビジョン基本計画中間評価(概要版)〈観光・交流産業部会関連部分抜粋〉の10頁にあります「次世代ウチナーネットワーク参加青少年数(累計)」や成果指標の達成状況によると、海外県系子弟やアジアからの留学生受入、海外県系少年と県内青少年との交流、県内の若者を海外県人会へホームステイ派遣するなどの取り組みにより、将来のウチナーネットワークを担うことが期待される人材の数は順調に増えてきている。一方で、育った人材や広がったウチナーネットワークを活用した新たな展開が今後必要であると感じる。	(交流推進課) 海外沖縄県人会やウチナー民間大使等については、現在もウチナーネットワークとして活躍していただいておりますが、委員のご意見も踏まえ、世界のウチナーンチュの日が制定されたことから、「 <b>ウチナーネットワークのさらなる活用や</b> 」という一文を追加したいと考えています。	104ページ 15行 【修正前】 さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、海外との新たな協定締結など地域間交流を促進するとともに、 ↓ 【修正後】 さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、 <b>ウチナーネットワークのさらなる活用や海外との新たな協定締結など地域間交流を促進するとともに、</b>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
12	上地 恵龍	65ページ 15行	あわせて、外国人観光客等を受け入れる環境づくりとして、通訳案内士の育成等により～	<下線部を追加> あわせて、外国人観光客等を受け入れる環境づくりとして、 <b>引き続き</b> 通訳案内士の育成等により～	今後増えていく外国人観光客の対応が求められている中、無資格でもガイド可能な傾向にあり、サービス品質担保するため通訳案内士の資格継続を要請する。	(観光政策課) 現在国において通訳案内士でなくともガイド活動を可能とする内容の法律改正の動きがありますが、沖縄観光の質を向上させる為には、正しい観光知識を有する各通訳案内士の育成等は必要なことと考えております。 基本計画本文の文言を削除せずそのまま残すことで、今後も継続して育成していく主旨となりますので、現行の記載のままとしてと考えております。	改定(案)通り
13	上地 恵龍	96ページ 22行	また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講ずるとともに～	<下線部を追加> また、観光施設の新設や <b>改修・改装</b> 、施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講ずるとともに～	新規開業施設に対する優遇措置の他、これまで沖縄の観光発展に貢献してきた既存施設に対する支援・優遇も考慮する。 県内観光施設の施設・設備の格差を縮小することにより、すべての施設の利用者の満足度向上に繋がる。	(観光整備課) ご意見のとおり、既存施設の改修等については重要なことと考えており、宿泊施設の改修についても観光施設投資減税制度の対象に施設改修も追加してもらえるよう業界団体と連携して国に要望する考えです。 なお、基本計画では現行の税制優遇で認められた新設整備や既存施設の増設に関して整備促進を図る旨の記述に見直します。 【修正案】 また、観光施設の新設や <b>既存施設の増設等</b> に対し、……	98ページ 10行 【修正前】 また、観光施設の新設や <b>施設整備の拡充等</b> に対し、～ ↓ 【修正後】 また、観光施設の新設や <b>既存施設の増設等</b> に対し、～
14	上地 恵龍	64ページ 11行	二次交通機能については、外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取り組むほか、レンタカー対策として、利用者の利便性向上に向けて円滑な受け渡し場所の改善等に取り組めます。	<下線部を追加> 二次交通機能については、 <b>レンタカー利用の一辺倒から、国内・外観光客の路線バス利用の促進を図る</b> 。外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取り組むほか、レンタカー対策として、利用者の利便性向上に向けて円滑な受け渡し場所の改善等に取り組めます。	現在那覇空港やバスターミナルには印刷された英語の路線図や時刻表がなく口頭による案内も限られ、外国人観光客が利用しにくい状況にある。 二次交通機能については、沖縄県内の移動手段として、モノレールとバスは極めて重要な役割を果たしている。特にバス移動については時刻表や、乗継方法を空港やバスターミナル、国際通りのバス乗り場といった場所に日本語以外(ローマ字)で掲示することで、外国人個人旅行者が公共交通を使用して旅程を組みやすくなるような対応を図る。	(観光振興課) 二次交通機能について、路線バスの利用促進のみならず、64頁の「外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取り組むほか」に包含されており、原文の記載のままとしてと考えております。 個別具体的な記述については、「21世紀ビジョン実施計画」で検討し、必要に応じて記載するものと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
15	兼島 規 (総合部会)	63ページ 最後の行	また、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備し、空港利用者の利便性・快適性の向上を図ります。	〈63頁の最後の行に追加〉 また、国の訪日旅行者2020年4000万人、2030年6000万人とする目標設定を踏まえた、沖縄における目標設定の見直しを行うことと併せて、将来を見据えた那覇空港及び周辺用地の拡大と土地利用のあり方について、関係機関と連携し検討を行います。	増大する観光客当の受入れに対応するためには、自衛隊用地、第2滑走路完成後の両滑走路間の埋立を含めた土地利用を検討する必要がある。	(観光政策課) 入域観光客数等の目標値の見直しについては、今年度沖縄県観光審議会において検討しており、国の観光政策の動向も考慮して見直し作業を行うこととしております。	改定(案)通り
16	兼島 規 (総合部会)	64ページ 11行	二次交通機能については、外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取り組むほか、レンタカー対策として、利用者の利便性向上に向けて円滑な受け渡し場所の改善等に取り組めます。	〈64頁13行に以下を追加〉 また、近年レンタカーの増加が著しく、交通渋滞や交通事故、観光施設における駐車場不足等、利用者や県民生活に影響を生じていることから、〈レンタカーの規制検討と併せて〉観光バスなどによる大量輸送の普及促進に取り組めます。	レンタカーを利用する観光客の満足度を向上させるため。	(観光振興課) 二次交通機能については、安全・快適な移動環境の提供に取り組むこととしており、県内移動の利便性の向上及び交通手段の多様化に係る個別具体的な記述については、「21世紀ビジョン実施計画」で検討し、必要に応じて記載するものと考えております。	改定(案)通り
17	喜久里 睦 (基盤整備部会)	33ページ 27行	～限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図ります。	〈下線部を追加〉 ～限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図るとともに、 <u>日本文化の南のゲートウェイとしての役割を果たすべく、日本を代表する文化である能や歌舞伎等の伝統芸能のほか、世界遺産に登録された和食や世界的に人気のアニメーションの発信拠点を目指します。</u>	日本全国で急伸する外国人観光客の大きな目的の一つは、「日本文化」に触れたい、「和食」を食したい、大好きな「日本アニメ」を感じたいという事だと思えます。当然、沖縄文化の発信が最も重要ですが、今後のさらなる観光振興を考えたときに、東南アジアから最も近い「日本」である沖縄のブランド化も必要と考えたからです。	(文化振興課) 「21世紀ビジョン基本計画」中間評価において、組踊や琉球舞踊、伝統空手などの「沖縄文化」の発信・強化が課題とされており、最優先で取り組んでいくべき事項であると考えております。長期的な視点において、日本文化の発信が重要となることは否定しませんが、今回の基本計画に盛り込むことについては時期尚早と考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
18	喜久里 睦 (基盤整備部 会)	61ページ 15行	～野球やサッカーなど 各種スポーツキャンプ・ 大会の誘致等スポーツ を活用した観光～	〈下線部を追加〉 ～野球やサッカーなど 各種スポーツキャンプ・ 大会の誘致等スポーツ を活用した観光を実現 し、国内並びに東南ア ジアのスポーツの聖地 とすべく「スポーツ庁」 の誘致を目指すとも に～	2020年の東京五輪を 見据えて、キャンプ地と して国内外のアスリートが 本県へ集まることが予想 されてますし、またそれを 誘致すべきだと考えま す。五輪を契機に本気で スポーツアイランドを目 指すのであれば、スポ ーツ庁誘致を目玉に挙げ るくらいのインパクトがあ ってもよいかと思えます。	(スポーツ振興課) スポーツ庁を沖縄に誘致することは確かにインパ クトはありますが、国の機関として沖縄に設置するメリ ット・デメリットや実現可能性等の課題があり、今後検討 していく必要がありますので、現時点では現行の記載 のままとして考えております。 なお、県では、東京オリンピック・パラリンピックの事前 合宿誘致に向け、受入市町村やスポーツコミッション 沖縄と連携して取り組んでいるところであり、「アジア・ 世界に開かれたスポーツアイランド沖縄」の形成を目 指した各種事業を推進しております。	改定(案)通り
19	喜久里 睦 (基盤整備部 会)	61ページ 21行	あわせて、沖縄型特定 免税店制度の活用促進 などショッピングの魅力 向上に向けて取り組み ます。	〈下線部を追加〉 あわせて、沖縄型特定 免税店制度の活用促 進などショッピングの 魅力向上に向けて取り 組むとともに、今までに ない夜間でも楽しめる 「ナイト・エンターテイ メント」の展開も進めま す。	ブロードウェイ・ミュージ カルなどのような大人が 楽しめる健全なナイト・エ ンターテイメントは国際観 光地を目指すのであれ ば必要不可欠だと思いま す。「沖縄は夜間に遊ぶ ところがない」とは、観光 関係者の共通認識だと 聞いています。	(観光政策課) ご意見にある「ナイト・エンターテイメント」につい ては、琉球音楽や琉球舞踊等国内外から評価されてい るショービジネスや演劇ライブなどの文化コンテンツを 創造、活用(改定案33～34頁)や、歴史・文化、ス ポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自 の観光プログラム(高付加価値型観光)を戦略的に展 開(改定案60頁)にその主旨が含まれており、現行の 記載のままとして考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
20	喜久里 睦 (基盤整備部 会)	74ページ 7行  74ページ 25行	～投資を呼び込む金融 関連産業の高度化、さ らにはMICE関連産業の ～  ～産業の振興を目指し ます。	〈下線部を追加〉 ～投資を呼び込む金 融関連産業の高度化 <u>のほか、アジアの旺盛 な英語需要に対応する 語学留学の受入整備、</u> さらにはMICE関連産 業の～  ～産業の振興を目指し ます。 <u>また、これらソフ トパワーを発揮する人 材の英語教育とともに 日本本土並びにアジア 各国からの旺盛な語 学留学需要を取り込む ための語学教育システ ム等の整備にも取組 みます。</u>	グローバル経済をけん引 するアジアで英語は必要 不可欠な言語となってい ます。特に現在、日本本土 あるいは韓国等では英語 習得のための語学留学が 過熱しており、その留学の 受入先としてフィリピン・セ ブ島が注目を浴びていま す。しかし、安全面の懸念 やクオリティ、カリキュラム 等に課題があるなど、日 本本土からの留学生から するとリスクと感じる点 があることと、日本以外の留 学生からすると、世界トッ プ級の治安と「日本品質」 と呼ばれるクオリティの高 さは留学先として魅力的で あろうと考えます。アジア に展開する沖縄という位 置づけで多様な産業振興 を図るという観点から、本 県における英語教育はも とより、アジアの英語需要 に対応する各国からの語 学留学の受入先を目指す という視点も盛り込んで いかげでしょうか。	(交流推進課) 委員からのご意見のある「アジアの旺盛な英語需要 に対応する語学留学生の受入整備」については、外 国の方々が沖縄で英語教育を受ける体制の整備とい うことであることから、基本的には純粋なビジネス活動 として、民間ベースで検討されるべきものと思われ、 行政施策として調査・検討が行われていないことか ら、現行の記載のままとしていたいと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
21	宮良 信詳 (審議会委員)	30ページ14行	ア 沖縄の文化の源 流を確認できる環境 づくり	<p>&lt;下線部を追加&gt; このため、沖縄文化の 基層であり文化遺産とし て歴史的価値を有する “しまくとぅば”について は、<u>まだまだ検討半ばで はあるが、しまくとぅば普 及の司令塔「しまくとぅば 普及センター」を中核と した自主事業を展開しま す。実施検討課題とし て、普及の根幹となる沖 縄語、宮古語、八重山 語、与那国語の表記法 の制定、しまくとぅばの 講師を認定・派遣するた めの養成講座の開催、 しまくとぅば教材の開 発、しまくとぅば教育のモ デル校指定、しまくとぅ ば検定の実施などがあ ります。さらに、学校教 育における幼児児童生 徒に対応した教育プロ グラムの充実や障害学 習機会の提供などの学 べる環境づくりに取り組 みます。あわせて、若い 人たちがしまくとぅばに 接する機会を創出し、</u></p>		<p>(文化振興課) 「しまくとぅば普及センター(仮称)」の設置について は、31ページ(24行目)で記載しております。 また、「21世紀ビジョン基本計画」においては、しまく とぅば普及の基本的な方向性を記載し、その具体的な 実施方法については「21世紀ビジョン実施計画」で記 載するものと考えておりますので、原文のとおりとさせ ていただきます。</p>	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
22	小川 寿美子 (審議会委員)	103ページ 8行	さらに、「世界のウチナーンチュの日」が制定されたことを踏まえ、県内・国内・海外に向けて沖縄に関する情報発信を強化するとともに、次世代のネットワークの担い手の育成等、ウチナーネットワークの継承、発展を図ります。	<p>〈下線部を追加〉</p> <p>さらに、「世界のウチナーンチュの日」が制定されたことを踏まえ、県内・国内・海外に向けて沖縄に関する情報を継続的に発信するため、世界のウチナーンチュ会館・資料館(仮称)の設立を検討し、次世代のネットワークの担い手の育成等、ウチナーネットワークの拠点をつくり、その継承、発展を図ります。</p>	世界のウチナーンチュ大会は4～5年に一度の県全体のイベントとして定着しつつあるが、大会が終わるとその開催のために投入した多大なる資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が散在してしまう。それらの資源を保存・蓄積し、大会の意義、素晴らしさをいつまでも誰でも分かち合える場があれば、世界のウチナーンチュにとってルート・ツーリズムの拠点として魅力的であるのみならず、沖縄の学術機関、図書館などにとっても沖縄移民学を研究する場として、また沖縄県民が時空間を越えて多角的に沖縄を理解するために、更に国際的な沖縄を多角的に紹介する施設として観光で訪れる海外や県外からの旅行者にとっても魅力的である。	(交流推進課) 本県は国内有数の移民県であり、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げる、「世界に開かれた交流と共生の島」の実現のため、文化観光スポーツ部では様々な施策に取り組んでいるところです。御意見の「世界のウチナーンチュ会館・資料館(仮称)の設立検討」等の修正について、県ではJICA横浜の「海外移住資料館」等の運営状況等を調査しておりますが、その際、いずれの施設においても来場者の確保が課題となっていることや、管理運営費に見合う費用対効果をあげることが厳しい状況にあるとのことでありました。県としては、これらの調査結果を勘案しながら、「実現可能性」を含めどのような方策があるか検討している状況であり、現段階においては原文の記載のままとしてと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
23	平田 大一	62～63ページ 76～77ページ	ウ 大型MICE施設を 核とした戦略的な MICEの振興 オ MICE関連産業の 創出	基本計画の記述として は細かすぎるのではな いか。検討いただきたい。		<p>(観光整備課) 以下のとおり改正します。併せて、これまでの間に開催したMICE振興戦略(案)検討委員会が出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「MICEは沖縄振興のツールではなく経済成長のためのプラットフォームとして位置付けるべき。」</li> <li>・「MICEを活用した産業振興にあたっては、直接関連する産業だけでなく、あらゆる産業の振興に活用することを明確にすべき。」</li> </ul> <p>などの意見についても反映することとしました。</p> <p>第2章3(2) MICEを沖縄経済成長のプラットフォーム(ソフトインフラ)として新たに位置付け、MICE推進による各産業分野の成長発展と都市ブランド力の向上を図ります。</p> <p>第2章4(5) MICEを活用した産業振興とMICE関連産業</p> <p>第3章3(2)ウ 沖縄観光に“ビジネスツーリズム”という新機軸を打ち出し、企業ミーティングやインセンティブ旅行などビジネス目的の来訪を促す観光施策を強化するとともに、国際会議やコンベンション、展示会・商談会などのビジネスイベントを通じてアジアの活力を取り込む新たな施策を展開し、戦略的なMICE振興を推進することにより、国際的なMICE開催地としてのブランド確立を目指します。</p> <p>このため、中城湾港マリントウン地区に大規模展示場等を備えた大型MICE施設を整備するとともに、宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。また、沖縄コンベンションセンターや万国津梁館等の既存MICE施設の利便性向上や、大型MICE施設を核とした既存施設との連携強化を図ります。</p> <p>MICEの誘致・プロモーションについては、国内外でのMICEブランドプロモーションを展開するとともに、観光事業者をはじめとする産業界、大学関係者、各種団体等と連携し、マーケティングに基づく継続的なプロモーション活動、マッチングイベントの開催等によりMICE需要を創出します。また、MICE開催を支援するインセンティブ施策を実施するほか、展示会等の円滑化に資する規制緩和や特例制度の創設に向けて取り組みます。</p> <p>MICEの受入体制については、MICE振興の中核的な役割を担う推進組織を設立し、誘致活動、受入支援、人材育成等におけるサポート体制を強化するとともに、ユニークベニュー等の開発支援、大学と連携した専門人材の育成等に取り組みます。</p> <p>あわせて、MICE開催地としてのホスピタリティを強化するため、MICEに対する県民理解や学生等へのMICE教育、地域ボランティア活動の促進に取り組みます。</p> <p>第3章3(6)基本施策の展開方向 、さらにはMICEによる新たな産業振興 オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出</p> <p>MICEは、人、モノ、情報、企業の集積を促すビジネス交流のプラットフォームであり、観光リゾート産業をはじめ、情報通信、物流関連、ものづくり、農林水産業、飲食・小売、サービスなど様々な分野においてMICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出を図ります。</p> <p>このため、産業界等のネットワークを生かしたMICEの誘致活動や新たな展示会・見本市等の開催を促進するとともに、業界全体でMICEを推進する取組を支援します。また、国際会議の開催・運営のワンストップ機能やコーディネート機能を有する民間事業者の集積・高度化を図ります。</p> <p>MICEから派生するビジネスを取り込むため、各種セミナーやMICE主催者等とのマッチングイベントを開催するとともに、魅力あるユニークベニューや体験プログラム、テクニカルツアー(産業視察)の受け入れ等、MICE関連商品・サービスの開発を促進します。</p> <p>MICE関連産業の人材育成については、ミーティングプランナーやコーディネーターなどの専門人材を育成するとともに、民間事業者の人材育成を支援します。</p>	左記県の対応のとおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
24	富田 めぐみ	32ページ 18行	～諸言語へ翻訳・通訳するとともに、翻訳者・通訳者の人材育成など～	(以下のとおり修正) ～清良な多言語化を促進するとともに、解説者の人材育成など～	字幕やパンフレットの多言語化は、(必ずしも芸能専門でなくともよいが)プロの翻訳者+ネイティブチェックが望ましい。言語の翻訳に加えて、沖縄の伝統文化の魅力・歴史・見どころなどを国内外の観客に噛み砕いて伝える「解説者」の育成が急務。	(文化振興課) 当該箇所の通訳者・翻訳者の育成は一般的な通訳者等の育成にとどまらず、沖縄の伝統文化を国内外に効果的に発信することを目的として通訳者等の人材育成など総合的な取組を実施することとしていることから、現行の記載のままとして考えております。	改定(案)通り
25	富田 めぐみ	33ページ 下から2行目	～文化資源のエンターテインメント性を高め、ショービジネスや演劇ライブのほか、映像などのデジタルコンテンツといった新たな魅力が備わったコンテンツとして創造し、積極的な活用を図ります。 また、多様な文化資源を産業化につなげるため、文化資源を活用した創造性の高いビジネスモデルの創出、異分野・新技術との連携による付加価値の高い商品開発や事業化等の取組を推進します。	(以下のとおり修正) ～文化資源の芸術性、エンターテインメント性を高め、実演家(団体)や異分野・新技術との連携による新たな魅力が備わった作品の創造、事業化等の取組を促進します。 産業化によって得られる知識や利益を循環することで、文化の継承・発展にも寄与できるよう、実演家(団体)、関係機関、行政が協創する環境を整えます。	産業化が目的でなく、得られるものを還元し、豊かな沖縄文化を継続的に発展させるための産業化でありたい。短期的な消費型にならないよう、産業化の際にはエンターテインメントであると同時に沖縄文化の品格を損ねないようクオリティーチェックが必要。そのためには実演家(団体)、関係機関が積極的に関わり、県とともに協創(共創?)する体制が望ましい。	(文化振興課) 委員のご意見の主旨は1-(5)文化産業の戦略的な創出・育成(資料3 32頁下から10行目)の【基本施策の展開方向】の中に含まれていると考えております。 しかし、文化資源のクオリティーの確保や芸術性を高めることは重要なことであることから、ご意見を踏まえ一部修正したいと考えております。 【修正案】 ～文化資源の質を確保するとともに、芸術性、エンターテインメント性を高め、～	34ページ 7行 【修正前】 ～文化資源のエンターテインメント性を高め、～ ↓ 【修正後】 ～文化資源の質を確保するとともに、 <u>芸術性</u> 、エンターテインメント性を高め、～

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
26	原田 宗彦	61ページ 5行	スポーツ・ツーリズム	それぞれ「・」を削除して	スポーツツーリズムは「・」がないことで統一されている。	(スポーツ振興課) 「スポーツツーリズム」と「・」が無い表記に変更します。	62ページ 9行 【修正前】 スポーツ・ツーリズム ↓ 【修正後】 <u>スポーツツーリズム</u>
27	呉屋 守章 (産業振興部会)	17ページ 20行	リーディング産業である観光リゾート産業については、世界水準の観光リゾート地として、また、情報通信関連産業については、我が国とアジアを結ぶITブリッジの拠点として、国内外に評価されるよう、産業の量的拡大と高付加価値化に戦略的に取り組みます。	基本計画改定(案)のp.17において、リーディング産業として観光リゾート産業と情報関連産業をあげ、それぞれにおいて世界水準の観光リゾート地と日本とアジアを結ぶITブリッジ拠点と位置付けている。ところが、去る1月の成人の日を含む連休において、沖縄自動車道許田インター名護方面ゲートでETC車線以外において2km(?)に及ぶ大渋滞が観察された。恐らく県外からの旅行者もこうした渋滞に巻き込まれ、大変な不便と不快な思いをさせたのではないかと懸念する。一方、台湾においては高速自動車道においてはIoTの活用により全課金所が無人化され、全ての車は一台停車し、精算する必要がないと聞く。世界水準の観光リゾート地を目指すのであれば、県内で良く利用されていると聞くレンタカーにもこうしたインフラを導入し不便性を解除することが望ましいのではないかと思う。但し、こうした具体的問題の解決策は、県庁内の幾つかの部局にまたがって継続的に検討されるべきものであり、部局の壁を越えた形での対応の有り方について具体的記述が見当たらない。		(観光振興課) レンタカー利用者の利便性の向上については、利用者の安心安全に繋がる情報の提供に取り組むとともに、今後はICTを活用したより快適で効率的なレンタカー利用環境を実現するため、関係機関と連携して取り組みます。 なお、観光に関する部局横断的な事項については、知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県観光推進本部で協議・検討していくこととなります。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
28	呉屋 守章 (産業振興部 会)	62ページ 21行	ウ 大型MICE施設を核 とした戦略的なMICEの 振興	今回の改定(案)において は、MICEの設置場所が確 定したことにより、その成功 に向けた諸施策が盛り込ま れている。ところで、今回予 定されている規模のMICE の運営に当たって大きく懸 念されることの一つとして、 維持管理に係る空調費があ る。一方、p.29にイ:クリーン エネルギーの推進11行目 に、『…水溶性エネル ギーの有効活用に向けた取 り組みを促進します。』とあ り、14行目には『…液化天 然ガス(LNG)の利用を促進 します。』とある。これらの資 源或いはエネルギー供給施 設は今回設置予定地域の 近傍で採掘が過去に検討さ れたり、或いは既存設備とし て存在している。先述の MICEにおける空調費の課 題を、大所高所より統合的 に検討・判断し、こうした資 源或いはエネルギー供給施 設を有効に連携させなが ら、やはり16行目にある環 境モデル地域として実現す べきではないか。この課題 も、やはり一つの部局で解 決できるものではなく、各部 局の壁を越えて検討してい くべきものかと思われる。		(観光整備課) 大型MICE施設については、施設整備運営事業者の 公募における要求水準書において、『LCC(Life Cycle Cost)の最小化を目的に、省エネルギー設備の導入 や再生可能エネルギーの利用を積極的に図ること』を 整備の基本方針として要求としており、ランニングコス トの低減に配慮した施設を目指しております。 なお、観光に関する部局横断的な事項については、 知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県観光 推進本部で協議・検討していくこととなります。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
29	嘉納 英明 (学術・人づくり 部会)	p110 教育機 会の拡充		○人材育成の観点から→2016年に中教審は、「専門職業大学」の設置を答申し、文科省は、2019年度の開設を目指している。観光、IT、農業関係等の専門職業人の育成を大学で行うものである。頂いた資料には、この大学に関しての情報や動きが全くありません。 <b>観光人材の育成</b> やIT等、沖縄の将来の人材育成の観点からすれば、産業界と教育会が一体となって議論し、2019年度開設を狙うべきであると考えますが、沖縄県は、どのように考えているのか、お聞かせ下さい。		(観光振興課) ご意見の通り、観光産業の高度化や国際競争力を獲得するためには、高品質のサービス提供を可能とする高度な観光人材が必要であるとともに、持続可能な観光産業の実現に貢献する人材の恒常的な育成が重要であり、教育機関の場で分析研究でなく、産業界ニーズを踏まえた実戦的なカリキュラムによる経営スキルの習得が必要と考えます。 産業界のニーズを踏まえた高度な観光人材の育成に向けた大学等との連携や育成の仕組みについて、観光事業者や関係機関と協議していきたいと考えております。	改定(案)通り
30	内藤 重之 (農林水産振興 部会)	60～61ページ	(2)世界水準の観光リゾート地の形成 ア国際的な沖縄観光ブランドの確立	「沖縄の豊かな食材を利用した魅力的な料理の提供」といった文言の記載	和食がユネスコの無形文化遺産に登録され、また旅行者の度の楽しみの中でも「食べ物」が大きな比重を占めるため。	(観光振興課) 観光分野における沖縄の「食」への対応については、基本計画改定案の「才産業間連携の強化」(65頁26行目)における観光業界における県産品の地産地消の推進に含まれると考えております。	改定(案)通り
31	瀬口 浩一 (総合部会)			災害時に、特に外国人観光客にどういふふうに対応するかという記載が必要ではないか。	観光客がかなり多くなってきているので記載が必要ではないか。	(観光政策課・観光振興課) 災害時における観光客への対応等に係る観光危機対策は、安全・安心・快適な観光地としての沖縄観光ブランドを構築する上で非常に大切なことであると認識しております。 委員の意見を踏まえ、基本計画改定案64頁下から4行目で「安全・安心・快適な観光地の形成に向けて、 <b>観光危機管理体制の充実、強化を図るとともに、</b> 二次交通の」という文言を追加します。	65ページ 27行 【修正前】 安全・安心・快適な観光地の形成に向けて、二次交通の～ ↓ 【修正後】 安全・安心・快適な観光地の形成に向けて、 <b>観光危機管理体制の充実、強化を図るとともに、</b> 二次交通の～

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
32	大城 郁寛 (総合部会)			外国人観光客が来て、 その中で数パーセント でも事故に遭ったり病 気になったりしたときの 処理の問題について。	観光立県というのであれ ば少し体系的にどうする かは検討してもいいのか なと思いました。	(観光振興課) 外国人観光客の事故や病気等の対応については、 緊急医療への対応として医療通訳セミナーの開催や 医療通訳コールセンターの実証等に取り組んでいると ころであり、具体的な記述については「沖縄21世紀ビ ジョン実施計画」等で記載するものと考えております。	改定(案)通り
33	宮城 隼夫 (基盤整備部 会)	63ページ 下か ら8行目	観光まちづくりの推進、 観光関連施設の集積や 公共施設の・・・	(下線部を追加) 観光まちづくりの推 進、観光関連施設の集 積と時間や場所を問わ ないインターネット接続 環境や公共施設の	観光客にとって、写真や コメントを観光地その場 所で家族や友人に送るこ とは日常的になっています。	(観光振興課) ご意見の内容については64頁の18行目に「ICT(情 報通信技術)の活用など」で読み取れるものと考えて おります。また、県では、外国人観光客からのニーズ が高いFree Wi-Fiについて、沖縄県推奨の 「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携 し、迅速かつ効率的なエリア拡大を図るとともに、安 全で利便性の高いFree Wi-Fi環境の整備に取り組ん でいるところです。	改定(案)通り
34	岩田 智 (基盤整備部 会)	63ページ 23行	世界水準の観光地とし てふさわしい舞台づくり を推進するため、交通 基盤の整備による観光 客の移動の円滑化、観 光まちづくりの推進、観 光関連施設の集積や公 共施設の一体的・重点 的な整備、ユニバーサ ルデザインの推進、県 民のホスピタリティ向上 等に努めます。	(下線部を追加) 世界水準の観光地とし てふさわしい舞台づくり を推進するため、交通 基盤の整備による観光 客の移動の円滑化、 <u>情 報通信技術を活用した 観光情報の提供等 による観光客の回遊促 進、利便性向上</u> 、観光 まちづくりの推進、観 光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重 点的な整備、ユニバー サルデザインの推進、 県民のホスピタリティ 向上等に努めます。	観光産業の振興におい ては、Wi-Fi環境を活用し た情報発信、収集の仕 組みなど、情報通信技術 が不可欠であり、特に昨 今の沖縄において入域 数が飛躍的に拡大してい る外国人観光客への対 応においては不可欠とな る。 しかしながら、利用でき る場所、利用方法等につ いて充分ではない状況で ある。 整備された高速大容量 の海底光ケーブルと超高 速ブロードバンド環境通 信回線を活用しそれら課 題への対応を行うことが 肝要である。	(観光振興課) ご意見の内容については64頁の18行目に「ICT(情 報通信技術)の活用など」で読み取れるものと考えて おります。また、県では、外国人観光客からのニーズ が高いFree Wi-Fiについて、沖縄県推奨の 「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携 し、迅速かつ効率的なエリア拡大を図るとともに、安 全で利便性の高いFree Wi-Fi環境の整備に取り組ん でいるところです。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
35	岩田 智 (基盤整備部 会)	63ページ 22行	エ 観光客の受入体制 の整備	<p>■左記項番の記載内容に追加する文案</p> <p>Wi-Fi環境の整備、観光情報の提供など、高度な情報通信基盤を活用した情報通信技術の利活用促進による観光客の回遊促進、利便性向上などの取り組みを推進するとともに、Wi-Fiの利用情報(ビッグデータ)を活用した動線の分析、可視化等により、より有効な観光施策の立案や観光プロモーション等への取り組みを促進します。</p>	<p>観光産業の振興においては、Wi-Fi環境を活用した情報発信、収集の仕組みなど、情報通信技術が不可欠であり、特に昨今の沖縄において入域数が飛躍的に拡大している外国人観光客への対応においては不可欠となる。</p> <p>しかしながら、利用できる場所、利用方法等について充分ではない状況である。</p> <p>整備された高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線を活用しそれら課題への対応を行うことが肝要である。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>県では、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的なエリアの拡大を図っているところです。また、ICTを活用した情報発信、収集等が全県的に必要な取り組みとなっていることから、基本計画改正案3-(2)-イ(市場特性に対応した誘客活動の展開)において、ICTの積極的な活用による情報収集の拡大や各種施策への反映等マーケティング分析力の強化に取り組むとしております。</p>	改定(案)通り
36	井谷 信吾 (離島過疎地域 振興部会)	96ページ 18行	このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、	<p>(下線部を追加)</p> <p>このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材<b>確保</b>・育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、</p>		<p>(観光振興課)</p> <p>外国人観光客への対応を視野に入れた観光人材については、育成のみならず、特に離島地域においては、人材確保は重要であることから、委員の意見のとおり「観光人材育成・<b>確保</b>等」と修正します。</p>	<p>98ページ 7行</p> <p>【修正前】 このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、</p> <p>↓</p> <p>【修正後】 このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成・<b>確保</b>等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
37	井谷 信吾 (離島過疎地域 振興部会)	165ページ 下 から4行目	国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した岸壁等の整備を促進します。	(下線部を追加) 国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した岸壁等の整備を促進します。 <b>あわせて、圏域の活性化や災害時の適切な情報提供を図るため、案内所等の整備促進を図ります。</b>	特に周辺離島においては、民間の自主防災組織しかない。いつ起きるか分からない自然大災害に対して、民間の事業者が適切な速度で避難支援をすることは難しく、人口が少ない島において、島民による住民の避難や復旧支援が行えたとしても、観光客への対応までは限界がある。港湾施設が被害を受けた際には、長期的な孤立状況が予想されるので、住民、観光客相互が防災に対する情報と明確な対処方法、あわせて国の緊急支援体制(避難、物資、人的、心理的、復旧)が求められると思う。	(観光振興課) 観光危機管理については、今回の改正案で「観光危機管理体制の充実、強化を図ります」という文言の追記を予定しております。 県では、沖縄防災情報ポータルサイト「ハイサイ！防災で～びる」で県内の災害に関する情報等を多言語で提供する等災害時の正確な情報提供の体制づくりとともに、観光客向けの台風マニュアルを作成、提供しております。 これらの取組については、全圏域に共通する施策として記述することとしたいと考えます。	改定(案)通り
38	小林 政文 (離島過疎地域 振興部会)	96ページ 22行	また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。	<b>「既存施設への支援」</b> を追記	プレミアムFIT層の誘客やリピーター数の増加を目標とするならば、既存施設(特に宿泊施設)の老朽化は早急な対策の対象となる	(観光整備課) 宿泊施設の老朽化対策は大変重要な課題であり、観光施設投資減税制度の対象に施設改修も追加してもらえよう業界団体と連携して国に要望する考えです。なお、基本計画では現行の税制優遇で認められた新設整備や既存施設の増設に関して整備促進を図る旨の記述に見直します。 【修正案】 また、観光施設の新設や <b>既存施設の増設</b> 等に対し、……	98ページ 10行 【修正前】 また、観光施設の新設や <b>施設整備の拡充</b> 等に対し、～ ↓ 【修正後】 また、観光施設の新設や <b>既存施設の増設</b> 等に対し、～
39	小林 政文 (離島過疎地域 振興部会)	96ページ、98 ページ	ア 観光リゾート産業の振興 または エ 離島を支える多様な人材の育成 に右の意見を追記	<b>「旅行業の取得支援」</b> を追記	着地型観光を進めるためには各離島の観光協会のDMO化に期待すべきであり、そのためには旅行業登録できることが望ましい	(観光政策課・観光整備課) 県では各地域の観光施策における広域的連携の仕組み作り(地域DMO等)を促進しています。 旅行業の取得に関する相談等は個別に対応しており、観光協会やDMOへの施策として旅行業の取得支援を行うことについては、今後、その必要性を含め検討し、必要に応じて実施計画に反映させることとします。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
40	小林 政文 (離島過疎地域 振興部会)	96ページ	ア 観光リゾート産業の 振興	<u>「観光客の離島内移動 の利便性」</u> を追記	特に外国人利用客のため のMAPや表示、バス内 のアナウンスなどの普及 を整備すれば徐々に観 光客の増加に貢献でき る。	(観光振興課) 観光客の県内移動環境の整備については、離島の みならず全県的に取り組む必要があることから、今回 の基本計画改定案3-(2)-I(観光客の受入体制の整 備)の施策展開で二次交通機能についての追記を 行ったところです。なお、その具体的な実施方法につ いては「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の後期計画に 記載することとしたいと考えております。	改定(案)通り
41	高江洲 勤 (離島過疎地域 振興部会)	96ページ 24行	対応するための施設等 の整備を促進します。	(下線部を追加) 対応するための施設 等の整備や、AR技術 等による観光案内な ど、ICTの活用を促進 します。	整備がすすむ光ブロード バンド環境を見据え、イン バウンドの増加等、多 様化するニーズへの対 応を図り、顧客満足度の 向上が求められる。	(観光振興課) ICTの活用については、現行基本計画64頁18行目 の「ICT(情報通信技術)の活用など」に触れられてい るところであり、併せて、3-(2)-カ(産業間連携の強化) により情報通信関連産業とも連携を強化し、その活用 を促進して参ります。	改定(案)通り
42	上野 睦弘 (離島過疎地域 振興部会)	96ページ 18行	このため、外国人観光 客の増大も視野に入れ た観光客受入体制の整 備や観光人材育成等に ついて地域のニーズに 合わせた支援を行うと ともに、	(下線部を追加) このため、外国人観光 客の増大も視野に入 れた <u>情報通信技術の 積極的な利活用促進</u> 、 観光客受入体制の整 備や観光人材育成等 について地域のニーズ に合わせた支援を行う とともに、	これまで、ICT(情報通 信技術)が活用されてい なかった分野に対しても、 技術の進歩や新しい 仕組みの導入等により、 ICTの活用が現実化して いる。 観光分野への情報通 信技術(ICT)の活用は不 可欠であり、その代表的 な取組みがWi-Fiを活用 した観光産業振興への 取組みである。 整備された高速大容量 の海底光ケーブルと超高 速ブロードバンド環境通 信回線を活用し、Wi-Fi環 境を整備するとともに、 Wi-Fiの利用情報(ビック データ)を活用した動線 の分析、可視化等によ り、より有効な観光施策 の立案や観光プロモ ーション等への取組みが期 待される。	(観光振興課) ICTの活用については、現行基本計画64頁18行目 の「ICT(情報通信技術)の活用など」に触れられてい るところであり、併せて、3-(2)-カ(産業間連携の強化) により情報通信関連産業とも連携を強化し、その活用 を促進して参ります。また、基本計画改正案3-(2)-イ (市場特性に対応した誘客活動の展開)において、 ICTの積極的な活用による情報収集の拡大や各種施 策への反映等マーケティング分析力の強化に取り組 むと参ります。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
43	上野 睦弘 (離島過疎地域 振興部会)	136ページ 137ページ	北部圏域 イ 圏域の特色を生かした産業の振興 (ア)観光リゾート産業の振興	■左記項番の記載内容に追加する文案 <u>更には、Wi-Fi環境の整備、観光情報の提供など、高度な情報通信基盤を活用した情報通信技術の利活用促進による観光客の回遊促進、利便性向上などの取組みを推進するとともに、Wi-Fiの利用情報(ビックデータ)を活用した動線の分析、可視化等により、より有効な観光施策の立案や観光プロモーション等への取組みを促進します。</u>	観光産業の振興においては、Wi-Fi環境を活用した情報発信、収集の仕組みが不可欠であり、特に昨今の沖縄において入域数が飛躍的に拡大している外国人観光客への対応においては不可欠となる。 しかしながら、利用できる場所、利用方法等について充分ではない状況である。 整備された高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線を活用しそれら課題への対応を行うことが肝要である。	(観光振興課) 県では、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的なエリアの拡大を図っているところです。また、ICTを活用した情報発信、収集等が全県的に必要な取り組みとなっていることから、基本計画改正案3-(2)-イ(市場特性に対応した誘客活動の展開)において、ICTの積極的な活用による情報収集の拡大や各種施策への反映等マーケティング分析力の強化に取り組むとしております。	改定(案)通り
44	上野 睦弘 (離島過疎地域 振興部会)	153ページ	南部圏域 イ 圏域の特色を生かした産業の振興 (ア)観光リゾート産業の振興	■左記項番の記載内容に追加する文案 <u>更には、Wi-Fi環境の整備、観光情報の提供など、高度な情報通信基盤を活用した情報通信技術の利活用促進による観光客の回遊促進、利便性向上などの取組みを推進するとともに、Wi-Fiの利用情報(ビックデータ)を活用した動線の分析、可視化等により、より有効な観光施策の立案や観光プロモーション等への取組みを促進します。</u>	観光産業の振興においては、Wi-Fi環境を活用した情報発信、収集の仕組みが不可欠であり、特に昨今の沖縄において入域数が飛躍的に拡大している外国人観光客への対応においては不可欠となる。 しかしながら、利用できる場所、利用方法等について充分ではない状況である。 整備された高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線を活用しそれら課題への対応を行うことが肝要である。	(観光振興課) 県では、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的なエリアの拡大を図っているところです。また、ICTを活用した情報発信、収集等が全県的に必要な取り組みとなっていることから、基本計画改正案3-(2)-イ(市場特性に対応した誘客活動の展開)において、ICTの積極的な活用による情報収集の拡大や各種施策への反映等マーケティング分析力の強化に取り組むとしております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
45	上野 睦弘 (離島過疎地域 振興部会)	160ページ	宮古圏域 ウ 圏域の特色を生かした産業の振興 (ア)観光リゾート産業等の振興と産業イノベーションの促進	<p>■左記項番の記載内容に追加する文案</p> <p><u>更には、Wi-Fi環境の整備、観光情報の提供など、高度な情報通信基盤を活用した情報通信技術の利活用促進による観光客の回遊促進、利便性向上などの取組みを推進するとともに、Wi-Fiの利用情報(ビックデータ)を活用した動線の分析、可視化等により、より有効な観光施策の立案や観光プロモーション等への取組みを促進します。</u></p>	<p>観光産業の振興においては、Wi-Fi環境を活用した情報発信、収集の仕組みが不可欠であり、特に昨今の沖縄において入域数が飛躍的に拡大している外国人観光客への対応においては不可欠となる。</p> <p>しかしながら、利用できる場所、利用方法等について充分ではない状況である。</p> <p>整備された高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線を活用しそれら課題への対応を行うことが肝要である。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>県では、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的なエリアの拡大を図っているところです。また、ICTを活用した情報発信、収集等が全県的に必要な取り組みとなっていることから、基本計画改正案3-(2)-イ(市場特性に対応した誘客活動の展開)において、ICTの積極的な活用による情報収集の拡大や各種施策への反映等マーケティング分析力の強化に取り組むとしております。</p>	改定(案)通り
46	上野 睦弘 (離島過疎地域 振興部会)	166ページ	八重山圏域 イ 圏域の特色を生かした産業の振興 (ア)観光リゾート産業等の振興と産業イノベーションの促進	<p>■左記項番の記載内容に追加する文案</p> <p><u>更には、Wi-Fi環境の整備、観光情報の提供など、高度な情報通信基盤を活用した情報通信技術の利活用促進による観光客の回遊促進、利便性向上などの取組みを推進するとともに、Wi-Fiの利用情報(ビックデータ)を活用した動線の分析、可視化等により、より有効な観光施策の立案や観光プロモーション等への取組みを促進します。</u></p>	<p>観光産業の振興においては、Wi-Fi環境を活用した情報発信、収集の仕組みが不可欠であり、特に昨今の沖縄において入域数が飛躍的に拡大している外国人観光客への対応においては不可欠となる。</p> <p>しかしながら、利用できる場所、利用方法等について充分ではない状況である。</p> <p>整備された高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線を活用しそれら課題への対応を行うことが肝要である。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>県では、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的なエリアの拡大を図っているところです。また、ICTを活用した情報発信、収集等が全県的に必要な取り組みとなっていることから、基本計画改正案3-(2)-イ(市場特性に対応した誘客活動の展開)において、ICTの積極的な活用による情報収集の拡大や各種施策への反映等マーケティング分析力の強化に取り組むとしております。</p>	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
47	呉屋 良昭 (学術文化・人 づくり部会)	96ページ	ア 観光リゾート産業の 振興	「 <u>離島地域のWi-Fi整備</u> 」の文言追加	国際観光都市を名乗る のであれば、港や空港だ けではなく、島全域でWi- Fiが使えるなどの整備が 必要	(観光振興課) 県では、外国人観光客からのニーズが高いFree Wi-Fiについて、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi- Fi」を定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的な エリア拡大を図るとともに、安全で利便性の高いFree Wi-Fi環境の整備に取り組んでいるところです。	改定(案)通り
48	神谷 大介 (基盤整備部 会)			観光行動の把握	観光行動の把握の話に ついては、アンケート ベースや沖総局の観光 行動の調査はあるが、実 際、1,000万人の観光客 が来たときにどうなるの か。 例えば、外国人ドライ バーの交通事故が増え ている中で、観光振興施 策を含めた渋滞緩和を 考えた場合、観光客がど う動いているかという把 握ができていなければ、 場当たりの対応をして しまう。 そこで、ITSを利用した 継続的に観光行動を把 握できるシステム(ETC 2.0、キャリアのdocomo・ au・SoftBankの電波、全 島Wi-Fi)により、観光客 の流動を把握した上で、 適切な施策を講じる必要 があり、それを示唆する 文言が必要。	(観光振興課) 県では、沖縄県推奨の「Be.Okinawa Free Wi-Fi」を 定め、協力事業者と連携し、迅速かつ効率的なエリア の拡大を図っているところです。また、ICTを活用した 情報発信、収集等が全県的に必要な取り組みとなっ ていることから、基本計画改正案3-(2)-イ市場特性に 対応した誘客活動の展開(62頁)において、ICTの積 極的な活用による情報収集の拡大や各種施策への 反映等マーケティング分析力の強化に取り組むとして おります。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
49	平良 由乃 (産業振興部 会)	61ページ 20行	沖縄型特定免税店制度の活用促進などショッピングの魅力向上に向けて取り組みます。	(下線部を追加) 沖縄型特定免税店制度の <u>推進等に取り組むほか</u> 、ショッピングの魅力向上に向けて取り組みます。	関税免除となる日本で唯一の沖縄型特定免税店制度の中間評価が具体的に示されていません。店名もDFSから変更されています。外国人の入店が増加して消費税が免税されるTAX TREEが増加している中、沖縄型特定免税店制度の活用についてどのように推進する展望があるか具体的な表現を希望したい。	(観光政策課) 沖縄型特定免税店制度は、平成27年度の観光統計実態調査事業で、国内観光客の15.2%が訪問するなど、国内旅行で関税免除が受けられる国内唯一の制度として、多くの観光客が利用しており、県産土産品を含めたショッピング魅力全体の向上に寄与しております。 また、ショッピングの魅力向上のためには、観光客の利用に加えて、事業者が本制度を活用して店舗展開等を行うことも含めた制度自体の推進も重要と考えております。 現行の「沖縄型特定免税店制度の活用促進」は、観光客のショッピング利用と、事業者の制度活用の両方を含めた趣旨となっていることから、現行の記載のままとしたいと考えております。	改定(案)通り
50	府本 禮司 (総合部会)	76ページ	国際会議を開催するためには、多言語通訳の確保が重要と思われるが、通訳の確保についてはどこにも触れられていない	通訳の育成と確保の について言及してほしい	検討ください	(観光整備課) ご指摘のとおり、国際会議等を開催するには通訳やプランナー、誘致専門スタッフなどMICEに関わる多様な人材を育成・確保することが今後の課題となっております。このため、P76「ウ 大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興」において、MICE関連人材の育成を記述しており、多言語通訳も包含された内容となっております。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
51	小野 尋子 (基盤整備部 会)	62ページ	このため、中城湾港マリンタウン地区に大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を推進するとともに、空港や宿泊施設等からの交通利便性の確保や宿泊施設、商業施設の誘致等により、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。	このため、中城湾港マリンタウン地区に大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を推進するとともに、空港や宿泊施設等からの交通利便性の確保や宿泊施設、商業施設の誘致、 <b>国際物流拠点産業集積地域(うるま地区)を延長し保税運送を必要としない保税展示場とする等の制度面でのバックアップの検討</b> 等により、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。	日本における展示・見本市の開催は、日本の経済規模の観点から国際的に見ても非常に重要な戦略的意義があるが、開催地は主に大企業の本社機能が集積し、かつ商圏人口も多い東京や大阪などの大都市圏で開催されることが一般的である。その意味では、沖縄は不利ではあるが、新規の大型MICEが恒久的な保税展示場として申請され、認められれば、運営側の金銭面での負担が大幅に緩和され、国内の他の展示場と比較して優位性を持つことが予測される。MICE施設が保税展示場として認定された場合、海外出展者はサンプル品等を関税のかからない保税状態で持ち込むことができ、事前納付の負担が発生しない。また、うるま地区の国際物流拠点産業集積地域を当マリンタウン地区まで南進させることにより、陸揚げされたサンプル品を、「保税運送」手続きを経ずに、運送することができる。MICE開催者の手続き等が非常に簡便化し、かつ、沖縄の特区の強みを生かせ、また、東海岸の工業物流拠点にも経済的な波及効果が期待される。	(観光整備課) 展示会を誘致する上で、保税エリアの設定は重要だと考えており、現在策定中の沖縄MICE振興戦略においても展示会開催のインセンティブとなる様々な支援や規制緩和等について盛り込む予定です。沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画にはMICE振興戦略での検討結果を踏まえ、今後の施策展開の方向性について再度整理した上で、必要なバックアップについて盛り込む予定です。	改定(案)通り
52	小野 尋子 (基盤整備部 会)	76ページ	このため、(一財)沖縄観光コンベンションビューローやMICE施設運営事業者等と連携し、県内外のMICE運営事業者等へのプロモーション活動や商談会への出展、マッチングイベントの開催等を通じて新たなMICE需要を掘り起こすとともに、効果的なマーケティング活動や県内発のMICE開催を促進するなど、業界団体や産業界によるイベント開催・誘致の取組を支援します。	このため、(一財)沖縄観光コンベンションビューローやMICE施設運営事業者等と連携し、県内外のMICE運営事業者等へのプロモーション活動や商談会への出展、 <b>国内の他の展示場と差別化を図られ国際見本市の誘致に効果的とみられる保税地区内保税展示場に向けた検討と申請支援</b> 、マッチングイベントの開催等を通じて新たなMICE需要を掘り起こすとともに、効果的なマーケティング活動や県内発のMICE開催を促進するなど、業界団体や産業界によるイベント開催・誘致の取組を支援します。	(通常、海外出展者が商品サンプル等を展示会場に持ち込む場合、税関でサンプル等の輸入申告を行い、関税および消費税を納付する必要があります。出展したサンプル等自体を売戻しなかった場合は、それらを持ちかえる(再輸出することにより、関税等の還付を受けられるが、払い戻し期間が数ヶ月にわたることがある。これらは出展者にとっての負担となっている。例えば、関税率2%の商品を展示会で売戻す場合は、関税2%と消費税8%の10%を事前納付する必要があります。展示品の総金額が5000万円、そのうちに1000万円分が売れたとすると、事前に500万円を納付、未販売分の税の還付400万円を受けられるが、それに数カ月かかることになり出店者の負担となる)	(観光整備課) 展示会を誘致する上で、保税エリアの設定は重要だと考えており、現在策定中の沖縄MICE振興戦略においても展示会開催のインセンティブとなる様々な支援や規制緩和等について盛り込む予定です。沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画にはMICE振興戦略での検討結果を踏まえ、今後の施策展開の方向性について再度整理した上で、必要なバックアップについて盛り込む予定です。	改定(案)通り
53	小野 尋子 (基盤整備部 会)	150ページ	また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設を核として、戦略的なMICE振興を図ると同時に、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通体系の整備、宿泊施設、商業施設等の集積等による賑わいの創造が課題となっています。	また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設を核として、戦略的なMICE振興や <b>戦略的な指定保税地域拡大の可能性の検討</b> を図ると同時に、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通体系の整備、宿泊施設、商業施設等の集積等による賑わいの創造が課題となっています。	(観光整備課) 展示会を誘致する上で、保税エリアの設定は重要だと考えており、現在策定中の沖縄MICE振興戦略においても展示会開催のインセンティブとなる様々な支援や規制緩和等について盛り込む予定です。沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画にはMICE振興戦略での検討結果を踏まえ、今後の施策展開の方向性について再度整理した上で、必要なバックアップについて盛り込む予定です。	改定(案)通り	
54	小野 尋子 (基盤整備部 会)	153ページ	中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行います。また、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組みます。	中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、 <b>国際物流拠点産業集積地域(うるま地区)の指定拡大による保税展示場としての魅力向上</b> や、地域との連携による効果的な施設運営を行います。また、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組みます。	(観光整備課) 展示会を誘致する上で、保税エリアの設定は重要だと考えており、現在策定中の沖縄MICE振興戦略においても展示会開催のインセンティブとなる様々な支援や規制緩和等について盛り込む予定です。沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画にはMICE振興戦略での検討結果を踏まえ、今後の施策展開の方向性について再度整理した上で、必要なバックアップについて盛り込む予定です。	改定(案)通り	



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
55	高嶺 豊 (福祉保健部 会)	61ページ 15行	ウエルネスツーリズム等を積極的に推進し、沖縄独自の観光プログラムを創出します。	ウエルネスツーリズム、 <u>高齢者や障害者のためのバリアフリーツーリズム</u> 等を推進し、…	沖縄県は観光バリアフリー宣言を行っている。少子高齢化社会を迎えてバリアフリーツーリズムは、観光の主流になると予想される。	(観光整備課) 委員の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正案】 ウエルネスツーリズム、 <u>高齢者や障害者のための観光バリアフリー</u> 等を推進し、…	62ページ 20行 【修正前】 ウエルネスツーリズム等を積極的に推進し、～ ↓ 【修正後】 ウエルネスツーリズム、 <u>高齢者や障害者のための観光バリアフリー</u> 等を推進し、～
56	仲村 守和 (学術・人づくり 部会)	33ページ	あわせて、若い人たちがしまくとぅばに接する機会を創出し	親世代など、しまくとぅばを話せない人が増えているので、大人(親向け、家庭で使える)向けの取組も必要になると思うので、文章表現をもう少し強化して(広げて)はどうか。		(文化振興課) 若い世代において「しまくとぅば」の使用頻度が少ない状況にあり、次世代への継承が特に重要であることから、「若い人たちがしまくとぅばに接する機会を創出」という記述にしております。 ご指摘の「大人向けの取組」については、18行目に記載している「生涯学習機会の提供などの学べる環境づくり」に包含されていますので、原案のとおりとさせていただきます。	改定(案)通り

**農林水産業振興部会における審議結果一覧  
(沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)**

(農林水産業振興部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
1	内藤 重之 委員	第3章 78ページ 3行	「生産施設の整備」	「生産施設や集荷施設、貯蔵施設の整備」	沖縄県は気温が高く、出荷するときに品質が劣化しているということも多いため、集荷施設や貯蔵施設の整備も必要であるため。	【農林水産部】 農林水産物の集荷・貯蔵施設につきましては、基本計画第3章基本施策3-(7)-イ「流通・販売・加工対策の強化」の中で、「物流センターなど各種流通施設の整備や、卸売市場の再編・強化等による物流の効率化を促進するとともに、生鮮品等の高品質・鮮度保持技術の開発、本土並みの輸送条件となるよう抜本的な輸送コストの低減対策を推進します」(P78)」と記載しております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
2	内藤 重之 委員	第3章 80ページ 8行	「農業生産法人等の」	「 <b>農地所有適格法人</b> 等の」	農地法がH27.9に改正され、H28.4.1から施行されているため。	【農林水産部】 ご指摘の通り修正いたします。	81ページ 6行 【修正前】 「農業生産法人等」 ↓ 【修正後】 「 <b>農地所有適格法人</b> 等」
3		第3章 97ページ 4行	「含みつ糖生産地域」	「含 <b>蜜</b> 糖生産地域」	同頁5行目の「含みつ糖製造業者」は「含蜜糖製造業者」へ修正しているため。	【農林水産部】 ご指摘の通り修正いたします。	98ページ 20行 【修正前】 「含みつ糖生産地域」 ↓ 【修正後】 「含 <b>蜜</b> 糖生産地域」
4		第3章 97ページ 16行	「高付加価値な農産物」	「 <b>付加価値の高い農産物及び農産加工品</b> 」	この項目は農商工連携や農林水産業の6次産業化を図るという内容になっており、農産物だけではなく加工品も入れておくべき。	【農林水産部】 ご指摘の通り修正いたします。	99ページ 2行 【修正前】 「高付加価値な農産物の」 ↓ 【修正後】 「 <b>付加価値の高い農産物及び農産加工品</b> の」
5		第5章 137ページ 18行	「作業受託組織等を」	「 <b>農</b> 作業受託組織等を」	文字が抜けているのでは。	【農林水産部】 ご指摘の通り修正いたします。	138ページ 18行 【修正前】 「作業受託組織等を」 ↓ 【修正後】 「 <b>農</b> 作業受託組織等を」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
6	内藤 重之 委員	第5章 137ページ 28～29行	「酪農については、自給粗飼料の供給に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります」	自給粗飼料だけではなく、濃厚飼料も含めた記載とし、また老朽化した設備の更新についても記載した方がいいのではないか。	牛乳の供給が不足している状況であるため、濃厚飼料も含めて飼料の供給について考える必要があり、また酪農は機械や設備が高度化して重裝備になっているが、それが老朽化して更新できずに廃業している酪農家も多いため。	【農林水産部】 ご指摘のとおり、県内酪農業の課題として、自給飼料の確保、生産基盤の強化が挙げられます。 しかしながら、台風の常襲地域である本県ではトウモロコシ等の濃厚飼料の生産が困難であることから、自給粗飼料の生産拡大に取り組むことにより、生産費の低減を図って参ります。 以上のことを踏まえ、以下のとおり修正致します。 「酪農については、自給粗飼料の <b>生産拡大及び生産基盤の強化</b> に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります」	138ページ 28行 【修正前】 「酪農については、自給粗飼料の供給に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります」 ↓ 【修正後】 「酪農については、自給粗飼料の <b>生産拡大及び生産基盤の強化</b> に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります」
7		第5章 138ページ 1行	「含みつ糖生産地域」	「含 <b>蜜</b> 糖生産地域」	上記No.3と同様。	【農林水産部】 ご指摘の通り修正いたします。	139ページ 2行 【修正前】 「含みつ糖生産地域」 ↓ 【修正後】 「含 <b>蜜</b> 糖生産地域」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
8	内藤 重之 委員	第5章 155ページ 27行	「きく、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん、マンゴー、かんしょ等の品目については」	カボチャについても記載した方がよいのでは。	南部の南風原町や大東島ではカボチャの生産が盛んであり、また後述にも「拠点産地の形成に取り組む」とあるため。	【農林水産部】 ご指摘のとおり、「かぼちゃ」を追記し、以下のとおり修正いたします。  「きく、ゴーヤー、さやいんげん、 <b>かぼちゃ</b> 、オクラ、にんじん、マンゴー等の品目については」	157ページ 17行 【修正前】 「きく、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん、マンゴー、かんしょ等」 ↓ 【修正後】 「きく、ゴーヤー、さやいんげん、 <b>かぼちゃ</b> 、オクラ、にんじん、マンゴー、かんしょ等」
9		第5章 156ページ 14～16行	「また、地方卸売市場の統合と高度衛生管理型流通関連施設の整備を促進し、～」	記載はこのままでよいのか。修正が必要ではないか。	ここでいう「統合」は那覇と糸満の市場の統合のことかと思われるが、糸満漁協市場は「地方卸売市場」ではなく、「その他市場」だと思われるため。	【農林水産部】 指摘のとおり糸満市場はその他市場、正式には規模未満卸売市場であります。指摘を受けて、P156頁14行のまた、以降の表現を下記のとおり変更いたします。 「また、地方卸売市場 <b>及び糸満漁業協同組合が運営する規模未満市場</b> の統合、 <b>並びに</b> 高度衛生管理型流通関連施設の整備を促進し、～」	158ページ 5-6行 【修正前】 「また、地方卸売市場の統合と高度衛生管理型流通関連施設の整備を促進し、～」 ↓ 【修正後】 「また、地方卸売市場 <b>及び糸満漁業協同組合が運営する規模未満市場</b> の統合、 <b>並びに</b> 高度衛生管理型流通関連施設の整備を促進し、～」
10		第3章 60～61ページ	(2)世界水準の観光リゾート地の形成 ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立	「沖縄の豊かな食材を利用した魅力的な料理の提供」といった文言の記載。	和食がユネスコの無形文化遺産に登録され、また旅行者の旅の楽しみの中でも「食べ物」が大きな比重をしめるため。	【農林水産部】 観光・交流産業部会へ申し送り。	観光・交流産業部会へ申し送り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
11	内藤 重之 委員	第5章 148ページ		「資源管理型漁業の展開」について、中部圏域のみ記載がないのではないか。	県内全域に係るものだと思います。	【農林水産部】 ご指摘の件につきましては、第5章3(2)中部圏域148ページ4行を下記のとおり追記いたします。  「～高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。」	149ページ 10行 【修正前】 「～高付加価値化を図ります。」 ↓ 【修正後】 「～高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。」
12	伊禮 輝夫 専門委員	第3章 78ページ 25～26行	「国際物流ハブ機能を活用し、アジア市場への海外輸出、販路開拓を推進します」	ハブ空港だけではなく、船舶についても盛り込んでどうか。	本島の西海岸、浦添の中央卸売市場にもバースができるという話があり、記載した方がよいのではないか。	【農林水産部】 ご提案の件につきましては、基本計画改定案第3章3-(4)-イ(70頁)において、「那覇空港や那覇港を基軸とした国際物流ハブ機能の向上は、県内の既存産業にとって新たな活路を拓くものであり、ものづくり産業、農林水産業、情報通信関連産業、建設産業などの事業者等による海外展開に向けた戦略的な取組を推進します」との記載があり、本項目への追記は不要と考えます。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
13	伊禮 輝夫 専門委員	第5章 137ページ 27～28行	「肉用牛については、子牛の拠点産地化をはじめ安定かつ良質な素牛生産を推進します」	肥育事業や肥育生産農家の育成についての文言もあった方がいいのではないか。	肥育生産農家は、子牛が高騰していることにより、経営が圧迫されていると思われるため。	【農林水産部】 ご指摘のとおり、子牛価格高騰等により、肥育生産農家の経営安定は重要な課題であることから、以下のとおり修正致します。  「肉用牛については、子牛の拠点産地化や、優良肥育素牛の導入等による経営の安定化を推進します」	138ページ 27行 【修正前】 「肉用牛については、子牛の拠点産地化をはじめ安定かつ良質な素牛生産を推進します」 ↓ 【修正後】 「肉用牛については、子牛の拠点産地化や、優良肥育素牛の導入等による経営の安定化を推進します」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
14	伊禮 輝夫 専門委員	第5章 167ページ 28行	「食肉センターの整備等を図ります」	記載はこのままでよいのか。修正が必要ではないか。	八重山の食肉センターは既に稼働していると思われるため。新たな整備計画があるということか。	【農林水産部】 ご指摘の通り、石垣・宮古の食肉センターの整備は既に終わっていますが基本計画期間が10年間となっており、最終のH33年度の総括評価までは記載を残すこととなっております。 なお、沖縄21世紀ビジョン実施計画やPDCAにおいて整備完了という整理を行なっております。  (畜産課) 食肉センターについては、新たな整備計画はありませんが、HACCPの義務化等の課題があり、今後も施設の機能強化が必要な場合に備えて、この標記となっております。	改定(案)通り
15		その他		大学や企業などとの連携について、「産官学」という文言がこれまでであったかと思うが、計画の中では記載があるか。	研究機関などとの連携があれば、生産振興も図られるため。	【農林水産部】 ご提案の件については、計画第3章3-(7)-オ(81頁)の8行目に「産学官の連携強化を図る」との記載があります。 試験研究機関の方で、今後も民間とも協力しながら進めてまいります。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
16	喜久里 睦 専門委員 (基盤整備部 会)	81ページ 13行目	「カ 亜熱帯・島しょ性に 適合した農林水産業の 基盤整備」	「カ <b>自然災害に強く、</b> 亜熱帯・島しょ性に適 合した農林水産業の 基盤整備」	農林水産業の基盤整 備に係る項目であり、大 規模災害を想定した基盤 整備を実施することを強 調するため。	【農林水産部】 後述の本文に台風等の自然災害対策について記述 した箇所があるため、本項目への追記は不要と考え ます。	改定(案)通り
17		81ページ 14行目	「亜熱帯特性等を生かし た農林水産業の振興を 図るため、」	「亜熱帯特性等を生かし た農林水産業の振 興を図るため、 <b>大規模 自然災害に備えた農 林水産基盤施設の強 靱化を図るとともに、</b> 」	農林水産業の基盤整 備に係る項目の修正追 加案を受けて、大規模災 害を想定した基盤整備を 実施することを強調する ため。	【農林水産部】 後述の本文に台風等の自然災害対策について記述 した箇所(25～26行)があるため、当該箇所を以下の とおり修正します。  「台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や浸食 されやすい土壌条件等に対応した防風・防潮施設、 農用地保全施設等を整備し、 <b>農業生産基盤の強靱化 を推進</b> します。」  (参考) 農林水産部では、国の国土強靱化基本計画に基づ き、農村地域の防災・減災対策として、防災重点ため 池等のハザードマップの作成等を推進しています。	82ページ 23-24行 【修正前】 「～農用地保全施設等を整備しま す」 ↓ 【修正後】 「～農用地保全施設等を整備し、 <b>農業生産基盤の強靱化を推進</b> します」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
18	金城 毅 専門委員 (産業振興部 会)	117ページ 第3章5-(5)-イ 16~17行	農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化し、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。	農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化し、 <b>また、ITなどの先進技術の活用を促し</b> 、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。	農林水産業における就業人口の減少と高齢化に対応するため、政府としてもITやロボット技術、ビッグデータなどの活用を推進されていくことにより、また、若年就農人口の増加にもつながるので、加筆したほうがよいのではないかと考えます。	【農林水産部】 ①近年は「IT」より「ICT」が広く使われていることと、 ②「IT」の先進技術活用に関しては、今後検討していく必要があることから加筆することとし、以下に修正したいと思います。  「農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化するとともに、 <b>ICTなどの活用に関する検討を進め</b> 、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。」	118ページ 18-19行 【修正前】 「農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化し、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します」 ↓ 【修正後】 「農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化 <b>するとともに、ICTなどの活用に関する検討を進め</b> 、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します」
19	立原 一憲 専門委員	第3章 23ページ 24行目	「新たな外来種の進入防止対策等を推進するとともに」	※「啓発教育活動」について追記。	沖縄では進入防止対策をとろうと思っても、意識が弱くてとれないところがあるため、この後に「啓発教育活動」についても追記し、対策をとると同時に啓発活動も同時に進めていくというニュアンスにすると効果的ではないか。	環境部会に申し送り	環境部会へ申し送り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
20	立原 一憲 専門委員	第3章 23ページ 30行目	「サンゴの植付け」	※漢字の確認	サンゴは植物ではないため、この「植」という漢字ではないのではないか。動物の移植は木偏ではないと思われる。	環境部会に申し送り	環境部会へ申し送り
21		第3章 78ページ 10行目	「水産業については、本県の温暖な海域特性等を生かした養殖など、(以下省略)」	「水産業については、本県の温暖な海域特性等を生かした <u>台風</u> に強い <u>陸上</u> 養殖など、(以下省略)」	沖縄では台風が問題となるため、追記することによってより具体的になるのではないか。	【農林水産部】 本県の温暖な海域特性を生かしたモズク、ヒトエグサなどの海藻養殖もあることから、ご指摘を受けた台風 <strong>に強い陸上養殖</strong> につきましては文書中に下記のとおり追記する形で修正いたします。  「水産業については、本県の温暖な海域特性等を生かした <u>海面養殖</u> や <u>台風</u> に強い <u>陸上</u> 養殖など」	79ページ 7-8行 【修正前】 「水産業については、本県の温暖な海域特性等を生かした養殖など、～」 ↓ 【修正後】 「水産業については、本県の温暖な海域特性等を生かした <u>海面養殖</u> や <u>台風</u> に強い <u>陸上</u> 養殖など、～」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
22	立原 一憲 専門委員	第3章 78ページ 11行目	「また、資源調査等による水産資源の適切な保全・管理を推進するとともに、(以下省略)」	「また、 <b>科学的な資源調査等</b> に基づいた水産資源の適切な保全・管理を <b>推進する</b> 行い、 <b>資源の持続的な有効利用を図る</b> とともに、(以下省略)」	資源調査では保全も管理もできないため。	【農林水産部】 ご指摘の通り修正いたします。	79ページ 9-10行 【修正前】 「また、資源調査等による水産資源の適切な保全・管理を推進するとともに、～」 ↓ 【修正後】 「また、 <b>科学的な資源調査等</b> に基づいた水産資源の適切な保全・管理を <b>行い、資源の持続的な有効利用を図る</b> とともに、～」
23		第5章 138ページ 10行目	「近海魚介類の資源管理による生産拡大を図ります」	「近海魚介類の資源管理による <b>生産拡大持続的な有効利用</b> を図ります」	資源管理を行っても生産拡大に直結するのは難しい。「持続的な有効利用」であれば将来の拡大も含まれていると解釈できるのではないか。	【農林水産部】 水産課では、従前より「持続的利用を図る」という表現を使用していますので、下記のとおり修正いたします。 「近海魚介類の資源管理による <b>持続的利用</b> を図ります」	139ページ 11行 【修正前】 「近海魚介類の資源管理による <b>生産拡大</b> を図ります」 ↓ 【修正後】 「近海魚介類の資源管理による <b>持続的利用</b> を図ります」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
24	普天間 朝重 専門委員	第3章 97ページ 1～17行目	「イ 農林水産業の振興」	※離島で働く人の出向的な宿泊施設や公的な宿泊施設の整備について記載。	離島での労働力不足の解消のため、出向的な宿泊施設や公的な宿泊施設の整備が必要	【農林水産部】 離島における定住条件の整備につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案第3章3(11)(91ページ)において、離島における交通・生活コストの低減や生活環境基盤の整備などの記載があり、離島地域における条件不利性の克服について取り組んでいるところであります。 また、公的な宿泊施設の整備につきましては、共通の課題でありますので、関係部局間での検討が必要であると考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
25	普天間 朝重 専門委員	第3章 97ページ 1～17行目	「イ 農林水産業の振興」	※離島の農家に対して、肥料や農薬などの輸送費に係る補助ができないか。計画の中に入れることはできないか。	農林水産物を出荷する際は輸送費の補助が出るが、肥料や農薬などに関しては補助がない。生産物の出荷と同じような補助について計画に入れることはできないか。	【農林水産部】 離島農家に対する肥料・農薬の輸送費補助については、他の施策・事業 <sup>*</sup> とのバランスもあり、十分な検討が必要であることから、現時点でビジョン基本計画に盛り込むことは困難です。 肥料・農薬の使用低減については、「環境保全型農業の推進」として、既にビジョン基本計画に位置づけられているところであり、引き続き関係機関と連携し、技術の開発・普及に努めてまいります。 ( <sup>*</sup> 農林水産物流通条件不利性解消事業は、県外出荷の農林水産物を対象としております)	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
26	上野 睦弘 専門委員 (離島過疎地域 振興部会)	第3章 97ページ	イ 農林水産業の振興	左記項番の記載ない ように追加する文案  「農林水産業分野にお いても、高度な情報通 信基盤を活用した積極 的な情報通信技術の 利活用促進を図り、安 定生産やブランド開 発、後継者育成の支援 などを推進します。」	これまで、ICT(情報通信技 術)が活用されていなかった分 野に対しても、技術の進歩や 新しい仕組みの導入等によ り、ICTの活用が現実化して おり、ICTの活用による農林水 産業の活性化、特産ブランド の開発等が可能。 様々な要因により収穫、品質 が安定しない、育成手法やノ ウハウの習得に時間がかかる 等の理由から後継者不足と いった課題に対し、センサー ネットワーク、IoT等を適用す ることで「現場の見える化」をサ ポートし安定生産、品質・収穫 の向上、従事希望者獲得に寄 与するなどの取組みが可能。 これまで取組みが困難であっ た離島・過疎地域においても 超高速ブロードバンド環境が 整備されることにより、これら の取組みが可能となることか ら、積極的なICT(情報通信技 術)の活用による農林水産業 の振興への取組みを促進す ることが肝要。	【農林水産部】 ご指摘いただいたICTの推進につきましては、離島 のみならず、全体に係るものであることから、第3章5 (5)「産業振興を担う人材の育成」(117頁16行)に、下 記のとおり追記いたします。  「農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販 売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成す るための取組を強化するとともに、ICTなどの活用に 関する検討を進め、生産技術及び経営感覚に優れた 人材の育成を推進します。」	※No.18により修正  118ページ 18-19行 【修正前】 「農林水産業については、栽培技 術に加え、加工・販売開拓・経営 に至るまでの必要な技術・能力を 育成するための取組を強化し、生 産技術及び経営感覚に優れた人 材の育成を推進します」 ↓ 【修正後】 「農林水産業については、栽培技 術に加え、加工・販売開拓・経営 に至るまでの必要な技術・能力を 育成するための取組を強化すると ともに、ICTなどの活用に 関する検討を進め、生産技術及び経営 感覚に優れた人材の育成を推進 します」



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
27	上野 睦弘 専門委員 (離島過疎地域 振興部会)	第3章 97ページ	イ 農林水産業の振興	左記項番の記載ない ように追加する文案  「農林水産業分野にお いても、高度な情報通 信基盤を活用した積極 的な情報通信技術の 利活用促進を図り、安 定生産やブランド開 発、後継者育成の支援 などを推進します。」	※No.26の回答に対する 再質問 農林水産業を担う人材 の育成という観点だけ ではなくて、農林水産業全 体の取組に対する情報 通信技術の積極的な活 用というもの、という趣旨 で意見を述べさせていた だきましたので、そのへ ん、少しご配慮いただ ければと思っております。	【農林水産部】 ご指摘のありましたICTの推進につきましては、離 島のみならず、全体に係るものであることから、第3章 3(7)キ「フロンティア型農林水産業の振興」(82頁28- 29行)に、下記のとおり追記いたします。  『また、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した 革新的な生産基盤施設や、ICTの活用を含む栽培環 境をの制御等を検討し、計画的・安定的生産が可能 な沖縄の環境に適合した低コスト技術集約型施設等 の導入』	83ページ 28行 【修正前】 「また、亜熱帯の豊富な自然エネ ルギー等を活用した革新的な生 産基盤施設や、栽培環境を制御 し、～」 ↓ 【修正後】 「また、亜熱帯の豊富な自然エネ ルギー等を活用した革新的な生 産基盤施設や、ICTの活用を含む 栽培環境の制御等を検討し、～」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
28	高平 兼司 専門委員 (環境部会)	第5章(4)宮古 圏域 157ページ  第3回部会議事 録P.15		宮古における環境特 性というのは地下水と いう問題が非常に大き なところであって、農業 サイドあるいは生活サ イドからの地下水保全 というところが重要に なってくると思う。		【営農支援課】 農林水産部では、農業生産の基盤である土づくりにつ いて、土壌診断を推進し、適正な施肥について助 言・指導を行っているほか、化学肥料や化学合成農 薬の使用低減に取り組むエコファーマーの育成等、 環境保全型農業の推進を図っており、地下水保全に 取り組んでいるところであります。	改定(案)通り
29	吉永 安俊 委員 (環境部会)	第5章 3圏域別 展開の基本方 向 137, 147, 156, 161, 167ページ  第3回部会議事 録P.17		家畜排水の処理に関 して、その表現が、例 えば北部、中部、南 部、宮古、八重山で各 地域で表現がことなる ため、統一した方がい いのではないかと。		【畜産課】 北部地区の養豚は大規模経営体が多く、飼養頭数 は県全体の約50%を占めている。 そのため特に環境に調和した対策においては配慮 が必要となることから、他の地区とは異なる表現とし て、「養豚については…」と具体的に記載したところ です。	改定(案)通り

**離島過疎地域振興部会における審議結果一覧  
(沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)**

(離島過疎地域振興部会)

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
1	石原 修 専門委員	92ページ 2行	ア 交通生活コストの低減		日用品等を、離島にまとめて送る仕掛けを施策として、入れられないか。まとまる力、離島にまとめて送る仕掛けがないと、輸送費を補助しても、割高となってしまう。	【企画部】 小規模離島において食品、日用品等が割高になる理由として、本島等からの輸送コストのほか、仕入価格にも要因があると考えられます。 離島の小売店は品物の取扱量が小規模のため、大手量販店と比較して、メーカー、卸業者等からの仕入価格が割高になることが想定されます。 仕入価格を低減するため、離島の小売店が発注する商品を総括しての仕入れ、ICTを活用して仕入れるなどの仕組みが考えられます。 一方で、各離島の小売店では、古くから本島、宮古島又は石垣島の中小卸売業者等との取引があり、総括した仕入れの仕組みは、長い年月をかけて各地域で培われてきた、これまでの商取引の慣習を大きく変えることになるため、調査、研究し、丁寧に対応していく必要があると考えております。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
2	小林 政文 専門委員  呉屋 良昭 (学術文化・人 づくり部会専門 委員)	93ページ 27行	イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民生活サービスの向上  教育に係る負担の軽減を図るため、高等学校及び特別支援学校が設置されていない離島からの進学に伴う家庭の経済的負担の軽減や教育諸活動に伴う交通費の負担軽減等に努めます。	高等学校及び特別支援学校が設置されていない離島からの進学に伴う家庭の経済的負担及び格差の軽減や教育諸活動に伴う交通費の負担軽減等に努めます。	離島からの大学や高校、専門学校進学等には、経済的に非常に負担がある	【教育庁】 離島における公平な教育機会の確保に向けた支援は、「離島」という特殊性に着目した経済的負担の軽減であり、「貧困」かどうかで支援を行うかどうかを判断しているものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。  教育庁においては、離島における公平な教育機会の提供のため、高校に進学する際の生徒の寄宿舎としての機能及び小・中・高校生の交流機能を併せ持つ、離島児童生徒支援センターを設置・運営しています。 また、高校のない離島出身の高校生を対象に、通学や居住に要する経費を支援する離島高校生修学支援事業を実施しています。 さらに、特別支援学校への就学に当たっては、宮古・八重山など離島を含めた県内各地において、必要とする特別支援学校には寄宿舎を設置しているほか、帰省に要する交通費や寄宿舎居住に伴う経費について、特別支援教育就学奨励費制度で必要な援助を行っているところです。	改定(案)どおり
3	上野 睦弘 専門委員	93ページ 31行～ 32行	イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民生活サービスの向上  多様な人材を活用した遠隔授業等の充実を図ります。	多様な人材と情報通信技術を活用した遠隔授業等の充実を図ります。	整備された高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線、および高度な情報通信技術(ICT)を活用することで、遠隔地においても同一の空間を共有することが可能であるため、それら技術の積極的な活用が肝要である。  例) 平成29年1月10日(火)に開催された沖縄県主催「離島地区海底光ケーブル開通式典」において活用した遠隔コミュニケーションツール	【教育庁】 委員のご意見を踏まえ、修正文案の通り、追記いたします。  島嶼県である本県では、情報通信技術を活用した離島・へき地教育の充実が、本県教育の充実に欠かせないものであります。 これまでも情報通信技術を活用した交流学习や教員研修等を実施しているところです。	95ページ 15行 【修正前】 「多様な人材を活用した遠隔授業等の充実を図ります。」 ↓ 【修正後】 「多様な人材と情報通信技術を活用した遠隔授業等の充実を図ります。」

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
4	小林 政文 専門委員	第3章		自然環境の保全	各離島の最大の資源は自然環境。将来的に長い間、沖縄の観光や産業に貢献できる。	【環境部】 3-(12)「離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」 「ア 観光リゾート産業の振興」中に、「豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。」(96頁18行) との文言があり、既に各離島の自然環境の保全については触れられていることから、新たな文言の追記は控えさせていただきます。	改定(案)どおり
5	小林 政文 専門委員	96ページ  98ページ	ア 観光リゾート産業の振興 または エ 離島を支える多様な人材の育成 に右の意見を追記	「保全利用協定やエコツーリズム推進法の認定の促進」を追記	保全利用ルールがあることで各離島のツーリズムを安心して推進できる。また、エコツーリズム推進法登録では道路運送法(送迎)の規制緩和に期待できる。	【環境部】 原案のままとさせていただきます。 第3章 基本施策の1(1)エ 自然環境の適正利用(P.25)の部分に、自然環境の持続可能な利用を図るためのルール作り等について明記しており、離島に限らず、また、保全利用協定及びエコツーリズム推進法に限らず、自然環境の適正な利用を推進します。	改定(案)どおり
6	高江洲 勤 専門委員	96ページ 24行	ア 観光リゾート産業の振興  観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じる	観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇と、 <u>設備資金に係わる利子補給の措置を講じる</u>	産業を活性化させ、新規雇用者を増加させていくためには、創業や、民間事業者の事業拡大、販路拡大等を行う事業資金等の支援が必要である。特に建物の老朽化が課題となっている。	【商工労働部】 「観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、 <u>低利融資制度</u> や税制上の優遇措置を講じる」に修正する。  県融資制度の資金メニューの中に、観光産業向けの資金として、「産業振興貸付(オキナワ型産業振興貸付)」があり、金利や保証料を低く設定していますが、利子補給については、観光施設新設や整備等は対象外となっているため明記は控え、上記の通り修正させていただきます。	98ページ10行 【修正前】 「観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じる」 ↓ 【修正後】 「観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、 <u>低利融資制度</u> や税制上の優遇措置を講じる」



番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
7	八前 隆一 専門委員	97ページ 13行	イ 農林水産業の振興  農林水産物の流通対策の強化については、家畜の輸送体制強化や流通施設の整備、輸送コストの低減等、農林水産物の流通条件の不利性解消に努めます。	離島から県内への出荷(離島から那覇など)についても、輸送費の軽減を図る。	県外へ出す物に関しては補助があるが、着地が県内だと対象にならない。離島から那覇や名護の市場に出す場合など、県内の物流についても、輸送コストの軽減を図ることで、農林水産業の振興に繋がる。	【農林水産部】 県産農林水産物の県外出荷については、本土に対する地理的不利性を解消するため、県が支援を実施しております。 離島から県内に出荷する輸送費については、離島地域の実情を踏まえた取組みを一部市町村で実施しており、県と市町村との役割分担の考え方を踏まえ、追記は控えさせていただきます。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
8	上野 睦弘 専門委員	97ページ	イ. 農林水産業の振興	<p>■左記項番の記載内容に追加する文案  <u>農林水産業分野においても、高度な情報通信基盤を活用した積極的な情報通信技術の利活用促進を図り、安定生産やブランド開発、後継者育成の支援などを推進します。</u></p>	<p>これまで、ICT(情報通信技術)が活用されていなかった分野に対しても、技術の進歩や新しい仕組みの導入等により、ICTの活用が現実化しており、ICTの活用による農林水産業の活性化、特産ブランドの開発等が可能。</p> <p>様々な要因により収穫、品質が安定しない、育成手法やノウハウの習得に時間がかかる等の理由から後継者不足といった課題に対し、センサーネットワーク、IoT等を適用することで「現場の見える化」をサポートし安定生産、品質・収穫の向上、従事希望者獲得に寄与するなどの取組みが可能。</p> <p>これまで取組みが困難であった離島・過疎地域においても超高速ブロードバンド環境が整備されることにより、これらの取組みが可能となることから、積極的なICT(情報通信技術)の活用による農林水産業の振興への取組みを促進することが肝要。</p>	<p>【農林水産部】  ご指摘いただいたICTの推進につきましては、離島のみならず、全体に係るものであることから、第3章3(7)キ「フロンティア型農林水産業の振興」(82頁30行)及び第3章5(5)「産業振興を担う人材の育成」(117頁16行)に、下記のとおり追記いたします。</p> <p>「農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販売開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化するとともに、ICTなどの活用に関する検討を進め、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。」</p> <p>「また、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した革新的な生産基盤施設や、ICTの活用を含む栽培環境の制御等を検討し、計画的・安定的生産が可能な沖縄の環境に適合した低コスト技術集約型施設等の導入」</p>	<p>118ページ18-19行  【修正前】  農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販路開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化し、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。</p> <p>↓</p> <p>【修正後】  農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販路開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化するとともに、ICTなどの活用に関する検討を進め、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。</p> <p>83ページ28行  【修正前】  また、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した革新的な生産基盤施設や、ICTの活用を含む栽培環境の制御等を検討し、計画的・安定的生産が可能な沖縄の環境に適合した低コスト技術集約型施設等の導入</p> <p>↓</p> <p>【修正後】  また、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した革新的な生産基盤施設や、ICTの活用を含む栽培環境の制御等を検討し、計画的・安定的生産が可能な沖縄の環境に適合した低コスト技術集約型施設等の導入</p>

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
9	石原修 専門委員	第3章 P.97 19行	ウ 特産品開発やプロ モーションなどマーケ ティング支援の強化		離島と企業がつながる ことで、雇用が生み出さ れていく、そういう仕掛け も重要。島が人口を維持 していくためには、雇用 は避けて通れない。	【企画部】 離島フェアや沖縄の産業まつり等では、出展事業者 と県内外のバイヤーとのマッチングを行う商談会を実 施し、特産物等の販路拡大を図っております。	改定(案)どおり
10	石原修 専門委員	97ページ 19行	ウ 特産品開発やプロ モーションなどマーケ ティング支援の強化	特産品の販売力強化 に係る支援	特産品等を開発・販売 しようとする時、原材料 の調達コストなどのた め、どうしても本島の製 品より割高になり、競争 力が落ちる。なにか支援 策を講じられないか。	【企画部】 第3章3-(12)ウ 特産品開発やプロモーションなど マーケティング支援等の強化において、「県内産原材 料の利用拡大や原材料の安定確保(97頁、23行)」と しており、ご指摘の内容につきましては、これに包含さ れるものと考えております。 また、県においては、離島の特産品等を対象とし て、外部専門家による指導等を行い、離島地域の企 業等において、販売戦略を構築し、これを実施できる 人材の育成を支援すること等により、競争力を高め、 当該特産品等の販売拡大を促進するなどの対応も 行っております。 後期実施計画においても、引き続き、県所管部局に おいて、検討、取組を進めてまいります。	改定(案)どおり
11	高江洲 勤 専門委員	97ページ 23行	ウ 特産品開発やプロ モーションなどマーケ ティング支援等の強化  あわせて、県内産原材 料の利用拡大や原材料 の安定確保、加工施設 の整備等を促進	あわせて、県内産原材 料の利用拡大や原材 料の安定確保、 <u>事業物 資に係る輸送コストの 低廉化を図り、加工施 設の整備等や、公的共 同加工施設の設置と 運営を促進</u>	離島地域における事業 の持続的発展、拡大等を 図るためには、事業物資 の輸送費低廉化が必要 であり、経営基盤が脆弱 な小規模製造業者は大 きな設備投資が困難で あり、公的支援により有 望商品開発、生産力担 保、雇用増加が期待でき る。		改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
12	井谷信吾 専門委員	98ページ 1行	エ 離島を支える多様な 人材の育成	エ 離島を支える多様な 人材の <b>確保</b> ・育成	八重山、特に周辺離島地域 においては、人材の育成以前 に人材不足が深刻であり、人 材の確保が重大な課題であ る。これらは、第1次産業から 第3次まで通しての問題であ る。 「第四次産業」ソフトウェア産業や 情報通信産業や技術開発など 就労者の増加や雇用促進は 重要だが、沖縄観光推進ロード マップで掲げる1000万人の観光 客を目標とした受入体制には、 沖縄らしい「おもてなし」の人員 体制が必要である。	【企画部】 委員のご意見を踏まえ、他計画との整合や内容を 鑑み、下記のとおり修正いたします。 「エ 離島を支える多様な人材の育成・ <b>確保</b> 」 「地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成・ <b>確保</b> を推進します。」  離島においては、少子化に加え、若者の流出などに より、地域産業や地域づくりの担い手が不足している 状況にあります。 県においては、観光人材、IT人材、新規就農、工芸 産業における後継者、地域の活性化を担う人材の育 成・確保に取り組んでいるところであります。 専門家派遣については、例として挙げれば、(一社) 地域総合整備財団の地域再生マネージャー事業や、 九州地域戦略会議でとりまとめられた「地域活性化人 材ネットワーク構築プロジェクト」における外部アドバ イザー派遣等のメニューが活用可能となっております。 また、地域づくりに取り組む市町村へ財政・制度面 における情報提供や、地域づくり応援員を活用し、 SNSによる地域づくり人材ネットワークの構築等を行 っております。 今後とも、市町村や関係団体と連携して、地域の人 材育成、確保に取り組んでまいります。	97ページ28行 【修正前】 また、多様な産業人材や地域社 会を支える人材等の育成に取り 組みます。 ↓ 【修正後】 また、多様な産業人材や地域社 会を支える人材等の育成・ <b>確保</b> に 取り組めます。  99ページ19行 【修正前】 エ 離島を支える多様な人材の育 成 ↓ 【修正後】 エ 離島を支える多様な人材の育 成・ <b>確保</b>  99ページ23行 【修正前】 地域のニーズに応じた多様な産 業人材の育成を推進します。 ↓ 【修正後】 地域のニーズに応じた多様な産 業人材の育成・ <b>確保</b> を推進しま す。
13	井谷信吾 専門委員	98ページ 5行	エ 離島を支える多様な 人材の育成 地域のニーズに応じた 多様な産業人材の育成 を推進します。	地域のニーズに応じた 多様な産業人材の <b>確 保</b> ・育成を推進します。			
14	外間守吉 専門委員	98ページ	エ 離島を支える多様な 人材の育成		小さな離島には、観光関連 やIT関連等に詳しい者、スキ ルのある者が少ない。Wi-Fiな ど、どう活用するか、課題であ る。人材の派遣や指導が必要 。		
15	名嘉座元一 部会長				地域の住民が自ら企画提案 できるような仕組みづくりが必 要であるが、そのような人材は いない場合もある。地域に人 がいなければ、専門人材を派 遣するような仕組みを作る必 要がある。また、町村職員の 人材育成も重要である。少な い人数で多くの業務をこなして いるのが離島行政の実態であ るから、広い視野や近年の産 業振興策の動向、先端技術等 の動向について最新の情報を 得る時間がない。本島内市町 村から職員を派遣するなど できるだけ、離島町村の職員 の負担を増やさず工夫をしま しながら人材育成を図る方法を考 える必要がある。		
16	石原 修 専門委員	98ページ 1行	エ 離島を支える多様な 人材の育成		地方創生をやろうとする とき、民の知見、官民連携は大 切。事例としてスーパースター が頑張って成功した地域が挙 がるが、一般の方が知恵を寄 せ集めてできる仕掛けにしま ないといけない。		

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
17	石原 修 専門委員	98ページ	エ 離島を支える多様な 人材の育成		<p>一次産業の人手不足について、本島や他地域と連携し、人材の確保を図る。北大東島で、障がいを持っている方々の援農の事例がある。全て離島が単独で頑張っているのではなく、上手に連携し、うまく歯車を回す、本島を含めた人のやりくりを検討する必要がある。</p>	<p>【農林水産部】 離島地域において、さとうきびの収穫作業等の労働力確保が厳しい状況にあります。そのため、県としては、ハーベスター等を導入し収穫作業労力の軽減を図っているところであります。また、あわせて農作業機械のオペレーター等の人材育成を行っております。</p> <p>なお、JAにおいては、農作業に関する仕事を探している方と、農作業の人手を求めている農家の農作業の雇用をマッチングする「農作業人材サポート」を行っており、関係機関と連携し対応していきたいと考えています。</p> <p>「農福連携」につきましては、国直轄による取組が行われております。</p> <p>国においては、関係団体等を対象とした「農福連携セミナー」や情報交換の場として、福祉、雇用及び農業関係者で構成する連絡会議を開催し、啓発を行っているところです。</p> <p>県としましては、国や関係市町村と連携を図り、対応していきたいと考えております。</p>	改定(案)どおり



番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
18	津波 勝代 専門委員	98ページ 6行	エ 離島を支える多様な 人材の育成  また、介護、福祉、医 療、ボランティアなど、地 域社会を支える人材の 育成や、地域づくりを担 う人材の育成・確保に取 り組みます。		看護師、ケアマネ ジャー、保育士等は、久 米島では不足しており、 地域で努力はしている が、補助金等により何か 対応できないか。	【保健医療部】【子ども生活福祉部】 県は、将来、県内医療機関等で看護業務に従事し ようとする者に修学資金を貸与することにより、看護 職員の確保を図る、看護師等修学資金貸与事業を実 施しております。人材の確保、定着が困難な特定町 村(16町村)に存する施設への就業については、就業 期間を2倍に換算し、返還免除期間を短縮すること により、就業促進を図っております。 島しょ地域においては、ケアマネ等介護人材の確保が 本島地域より困難になっていることから、H29年度か らの新規事業として、島しょ地域の施設・事業所が島 外からケアマネ等の介護職を受け入れる際の経費につ いて一部支援することとしております。 保育士については、保育士確保対策事業により、 保育士資格の取得を目指す保育補助者等を対象とし た市町村の保育士対策講座への支援を行っております。 介護、福祉、医療など地域社会を支える人材の育 成・確保について、引き続き、市町村や関係団体と連 携を図り、取り組んでまいります。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
19	石原 修 専門委員	98ページ 17行	オ 交流と貢献による離島の新たな振興 県内外の住民から本県離島の重要性・特殊性・魅力について正しい理解が得られるよう、離島と沖縄本島、離島と本土及び離島相互間の交流機会を拡大するとともに、文化、経済、教育等、多様な分野における近隣諸国との国際交流活動を促進します。また、国立青少年交流の家など既存施設等の維持・活用等による交流の場の確保に努めます。		交流体験事業を子供の貧困問題とリンクするような形でできないか。本島の子供の貧困問題を離島とリンクすることによって、糸口を見つけられるのでは、と考えている。	【企画部】 沖縄離島体験交流促進事業は、本島住民の離島地域への関心の低さや観光業による離島振興が期待できるものの受入基盤が不十分な現状を踏まえ、児童が離島に関する認識を深めるとともに児童受入を通して島独自の着地型観光プログラムの開発、民泊を中心とした受入体制の構築・強化を行い、離島の活性化及び産業振興を目的としております。 なお、本事業は貧困対策と直接リンクしているものではありませんが、派遣児童の中には貧困家庭や複雑な家庭環境にある児童もおり、本事業の成果の一つとして、全ての派遣児童の意欲・積極性・自立心の向上に寄与していると考えております。沖縄県としては、本事業の成果を踏まえつつ、引き続き目的達成に向け取り組んでまいります。	改定(案)どおり
20	高江洲 勤 専門委員	第3章 P.98 8行	新規追加	<u>さらに、有人39離島がそれぞれ抱える固有課題の解決に向けた取り組みを促進するため、地域振興発展のための計画作成を推進できるようにその支援体制の構築を図る。</u>	十把一絡げにできない課題解決のためには、現状分析に基づいた計画作成と実行が必要であり、在住者を中心としたワーキングチームを専門家等の外部人材が牽引し、さらに広域的な連携を図り、支援していくことが必要である。	【企画部】 県が策定した「住みよく魅力ある島づくり計画」においては、市町村の意見も踏まえ、離島市町村別の計画を策定しております。島ごとの計画策定については、県と市町村の役割分担を踏まえながら行うものと考えており、市町村への助言等を通して支援していきたいと考えております。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
21	高江洲 勤 専門委員	第3章 P.98 21行	既存施設等の維持・活用等による交流の場の確保に努めます。	既存施設等の維持・活用等による交流の場の確保に努めます。 <u>そして、離島経済の好循環実現を目指すため、一点集中目標突破型専門部署等の設置を検討し、人的・物的な空き資源についても情報整理と活用策検討に基づくマッチングを促進し、IT系ベンチャー企業のサテライトオフィス誘致などによりイノベーション創出を図る。</u>	・離島事業者(既存・創業)の収益力を強化し、雇用創出、移住者の増加、人口増加、市場規模の拡大など、離島経済の好循環支援を一貫・継続して実施する専門部署が求められている。また、空き家、農地、事業継続可能だが後継者のいない事業主、デザイナーによる古民家等の現代的リフォームと企業誘致、国内・海外からの移住受入整備等、民泊などに止まらず、広範囲で空き資源をマッチングさせるアイドルエコノミーによりイノベーション創出を図ることが課題解決には有効だと思われる。	【企画部】 地域・離島課においては、住みよく魅力ある島づくり計画を策定し、離島の定住条件の整備や離島の特色を生かした産業振興を基本施策として、離島地域の振興に関する総合的な企画、調整及び推進を図っております。 ご提示の組織の見直しについては、庁内関係部署と調整を図りながら、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進と、県政の重要課題に対応する柔軟な体制の構築、行財政改革プランを踏まえた簡素で効率的な行財政システムの確立という基本認識のもと、総合的な観点から検討いたします。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
22	名嘉座元一 部会長	125ページ		<p>中間評価の新たな課題として「地方創生の推進」で「離島などの一部町村では、地域社会の維持が困難になることが指摘されている」と示されていることから、第3章 基本政策(11)離島における定住条件の整備の基本施策の展開方向か第4章2.離島の条件不利性克服における(3)解決への道筋で以下のような文書を追加したらどうか。</p> <p><u>「地域社会の維持が困難になるような地域に対する早急な対策を図る。」</u></p>	<p>地方創生の推進でも離島社会の維持が示されており、今後人口が急激に過疎化する地域に対し人口を維持する仕組みづくりを考えていく必要がある。例えば、学校の存続が地域社会を維持するかどうかの大きな鍵であることから、不登校児童の受け入れや子供を持った専門知識を持った親の誘致(医療スタッフ)などが考えられる。</p>	<p>【企画部】 委員のご意見の趣旨を踏まえ、第4章 2 離島の条件不利性克服と国益貢献(3)解決の道筋に、「<u>地域社会の維持が困難になるような離島市町村と対策を図るとともに、</u>」を追記いたします。</p>	<p>126ページ5-6行 【修正前】 あわせて、離島の新たな可能性を発揮できる基盤づくりに取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。 ↓ 【修正後】 あわせて、<u>地域社会の維持が困難になるような離島市町村と対策を図るとともに、</u>離島の新たな可能性を発揮できる基盤づくりに取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。</p>

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
23	上妻 毅 副部長	125ページ		第4章(克服すべき沖縄の固有課題)の2(離島の条件不利性の克服と国益貢献)における(3)解決の道筋(P125)および関連箇所に関して、記載事項全般の拡充が必要と考える。 右記の理由等に鑑み、改定(案)該当箇所の再検討を願いたい。	平成28年12月にまとめられた「沖縄21世紀ビジョン中間評価」では、第5章の「後期計画期間に向けた施策展開(展望)」として、計17項目の「新たな課題に対応した施策の展開方向」が明記された。これら17項目は、基本計画策定から5年が経過した中で特に取り上げられた重要な事項であり、基本計画改定(案)は、これらをふまえた計画に関わる記載内容の拡充が図られるべきものとする。 この中で、特に当離島過疎地域振興部会の主題に関わる項目は、同17項目中の(5)「地方創生の推進」であり、下記の重要な記載が見られる。(以下抜粋) ○地域社会を支える活動の担い手の減少により、離島などの一部町村では、地域社会の維持が困難になることが懸念されている。 ○自然増の拡大、社会増の拡大、離島・過疎地域の振興の取組を加速させることにより、離島・過疎地域を含む県全域で、バランスの取れた人口の維持・増加を図っていく。 ここでいう、加速化させる「離島・過疎地域の振興の取組」の内容は不明だが、「離島の条件不利性の克服」をめざす基本計画として、改定(案)第4章(3)解決の道筋においても、こうした新たな状況と重大な課題をふまえた取組の方向や道筋を明記すべきではないか。 その際、念頭に置くべき状況および早急な取組が求められる問題として小職が申し上げたのは以下の通りである。(要旨抜粋) ○現実に進行しており、なおかつ、今後、大多数の有人離島で加速していくことが予想される人口減少問題。 ○実例としての鳩間島：島人口43名のうち、県外からの受入れを含む児童・生徒が3名、教職員関係が10名(約1/3)。小中学校の維持・存続が困難になれば、地域・コミュニティの存続自体が危ぶまれる危機に直面する。	No.22の対応と同様	No.22の対応と同様



番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
					<p>○鳩間島で生じている問題は鳩間島だけの問題ではない。特に小規模離島では、住民の島外流出・高齢化・少子化がさらに進展する中、地域存続の危機が一気に顕在化・拡大することも考えられる。</p> <p>○2025年頃からの県全体の人口減も予測される一方、既に多数の有人離島では恒常的な人口減少が続いている。その意味でも、より厳しさを増す今後の離島・過疎地域に対応する実効的な施策・事業の立案と実施、モデルケースの構築やノウハウの蓄積が必要である</p>		

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
24	上妻 毅 副部長	125ページ 6-10行	このため、交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保・維持、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実、多様な分野における情報通信技術の活用等により、離島における定住条件の整備を図るとともに、移住対策については、市町村が地域住民や民間団体等と連携・協働して取り組む体制の強化・拡充に努め、地域の自主的な取組を促進する諸施策を推進します。	第4章(克服すべき沖縄の固有課題)の2(離島の条件不利性の克服と国益貢献)における(3)解決の道筋(P125)の該当箇所に関して、一部修正が必要と考える。 右記の理由等に鑑み、該当箇所の一部修正を検討願いたい。	原案(P125・8~10行)には、以下の記載がある。(以下抜粋) ○移住対策については、市町村が地域住民や民間団体等と連携・協働して取り組む体制の強化・拡充に努め、地域の自主的な取組を促進する諸施策を推進します。 上記の「市町村が地域住民や民間団体等と連携・協働して取り組む体制」および「地域の自主的な取組」は極めて重要であり、今後の離島・過疎地域の振興に関わる取組全般に求められる要件と考える。したがって、こうした取組を推進する諸施策を「移住対策」のみに限定するのは適切ではないと考える。 なお、本件に関して小職が部会で申し上げた意見は以下の通りである。(要旨抜粋) ○今後の離島・過疎地域の振興のモデルとなるような新しい試みが求められている。 ○地元が主体となる取組でなければ継続しない。 ○地元の課題については、当事者である地元の関係者(市町村、地域住民、民間団体等)が事業等を検討し、取組を継続することが最善。 ○各離島・地域の事情に即して、地元から意見やアイデアを吸い上げ、具体化していく仕組みが望まれる。(現場からの提案⇒モデル的实施) ○県が果たすべき役割:①地元主体の持続可能な取組を支えるフィールド(土俵)を作る、②地域の自主的な取組を具体化する計画やプログラムの立案を促進・誘導する、③各地域の取組に必要な支援を行う	【企画部】 移住対策については、今回新たに追記したものであることから、「地域の自主的な取組を促進」をあらためて表記しているが、第4章2 離島の条件不利性の克服と国益貢献(3)解決の道筋(125頁2行)において、「離島の振興にあたっては、離島の住民、事業者、行政の不断の努力に加え、時代潮流や地域特性を踏まえつつ、多様な主体が連携・協力し」としており、当該内容に、地元自治体の自主的な取組を包含しているものと考えております。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
25	津波 勝代 専門委員	151ページ		南部圏域の展開の基本方向に、離島に係る内容を増やすべき。	南部は特殊な事情を抱えた離島が多く、表記が必要。	【企画部】 沖縄21世紀ビジョン基本計画は、10年間の総合計画であり、ビジョンで示した将来像の実現等に向けた基本方向や基本施策を明記しているものです。前期計画期間中に状況変化等がなく、方向性が変わらなければ、策定時の趣旨を踏まえ、原文どおりとさせていただきます。なお、個別計画である「住みよく魅力ある島づくり計画」においては、離島市町村ごとの現状と課題、主な取組を明記しております。	改定(案)どおり
26	津波 勝代 専門委員				児童虐待などは、久米島をはじめ南部離島には、児相も保健所も警察もなく(交番あり)、地域のボランティアによる協力をいただき、解決につなげ、今も全部で見守っている。そのような状況を踏まえどのような対応ができるか。	【子ども生活福祉部】 児童虐待への対応については、今般の児童福祉法改正により、住民に最も近い相談支援機関として、各市町村が、児童や保護者等からの養育、虐待等の相談及びその支援を行う役割を担うとともに、児童等に対する必要な支援を行うための拠点整備に努めるよう示されたところです。 県としては、現在、市町村が取り組む要支援児童等への支援体制の強化及び専門性強化に対する後方支援を行っております。 なお、ハイリスクや緊急性をともなう事案に対しては、中央児童相談所に配置している離島担当専門職員や24時間365日対応の「おきなわ子ども虐待ホットライン」を通して、警察(交番を含む)、関係機関と連携して迅速な対応が図れる体制を構築しております。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
27	津波 勝代 専門委員	149ページ31行	久米島、粟国島、渡名喜島、南・北大東島、慶良間諸島などの島々を包含し、	久米島、粟国島、渡名喜島、南・北大東島、慶良間諸島など <b>拠点隣接型及び孤立型</b> の島々を包含し、	1. 離島過疎地域振興部会だから……一般論で離島の不利性を捉えるのではなく、離島の特性をしっかりと共有しそこで「生活する」とはどういう事が「住み慣れた島で最後まで暮らす」にはどのような環境が必要かなど、審議する方々ときちんと共有し審議していく必要があると考える。	【企画部】 沖縄21世紀ビジョン基本計画は、10年間の総合計画であり、ビジョンで示した将来像の実現等に向けた基本方向や基本施策を明記しているものです。前期計画期間中に状況変化等がなく、文言等の補足による修正など、方向性が変わらなければ、策定時の趣旨を踏まえ、原文どおりとさせていただければと考えております。	改定(案)どおり
28	津波 勝代 専門委員	150ページ 27行	「現状と課題」の27行目…農水産物のブランド化を図る必要があります。の次に右赤字挿入	<b>災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備が求められる。</b>	南部圏域は自立型の島、孤立のリスクの高い島等を有するため災害時の整備は必須だと考える。特に久米島には病院があり、透析治療を行っており、また観光者の透析も受け入れていることから安心して観光客を呼び込むこともできる。移住定住にもつながる。 * 医療提供体制の基盤整備も必要である。	【土木建築部】 災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備については、南部圏域や離島だけでなく県全体の課題と認識しています。 追記の文案につきましては「3章Ⅲ-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化(p49)」の内容に包括されるため、再掲は控え、原文通りとさせていただければと考えております。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
29	津波 勝代 専門委員	151ページ 21行		<p>農林水産業の振興などにより、の次に右の下線部挿入  <u>「就業者の社会保障・適正な適用、独居高齢者の支援など」</u></p> <p>・離島・へき地特有の就労形態に関する問題。          ・地縁・血縁により労使交渉が困難という問題          ・所得が不安定という問題。          ・有給休暇がないという問題。          ・就業を維持するための社会保障活用ができないという問題。          ・家庭の機能や家計を維持することの困難さ。          ・今そこに住む人の生活が魅力的でなければ、外から来た人が移住するはずがない。</p>	<p>離島・へき地特有の地縁・血縁に基づいた就労形態が、稼働年齢世帯の社会保障が利用できない問題につながっている。</p> <p>具体的には、地元の土木・建設業や運送業等、家業的運用の会社では、一族のみが正社員で他は日雇いということが多く。結果として、一族以外の職員は国保であり、傷病による休職時の保障も受けられない状況にある方が多い。</p> <p>また、長年勤めても昇給がなかったり、閑散期には出勤自体がなかったり、所得は不安定である。日雇い作業員や個人で下請け・孫請けをしている自営業者に至っては、労災保険等も加入していないことが多い。</p> <p>休み＝所得の減少という仕組みの中で親の介護や子どもの病気などがあると、その月の生活が脅かされる。そのような状況で、結婚・子育てに踏み切るのは難しいと言える</p>	<p>【商工労働部】【子ども生活福祉部】          県が平成26年度に実施した労働環境実態調査により、県内の労働者の職場環境は厳しい状況におかれていることが明らかとなっております。          県としましても、県内全ての労働者が適正な労働条件のもと、安心して働くことができる環境づくりは重要であると認識しております。          県では、労働法や労働情勢に関する労使双方の理解と法令遵守を促進するため、労働相談や非正規労働者の処遇改善等の事業を展開するとともに、労働関係法令に関するセミナーの開催、企業への専門家派遣を行うなど、働きやすい環境づくりに努めているところです。          こうした取組みについては、第3章の基本施策「(10)雇用対策と多様な人材の確保」の「エ 働きやすい環境づくり」において既に記載していることから、追記は控えさせていただきます。</p> <p>独居高齢者について、県内各地域で独居高齢者が増加傾向にある中、県においては、各地区老人クラブによる訪問活動等の支援の他、地域における高齢者等への支援や日常的な見守り・支え合い体制、地域ネットワークづくり等を促進しているところであり、当取組みについては、個別計画である「沖縄県高齢者保健福祉計画」において記述しております。</p>	改定(案)どおり



番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
30	砂川 葉子 専門委員	第5章 各圏域の「農林 水産業の振興」	農山漁村地域において グリーンツーリズム等による交流・体験及び滞在 拠点を形成し、観光リ ゾート産業との連携や 農林水産業の多面的な 機能の発揮を図ります。	農家の育成	各圏域にグリーンツ ーリズムが出てくるが、受 ける側の農家の育成な どのフォローが必要。 また、修学旅行もマック スだと思われ、インバウ ンドや企業旅行など誰を 対象とした切り口なの か。	【農林水産部】 ご指摘のとおり、農家民宿の育成が重要なことから、本計画の見直しに当たり、農林水産部の所管部分、第3章3-(7)「亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興」において、「農家民宿を中心とする」との追記(82頁、15行目)を行ったところですが、ご意見につきましては、この記述で対応できるものと考えます。  (参考) 「理由等」に対する補足説明 ①農林水産部では、実践農家や受入団体を対象に研修会、体験プログラム、受入体制の検討などの事業を実施しております。引き続き、受入団体のネットワーク化による実践農家の育成に取り組んでまいります。 ②修学旅行が伸び悩む中、農林水産部では、沖縄ならではの農家民宿の展開に向けて、新たな戦略づくりや取組を推進する事業を予定しております。	改定(案)どおり
31	砂川 葉子 専門委員	157ページ 31行	基盤整備としては、農業用水源確保のための地下ダムや宮古島と近隣離島を結ぶ架橋の整備が進んでいます。	基盤整備としては、農業用水源確保のための地下ダムの整備が <u>進んでいます。また、宮古島と近隣諸島を結ぶ架橋が整備され、生活や医療環境の向上や地域活性化が期待されるも、架橋離島の課題として人口流出等の変化を見守り対策を講じる必要があります。</u>	5年後、伊良部大橋は架橋して7年目を迎え、まさに架橋の恩恵を受け島が栄えていることが予測されるものの、池間島、来間島の架橋後の動向を見たときに人口流出や観光地化による環境変化、自然破壊等がみられ、先に架橋された2島から教訓となるものがあると考えられるため。	【企画部】 ご指摘の部分については、圏域の現状と課題全般に、その内容を包含していると考えております。 基本施策としましては、第3章(7)ア県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進(P55、18行)において、地域社会の維持を図るため、人口の増加等に向けた施策に取り組むこと、第3章3-(11)エ 過疎辺地地域の振興(P95、31行)において、移住定住対策の促進、第3章3-(12)ア 観光リゾート産業の振興(P96、18行)において、豊かな自然環境と共生する観光地の形成を促進することとしており、市町村等と連携して、取り組んでまいります。	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
32	八前 隆一 専門委員	138ページ 8行	加工・流通機能を強化するとともに、 <b>老朽化した</b> 漁港・漁場等生産基盤の維持	加工・流通機能を強化するとともに、 <b>老朽化した</b> 漁港・漁場等生産基盤の維持	生産基盤の強化については、老朽化等の理由による施設の更新等が現在の補助事業等では行われていないため。	【農林水産部】 老朽化した漁港・漁場等生産基盤の維持については、水産物供給基盤機能保全事業により、実施していることから原文のままとさせていただきます。	改定(案)どおり
33	八前 隆一 専門委員	148ページ 2行	老朽化した漁港・	同上	同上	【農林水産部】 同上	改定(案)どおり
34	八前 隆一 専門委員	156ページ 16行	老朽化した漁港・	同上	同上	【農林水産部】 同上	改定(案)どおり
35	八前 隆一 専門委員	161ページ 27行	老朽化した漁港・	同上	同上	【農林水産部】 同上	改定(案)どおり
36	八前 隆一 専門委員	168ページ 1行	老朽化した漁港・	同上	同上	【農林水産部】 同上	改定(案)どおり

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
37	八前 隆一 専門委員	156ページ 17-19行	良好な漁場を有する排他的経済水域(EEZ)の保全のため、離島における漁港・漁村の活性化を図ります。	各圏域ごとに記述するか又は、(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開イ農林水産業の振興の部分で記述して頂きたい。	沖縄県全体的に、排他的経済水域に囲まれており、南部地区だけに特化した問題ではないため。	<p>【農林水産部】委員のご意見を踏まえ、下記のとおり追記・削除いたします。</p> <p>第3章3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 イ 農林水産業の振興 P.97 12行に追記 「…、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりや良好な漁場を有する排他的経済水域(EEZ)の保全のため、漁港・漁村の活性化に取り組めます。」</p> <p>第5章3 圏域別展開の基本方向 (3)南部圏域 P.156 17行から19行の下記箇所を削除 「さらに、資源管理型漁業を推進し沿岸資源の回復に努めるとともに、良好な漁場を有する排他的経済水域(EEZ)の保全のため、漁港・漁村の活性化を図ります。」</p> <p>156ページ14行に追記 「～高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。」</p>	<p>98ページ28-29行 【修正前】 …、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりに取り組めます。 ↓ 【修正後】 …、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりや良好な漁場を有する排他的経済水域(EEZ)の保全のため、漁港・漁村の活性化に取り組めます。</p> <p>158ページ8-10行の下記箇所を削除 さらに、資源管理型漁業を推進し沿岸資源の回復に努めるとともに、良好な漁場を有する排他的経済水域(EEZ)の保全のため、漁港・漁村の活性化を図ります。</p> <p>158ページ4-5行に追記 【修正前】 ～高付加価値化を図ります。 ↓ 【修正後】 ～高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。」</p>

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
38	上野 睦弘 専門委員	153ページ 16-17行	都市部との情報格差を是正するための情報通信基盤の高度化及び情報通信技術の利活用促進に取り組みます。	都市部と情報格差を是正するための情報通信基盤の高度化及び情報通信技術の利活用促進に取り組み、 <b>医療、福祉、教育、防犯、防災、行政サービスの高度化など、安心安全で住みよいまちづくりの実現と、観光、農林水産業などの振興を促進します。</b>	離島地区への海底光ケーブル、超高速ブロードバンド環境が整備されることで、都市部と同様の情報通信環境が整い、都市部と同様の取り組みが可能となる。 高度な情報通信基盤を活用した情報通信技術(ICT)により、住民にとっても訪れる人にとっても安心安全で住みよい街づくりも可能となることから、それらを目指した取り組みを促進することが肝要。	【企画部】 沖縄21世紀ビジョン基本計画は、10年間の総合計画であり、ビジョンで示した将来像の実現等に向けた基本方向や基本施策を明記しているものです。前期計画期間中に状況変化等がなく、文言等の補足による修正など、方向性が変わらなければ、策定時の趣旨を踏まえ、原文どおりとさせていただければと考えております。	改定(案)どおり
39	上野 睦弘 専門委員	161ページ 4-5行	加えて、情報通信産業振興地域制度を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。	加えて、情報通信産業振興地域制度、 <b>および高度化された情報通信基盤</b> を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。	高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線が整備されることにより、情報通信関連企業の立地、高度化において、都市部とほぼ同等の条件が揃うこととなり、更なる情報通信関連産業の振興が期待できる。	【商工労働部】 委員のご意見を踏まえ、以下のとおり修正したいと考えております。  加えて、情報通信産業振興地域制度 <b>や整備された情報通信基盤</b> を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。	162ページ29-30行 【修正前】 加えて、情報通信産業振興地域制度を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。 ↓ 【修正後】 加えて、情報通信産業振興地域制度 <b>や整備された情報通信基盤</b> を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。

番号	委員又は 専門委員名	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
40	上野 睦弘 専門委員	167ページ 9-10行	加えて、情報通信産業振興地域制度を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。	加えて、情報通信産業振興地域制度、 <b>および高度化された情報通信基盤</b> を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。	高速大容量の海底光ケーブルと超高速ブロードバンド環境通信回線が整備されることにより、情報通信関連企業の立地、高度化において、都市部とほぼ同等の条件が揃うこととなり、更なる情報通信関連産業の振興が期待できる。	【商工労働部】 委員のご意見を踏まえ、以下のとおり修正したいと考えております。  加えて、情報通信産業振興地域制度 <b>や整備された情報通信基盤</b> を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。	169ページ4-5行 【修正前】 加えて、情報通信産業振興地域制度を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。 ↓ 【修正後】 加えて、情報通信産業振興地域制度 <b>や整備された情報通信基盤</b> を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。

**環境部会における審議結果一覧**  
**(沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)**

(環境部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
1	宮城 邦治 委員			米国ハワイ州や韓国 濟州特別自治道との 島しょ間協力について 記載してはいかがか。	沖縄県は、ハワイ、濟州 島とのパートナーシップ の提携をしており、21世 紀ビジョン基本計画にぜ ひ入れ込んで、県の環境 問題に対する姿勢を広く アピールするということが 大事かと思うため。	委員の御意見のとおり、修正いたします。	106頁26-29行 3章 基本施策 将来像4 世界に開かれた交流 と共生の島を目指して (2) 国際協力・貢献活動の推 進 ア アジア・太平洋地域の共 通課題に対する技術協力等の推 進  「また、平成28年9月に締結した 「グリーンアイランドパートナ シップ設立に関する合意書」に基 づき、米国ハワイ州及び韓国濟 州特別自治道と協力し、島しょ地 域が直面する環境に関する課題 解決等に向け取り組みます。」  ※続く段落の接続詞を修正 「さらに、日米クリーンエネルギー 技術協力の一環として実施され る、～(後略)～」
2	宮城 邦治 委員	4章 122頁 20行		【米軍基地から派生す る諸問題への対応】 基地から派生するさま ざまな環境公害、生活 公害について、しっか りと厳しく、客観的に、 科学的にしっかり表記 した方がよい。 県の基地問題に対す る姿勢をしっかりと書き とめておいた方がよ い。	沖縄の基地問題は、ほ かの県などでは出てこ ない非常に特殊な項目 であるため。	客観的・科学的な表記につきましては、毎年実施し ています沖縄県PDCAにおいて騒音及び排水等の調 査結果を公表し、検証を行っております。 「21世紀ビジョン基本計画」においては、特に環境基 準を超過している「航空機騒音」について言及し、そ の他環境汚染については、未然防止や基地立入りに よる環境調査の実施等について日米地位協定の抜 本的な見直しを求めていることから、原案のままとし たいと考えております。	改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
3	赤嶺 太介 専門委員	3章 26頁 ア 3Rの推進		「リサイクル施設の高度化」、「リサイクル率の向上」のような文言を追加してはどうか。		委員の御意見のとおり、修正いたします。	26頁14-24行 ア 3Rの推進  【修正前】 「また、廃棄物をリサイクルし循環資源としての活用を図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減化や県産リサイクル製品(ゆいくる材等)の積極的な利用等を推進します。」  【修正後】 「また、廃棄物をリサイクルし循環資源としての活用を図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減化や県産リサイクル製品(ゆいくる材等)の積極的な利用等を推進し、リサイクル率の向上を図ります。」
4	赤嶺 太介 専門委員	3章 26頁 15行	廃棄物の有効活用 (Recycle)	廃棄物の再生利用と熱回収(Recycle)	廃棄物の有効活用が、おそらく国でいう再生利用と熱回収を意味していると思うため。	廃棄物の有効活用には、廃棄物の再生利用と熱回収が含まれていることから、御意見のとおり修正いたします。	26頁17行 【修正前】 廃棄物の有効活用(Recycle)  【修正後】 廃棄物の再生利用と熱回収(Recycle)
5	赤嶺 太介 専門委員	3章 26頁 22行	環境共生型社会	循環型社会	「3Rの推進」の項目中の語句であるため。	「環境共生型社会」については、後の圏域別展開で触れられており、リサイクルの推進により、環境共生型社会の構築を目指としています。ここでは、広義の「環境共生型社会」の実現に向けてリサイクル等の調査研究とそれを踏まえた施策を展開していくとして、原案のままとしたいと考えています。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
6	赤嶺 太介 専門委員	3章 27頁	2段落目と3段落目の 表現方法	まとめて記載するな ど	離島の場合は、一般廃 棄物と産業廃棄物の処 理体制がうまく協し合 えればもっと効率化が図 れると思うため。	委員の御意見のとおり、修正いたします。	27頁1-10行 【修正前】 「数多くの島々からなる沖縄は、その構造 的不利性から資源循環コストが高いとい う現状を踏まえ、離島を含めた沖縄県全 域において最終的に発生した廃棄物等を 適正かつ効率的に処理できる体制を構 築します。 このため、一般廃棄物処理につい ては、適切かつ計画的な施設整備を促進 するとともに、処理体制の効率化を図る ため、離島間や沖縄本島との連携による 運搬ルートの合理化等に努めます。 産業廃棄物処理については、民間の処 分業者が有する産業廃棄物管理型最終 処分場の残余容量がひっ迫している現状 を踏まえ、公共関与による産業廃棄物管 理型最終処分場の施設整備を推進する とともに、離島地域における処理困難な 産業廃棄物に関する効率的な処理体制 を構築するほか、産業廃棄物のあわせ処 理及び産業廃棄物処理施設における一 般廃棄物の処理の特例を積極的に活用 し、処理施設の相互補完を促進します。」 【修正後】 数多くの島々からなる沖縄は、その構造 的不利性から処理コストが高いという現 状を踏まえ、離島を含めた沖縄県全域に おいて発生した廃棄物等を適正かつ効率 的に処理できる体制を構築します。 このため、一般廃棄物及び産業廃棄物 の状況を的確に把握し、離島間や沖縄本 島との連携による運搬ルートの合理化、 一般廃棄物処理施設における産業廃棄 物のあわせ処理、産業廃棄物処理施設 における一般廃棄物の処理の特例を積 極的に活用する等、発生した廃棄物等を 適正かつ効率的に処理する体制を構築 するとともに、民間の産業廃棄物管理型 最終処分場の残余容量がひっ迫している 現状を踏まえ、公共関与による産業廃棄 物管理型最終処分場の施設整備を推進 します。」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
7	赤嶺 太介 専門委員	3章 26頁 29行	資源循環コスト	処理コスト	「適正処理」の項目中の語句であるため。	「資源循環コスト」とは、廃棄物の処理コストを表していることから、御意見のとおり修正いたします。	27頁2行 【修正前】 資源循環コスト  【修正後】 処理コスト
8	赤嶺 太介 専門委員	5章 135頁 3行	ジュゴン等が生息する海域	サンゴが生息する海域	「ジュゴン等が生息する海域」という、これは基本方向の中でここまで盛り込むと、少し政治的メッセージが強いと感じる。むしろサンゴが生息する海域とかそういう表現にするほうが自然ではないか。	圏域別展開の基本方向に関する記載であり、北部圏域の海域であることを明確にするため、「ジュゴン等が生息する海域」と記載しています。現行の基本計画においても、同様の記載となっており、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り
9	赤嶺 太介 専門委員	5章 135頁 20行	固有かつ絶滅のおそれがある種が多数生息するやんばる地域	この「やんばる地域」というのはどこまで指しているのか。もし、それが自然遺産に登録される地域(3村)という意味であれば、そこにその名前を具体的にに入れてもよいのではないか。		計画文言における前述の箇所(133ページ 26行「北部3村」という表記)とのバランスを考え、下記のとおり加筆いたします。	136頁22行 「～国、県、北部3村、地元の関係団体の連携により、世界自然遺産への登録や、～」
10	赤嶺 太介 専門委員	5章 135頁 31行	離島を含め、太陽光発電や風力発電、豊富な地域資源を活用したバイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの導入・普及を推進し、先駆的なエネルギーの活用を図ります。	沖縄県内の電力会社等では太陽光発電等については、これからも推進していくのか。もし、そうでなければ「再生可能エネルギー」程度でおさえてもよいのではないか。	現在、太陽光発電や風力発電というのは民間レベルで動いているところがあると思うが、最近では太陽光発電もなかなか増設できないという話を聞いたりすることがあるため。	基本計画策定当初(平成24年度)では、太陽光発電の推進等を行う予定としており文言に盛り込んだ経緯がありますが、委員がご指摘のとおり、その後状況の変化が生じており、推進は難航しています。しかし、本計画改定の全庁方針として、計画前期の5年間に取り組んだ実績があることにしまして、後期計画においても引き続き掲載することとされていますため、今回の改定では原案のままさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
11	大島 順子 委員	3章 25頁 オ 県民参画と 環境教育の推 進	オ 県民参画と環境教育の推 進  豊かな自然環境を次世代へ 継承するため、自然環境保全 に対する県民参画の推進に 努めるとともに、環境保全の 重要性など環境問題に対す る県民の意識向上に取り組 みます。  このため、県民一体となった 環境保全体制の構築に向 け、企業、大学、NPO、自治 体など産学官の連携・協働の ネットワーク作りに努めるほ か、県民参画による自然環境 の保全等に関する計画づくり を推進します。  また、幼児児童生徒に対す る環境教育を充実するため、 環境保全活動プログラムの 普及・活用等を推進すると ともに、学校教育や地域活動と 連携し、自然環境に親しむた めの体験学習や総合学習な ど多様な学習機会の提供を 通して、次代を担う子どもた ちの環境倫理の醸成に努めま す。	【意見／提案】 ・ESD(持続可能な開発のた めの教育)の視点を入れた 県民参画と環境教育の取り 組みの考え方を計画に反映 させてはどうか。 ・環境教育(とESD)は、元 来、学校教育期の子どもた ちだけが対象となるのでは なく、生涯を通じ大人も対象 にしているため、それを盛り 込んだ表記にしてはどうか。  【修正文案】 オ 県民参画と環境教育・ ESDの推進  豊かな自然環境を次世代 へ継承するため、自然環境 保全に対する県民参画の推 進に努めるとともに、環境保 全の重要性など環境問題や 開発問題等に対する県民の 意識向上に取り組めます。  (二段落目は変更なし)  また、 <u>幼児・児童・生徒を はじめ、生涯を通して学習 する機会を持つ対象者に対 する環境教育・ESDを充実 するため、環境保全活動等 のプログラムの普及・活用 等を推進するとともに、学校 教育や様々な組織・団体に よる地域活動と連携し、自 然環境に親しむための体験 学習や総合学習、研修会な ど多様な学習機会の提供を 通して、次代を担う子ども たちや持続可能な社会を担う 人々の沖縄の持続可能性を 実現させる価値観および行 動変容等の醸成に努めま す。</u>	・沖縄県では、すでにwebサイト において「環境教育・ESD(持続可 能な開発のための教育)について」 (環境部環境再生課)というタイ トルで、沖縄県で環境教育・ESDの 推進のために実施している各種事 業について、公表している実態が ある。  ・沖縄県が策定した「沖縄県環境 教育等推進行動計画(平成26年6 月)」では、環境教育等の目標の 達成に向けて、「県民、民間団体、 事業者、行政等多様な主体の連 携及び役割分担、協力により、家 庭、学校、職場、地域その他のあ らゆる場において、子どもからシ ニア世代を含めた大人までのライフ ステージに応じた環境教育を推進 し、環境保全の意欲の増進を図り ます。」と表記されており、環境教 育の対象者が、幼児・児童・生徒 に限らないことと整合性を取る必 要がある。特に、沖縄県内におい ては、事業者による環境保全に関 する社員教育の実施率が低いこと から、今後事業者における環境教 育を環境マネジメントシステムの推 進やCSRの視点からも積極的に推 進していく必要がある。  ・環境の保全は、“自然環境の保 全”という範疇だけで捉えられるも のではなく、経済の開発、人権の 尊重、社会の発展(「社会」を文化 の面も含めた広い意味で用い る。)を調和の下に進めていくこ とが重要であることが、ESDに関する 関係省庁会議で既に共有されてい る。この考え方は、特に地理的特 性や社会環境、特有な歴史文化を 持つ島嶼県の沖縄の持続可能性 を構築する際には、留意する必要 があると考えられる。(参考:我が国 における「持続可能な開発のための 教育(ESD)に関するグローバル・ アクション・プログラム」実施計画 (ESD国内実施計画)、平成28年 3月10日決定。この参考文献に は、ESDの意義についても言及さ れているので、参照頂きたい。)	環境教育を実践する上で、ESDは重要な一つの視点ではあることから、項目として追 加記載するのではなく、具体的に本文中に取り入れることとし、原案のとおりとさせてい ただきたいと思えます。 開発問題を含めたすべての環境保全に関する問題を「環境問題」としていることから、 原案のとおりとさせていたいただきたいと思えます。 委員御意見のとおり、生涯学習やESDの視点を取り入れ修正いたします。	25頁31行-26頁4行 【修正前】 また、 <u>幼児児童生徒に対する環境教育 を充実するため、環境保全活動プログラ ムの普及・活用等を推進するとともに、学 校教育や地域活動と連携し、自然環境に 親しむための体験学習や総合学習など 多様な学習機会の提供を通して、次代を 担う子どもたちの環境倫理の醸成に努め ます。</u>  【修正後】 また、 <u>子どもから大人までを対象に、生 涯を通じた環境教育を充実するため、 ESD(持続可能な開発のための教育)の 視点を取り入れた環境保全活動等のプロ グラムの普及・活用を推進するとともに、 学校教育や様々な組織・団体による地域 活動と連携し、自然環境に親しむための 体験学習や総合学習、研修会など多様 な学習機会の提供を通して、次世代を担 う子どもたち等県民の環境問題に対す る意識の向上や行動変容等の醸成に努め ます。</u>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
					<p>・沖縄県教育庁生涯学習振興課において、県内の教育関係者を対象にESD研修会を実施し、ESDの普及に努めている実績があるが、県内のESDの理解は十分でないため、今後も関係機関と連携し、研修を実施していくことが重要と言及している。(参照：沖縄県環境教育等推進行動計画進捗管理表(平成27年度実績)) このことから、ESDと環境教育を同列に表記していくことで、学校教育関係者のみならず、事業者や県民に対しても広く言葉の周知ならびに普及啓発につながる機会となる。</p> <p>・平成28年に環境省と文部科学省の協働のもと、ESD活動推進センター(全国・地域)が整備され、沖縄を網羅する九州環境パートナーシップオフィス(EPO九州)が、沖縄でのESD推進に動き出したことを促進させることができる。</p> <p>※(将来像5)の「ア 地域を大切に、誇りに思う健全な静養年の育成」の下線部分と関連することがあるので、この意見書にも参考のため記載。</p> <p>・中間評価結果で示されている環境教育モデル校は平成22年度で終了しており、現在環境教育研究推進校(1校)が3年間の指定期間で活動を実施しているが、“自然環境での体験活動”という環境教育の一部の活動領域に留まった考えでの展開で限界がある。ESDの視点を取り入れた環境教育の展開が推進できるように表現を拡大しておくことは、今後の環境教育研究推進校の活動領域を広げ、指定に際しても該当する学校の選択幅を広げることにつながる。</p>		

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
12	大島 順子 委員	3章 109頁 ア 地域を大切に、誇りに思う健全な青少年の育成	また、環境・平和・観光教育など、子どもたちが幼児期から沖縄の特性を学び、その重要性や必要性を理解するため、社会奉仕活動や自然体験活動など多様な体験活動を推進します。	<p>【意見／提案】</p> <p>・“沖縄の特性を学ぶ”という、その内容は“多様な”体験活動ではあるが、何でもよいのではなく、環境教育とESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた多様な体験活動としてはどうか。</p> <p>【修正文案】</p> <p>また、環境・平和・観光など、子どもたちが幼児期から沖縄の特性を学び、その重要性や必要性を理解するため、社会奉仕活動や自然体験活動など<u>環境教育・ESD(持続可能な開発のための教育)の視点</u>が盛り込まれた多様な体験活動を推進します。</p>	<p>・「環境・平和・観光教育など」という表記は、沖縄の特性をどのように示し表わすものなのかといった観点で同列に並べるという点から不揃いである。キーワードとして用いるのであれば、観光教育の“教育”は削除したほうがバランスが良い。</p> <p>・中間評価結果で示されている環境教育モデル校は平成22年度で終了しており、現在環境教育研究推進校(1校)が3年間の指定期間で活動を実施しているが、“自然環境での体験活動”という環境教育の一部の活動領域に留まった考えでの展開で限界がある。ESDでは、環境・平和・観光等、沖縄の持続可能な社会づくりのプロセスで欠かせない要素を相互に関連させながら学べるため、ESDの視点を取り入れた環境教育の展開が推進できるように表現を拡大しておくことは、今後の環境教育研究推進校の活動領域を広げ、指定に際しても該当する学校の選択幅を広げることにつながる。 ※今回の意見書で述べる内容の範疇ではないが、「環境教育研究推進校」という名称を「環境教育・ESD研究推進校」としていくことを別の機会があれば提案したい。</p> <p>・沖縄県教育庁生涯学習振興課において県内の教育関係者を対象にESD研修会を実施、ならびに県内の免許状更新講習においてもESDの講習が開講される等、ESDの普及が始まっている実績があるが、沖縄県教育庁生涯学習振興課では、県内のESDの理解は十分でないため、今後も関係機関と連携し、研修を実施していくことが重要と言及している。(参照:沖縄県環境教育等推進行動計画進捗管理表(平成27年度実績)) この章は特に青少年の育成に焦点をあてていることから、該当する段落においては、ESDと環境教育についての表記は、学校教育現場を意識してのものとなるが、同時に学校教育関係者のみならず、事業者や県民に対しても広く言葉の周知ならびに普及啓発につながる機会となる。</p>	<p>委員御意見のとおり、“教育”の削除、ESDの視点については追加し、左記のとおり修正いたします。</p> <p>なお、環境だけでなく、平和や観光についての要素もあることから、環境教育のみ特出した記載は行わず、原案のままとさせていただきたいと思います。</p>	<p>110頁7-9行</p> <p>【修正前】</p> <p>また、環境・平和・観光教育など、子どもたちが幼児期から沖縄の特性を学び、その重要性や必要性を理解するため、社会奉仕活動や自然体験活動など多様な体験活動を推進します。</p> <p>【修正後】</p> <p>また、環境・平和・観光など、子どもたちが幼児期から沖縄の特性を学び、その重要性や必要性を理解するため、社会奉仕活動や自然体験活動などESD(持続可能な開発のための教育)の視点を<u>取り入れた多様な体験活動を推進</u>します。</p>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
					<p>・沖縄県では、すでにwebサイトにおいて「環境教育・ESD(持続可能な開発のための教育)について」(環境部環境再生課)というタイトルで、沖縄県で環境教育、ESDの推進のために実施している各種事業について、公表している実態がある。</p> <p>・中間評価結果で示されている環境教育モデル校は平成22年度で終了しており、現在環境教育推進校(1校)が3年間の指定期間で活動を実施しているが、“自然環境での体験活動”</p> <p>・沖縄県教育庁生涯学習振興課において、県内の教育関係者を対象にESD研修会を実施し、ESDの普及に努める県</p>		
13	大島 順子 委員	5章 135頁 22行	国、県、村、地元の関係団体の連携により、世界自然遺産への登録や、遺産価値を維持管理する仕組みの構築など自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の充実を促進します。	世界自然遺産の学術的価値を広く地域住民に理解してもらうような、学習の要素を含めた文言を入れて活動の充実を促進するという文言を追加できるか。	今の表記では、ハード面での整備事業、整備を進めていきたいというような表現に終始している感じがあるが、制度が適切に運用されるには、地域住民がそれを理解することが必要であるため。	委員の御意見のとおり、追記させていただきます。	<p>136頁22-24行 「～世界自然遺産への登録や、遺産価値を維持管理する仕組みの構築、<u>地域住民への遺産価値の理解の浸透を図る</u>など自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。」</p> <p>172頁6-8行 「～遺産価値を維持管理する仕組みの構築、<u>地域住民への遺産価値の理解の浸透を図る</u>など自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。」</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
14	平良 喜一 専門委員			「荒廃原野における緑化」について記載してはいかがか。	県の緑化推進委員会、民間の色々なボランティア組織があり、それぞれの地域での緑化事業が動き始めてもいる。「荒廃原野における緑化」について一つの大きな目標として、どこかにしっかりと記載なり、あるいは読み込めるようなことをやっていただければと思う。	荒廃原野における緑化等については、現計画における1-(6)-イ 花と緑あふれる県土の形成において「荒廃原野における緑化等を推進します。」と記載しているため、原案のままとさせていただきたいと考えております。	改定(案)通り
15	平良 喜一 専門委員	5章 135頁 23行	～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の充実を促進します。	～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。	「活動の充実」は充実を削除した方が理解が容易では？	委員の御意見のとおり、修正いたします。	136頁24行 【修正前】 「～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の <u>充実</u> を促進します。」  【修正後】 「～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。」
16	平良 喜一 専門委員	5章 141頁 15行	SACO最終合意に示された返還予定施設である北部訓練場や、安波訓練場の跡地については、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用を図ります。	昨年の12月に返還されたため修文が必要では？可能ならば既指定の国立公園、鳥獣保護区の拡大指定を視野においた必要な調査・関係者等の調整記述も必要では？		・北部訓練場及び安波訓練場跡地における鳥獣保護区等の指定については、今後関係機関と連携して野生生物の分布状況把握に努め、その状況を踏まえ検討して参りたいと思います。 ・国立公園等については、加筆いたします。	142頁18-20行 【修正前】 SACO最終合意に示された返還予定施設である北部訓練場や、安波訓練場の跡地については、 <u>自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用</u> を図ります。  【修正後】 「SACO最終合意に基づいて返還された北部訓練場や、安波訓練場の跡地については、 <u>世界自然遺産登録を見据えたやんばる国立公園への編入が円滑に行われるよう関係機関と連携し推進するとともに、自然環境の適切な保全に努めます。</u> 」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
17	平良 喜一 専門委員	5章 170頁 9行	～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の充実を促進します。	～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。	「活動の充実」は充実を削除した方が理解が容易では？	委員の御意見のとおり、修正いたします。	172頁7行 【修正前】 「～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の充実を促進します。」  【修正後】 「～自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。」
18	高平 兼司 専門委員	3章 23頁 22行	新たな外来種の侵入防止対策等を推進するとともに、沖縄島北部地域でのマングースの防除に取り組みます。	マングース以外の外来種対策の記載について	マングース以外の外来種による被害も相当起きていると思われることから。	マングース防除以外の取組については、現計画に「新たな外来種の侵入防止対策等を推進するとともに」と記載しているため、特に追記等を行わず、原案のままとして考えております。	改定(案)通り
19	高平 兼司 専門委員	3章 24頁 9行	琉球諸島の世界自然遺産登録に向け国、県、町村、地元の関係団体の連携により国立公園化されたやんばる地域及び西表島の遺産価値を維持管理する仕組みの構築や外来種対策に取り組むとともに、地域住民への普及啓発を図るなど条件整備に努めます。	ノイヌ、ノネコの対策の記載について	ペットが野生化したノイヌ、ノネコ対策が重要と思われることから。	ノイヌ、ノネコ対策については、一括交付金事業を活用した世界自然遺産登録推進事業において、現状の把握、対策等について検討しているところです。また、同対策については、現計画にある「遺産価値を維持管理する仕組みの構築や外来種対策に取り組む」とした取組の一部であり、原案のままとしていただきたいと思います。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案	
20	高平 兼司 専門委員	3章 26頁 12行	ア 3Rの推進	ア 4Rの推進	最近、各市町村では、「4R」というのをを使うのが主流という感じを受ける。 また、3Rの一番最後の砦のRがRecycleであるが、Recycleという言葉を使ったときに、ごみを減らさずに消費を続けてRecycleしてしまえばよいという誤解を与えかねない。 あえて強く言うならば、「3R」に加えての「1R」をRecycleとする形でできないかと思うため。	各市町村又は他の都道府県のなかには、「4R」、「5R」を推進している自治体もあります。「3R」以外の「R」は、「Refuse」(断る)、「Repair」(修理して大切に使うこと)、「Refine」(適切に分別すること)などがあります。 平成15年に策定された「沖縄県環境基本計画」において、3Rにおける「Reduce」(発生抑制)には、「Refuse」や「Repair」なども含まれ、「Refine」は「Recycle」(再資源化)に含まれると考えられるとしておりますため、項目名は「3R」とさせていただきたいと思えます。 しかしながら、委員の御意見の趣旨を踏まえ、項目内の文言を修正することで対応させていただきたいと思えます。	各市町村又は他の都道府県のなかには、「4R」、「5R」を推進している自治体もあります。「3R」以外の「R」は、「Refuse」(断る)、「Repair」(修理して大切に使うこと)、「Refine」(適切に分別すること)などがあります。 平成15年に策定された「沖縄県環境基本計画」において、3Rにおける「Reduce」(発生抑制)には、「Refuse」や「Repair」なども含まれ、「Refine」は「Recycle」(再資源化)に含まれると考えられるとしておりますため、項目名は「3R」とさせていただきたいと思えます。 しかしながら、委員の御意見の趣旨を踏まえ、項目内の文言を修正することで対応させていただきたいと思えます。	26頁15-18行 【修正前】 「沖縄県は、狭あいな島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、廃棄物の発生を最小限に抑え(Reduce)、再利用(Reuse)するとともに、発生した廃棄物の有効活用(Recycle)を推進します。」 【修正後】 沖縄県は、狭あいな島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、第1に廃棄物の発生を最小限に抑えること(Reduce)、第2に再利用(Reuse)することを最大限に推進し、最後に発生した廃棄物の再生利用と熱回収(Recycle)を推進します。」
21	中村 崇 専門委員	5章 135頁 25行	また、生物多様性の保全のため、陸域におけるマングース等外来種の防除や海域におけるオニヒトデの駆除等の対策を強化します。	オニヒトデの大規模異常発生を軽減するような対策という言い方で検討してはどうか。	「駆除」というのは対症療法になるため、異常発生をしないような努力をするといような書き方が必要。	県は、オニヒトデを大量発生させないための総合的な対策に取り組んでおり、委員ご指摘のとおり、予防的な対応も含む表現とすることが適当であることから、修正いたします。	136頁26行 【修正前】 「オニヒトデの駆除等の対策」 【修正後】 「オニヒトデの駆除や大量発生リスクを低減等するための対策」	

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
22	中村 崇 専門委員			サンゴの生育にあたって陸域からの栄養塩が重要な因子となる。 海水温の上昇でサンゴの白化がみられるとしても、海水中の栄養塩が少なければ回復は早い。 観光立県おきなわのサンゴ礁を保全するために、全国一律の海域の水質基準ではなく、きれいな海域の栄養塩をモニタリングし、島しょ独自の基準を設定してはどうか。		サンゴの生育に当たっての窒素、リンのような栄養塩の影響については、県内海域の栄養塩類に関する知見が十分でなく、現時点においては基準等の設定は困難な状況です。 窒素・燐のような栄養塩については、主に北部の河川で見られるような土壌粒子の流出に伴う海域への流出と、中南部河川で見られるような生活排水による海域への影響が考えられます。 県としては、原案のままとして加筆は差し控えさせていただき、21世紀ビジョン基本計画(案)にあるとおり、赤土等流出防止対策や水質汚濁対策を推進していくとともに、県内海域の栄養塩に関する知見についても注視していきたいと考えております。	改定(案)通り
23	中村 崇 専門委員			【サンゴ礁の保全について】 河川だけではなく、地下水汚染を介して、汚染物質が海域に流れるルートがある。このルートについての、サンゴ礁海域保全についての対策が必要。		県では、河川だけではなく、地下水汚染対策として水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、全県的に地下水の水質モニタリングを実施しております。 県としては、引き続きモニタリングをとおして、地下水の環境保全に注視していきたいと考えております。 地下水汚染に係るサンゴ礁海域保全については、地下水のモニタリングの結果等も踏まえ、農林水産部等との情報共有を密にし、対応していきたいと考えております。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
24	玉栄 章宏 委員 (沖縄県振興 審議会)	3章 26頁 ア 3Rの推進		「リサイクル率の向上を図る」という文言を入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)。	改定案には「リサイクル率の向上」の記載がない。県内の一般廃棄物リサイクル率は本土に比べて低いので、これを改善するための施策展開が必要である。沖縄県の現況を分析すると、具体的には、①廃食用油回収、②生ごみ回収、③容器包装プラスチック回収などがリサイクル率向上に有効と考えられる。	3R推進の成果を「見える化」するための指標として「リサイクル率の向上」という表現は、県民にとって理解しやすい表現であることから、御意見のとおり修正いたします。	26頁22-24 ア 3Rの推進  【修正前】 「また、廃棄物をリサイクルし循環資源としての活用を図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減化や県産リサイクル製品(ゆいくる材等)の積極的な利用等を推進します。」  【修正後】 「また、廃棄物をリサイクルし循環資源としての活用を図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減化や県産リサイクル製品(ゆいくる材等)の積極的な利用等を推進し、 <u>リサイクル率の向上を図ります。</u> 」



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
25	玉栄 章宏 委員 (沖縄県振興 審議会)	3章 75頁 3-(6)-イ 環境関連産業 の戦略的展開		イ 環境関連産業の戦略的展開、もしくはページ105のアジア太平洋地域の共通課題のところに、「水素社会の技術的な検討」という文言を入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)。	改定案には「水素社会」についての記載がない。県内の水素社会検討は、これまで課題形成がなく、そのままと本土に比べ取り残される危機感を持っている。これらの現状を打破するためには、今後の5年間に何らかな施策展開が必要である。県内の現況を分析すると、具体的には、①再生可能エネルギーを活用した電解水素製造の検討②LNG等の改質による水素製造の検討③県内産天然ガスの改質による水素製造の検討④県内における水素貯蔵のあり方検討⑤県内における水素ステーションモデル事業の検討などが必要と考えられる。	委員の御意見を踏まえ、P.28の1-(3)-ア「地球温暖化防止対策の推進」において修正します。	28頁7行 【修正前】 「～このため、産業部門については、製造業・建設業分野における設備機器の省エネルギー化や材料資源等の低炭素化を促進するほか、」  【修正後】 「～このため、産業部門については、製造業・建設業分野における設備機器の省エネルギー化や水素エネルギーの利用技術等の情報収集及び材料資源等の低炭素化を促進するほか、」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
26	玉栄 章宏 委員 (沖縄県振興 審議会)	5章 151～157頁		環境共生型社会の構築の項目を北部、中部、宮古、八重山の4カ所と同様に南部県域にも入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)。	改定案のページ130以降の第5章の圏域別の展開の中に、環境共生型社会の構築の項目が、北部、中部、宮古、八重山の4カ所には入っているが、南部圏域には入っていない。環境共生型社会の構築は全ての圏域の共通課題であるので、入れていただきたい。共通施策の他に、特にバイオマス発電事業などは南部圏域でも重要と考えるので、施策展開が必要である。	委員の御意見のとおり、南部圏域に文言を追加いたします。	154頁31行-155頁8行 (3) 南部圏域 ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成  「(ウ)環境共生型社会の構築 本圏域においては、本島南部に高度な都市機能が集積しており、自然環境が徐々に失われていることから、干潟・藻場等の海域及び森林、河川、海岸等の陸域の自然環境について、保全に取り組みます。 また、都市河川の水質汚濁防止対策として、事業者等への監視指導、生活排水対策等の普及啓発に努めるほか、赤土等流出問題については、農地を重点に各種発生源対策の強化等を含めた総合的な対策を推進します。 さらに、離島地域は環境負荷に対して脆弱な構造であることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進します。」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
27	玉栄 章宏 委員 (沖縄県振興 審議会)	第5章 159頁 5行		クリーンエネルギー、 バイオマスについての 記載はあるが「一般廃 棄物のリサイクル」に ついて記載し、回収を 促進することでその後 のメタン発酵からのエ ネルギー化や堆肥化 に繋げる必要があるた め、書きぶりを検討い ただきたい。		一般廃棄物のリサイクルについては、改定(案)の 26ページ「ア 3Rの推進」の中で触れられています。 本施策は、第3章基本施策に掲載して全県的に取り 組むことが重要であると考えため、原案のままとし て、追記は差し控えさせていただきたいと思ひます。	改定(案)通り
28	神谷 大介 専門委員 (基盤整備部 会)			気候変動に対しての 「緩和技術(低炭素)」 の話は書かれている が、IPCCの報告では 気候変動は避けられな い現実とされており、そ れに対して近年は「適 応技術」、気候変動に どう対応するのかとい う話が行われている。 また、気候変動に対し ては、適応技術を実際 に社会実相したり、適 応するための計画を各 地方自治体レベルや 公益企業レベルでされ ている。「調査研究」と いう文言でもいいが、 適応技術の話は記述 が必要だと思ひます。		改定(案)の28ページの1-(3)-ア「地球温暖化防止 対策の推進」の25行目において、 「また、地球温暖化による気候変動や異常気象、海面 上昇等に対する適応策が重要となることを踏まえ、国 や関係機関と連携し、最新の研究等の情報共有化を 図り、防災、健康、生態系、水資源、農林水産業等へ の影響を把握するとともに、本県の特性に応じた適応 策の構築に向けた取組を進めます。」  として、適応技術については既に記述しておりますの で、文言は原案のままさせていただき、後期計画に おいても引き続き取り組んで参りたいと考えておりま す。	改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
29	立原 一憲 専門委員 (農林水産業 振興部会)	3章 23頁 24行	「新たな外来種の進入 防止対策等を推進する とともに」	※「啓発教育活動」に ついて追記。	沖縄では進入防止対 策をとろうと思っても、意 識が弱くてとれないところ があるため、この後に 「啓発教育活動」につい ても追記し、対策をとると 同時に啓発活動も同時 に進めていくというニュア ンスにすると効果的では ないか。	外来種対策のみならず、生物多様性の保全について の全体に係る話としたいため、委員の御意見を踏ま え、追記いたします。	23頁16行 「～在来種の保護・保全に向けた 研究・環境教育等に努めるほか ～」
30	立原 一憲 専門委員 (農林水産業 振興部会)	3章 23頁 30行	「サンゴの植付け」	※漢字の確認	サンゴは植物ではない ため、この「植」という漢 字ではないのではない か。動物の移植は木偏 ではないと思われる。	様々な成書等の中でサンゴの「移植」という言葉が 使用されていることから、改定(案)においても「植」と いう文字を使用しております。	改定(案)通り

福祉保健部会における審議結果一覧  
(沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)

(福祉保健部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
1	高嶺豊 専門委員	第3章 36頁 10行	認識不足等から生じる心のバリアを取り除くため、広報啓発に取り組みます。	沖縄県では既に障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が制定されている。基本計画に障害者の権利として、記述してほしい。  【修正案】 「障害者や高齢者への合理的配慮としてのバリアフリー環境への理解を深めるため、広報啓発に取り組みます。」	ユニバーサルデザイン、バリアフリーという文言が記述されているが、考え方としては障がい者を含めたすべての人の権利としての位置づけである。優しいまちづくりなどと情緒的な取扱いとなっていることが気にかかる。 また、認識不足等から生じる心のバリアを取り除くため、広報啓発に取り組みます。としているが、認識を改めるではなく、社会的な規範としてしっかりと取り組んでほしい。 心のバリアはあまりにも情緒的。バリアフリーは、国連条約で障害者の権利として位置づけられている。	【子ども生活福祉部】 「心のバリアフリー」は、内閣府のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱、国交省の移動等円滑化の促進に関する基本方針等で使われているところであります。 委員のご意見を参考にさせていただき、一部文言を追加・修正いたします。	36頁16-17行 【修正前】 「認識不足等から生じる心のバリアを取り除くため、広報啓発に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「 <b>高齢者、障害者等の社会生活等における障壁を自らの問題として認識し</b> 、心のバリアを取り除くため、広報啓発に取り組みます。」
2	下地洋子 専門委員	第3章 38頁 10行	～、「健康・長寿おきなわ」の維持継承や～	～、「健康・長寿おきなわ」の復活や～	健康・長寿ではなくなっている現状で、積極的な姿勢としては弱い表現ではないかと考える。 健康・長寿おきなわ21第2次の副題である「健康・長寿おきなわ復活プラン」にあるように復活と表現した方が適切ではないか。	【保健医療部】 沖縄の独特な風土や食文化等が、これまでの沖縄の健康・長寿を支えてきたことから、これらの良い習慣等については、「維持継承」を図りつつ、長寿復活に向けては厳しい現状を踏まえ、委員ご指摘のとおり、「健康・長寿おきなわの維持継承」を「健康長寿おきなわの復活」に修正いたします。	38頁10行 【修正前】 「～、「健康・長寿おきなわ」の維持継承や～」 ↓ 【修正後】 「～、「健康・長寿おきなわ」の <b>復活</b> や～」
3	安里哲好 委員	No.2と同じ	No.2と同じ	No.2と同じ	現状を維持するか、現状を厳しく見つめ取り戻すかでは大きな違いがある。 県内の65歳未満の健康状態は、平成22年時点で男女とも最下位と厳しい状況となっている。記述について検討してほしい。	No.2と同じ	No.2と同じ

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
4	小川寿美子 委員 (県振興審議会 委員)	No.2と同じ	No.2と同じ	No.2と同じ	沖縄県の平均寿命が下がりがつつあるなか、「維持継承」では記述が弱い。「復活」とした方がよい。	No.2と同じ	No.2と同じ
5	仲座明美 委員	第3章 39頁 4～5行	健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進します。	健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進し、 <u>健康寿命の延伸を図ります。</u>	寿命が長いことも大事だが、健康で活動的に暮らせる期間を延ばすことが重要であることから、「健康であり続けるための健康づくり」という言葉に「健康寿命の延伸」という言葉を加えて、向かうところを明確にし、誰にでもわかりやすい表記にした方がよい。	【保健医療部】 健康寿命の延伸、平均寿命の延伸、早世の予防は、健康おきなわ21(第2次)計画の全体目標に位置付けております。取組の方向性がわかりやすくなるよう追記いたします。	39頁5行～6行 【修正前】 「健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進します。」 ↓ 【修正後】 「健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進し、 <u>平均寿命及び健康寿命の延伸を図ります。</u> 」
6	小川寿美子 委員 (県振興審議会 委員)	No.5に同じ	No.5と同じ	No.5と同じ	「健康寿命の延伸」の算定方法については、公衆衛生のテキスト、WHO等でも語られている。 基本計画に「健康寿命の延伸」を追記してほしい。	No.5と同じ	No.5と同じ



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
7	下地洋子 専門委員	第3章 39頁 13行	～、沖縄独特の食文化の継承や食を通じたコミュニケーションの強化など、豊かな人間形成の取り組みを推進します。	～、沖縄独特の伝統的な食文化の継承や、 <u>学校、家庭、地域において、食を通じた体験、活動等によりコミュニケーションを強化することで豊かな人間形成の取り組みを推進</u> します。	健康・長寿に資すると明記するならば、調理法にこだわる伝統的な食文化とすべき。さらに食事や料理を多様な世代が体験、共有することで、コミュニケーションの強化が実現するのではないのでしょうか。	【健康長寿課】 食育の推進については、「沖縄独特の食文化」の中に沖縄の食材や伝統的な調理法も含まれています。第3章の1「伝統文化の保持継承」における食文化に関する記述(「独特な食文化」と)の整合も考慮し、この表現としておりますので、改定案のとおりといたします。 「食を通じたコミュニケーションの強化」については、委員のご指摘のとおり、家庭や学校、地域を追加することで、例示的にコミュニケーションを図る場面が強調されるため、記述を追加いたします。 「食を通じた体験、活動等により」という修正意見については、コミュニケーションの方法が日常生活における共食や各種地域行事の中でも強化されることが大事であり、「体験や活動」という表現を追加した場合、日常生活の意識が薄まることが考えられるため、改定案のとおりといたします。	39頁13行 【修正前】 「～、沖縄独特の食文化の継承や食を通じたコミュニケーションの強化など、豊かな人間形成の取り組みを推進します。」 ↓ 【修正後】 「～、沖縄独特の食文化の継承や、 <u>家庭、学校、地域での食を通じたコミュニケーションの強化など、豊かな人間形成の取り組みを推進</u> します。」
8	下地洋子 専門委員	第3章 39頁 17行	～、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進します。	～、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の <u>早期発見をすることにより「健康寿命の延伸」を推進</u> する。	健康・長寿おきなわ第2次の目的である「健康寿命の延伸」を追記した方がよいと考える。 健康おきなわ21(第2次)に、「健康寿命の延伸」と記載されている。	【保健医療部】 健康寿命の重要性については認識しております。このため、同39頁の4行から5行の総括的な表現の部分に「健康寿命の延伸」を追記する修正案を提案しております。 ご指摘の部分は健康づくりの各論的な取組の記述となることから、改定案のとおりといたします。	改定(案)どおり
9	宮城雅也 専門委員	第3章 39頁 11行	また、食育については、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて一貫した食育の取組を推進するとともに～	食育に関して、「子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて」とあるが、小児期に特化した食育として明記した方がよいのではないかと考える。	食育は、知育、徳育、体育の基礎と考えられており、健康長寿を目指す上で、子どもの頃に行う食育が重要だと考えるため。	【保健医療部】 国や沖縄県が進めている食育は、健康、安全、地産地消、食への感謝、環境への配慮、伝統食文化継承といった多岐にわたる分野の食の課題に対し、子ども世代のみではなく全ての世代の県民が、食に関する知識を習得し、食育を実践することで対処できるよう運動の気運を高めているところであります。 子どもの食育については、沖縄県食育推進計画(第2次)の中で、家庭における食育の推進や学校、保育所における食育の推進に関する施策として位置づけております。	改定(案)どおり
10	比嘉良喬 委員	第3章 39頁 16行	特定健康診査やがん検診等の重要性について～	特定健康診査や成人歯科健診、がん検診等の重要性について～	生活習慣病と歯周病との関連が認められている。	【保健医療部】 39頁20行目に「成人期の歯周病予防対策」と記述しており、成人期の歯科健診についても含まれているものと認識しております。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
11	安里哲好 委員	第3章 39頁 17～18行	～脳卒中、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進します。	～脳卒中、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進し、特に、 <u>壮中年層の健康状態の改善</u> を目指します。	健康長寿復活の取組をさらに推進するため、壮中年層の健康状態の改善について追記してほしい。	【保健医療部】 御意見を踏まえ修正いたします。	39頁18行 【修正前】 「～脳卒中、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進します。」 ↓ 【修正後】 「～脳卒中、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進し、 <u>働き盛り世代の健康状態の改善を図ります。</u> 」
12	仲座明美 委員	第3章 39頁 21～23行	禁煙・分煙対策については、禁煙についての情報提供や相談等の禁煙支援を実施するほか、多くの方が利用する施設等では原則全面禁煙とするよう啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進します。	禁煙・分煙対策については、禁煙についての情報提供や相談等の禁煙支援を実施するほか、多くの方が利用する施設等では原則全面禁煙とするよう啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進します。 <u>加えて、未成年者の喫煙対策にも取り組みます。</u>	沖縄県は、未成年者の喫煙率が全国の4倍と非常に高い。未成年者の禁煙対策がまず重要である。 未成年者の喫煙対策なくして、成人の喫煙対策はない。従来通りの禁煙と分煙対策だけではなく、もっと積極的な禁煙対策が必要である。	【保健医療部】 未成年者に対する喫煙対策と併せて、胎児への健康影響が大きい妊婦の喫煙についても重要となることから、御意見を踏まえ追加して記述いたします。	39頁23-24行 【修正前】 「禁煙・分煙対策については、禁煙についての情報提供や相談等の禁煙支援を実施するほか、多くの方が利用する施設等では原則全面禁煙とするよう啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進します。」 ↓ 【修正後】 「禁煙・分煙対策については、禁煙についての情報提供や相談等の禁煙支援を実施するほか、多くの方が利用する施設等では原則全面禁煙とするよう啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進します。 <u>加えて、妊婦や未成年者の喫煙対策にも取り組みます。</u> 」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
13	饒波正博 委員 (県振興審議 会)	第2章 39頁 24と25行の間に 挿入	記述なし	病的賭博(いわゆる、 ギャンブル依存症)の項 を設ける。  【文案】 「病的賭博(いわゆる、 ギャンブル依存症)につ いては、県内での実態、 ならびに常習者個人また その家族の健康への影 響を調査する。その上で 必要であれば、病的賭博 への対策を県の健康計 画に随時盛り込んでい く。」	・県民の健康増進に対して 種々の取り組みが行なわれて いるが、残念ながら十分な効 果は得られていない。もつと県 民の生活習慣の実相を知るべ き。生活習慣の中には、習慣 的な嗜好(合法的な行為)も含 まれる。既に喫煙と飲酒は取り 上げられ、対策が立てられた。 同様に「ギャンブル」も取り上 げるべき生活習慣であると思 える。よってこれを提案した。 ・個人の嗜好に対する行政の 介入は問題があるので、まず 病的賭博と健康との関連を調 査することから始めるべき。結 果を公表して、県民的議論を 喚起していく。 ・ギャンブルに、どの行為が含 まれるかは議論があるが、私 は「パチンコ」「スロット」を含 む立場でこの意見を提出してい る。 ・厚労省もギャンブル依存症を 依存症対策で取り上げ始め た。	【保健医療部】 県は、総合精神保健福祉センターや保健所において、病的賭博を含む精神疾患関連の相談を受けるとともに、相談者の求めに応じて、医療機関・自助グループに関する情報や疾患に関する知識、対応等の情報を可能な範囲で提供しております。 病的賭博と健康との関連については、平成29年度に厚生労働省において、ギャンブル等依存症の全国調査を実施する予定となっており、現時点では、病的賭博がどのような健康障害をもたらすかについて、定見がないことから、県では、国による調査や対策の動向に注視しながら、引き続き、健康おきなわ21や沖縄県自殺総合対策行動計画に基づき相談対応等に努め、当面は現在実施している精神疾患に関する業務の一環として対応することが適当だと考え、改定案のとおりといたします。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
14	高嶺豊 専門委員	第3章 41頁		胃ろう、痰吸引など、医療的ケアが必要な児童に対する県の施策について伺いたい。制度的には検討していることはないか。 教育の現場でのサポートなどライフステージに合わせた施策を検討していただきたい。	子どもが小さいうちは訪問看護で対応可能だと思うが、保育所や学校に通う子ども達に対する支援策が必要だと思う。	【保健医療部、子ども生活福祉部、教育庁】 訪問看護ステーションには、在宅で療養する小児に対応可能な事業所があります。圏域毎に事業所の数は異なりますが、各圏域でサービスの提供を受けられるよう、関連する事業を実施し、充実を図っていきたくと考えております。 県内の保育所においては、421箇所中6箇所で医療的ケア児の受け入れを行っております。 保育所において障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合には、地域の療育支援を補助する者を配置する療育支援加算が公定価格に盛り込まれております。また、医療的ケア児の受け入れに係る支援については、国において、市町村等による看護師雇上費への補助が新たに創設されたところであります。 医療的ケアが必要な障害児への支援については、国において、平成30年度の障害者総合支援法見直しの中で新たに訪問型児童発達支援サービスの創設が検討されているところであります。県としては、その動向等も踏まえつつ、適切な支援が行えるよう対応してまいりたいと考えております。 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒が安心安全な学校生活がおくれるよう、必要に応じて計画的に嘱託看護師を配置し、支援体制を構築しております。今後とも、学校及び医療・福祉関係機関と連携し、障害のある幼児児童生徒に対応した環境整備を図ってまいります。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
15	宮城雅也 専門委員	第3章 41頁			<p>41ページでは、医療的ケアが必要な子どもたちの記述がはっきりしない。とくに教育の方が在宅で問題になっている。</p> <p>全ての子ども達が、安心して暮らせていけるというような文面、特に医療的ケアが必要な子どもたちができるといったような強調してほしい。</p> <p>母親の待機の問題を解消していかなければ全ての子ども達が平等に教育を受けていると言えない。今の体制のままでは、待機は無くならないと懸念している。他府県の様子を参考に待機ゼロを目指してほしい。</p>	<p>【教育庁】</p> <p>医療的ケアについては、必要に応じて嘱託看護師を配置し、生徒個々のケースに応じて待機緩和に努めております。また、医療的ケアの子どもへの対応については、第3章5(3)ウの時代に対応した魅力ある学校づくりの推進に対し、同様の内容でご意見がありましたので、一部文言を追加修正いたします。</p> <p>医療的ケアを含め、支援の必要な幼児児童生徒については、各学校において基礎的環境整備を行うとともに、個々のニーズに応じた合理的配慮を基に、今後も障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育を推進してまいります。</p>	<p>※下記の修正案は、学術・人づくり部会で提案しております。</p> <p>113頁29-31行</p> <p>【修正前】</p> <p>「加えて、障害のある幼児児童生徒の個性や創造性の伸長に向け、医療・福祉等関係機関と連携し、障害のある幼児児童生徒に対応した環境整備を図るとともに、自立や社会参加に向けた特別支援教育を推進します。」</p> <p>↓</p> <p>【修正後】</p> <p>「加えて、障害のある幼児児童生徒の個性や創造性の伸長に向け、医療・福祉等関係機関と連携し、障害のある幼児児童生徒の<b>教育的ニーズに応じた、基礎的環境整備及び合理的配慮を基に</b>、自立や社会参加に向けた特別支援教育を推進します。」</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
16	仲座明美 委員	第3章 41頁 5～14行	全ての子どもが健やかに 生まれ育つことができる環 境を作るために……略	「すべての子どもが健やかに」という言葉が言葉 だけに終わらないように、 在宅で療養する子どもた ちの施策を追加してくださ い。	「全ての子どもが健やかに…」 と記述されているにも関わら ず、在宅で療養する病気や障 害のある子どもに関する記述 がない。 人工呼吸器や経管栄養、吸 引、人工肛門など医療的ケア の必要な子どもたちへの支援 はどうするのか。病気や障害 があっても学齢期になれば、 多くは特別支援学校に通学す る。学校への通学支援、学校 での医療的ケア(呼吸管理・吸 引・経管栄養・くすりの投与・排 泄の世話・体位の保持・移動・ 急変時の対応…)など多くの支 援が必要である。なかには学 校へ行けない自宅療養の子ど ももいる。 このような、本当に支援の必 要な在宅の子どもたちへの支 援が抜け落ちることの無いよ うにお願いします。子どもを看 ている親への支援も必要。その ためには子どもの生活を支え る在宅医療・訪問看護、特別 支援学校など関係機関の役割 は大きいと考える。 本計画が平成33年までの計 画であることを踏まえると、医 療提供体制が地域にシフトす ることを考慮に入れた基本計 画でなければならぬと思い ます。 「医療体制の充実」を掲げて いることから医療提供体制 が変わることを視野に入れた 改訂が必要だと思えます。	【保健医療部、子ども生活福祉部、教育庁】 41頁の7行目から8行目に「乳幼児等の保健・医療体制の充実を図ります。」 と記述しており、在宅で療養する医療的ケアの必要な子どもへの支援につ いても含まれているものと認識しております。小児を含む在宅医療の提供体制につ いては、45頁19行目から21行目に「可能な限り住み慣れた地域で生活を継続 することができるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄 養士、歯科衛生士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を 図ります。」と記述しております。 (※下線部分は、福祉保健部会において修正の提案をしている箇所となりま す。) 小児慢性特定疾病児のうち、人工呼吸器が必要な受給者には、災害による 停電等の緊急時にも、安心して人工呼吸器が使用できるよう、NPO法人を通し て外部バッテリーや発電機の貸与を行っております。 また、各保健所の保健師が相談支援を行う他、外部機関の医師、栄養士等と 共に訪問診療として、在宅療養中の生活についての助言等を行っております。 その他、南部医療センター・子ども医療センターと県立北部病院にて、定期的 に障害児を持つ親同士の交流会や子育て相談の場を設けております(ピアカウ ンセリング)。今後とも「乳幼児等の保健・医療体制の充実」に努めていきたいと 考えております。 医療的ケアが必要な子どもに対する福祉施策については、44頁25行目から の第3章2(3)イの「障害のある人が活動できる環境づくり」に位置づけられて おり、医療的ケアが必要な子どもを含め、障害のある人が安心して暮らし、生活 が行えるよう取り組んでいくこととしております。 また、医療的ケアが必要な障害児への支援については、国において、平成30 年度の障害者総合支援法見直しの中で新たに訪問型児童発達支援サービス の創設が検討されているところであります。県としては、その動向等も踏まえつ つ、適切な支援が行えるよう対応してまいりたいと考えております。 教育委員会においては、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童 生徒が安心安全な学校生活を送れるよう、基本施策5(3)自ら学ぶ意欲を育む 教育の充実、【施策】②特別支援教育の充実として、医療的ケア体制整備に取 り組んでおります。 医療的ケアを必要とする児童生徒が通う特別支援学校においては、必要に応 じて計画的に学校嘱託看護師を配置し、支援体制を構築しております。自宅 での療養が必要な児童生徒についても、訪問教育をとおして子どもの実態に応じ た学習活動を実施しており、今後も、保護者支援を含め、医療・福祉関係機関 と連携し、障害のある幼児児童生徒に対応した環境の整備を図ってまいりま す。	改定(案)どおり



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
17	仲座明美 委員	第3章 41頁 5～6行	すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや母親の健康の保持・増進に取り組めます。	「～、子どもや母親の健康の保持・増進に取り組めます。」の記述について、「母親」を「親」に修正してはどうか。	子どもや母親の健康の保持・増進とあるが、母子保健の概念には、母親だけではなく、父親も含まれていると思う。	【保健医療部】 御意見のとおり、母子保健の概念は、母のみではないため「母親」を「親」に修正いたします。	41頁8行 【修正前】 「すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや母親の健康の保持・増進に取り組めます。」 ↓ 【修正後】 「すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや親の健康の保持・増進に取り組めます。」
18	宮城雅也 専門委員	第3章 41頁 10行	～周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関が～	将来も周産期の人材確保が大変であることには変わりないので明確に記載してほしい。  「～、周産期医療を担う人材育成を行いつつ、周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関が～」	安心してのお産は、いつでも周産期救急を受入れる施設がなくてはならないが、今その危機に面している。周産期医療は新生児科医と産婦人科医が担っている。産科医等と記述するのではなく、「新生児科医」も記述してほしい。	【保健医療部】 県内の周産期医療体制は、産科医等の確保が難しく、診療体制を維持することが困難な状況となっております。産科医等の確保と育成に取り組むことを明確にするため、御意見を踏まえ、「周産期医療を担う産科医、新生児科医等の確保と育成に取り組むとともに、」と追加して記述いたします。	41頁12-13行 【修正前】 「～、周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関が一体となった周産期医療施策の取組を強化します。」 ↓ 【修正後】 「～、 <b>周産期医療を担う産科医、新生児科医等の確保と育成に取り組むとともに</b> 、周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関が一体となった周産期医療施策の取組を強化します。」
19	安里哲好 委員	第3章 45頁 28行	さらに、医師・看護師等の確保と資質向上については、～	「産科医の確保と育成」を追加	人材の確保が必要であるため、「産科医の確保と育成」を追加で記述してほしい。	【保健医療部】 御意見を踏まえ、「産科医の確保と育成」について、より関連性の高い周産期医療体制について記述している、41頁10行目「周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関が～」に、「周産期医療を担う産科医、新生児科医等の確保と育成に取り組むとともに、」と追記いたします。	No.18と同じ

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
20	比嘉良喬 委員	第3章 41頁 4～14行	記述なし	小児医療とあるが、この部分の記述に、学童を含めた歯科保健対策についても記述してほしい。	小学校高学年から中学校にかけては、永久歯に変わる大事な時期となるが、乳歯の崩壊は健全な体を蝕むこととなる。子どもの貧困は口の中に必ず表れてくる。	【保健医療部】 学童を含む歯科保健について、39頁19行目に「幼児期・学齢期のむし歯予防対策」と記述し、乳児期・学齢期のむし歯予防対策の取組を推進しております。	改定(案)どおり
21	比嘉良喬 委員	第3章 41頁 8行	～妊産婦や乳幼児等の保健・医療体制の充実を図ります。～	～妊産婦や乳幼児等の保健・歯科保健・医療体制の充実を図ります。～	妊産婦の歯科健診及び保健指導の推進により、出産後の乳幼児に対する歯と口の健康を維持することができるため。 39頁は全体の施策(成人期)、41頁は妊娠期としており、施策が異なる。沖縄県は10代の妊娠率が高い。妊娠期の歯科保健についてしっかり記述してほしい。	【保健医療部】 39頁20行目に「成人期の歯周病予防対策」と記述しており、妊娠期の歯科健診や保健指導も含まれているものと認識しております。 妊産婦の歯科保健の重要性については十分認識しておりますが、歯科保健については「保健・医療体制」の「保健」の中に含まれているものと考えております。頂きましたご意見については、個別の施策展開の中で対応してまいります。	改定(案)どおり
22	宮城雅也 専門委員	No.21と同じ	同上	No.21と同じ	周産期における早産の原因は、歯の健康と関係があると言われており、しっかりと記述してほしい。	No.21と同じ	No.21と同じ
23	比嘉良喬 委員	第3章 41頁 21行	～、保育サービスの充実、児童の健全育成のための～	保育サービスの充実、認可外保育施設等への歯科健診、児童の健全育成のための～	歯科健診が実施されていない認可外保育所施設等が多いため、追記してほしい。	【子ども生活福祉部】 県では、認可外保育施設入所児童の処遇改善を図ることを目的に、歯科健診費用に対する支援を行っているところであります(平成27年度実績:350施設、11,599人)。 今後も引き続き、支援を行っていくこととしており、記述は改定案のとおりいたします。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
24	小川寿美子 委員 (県振興審議会)	第3章 42頁32行 ～ 43頁1行	「～貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティアなどとの連携・協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。」	大学コンソーシアム沖縄にて子どもの居場所へ学生ボランティアを派遣する「子どもの居場所学生ボランティアセンター」の活動・設置の動きとの連携を考えて挿入。 「…国、県、市町村、大学、教育・福祉関係団体、……。」	子どもの貧困対策は、複数の専門部会を網羅した問題であり、教育分野も重要な課題です。そのため大学のリソースを用い、連携することが実現化に向けて重要と思われます。大学では、県内11の大学が連携して「子どもの貧困問題」に取り組んでいる。「大学」を盛り込んでほしい。	【子ども生活福祉部】 委員ご指摘の通り、子どもの貧困対策を進める上では、大学など教育機関との連携等が非常に重要となります。委員のご意見を踏まえ、「教育や福祉等の関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティア、大学など」と修正いたします。	43頁3-4行 【修正前】 「～国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティアなどとの連携・協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。」 ↓ 【修正後】 「～国、県、市町村、 <b>教育や福祉等の関係団体</b> 、民間企業、NPO法人、ボランティア、 <b>大学</b> などとの連携・協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。」
25	本村真 専門委員	第3章 43頁 4行	オ 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策支援員の雇用形態、キャリアアップ等、専門的知識を有する支援員が貧困対策にしっかりと取り組むことができるような施策を記述してほしい。 正規雇用ではなくても、せめて一年間の雇用の金額が子育てするために十分な賃金として受けられるよう、考えてほしい。	子どもの貧困対策支援員の待遇が十分ではないと思われる。	【子ども生活福祉部】 委員ご指摘のとおり、子どもの貧困対策支援員等の資質向上を図っていくことは、子どもの貧困対策を今後進めていく上で、必要であると考えております。そのため、第3章43頁6行に「関係する支援者の確保と資質の向上に取り組めます。」と記述しているところであります。 待遇改善を含め、具体的な資質向上の方策については、実態を把握した上で、市町村とも意見交換しながら考えていきたいと考えております。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
26	宮城雅也 専門委員	第3章 43頁 8行	また乳幼児期においては、 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の負担軽減～	ネウボラの精神を普及し ていく必要があるので、 妊娠期を入れ、全ての子 どもたちを対象とし、その 中から何が必要な支援な のかを個々に見極め、自 立できる育児を実現して いく。  「また妊娠期から乳幼児 期においては、地域社会 が、全ての妊婦や子ども 達にかかわり、必要な支 援を行い、貧困の連鎖・ 発生を防ぎ、幼児教育の 負担軽減～」	貧困対策の一番有効な時 期を強調していく必要があ り、それはすべての子ども が対象である。そのなかか ら必要な支援を行う評価す る力を養っていく。	【子ども生活福祉部】 委員ご指摘のとおり、貧困の連鎖を防止する観点から は、妊娠期から全ての妊婦にかかわり、支援が必要な家 庭等を早期に把握することが重要であると考えております ので、その趣旨を踏まえ、記述を追加いたします。 記述する箇所は、以下の第3章43頁4行から7行といたし ます。  「このため、子供の貧困対策支援員の市町村への配置や 子育て世代包括支援センターの設置促進など、支援を必 要とする子どもや子育て家庭を適切な支援機関等へつな げる仕組みを構築するとともに、関係する支援者の確保と 資質の向上に取り組みます。」	43頁7-9行 【修正前】 「このため、子供の貧困対策支援員 の市町村への配置や子育て世代包 括支援センターの設置促進など、支 援を必要とする子どもや子育て家庭 を適切な支援機関等へつなげる仕組 みを構築するとともに、関係する支 援者の確保と資質の向上に取り組みま す。」 ↓ 【修正後】 「このため、子供の貧困対策支援 員の市町村への配置のほか、妊娠 期から子育て期にわたる切れ目のな い支援を行う子育て世代包括支援セ ンターの設置促進などにより、全て の子育て家庭や子どもへの関わりを 通じてニーズを把握し、適切な支援 機関等へつなげる仕組みを構築する とともに、関係する支援者の確保と 資質の向上に取り組みます。」
27	下地洋子 専門委員	第3章 43頁 14行	～安全・安心な子どもの居 場所の確保などの生活の 支援、～	(こども食堂、食支援が話 題となっているが、県の 施策として、基本計画に は記述されているか。) 安全・安心な子どもの 居場所として、「食」と記 述を加えることはできな いか。	取組内容を具体的に示す ため。	【子ども生活福祉部】 (43頁14行目に、「安全・安心な子どもの居場所の確保」と 記述しており、子どもの居場所には、食事を提供する場、い わゆる、こども食堂を含んでおります。) 沖縄子どもの貧困緊急対策事業の子どもの居場所運営 支援事業では、①食事の提供や共同での調理、②生活指 導、③学習支援、④キャリア形成等支援活動を行うことと なっております。 子どもの居場所における食事の提供は、単に食事を提供 するだけでなく、共同調理などを通じ、食育活動の一環とし ても位置づけられているところであります。 「食事の提供」は、子どもの居場所の運営における活動 の柱となることから、取組み内容を具体的に示すこととし たいと考えております。	43頁20-21行 【修正前】 「～安全・安心な子どもの居場所の 確保などの生活の支援、～」 ↓ 【修正後】 「～食事の提供や共同での調理、生 活指導、学習支援などを行う子ども の居場所の確保などの生活の支援、 ～」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
28	小川寿美子 委員 (県振興審議 会)	第3章 43頁 16行目と17行目 の間	記述なし	<p>大学生がボランティア(有償ではあるが非営利)に関わりつつ、現場経験から、将来、地域の教育・福祉人材となるための機会とする。</p> <p>「併せて、大学生に対して同事業への参加がキャリアパスとなるよう、塾や福祉関係のNPOの起業の機会を与える。」</p>	<p>「子どもの貧困」のみならず「大学生の貧困」「卒後の貧困」対策にもなる。</p> <p>学習支援に携わる大学生も貧困である。大学を卒業した半数が奨学金で借金をしている。子どもの貧困対策に関わる大学生が未来に希望を与えられるように記述してほしい。</p>	<p>【子ども生活福祉部】</p> <p>基本計画では、個別具体的に事業について記述することが困難ですので、実施計画策定などにおいて参考とさせていただきます。</p> <p>ボランティアに関わる大学生のキャリアパスなどにつきましては、子供の居場所学生ボランティアセンターとも意見交換を行って参りたいと考えております。</p>	改定(案)どおり
29	小川寿美子 委員 (県振興審議 会)	第3章 43頁 16行目と17行目 の間	記述なし	<p>実行可能性を考えると、同対策を全市町村で一斉にはじめるより、パイロット地区を絞ってそのインパクトを検証したほうが効率的であるため(成功したら他市町村へ拡大)</p> <p>「具体的には県内市町村ごとの第1階層及び第2階層の割合が多い地域(嘉手納町、久米島町、石垣市、本部町など)から其々一学校区をパイロットに実施する。「居場所」は、字区の協力を得て公民館を利用する。」</p>	<p>「沖縄県子どもの貧困対策計画」(平成28年3月)を実現化するためには、地域を絞りより具体的な場所と活動内容を提示する必要がありますのではないかと思います。</p>	<p>【子ども生活福祉部】</p> <p>今年度から「沖縄県子どもの貧困対策計画」等に基づき、各市町村等において、地域の実情に合わせ、すでに事業に取り組んでいるところです。</p> <p>そのため、対象地域や活動内容を限定するような記述は困難であると考えております。</p> <p>現在、市町村等において実施されている様々な取組みについては、好事例について普及を図るなど、効率的に展開できるよう支援して参りたいと考えております。</p>	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
30	小川寿美子 委員 (県振興審議会)	第3章 43頁 16行目と17行目 の間	記述なし	地域のリソース(土地、 建物、人)を活用する。必 要に応じて、本事業で備 品(ホワイトボードなど) の財政支援を行う。  「 <u>字区による場の提供、 大学による大学生ボラン ティアの確保、民間企業 ／NPO(フードバンクセカ ンドハーベスト沖縄など)</u> による軽食の提供、保護 者による運営管理の連携 事業を展開し、地域主導 で子どもの貧困対策を運 営する。」	現場主導で地域の力を底 上げできる機会	【子ども生活福祉部】 基本計画では、個別具体的に事業について記述するこ とが困難ですので、実施計画策定などにおいて参考とさせて いただきます。	改定(案)どおり
31	當間左知子 専門委員	第3章 42～43頁		中途退学や若年性出産 に至る根本的などころを 対応していない。教育や 人材育成を含めた対応 が必要。 中途退学者や若年出産 者への支援だけでなく、 なぜ中途退学するのか、 なぜ若年出産に至るの か、という根本的などころ もしっかり対応すること が、21世紀ビジョンでは 必要でないか。		【子ども生活福祉部、保健医療部、教育庁】 若年出産の課題につきましては、43頁4行目の「子育て世代包 括支援センターの設置促進」などにより、若年出産をした場合 においても早期から支援ができる体制を整備してまいりたいと考 えております。 中途退学の課題につきましては、個別計画である「沖縄県子ど もの貧困対策計画」の「高校等における就学継続のための支援」 の中で具体的な施策を位置づけており、基本計画では43頁13行 目の「総合的な対策」にそれらの施策を含んでおります。 中途退学の主な理由は、進路変更、学校生活・学業不適應と なっています。その対策として、担当教員の加配やスクールカウ ンセラーの配置を行うなど、退学懸念者に対して、本人・保護者 の意思を確認し、丁寧にかかわり続ける支援・指導を行っている ところです。なお、県立高等学校の中途退学者数は年々減少し、 平成27年度は過去最少となっております。 若年の妊娠・出産については常に全国より高く長年の課題と なっております。県では「健やか親子おきなわ21(第2次)」におい て、10代の人工妊娠中絶率及び性感染症の減少を目標として、 関係機関と連携し取り組みを進めているところです。また、いつ でも相談できるよう女性健康支援センターの周知に努めるとともに、 子育て世代包括支援センターの設置に向け、関係課と連携し市 町村支援を行っているところです。	改定(案)どおり



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
32	宮城雅也 専門委員	第3章 42～43頁	～また、乳幼児期においては、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上を図るとともに、子どもを安心して育てることができる保育の提供や、保育や医療にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。～	子どもの貧困対策に対しての費用対効果に関しては、若ければ若いほど効果が上がる。その大切な時期に県がしっかりと取り組むことについて、記述してほしい。	全ての子ども達をアセスメントして、しっかりと早い時期から支援していくという体制づくりが必要。	【子ども生活福祉部】 委員ご指摘のとおり、海外における研究結果などによると、就学前など早期からの支援は、投資効果が高いといわれております。そのことを踏まえ、文言を追加します。	43頁12-14行 【修正前】 「また、乳幼児期においては、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上を図るとともに、子どもを安心して育てることができる保育の提供や、保育や医療にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「また、乳幼児期においては、 <u>早期からの支援は効果が高いといわれていることを念頭に置き、貧困の連鎖を防ぐため、支援が必要な家庭の早期把握と相談・助言体制の構築促進</u> や幼児教育の負担軽減及び質の向上を図るとともに、子どもを安心して育てることができる保育の提供や、保育や医療にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。」
33	大城郁寛 委員 (総合部会)	第3章 44頁 3～23行	高齢社会が進む中で、本県の高齢者が生き生きと暮らせるよう、適切なサービスの提供や施設整備を図ります。～略	今後、5年、10年経った時に、沖縄県の高齢者、医療、介護、高齢者ドライバーの問題など、高齢化社会にどのようなスタンスで県は臨んでいくのかということをもう少し意識しながら書いてもいいのではないか。	沖縄県が今後の高齢化社会について、どういう基本的なスタンスで臨むのかというのが読んでいて具体的にイメージがわかなかった。圏域別に医療体制をどうするか、介護をどうするか。	【子ども生活福祉部】 高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を市町村が中心となって取り組んでおります。 県としましては、地域密着型施設の整備、認知症施策の推進、地域ケア会議モデル事業等を実施し、各市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を支援しております。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
34	仲座明美 委員	第3章 44頁 3～8行	高齢社会が進む中で、本 県の高齢者が生き生きと 暮らせるよう、適切なサー ビスの提供や施設整備を 図ります。 このため、介護サービス などの充実については、医 療・介護・予防・住まい・生 活支援が一体的に提供さ れる地域包括ケアシステ ムを構築していくとともに、 適切なサービスを提供す るために必要な介護人材 の確保に向け参入促進、 資質の向上、労働環境・処 遇改善に取り組みます。	高齢者の生活を支える という視点に立って、以 下のことを追加してほしい。 <u>「訪問看護ステーションの 計画的な整備、機能強化 型、看護小規模多機能の 増設、訪問看護人材の育 成、確保」</u>	高齢者が生き生き暮らせるよう、適切な サービスと施設整備を図る。このために、 地域包括ケアシステムの構築と、介護人材 の確保に努めるとなっているが、医療・看 護の視点が抜け落ちている。 高齢者の生活を支えるには、24時間365 日の緊急対応や、在宅での看取り支援に 加えて、医療依存度の高い人や退院直後 で状態が不安定な高齢者が安心して利用 できるサービスの提供は不可欠。 介護老人福祉施設や保健施設等の施 設・居住系サービスの整備だけでは老人の 生活を保障することはできない。在宅系 サービスの整備も明記する必要がある。地 域で暮らす高齢者を支えるためには、訪問 看護ステーションの計画的な整備や、機能 強化型、看護小規模多機能型の訪問看護 ステーションの増設、整備も重要。機能強 化型訪問看護ステーションは、住民の健康 不安に対応し、医療へのかかり方、重症化 予防等の機能を併せ持つことができる。介 護施設においては、要介護者が重度化し、 継続した医療を必要とする人々がふえ、人 生の最終段階のケアも重要となる。 看護と介護の適切な連携のもと健康状態 を的確にアセスメントし、必要な医療を保障 しつつ、高齢者の生活の質を重視したケア が提供されるようにマネジメントする機能を 看護はもっている。 医療提供体制が変わることを踏まえて 「地域包括ケアシステムの構築」という文言 が新しく追加されているとおもいます。しか し、具体的な内容は「高齢者福祉計画」に 委ねてよいと思いますが、基本的な方針は 示す必要があると思います。 生きて生活をしている医療依存度の高い 老人をまるごと捉えた施策を望みます。 生涯医療にかからない高齢者はいないは ず。むしろ高齢になればなるほど医療依存 度は高く、人生の最後(看取り)をどう支援す るか多くの課題があります。老人が暮らす 場所は施設だけではなく在宅で病気を抱えな がら最後まで暮らすお年寄りも多いと思 います。 高齢社会を支えるには、保健・医療・福祉 の側面からの取り組みが必要であることは 同じ認識だと思いますが、福祉の側面だけ が強調されているように感じます。	【子ども生活福祉部、保健医療部】 医療・看護を含めたサービスが一体的に提供される地域 包括ケアシステムを構築していくことが重要であると認識し ております。 訪問看護ステーションの計画的な整備等については、介 護老人福祉施設等の整備とともに、沖縄県高齢者保健福 祉計画で検討する必要があると考えております。 御意見に関連した記述として、45頁21行目に「医師、歯科 医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛 生士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の 構築を図ります。」と記述しております。 (※下線部分は、福祉保健部会において修正の提案をして いる箇所となります。) このため改定(案)については、改定案のとおりといたしま す。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
35	當間左知子 専門委員	第3章 44頁5～8行	このため、介護サービス等の充実については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくとともに、適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組めます。	このため、介護サービス等の充実については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくとともに、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組めます。	適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保は参入促進では難しいものがある。企業の参入は市場化を促し、質の向上に不安材料がある。県のビジョンに「参入促進」の文言は相応しくない。	【高齢者福祉介護課】 ここで言う「参入促進」とは、「企業の参入」を意味するものではなく、「多様な人材の参入」を指しております。 医療介護総合確保法第3条の規定に基づき国が定めた『地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針』においては、「質の高い介護従事者の継続的な確保及び定着を進めていくためには、都道府県が、将来に向けた介護従事者の需給状況を把握した上で、介護従事者、医療・教育・労働分野等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、多様な人材の参入促進、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等を図るための施策を進めて行く必要がある」とされており、それに沿う形で県において取り組んでいるところであります。 委員ご指摘の箇所については、誤解のないよう以下のとおり修正いたします。  修正前:『適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け参入促進、』 ↓ 修正後:『適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け多様な人材層の介護分野への参入促進、』	44頁14-15行 【修正前】 「～適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組めます。」 ↓ 【修正後】 「～適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け多様な人材層の介護分野への参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組めます。」
36	高嶺豊 専門委員	第3章 45頁 6行	社会参加の促進については、スポーツや文化活動に積極的に参加できるような環境づくりに取り組めます。	社会参加の促進については、スポーツや文化活動に積極的に参加できるような障害者総合スポーツセンターの設置等の環境づくりに取り組めます。	沖縄県において障害者が自由に利用できるスポーツ施設がないことが、課題となっている。	【子ども生活福祉部】 ご意見につきましては、県としても障害者スポーツを推進する環境整備は重要であると認識しております。そのため、障害者の社会参加を促進する環境づくりに向けた取組において、スポーツ施設整備のあり方を含む様々な方策を検討することとしておりますので、改定案のとおりいたします。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
37	高嶺豊 専門委員	第3章 45頁 11行	安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進し、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。	安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、沖縄県共生社会づくり条例並びに障害者差別解消法を推進し、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。	平成25年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が施行され、また平成27年に障害者差別解消法が施行されたので、具体的な条例や法を明記すべき。	【障害福祉課】 委員のご意見につきましては、参考にさせていただき、一部文言を追加・修正いたします。	45頁19-20行 【修正前】 「～、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進し、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「～、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、 <b>障害者の権利及び尊厳に対する尊重を推進するため</b> 、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。」
38	宮城雅也 専門委員	第3章 45頁 13行	記述なし	本県が福祉保健の充実した県であることを、県外にアピールできることが、観光立県ならびに住みやすい県としての評価につながり、子育ての安心感をもたらし、若い人の定着うながすことになることから、以下の文案を追加してほしい。  「 <u>重度の難病で社会生活が、なかなかできない障害児者にも、安心して地域社会が送れるホスピスなどの施設を整え、全国・海外からも重度の障害児者が来れるように、本県の自然を生かした施設にする。</u> 」	障害児者の人権を大切に した施策を行うことで、人を大切に するゆいまーの心が育つと考える。	【保健医療部、子ども生活福祉部】 県では、在宅で療養する難病患者が居宅での療養が困難な状況となった場合に、地域の医療機関の連携による適時・適切な入院施設の確保等が行えるよう、沖縄県重症難病患者入院施設確保事業を実施しており、平成28年度現在24箇所の拠点・協力病院により難病医療体制の整備を図っております。今後医療機関の拡大により地域で安心できる療養生活の確保に努めていきたいと考えております。 また、各保健所の保健師が相談支援を行う他、外部機関の医師、栄養士等と共に訪問診療として、在宅療養中の生活についての助言等を行っております。 さらに、南部医療センター・子ども医療センターと県立北部病院にて、定期的に障害児を持つ親同士の交流会や子育て相談の場を設けております(ピアカウンセリング)。 その他、小児慢性特定疾病児に携わる研修医に対し研修を行い、幅広い疾病に対応できる医師を確保できるよう支援しております。 御意見(「障害児者の人権を大切にした施策」)につきましては、「障害のある人が活動できる環境づくり」の中に含まれておりますので、改定案のとおりいたします。 今後とも地域で安心できる療養生活の確保に努めていきたいと考えております。	改定(案)どおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
39	比嘉良喬 委員	第3章 45頁 20行	～、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、栄養士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。	在宅医療に関わる人材の記述に「歯科医師、歯科衛生士」を追加してほしい。	歯科医療の従事者の文言が入っていない。食べるための口腔機能、口腔衛生の管理は重要項目とことから、追加を求める。	【保健医療部】 御意見を踏まえ、「歯科医師、歯科衛生士」を追記いたします。	45頁29-30行 【修正前】 「～、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、栄養士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。」 ↓ 【修正後】 「～、医師、 <b>歯科医師</b> 、看護師、薬剤師、理学療法士、栄養士、 <b>歯科衛生士</b> 等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。」
40	下地洋子 専門委員	第3章 45頁 21行	～、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、栄養士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。	～、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、 <b>管理栄養士</b> 等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。	医療体制の多職種の立場では <b>管理栄養士</b> でないと対応できない。	【保健医療部】 御意見を踏まえ、「栄養士」を「 <b>管理栄養士</b> 」に修正いたします。	45頁29-30行 【修正前】 「～、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、 <b>栄養士</b> 等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。」 ↓ 【修正後】 「～、医師、 <b>歯科医師</b> 、看護師、薬剤師、理学療法士、 <b>管理栄養士</b> 、 <b>歯科衛生士</b> 等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。」 (※No.39の修正案を含む)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
41	仲座明美 委員	第3章 45頁 22～24行	加えて、患者の症状に応じ適切に受診するための情報提供・相談窓口などを設けることで県民意識の向上や過度な患者の集中を解消するなど医療機関の負担軽減を図ります。	加えて、患者の症状に応じ適切に受診するための情報提供・相談窓口などを設けるほか、看護の専門外来など看護の外来機能を強化することで県民意識の向上や過度な患者の集中を解消し、重症化や再発を予防し医療機関の負担軽減を図ります。  — 【参考】 現在、設置されている看護の専門外来。 ・ストーマケア外来 ・皮膚・排泄ケア外来 ・糖尿病外来 ・がん看護外来 ・緩和ケア外来 ・失禁(コンチネンス)外来 ・感染予防外来 ・助産外来 など  — ※全国的には看護の外来機能の強化が進められているが県内ではまだ整備が進んでない。	医療機関の負担軽減に関して情報提供や相談窓口の設置も重要であるが、看護の外来機能を強化することも効率の良い確実な方法である。医療技術の進歩により、日帰り手術やがん化学療法など高度な治療を外来で受けることが可能な時代になっており、また、在院日数の短縮によって、患者は療養上の問題が解決される前に退院することも多くなっている。退院後や通院中に患者の生活を調整するためには、画一的ではない、個々の患者のライフスタイルに合わせた指導が必要である。「セルフケア能力の育成」や「相談」を行う看護の機能を外来で強化する看護外来や、病院の専門的治療に対応した看護の専門外来の設置により、より効率的に患者の教育や相談に応じることができる。そのことが重症化や再発を予防し、医師や医療機関の負担軽減、県民意識の向上を図ることができる。2025年問題を見据えて、看護の外来機能の強化を加えていただきたい。	【保健医療部】 御意見を踏まえ追記いたします。	45頁32行 【修正前】 「加えて、患者の症状に応じ適切に受診するための情報提供・相談窓口などを設けることで県民意識の向上や過度な患者の集中を解消するなど医療機関の負担軽減を図ります。」 ↓ 【修正後】 「加えて、患者の症状に応じ適切に受診するための <b>看護師等による</b> 情報提供・相談窓口などを設けることで、県民意識の向上や過度な患者の集中を解消するなど医療機関の負担軽減を図ります。」



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
42	仲座明美 委員	第3章 47頁 11～12行	また、感染症対策については、新型インフルエンザなどの対策を図るとともに、エイズ対策として～	また、感染症対策については、新型インフルエンザやエイズなど新興感染症及び結核など再興感染症の対策を図るとともに、エイズ対策として～	感染症は一たび発症すると人々の生命を脅かすだけでなく、莫大な費用とエネルギーを必要とする。いかに予防的取り組みをするかが重要。 国際化が進む中、感染対策としては「新興感染症」はもちろん、「再興感染症」に対する対策も考えておく必要がある。新型インフルエンザ等と「等」の中に新興感染症全般を含めていると思うが、新興感染症と明示することで対策の方向性がはっきりする。又、結核など再興感染症についても記述しておく必要があることから、追加して記述してほしい。	【保健医療部】 御意見のとおり追加して記述いたします。	47頁21-22行 【修正前】 「また、感染症対策については、新型インフルエンザなどの対策を図るとともに、エイズ対策として、夜間検査や電話相談等、検査が受けやすい体制を強化するなど、発症以前に感染を発見できる対策を講じます。」 ↓ 【修正後】 「また、感染症対策については、新型インフルエンザやエイズなど新興感染症及び結核など再興感染症の対策を図るとともに、エイズ対策として、夜間検査や電話相談等、検査が受けやすい体制を強化するなど、発症以前に感染を発見できる対策を講じます。」
43	高嶺豊 専門委員	第3章 61頁 17行	ウェルネスツーリズム等を推進し、沖縄独自の観光プログラムを創出します。	ウェルネスツーリズム、高齢者や障害者のためのバリアフリーツーリズム等を推進し、沖縄独自の観光プログラムを創出します。	沖縄県は観光バリアフリー宣言を行っている。少子高齢化社会を迎えてバリアフリーツーリズムは、観光の主流になると予想されるため。	【保健医療部】 今後、沖縄県では、高齢化の進展に伴い医療需要が増加し、回復期機能の病床の大幅な整備が必要と見込まれる中で、県内医療機関の病床の利用が必要となるようなツーリズムを推進することは、県として、慎重に判断する必要があると考えております。	※観光・交流産業部会へ申し送り。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
44	比嘉良喬 委員  ※離島過疎地 域振興部会から の申し送り	第3章 94頁	記述なし	<p>歯科医療に従事する人材が、宮古八重山圏域において不足しており、地元(宮古)の学生が、本島の養成学校へ入学するに際し、地元枠としての予算設置が望ましい。</p> <p>宮古・八重山圏域における、絶対数不足している、歯科衛生士の人材育成に対する歯科衛生士学校への育成資金の設定を要望する。</p>	<p>健康長寿への復活に向けて「歯と口の健康」が重要であり、歯科保健指導における歯科衛生士の役割が重要である。離島の学生が本島で学び、国家資格を得るまでに金銭面での負担が大きい。</p>	<p>【保健医療部】 基本計画に施策の具体的な取組を記述することは馴染まないと考えておりますが、離島における歯科医療のニーズや人材の確保の状況等を勘案し、「離島における歯科医療の充実について取り組む」旨を追記したいと考えております。</p>	<p>96頁2-3行 【修正前】 「離島の医療サービスについては、医師の安定確保や遠隔医療支援により、医療提供体制の充実を図るとともに、ドクターヘリや添乗医師等確保などの急患空輸体制の充実、沖縄本島等の医療機関受診に係る交通費や宿泊費の負担軽減等、総合的な離島の医療支援に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「離島の医療サービスについては、医師の安定確保や遠隔医療支援により、医療提供体制の充実を図るとともに、ドクターヘリや添乗医師等確保などの急患空輸体制の充実、沖縄本島等の医療機関受診に係る交通費や宿泊費の負担軽減等、総合的な離島の医療支援に取り組みます。 <u>また、離島における歯科医療の充実について取り組みます。</u>」</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
45	比嘉良喬 委員  ※離島過疎地 域振興部会から の申し送り	第3章 94頁	記述なし	離島における、巡回歯科 診療に対する移動用歯 科診療車両の整備につ いて	離島での歯科医療機関の 閉院などにより、無歯科医 の離島が増加している。 数年前に国による離島巡回 歯科診療も廃止になった。 対案策として波照間島・渡 名喜島において診療所を開 設したが、現在、渡名喜島 においては休診状態であ る。沖縄県歯科医師会とし て当初診療所設置におい て、診療所の規模設備等の 協力を行ない、更に歯科医 師派遣の提案を行なった が、地元で調達を行なうと の報告があり、手を引いた 経緯がある。 現在、粟国・座間味・渡名 喜・津堅島は、無歯科医 であり、診療所を開設するに は予算が大きく維持費にお いても厳しい財政と考えら れる。移動用歯科診療車 が、フェリー等で移動可能 であれば、巡回による島民 の歯と口の健康に寄与でき る。	【保健医療部】 基本計画に施策の具体的な取組を記述することは馴染 まないと考えておりますが、離島における歯科医療のニー ズや人材の確保の状況等を勘案し、「離島における歯科医 療の充実について取り組む」旨を追記したいと考えておりま す。	96頁2-3行 【修正前】 「離島の医療サービスについては、 医師の安定確保や遠隔医療支援に より、医療提供体制の充実を図ると ともに、ドクターヘリや添乗医師等確 保などの急患空輸体制の充実、沖縄 本島等の医療機関受診に係る交通 費や宿泊費の負担軽減等、総合的 な離島の医療支援に取り組みま す。」 ↓ 【修正後】 「離島の医療サービスについては、 医師の安定確保や遠隔医療支援に より、医療提供体制の充実を図ると ともに、ドクターヘリや添乗医師等確 保などの急患空輸体制の充実、沖縄 本島等の医療機関受診に係る交通 費や宿泊費の負担軽減等、総合的 な離島の医療支援に取り組みます。 <u>また、離島における歯科医療の充実 について取り組みます。</u> 」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
46	仲座明美 委員	第3章 106頁 6～7行	加えて、おきなわクリニカルシミュレーションセンターと連携・協力し、国内国外の医療人材の育成に取り組みます。	加えて、おきなわクリニカルシミュレーションセンターや沖縄県看護協会と連携・協力し、国内・国外の医療人材の育成に取り組みます。	本会は20年余にわたり、JICA沖縄の委託を受けて、母子保健や感染対策などの領域で、アジア、大洋州を含む開発途上国の人材育成を行っている。これまで、アジア、大洋州、中南米、アフリカ等22か国から815名の研修員(看護師・医師・行政官など)を受け入れている。 1コース10～12名で7週間の研修を年間7コース約80名を受け入れている。 これまでの本会の活動に対し、保健文化賞・厚生労働大臣表彰・外務大臣表彰を受けている。 このような本会の活動は、他県にはない沖縄の特異性のある活動である。アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進を担っていると考えている。については、可能であれば「沖縄県看護協会」の文言を追加していただきたい。	【保健医療部】 御意見を踏まえ追加して記述いたします。	107頁11～12行 【修正前】 「加えて、おきなわクリニカルシミュレーションセンターと連携・協力し、国内・国外の医療人材の育成に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「加えて、おきなわクリニカルシミュレーションセンターや海外研修員の受入れを行っている沖縄県看護協会と連携・協力し、国内・国外の医療人材の育成に取り組みます。」
47	亀谷浩昌 専門委員	第3章 118頁 15～24行	このため、医師の育成については、～略	「ア 県民生活を支える人材の育成」に係る文言の中に、薬剤師養成について追加して記載してほしい。 厚労省として地域包括ケアの構築を進めていく中、「地域包括ケアの中で、薬局・薬剤師がその役割を適切に果たし、地域で暮らす方々が医薬品を適切に使用できる環境づくりが非常に大事になってくる」と薬剤師の役割に言及している。 医療費の適正化においても、地域住民が自ら自身の健康に気を配り、病気になるないようにすることが大事である。これを手助けするのが厚労省が推進する「健康サポート薬局」構想である。 上記構想の実現には薬剤師が不足している現状の改善が望まれる。本土から本県への流入就職者を増やす、県内休眠薬剤師の掘り起こし、学生への奨学金の創設による修学支援等、必要な施策を講じる必要がある。	本県に於いては極端な薬剤師不足であり、これを解決することなくして構想の実現は難しい。 平成26年12月31日現在の厚労省による「平成26年(2014年)医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」によると、「薬局の従事者」は161,198人である。都道府県別に見た薬剤師数は本県は人口10万人あたり93.1人で、全国46位。これは最下位の福井県91.5人の一つ手前であり、1位東京の162.5人の57%でしかない。また、地域偏在もあり、県北部地域の不足は更に深刻である。	【保健医療部】 県では、平成26年度より沖縄県薬剤師会が実施する薬剤師確保対策事業に補助を行い薬剤師の確保を図っておりますが、委員の御意見を踏まえ人材確保に関する記述を追加いたします。 なお、薬局・医療施設に従事する人口10万人あたりの薬剤師数は、全国平均が170.0人に対し、徳島県が210.9人と最も多く、沖縄県が131.0人と最も少なくなっております。	119頁24行 【修正前】 「また、栄養指導等の健康づくりを推進するため、栄養と食の専門職として管理栄養士の養成などに取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「また、 <b>薬剤師の確保等に努めるとともに</b> 、栄養指導等の健康づくりを推進するため、栄養と食の専門職として管理栄養士の養成などに取り組みます。」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
48	宮城雅也 専門委員	第3章 45頁 15～21行		小規模離島等における、 薬剤師による服薬指導に ついて。	小規模離島では薬剤師が 不在のため、服薬指導を十 分に受けられない現状があ るため。	【保健医療部】 委員の御意見を踏まえ、薬剤師の人材確保に関する記 述を追加いたします。	119頁24行 【修正前】 「また、栄養指導等の健康づくりを推 進するため、栄養と食の専門職とし て管理栄養士の養成などに取り組み ます。」 ↓ 【修正後】 「また、 <b>薬剤師の確保等に努めるとと もに</b> 、栄養指導等の健康づくりを推 進するため、栄養と食の専門職とし て管理栄養士の養成などに取り組み ます。」
49	仲座明美 委員	第3章 118頁 17～20行	看護師等の保健医療従事 者については、県立看護 大学において地域の保健 活動や高度医療を担う専 門性の高い看護師等の養 成を行うとともに、学生に 対する修学資金貸与の充 実を図るほか、看護教員 の資質向上や民間看護師 養成所の安定的運営のた めの支援等により、質の高 い人材の育成を図ります。	看護師等の保健医療従 事者については、県立看 護大学において地域の 保健活動や高度医療を 担う専門性の高い看護 師等の養成を行うととも に、学生に対する修学資 金貸与の充実を図るほ か、看護教員の資質向 上や民間看護師養成所 の安定的運営のための 支援をおこなう。また、 <b>特定行 為指定研修機関の設置 や専門看護師、認定看護 師及び認定看護管理者 など、高齢社会に対応で きる質の高い人材の育成 を図ります。</b>	看護師の教育現場の人材育成に ついては言及されているが、現場 で働く看護師の人材育成(継続教 育)については言及がない。これ から迎える少子超高齢社会に向 けて医療提供体制が地域にシフト していく中、地域を支える医療 提供体制整備のためには特定 看護師や専門看護師、認定 看護師、認定看護管理者の 育成は必須である。 沖縄県は認定分野、特定分野 すべてにおいて下記参考のと おりまだ十分な数ではない。特 定行為に関しては、早急に県 内に研修機関を設置し特定 看護師の育成を図る必要が ある。 — <b>参考(沖縄県の現状)</b> ①特定行為指定研修機関 0 特定看護師 現在2名研修中 ②専門看護師数 九州沖縄126人中11人 ③認定看護師数 九州沖縄2,138人中204人 ④認定看護管理者数 九州沖縄360人中30人	【保健医療部】 御意見を踏まえ追加して記述 いたします。	119頁22-23行 【修正前】 「看護師等の保健医療従事 者については、県立看護大 学において地域の保健活 動や高度医療を担う専門 性の高い看護師等の養成 を行うとともに、学生に 対する修学資金貸与の充 実を図るほか、看護教員 の資質向上や民間看護 師養成所の安定的運営 のための支援等により、 質の高い人材の育成を 図ります。」 ↓ 【修正後】 「看護師等の保健医療従 事者については、県立 看護大学において地域 の保健活動や高度医療 を担う専門性の高い 看護師等の養成を行 うとともに、学生に 対する修学資金貸与 の充実を図るほか、 看護教員の資質向 上や民間看護師 養成所の安定的 運営のための支 援を行う。また、 <b>特定行為指定 研修機関の設置 促進や専門 看護師、認定 看護師など、 高齢社会に 対応できる 質の高い 人材の 育成を 図ります。」</b>



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
50	本村真 専門委員	第5章 130～170頁	圏域別展開	圏域別の部分に、貧困問題に関すること、児童館の設置数など子どもの貧困に関連する社会資源が不利な状況などの記述が無い。 個別計画に記述しているものを、基本計画の圏域別に記述できないか。	子どもの貧困に関連する社会資源が、宮古、八重山だけでなく、久米島、伊是名、伊平屋も含め島しょ地域はかなり不利だと思う。そのことを圏域別で記述していない。 県は、離島及びへき地に格差があるとしている。基本計画を改定し、子どもの貧困対策に力を入れているなかで、記述しない理由があるか。	【子ども未来政策課】 委員御指摘のとおり、人材など、子どもの貧困対策を推進する上で必要となる社会資源等の実情は、地域により異なります。 御意見を踏まえ、施策の推進にあたり地域の実情に配慮することを明記する文言を追記いたします。 文言は、同じ「圏域」内であっても市町村により実情が大きく異なる場合もあるため、圏域別の展開としてではなく、「オ 子どもの貧困対策の推進」に総論として追記いたします。	43頁4～5行 【修正前】 「～、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティアなどとの連携・協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。」 ↓ 【修正後】 「～、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティアなどとの連携・協働により、 <b>離島及びへき地などの特別の事情も含め、地域の実情に配慮しながら、</b> 子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。」
51	安里哲好 委員	第5章 141頁	圏域別展開	北部圏域について、基幹病院の構想に関する記述をしてはどうか。		【保健医療政策課】 北部圏域において、良質かつ効率的な医療提供体制の確保を図る観点からすると、地域の中核的な病院として地域医療を担うとともに、医師のキャリア形成機能を備えた病院を整備していく必要があると考えております。 その具体的な手段として、今後、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非について検討を行うこととしていることから、改定案のとおりとします。	改定(案)どおり
52	事務局	第3章 43頁 21行	オ 子どもの貧困対策の推進	「就労の支援」の後に、「雇用の質の改善」を追記したい。	子どもの貧困問題の解消を図るためには、親の経済状況の厳しさを踏まえ、「雇用の質の改善」も重要な要素であるため。	—	43頁27行 「～就労の支援、 <b>雇用の質の改善</b> 等に取り組むほか、～」



学術・人づくり部会における審議結果一覧  
 (沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)

(学術・人づくり部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
1	呉屋良昭 専門委員	第3章 P30 28～31行目	指定文化財の適切な保存・活用を図るとともに、…	復興、復元された建物の保存、維持・管理というのが課題だと思うので、技術者の育成・養成について入れていただきたい。	戦災文化財の復元と指定文化財の適切な保存に関して、これまで沖縄県は技術者の養成をやってきたのが疑問である。	【教育庁】 県教育委員会では、円覚寺の三門や石積みの復元事業、新垣家住宅や津嘉山酒造所の修復事業等を通して、熟練技術者から若手技術者の現場における直接的な技術者の育成が図られていることから、改定(案)のとおりとします。	改定(案)のとおり
2	小川寿美子委員 (県振興審議委員)	第3章 P31 2行目	沖縄の戦後史の検証など、国内外における沖縄研究の発展と離島における学術文化の振興を図るため、琉球政府文書をデジタル化し、インターネットによる公開を推進します。	沖縄の戦後史の検証など、国内外における沖縄研究の発展と離島における学術文化の振興を図るため、琉球政府文書や沖縄県系移民の資料をデジタル化し、インターネットによる公開を推進します。	沖縄移民研究は、国内外、県内外の大学・研究機関にその意義と必要性が認められているにもかかわらず、移民一世などによる古い資料は異国の地でその価値が理解されずに散逸しているのが現状である。世界で活躍した／している沖縄県系移民の資料をデジタル化して後世に継承することは、沖縄移民研究の発展のみならず、国際理解教育などの教材として利用することにより次世代の子どもたちのグローバル化にも多大なる励ましを与える大きな可能性を秘めているため。	【総務部】 沖縄県公文書館は、沖縄県で作成・收受した公文書を中心に収集を行っており、復帰前の琉球政府が作成・收受した公文書である琉球政府文書についても、本土復帰に伴う閉庁時に沖縄県に引き継がれております。公文書以外の資料については、歴史的に重要なものについて、寄贈・寄託等により受入を行っております。 公文書館所蔵資料の中には、移民に関する資料も多く含まれており、平成27年10月より、世界のウチナーンチュ大会の開催に合わせて、公文書館所蔵資料展として「土地と移民」を開催しており、所蔵資料の利用普及については、今後も実施していく予定です。 また、所蔵資料のデジタル化については、資料の重要度や劣化状況を勘案しデジタル化を行う必要があると考えておりますが、現時点において沖縄県系移民の資料に関する具体的な計画は立てておらず、関係課と調整及び検討も必要であるため、改定(案)のとおりとします。	改定(案)のとおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
3	照屋専門委員 (観光・交流産業部会)	第3章 P32 13～16行目	沖縄伝統空手・古武道の 保存・継承・発展に取り組 む・・・	文化財保持者の保持者制 度について入れておいた 方が良いのではないかと 思う。	保持者としての認定をし ながら働き場を準備しな いまま、ちょっと語弊があ るかもしれないが、放置 されていたというくらいが ある。そういった意味では その保持者制度を見直 すという視点からどうい った形で継続的に制度化 していくか、進化させてい くか。表現が、これにつ いても担い手の育成とい うことで、芸能面では空 手だけが入ってないので、 これも入れておいたほう がよいのではないかと 思う。	【教育庁】 沖縄を発祥の地とする空手・古武術は、国内はもとより世界的にも広く普及している貴重な伝統文化であり、県教育委員会では「沖縄の空手・古武術」として、無形文化財に指定しております。その技法を正しく体得し、高度に体現できる者を沖縄県指定無形文化財保持者に認定し、当該保存会を支援することとおして、その保存と継承、伝承者の育成を図っております。 県教育委員会が進める空手・古武術の保持者認定は、無形文化財である「沖縄の空手・古武術」の保存と承継を図るための取組であり、原案の「沖縄伝統空手・古武道の保存承継の取組」にその趣旨が含まれていることから改定(案)のとおりとします。	改定(案)のとおり
4	下地専門委員 (福祉保健部会)	第3章 P42 10行	学校、警察、地域が連携 し、・・・	学校、警察、地域が連携 し、支援を要する中学校等 にスクールサポーターを配 置し、不登校、少年の非行 防止～	不登校の配慮が欠落して いるのではないでしょ うか。	【教育庁】 文部科学省 28文科所第770号平成28年9月14日付け「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」によれば、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」として判断してはならない。」とあることから、追記に関しても、配慮が必要と考えております。	改定(案)のとおり

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
5	當間左知子 専門委員(福祉 保健部会)	第3章 P42 9行目～14 行目	学校、警察、地域が連携 し、・・・	スクールサポーター、ス クールソーシャルワーカー について、人材の質の向 上、養成について、基本計 画に位置づけてほしい。	スクールサポーター、ス クールソーシャルワ ーカーは重要な役割を担う 人材であるが、配置され た人材が十分に機能して いるか危惧される。	【県警察本部・教育庁】 スクールサポーターについては、警察官OB及び少年補 導職員OBで構成されています。それぞれ、少年の健全育 成活動に関する専門的知識と経験を有しており、学校関係 者等と連携し少年の非行防止、健全育成活動を推進して いるところです。また、県警察では、毎月1回、スクールサ ポーターを招集し、警察本部少年課幹部による指導教養を 実施し、活動の質の向上に取り組んでいます。今後とも、ス クールサポーターの活動の質の向上等に取り組み、関係 機関と連携して非行少年を生まない社会づくりを推進しま す。 県配置の全スクールソーシャルワーカーを対象とした研 修は年1回、また配置される各教育事務所においては年2 回程度研修会を行っております。さらに各教育委事務所に おいては、毎月定例会を設けており、情報交換や事例検討 等を通して、資質向上を図っております。これら具体的な取 組は、実施計画や教育振興基本計画等に記載することとし ています。	改定(案)のとおり
6	伊東副部長	第3章 P42 13行 P112 5行目		社会福祉士や精神保健福 祉士といった有資格者が 正職員として安定して働 けるような待遇があると、学 校でスクールカウンセラー やスクールソーシャルワ ーカーとして迎えることが できる。この基本計画の中 で、今後の取組の方向付 けができないか。		【教育庁】 中教審答申によると、将来的にはスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー等の専門家を正規の職員 にするなど検討するとしております。今後も国の動きに注視 してまいります。	改定(案)のとおり
7	嘉納英明 専門委員	第3章 P108～113		108ページから113ペー ジのこの文章は、これまで県 の教育委員会から出され た行政文書に全て書かれ ている内容で、このビジ ョンは平成33年度までのこ とを書いてあるのならば、 新しい動きが十分反映さ れていないのではないか。	例えばコミュニティスク ールなどは、沖縄市など県 内でも取り組まれている	【教育庁】 コミュニティスクールについては、改訂案 112ページ 「ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進」の4～5 行目にかけて「地域の学校運営参画の推進」という表現で 盛り込まれております。 また、沖縄県の学力向上に関する施策である「学力向上 推進プロジェクト」の策定と新学習指導要領の内容を踏ま え、改定(案)を修正します。	P112 17-18行 【修正前】 学習習慣を確立する取組を推進する ことで学習意欲を高め、確かな学力 の向上を図ります。 ↓ 【修正後】 学習習慣を確立する取組を推進する ことで学習意欲を高め、 <b>主体的・対話的で深い学びの実現を図る</b> <b>授業改善を推進し</b> 、確かな学力の向 上を図ります。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
8	金城昇 専門委員	第3章 P112 28～29行 目	障害のある幼児児童生徒 の個性・・・	特別支援に関わる特別支 援員の文言を入れて頂き たい。専門員の強化も必 要である。	学校現場でケアが必要な 子への対応・支援が課題 になっている。	【教育庁】 改定(案)については、「障害のある幼児児童生徒に対応 した環境整備を図る」という文言の中に、支援員配置等の 基礎的環境整備や合理的配慮も包含しておりますが、より 明確にするため文言の修正を行います。	P113 29-31行 【修正前】 加えて、障害のある幼児児童生徒の 個性や創造性の伸長に向け、医療・ 福祉関係機関と連携し、障害のある 幼児児童生徒に対応した環境整備を 図るとともに、自立や社会参加に向 けた特別支援教育を推進します。 ↓ 【修正後】 加えて、障害のある幼児児童生徒の 個性や創造性の伸長に向け、医療・ 福祉等関係機関と連携し、障害のある 幼児児童生徒の <b>教育的ニーズに 応じた、基礎的環境整備及び合理的 配慮を基に</b> 、自立や社会参加に向 けた特別支援教育を推進します。
9	呉屋良昭 専門委員	第3章 P113 18行目	外国人とのコミュニケー ションを図る上で必要な知 識・技術の習得や・・・	外国人とのコミュニケー ションを図る上で必要な知 識・技術というは何を指 すのか。	例えば、資格だとか検定 というのであれば、ここは 必要な知識と英検なの か、中国語の検定なの かというところを見るの だが、知識・技術とい うのは、何を指すのか。	【教育庁】 「知識・技術」とは、4技能(読む・書く・聴く・話す)の総合 的な能力を指しています。 「知識・技能の習得」という文言がより広く使われていること から、「技術」を「技能」に修正します。	P114 18行 【修正前】 外国人とのコミュニケーションを図る 上で必要な知識・技術の習得や、情 報通信技術の活用能力の向上を図り ます。 ↓ 【修正後】 外国人とのコミュニケーションを図る 上で知識・ <b>技能</b> の習得や情報通信の 技術の活用能力の向上を図ります。
10	小川寿美子委 員(県振興審議 委員)			「技術」を「能力」と置きか えるのはいかがか。	なるべく多くの方にわかり やすい文章にするため。		

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
11	呉屋良昭 専門委員	第3章 P115 15行	さらに、多様な教育機会を提供し、…	さらに、多様な教育機会を提供し、実践的職業教育及び専門的技術教育を行っている私立専修学校及び新たに2019年度創設される「専門職業大学」(仮称)の充実に関する取組を促進するなど、社会人の学びなおしの機会を増やし時代のニーズに即応できる産業人材の育成を推進します。	新たな高等教育機関の就業年限は「2・3年制」及び「4年制」とし、前者の卒業生には「短期大学士」、後者の卒業生には「学位」を授与するとしています。実践的職業教育という観点から、「企業実習」を2年間では300時間以上、4年間では600時間以上とし、必要専任教員の4割は企業勤務経験などがある「実務家教員」となっています。専門高校卒業生や社会人の「学びなおし」の機会が増えることとなります。	【企画部・総務部】 改定案では高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進することとしており、専門職業大学(仮称)についてもこの中で検討することとしております。 私立の専門職業大学(仮称)については、平成33年度までの計画期間中に沖縄県に設置されるかどうか不明なこと。また、制度の詳細が不明な現時点では、専門職業大学の教育内容の充実等について、県としてどのような取組ができるのか不明なことから、改定(案)どおりとしたい。	改定(案)のとおり
12	前津榮健 部会長	第3章 P116 2行	あわせて、本県の将来を担う若者が、…	「大学の設置・拡充等」の改定案について、「県内で必要とされる人材を目指した大学の 신설」という表現を入れないと、既存の私大と競合するような印象をうけてしまう。いきなり大学の 신설という書き方ではなくて、誤解を招かないような丁寧な表現にしたい。	誤解をまねく表現のため修正を求めるもの。	【企画部】 21世紀ビジョン基本計画の中間評価において、後期計画期間に向けた施策展開として「基盤人材の育成」が必要とされたことを踏まえ、趣旨が明確になるよう、原案を次のように修正します。	P117 2-5行 【修正前】 あわせて、本県の将来を担う若者が、これからの社会で必要とされる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付け、長期的に沖縄の発展を支える基盤人材となるよう、 <u>産業界、各高等教育機関等と連携しながら</u> 、大学の設置・拡充等、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進します。 ↓ 【修正後】 あわせて、 <u>産業界、各高等教育機関等と連携しながら</u> 、本県の将来を担う若者が、これからの社会で必要とされる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付け、長期的に沖縄の発展を支える基盤人材となるよう、 <u>産業界、各高等教育機関等と連携しながら</u> 、大学の設置・拡充等、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進します。

## 基盤整備部会部会における審議結果一覧 (沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案)

(基盤整備部会)

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
1	喜久里 睦	第3章Ⅰ-(7)-イ 歩いて暮らせる環境 づくりの推進  p36・20行目	～街路樹を適切に配置・管理し、 緑陰等による涼しい～	～街路樹を適切に配置・管理並 びに定期的な剪定と繁茂する 雑草の定期除去により、安心・ 安全かつ素晴らしい景観と、緑 陰等による涼しい～	安心・安全な歩行空間を実現する ためには、道路や歩行路を街路樹 や雑草が遮ったり見通しを悪くして はなりません。本県の場合、特に 樹木と雑草の成長が早いので、街 路樹の剪定と雑草の除去を定期 的かつ頻繁に行う必要があると思 いますし、観光に資する景観の面 からもたびたび指摘があるところと 承知しております。	【土木建築部】 ・基本計画では具体的な内容を明記せず、実施計画の中で具体的な施策 に取り組んでいくこととしています。 ・追加の文面につきましては、「適切な管理」に包括されることから、原文 通りとさせて頂き、実施計画の中で具体的な取組等を検討させて頂けれ ばと考えております。	・改定(案)通り
2	岩田智	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化  p49・19行目	イ. 災害に強い県土づくりと防災 体制の強化 ■上記項番の記載内容追加する 文案	<b>情報通信基盤の整備におい ては、台風の常襲地域であるこ とを考慮し、特に離島地域にお いては、予防的対策として通信 ケーブルの地中埋設化(無電柱 化)を促進します。</b>	沖縄が台風の常襲地域であり、 昨今の台風が大型化、複数化して いること等を踏まえ、災害発生時 および災害復旧の際の情報通信 手段の維持、確保をより強固なも のとするため、通信ケーブルの地 中化を促進することは肝要である。	【土木建築部】 ・無電柱化は、電線共同溝方式を採用しており、様々なライフライン(電気・ 電話・通信等)が入線されています。 ・そのため、通信ケーブルについても「無電柱化」に包括されることから、 原文通りとさせて頂ければと考えております。	・改定(案)通り
3	喜久里 睦	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化  p49・22行目	～大規模災害など様々な状況に 対応できる実行力のある消防防 災体制及び～	～大規模災害など様々な状況 に対応できる実行力のある消 防防災体制 <b>及び地域の建設産 業と連携した早期復旧体制、</b> ～	緊急車両の往来を可能にする道 路啓開作業等を行うのは地域の 建設産業ですので、行政との連携 を明記し消防防災体制と並んで重 要な復旧体制の構築を図ることが 大事だと思います。	【土木建築部】 ・土木建築部においては、「災害時における応急対策に関する協定書」を (社)沖縄県建設業協会・(社)沖縄県中小建設業協会等の各団体と締結し ており、災害時の体制(道路啓開作業等)を整えています。 ・追加の文案につきましては、上記事項等を含め総合的に検討したいと考 えております。	p50・18-19行目 【修正前】 「あわせて、災害時の輸送手段及び代替性の 確保については、緊急輸送道路や台風による 電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において 無電柱化や沿道建築物の耐震化を推進しま す。」 ↓ 【修正後】 「あわせて、災害時の輸送手段及び代替性の 確保については、 <b>建設産業団体と連携して道 路啓開作業等の応急対策を行うとともに、</b> 緊 急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮 古・八重山圏域等において無電柱化や沿道建 築物の耐震化を推進します。」



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
4	喜久里 睦	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化  p50・8行目	～するため、民間事業者との協 定締結などにより連携を強化し～	～するため、 <u>建設産業団体など</u> 民間事業者との協定締結など により連携を強化し～	同上の理由に関連しているからで す。	【土木建築部】 ・追加の文案につきましては、「民間事業者」に包括されることから、原文 通りとさせていただきますと考えております。	・改定(案)通り
5	有住 康則	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化  p50・19行目	生活基盤の機能維持・強化につ いては、上下水道、道路、港湾、 漁港、空港、ダムなど公共施設 の耐震化対策、老朽化対策及び 長寿命化対策に取り組みます。	生活基盤の機能維持・強化につ いては、上下水道、道路、港 湾、漁港、空港、ダムなど公共 施設の耐震化対策、老朽化対 策及び長寿命化対策に取り組 みます。 <u>特に、災害時における</u> <u>円滑な避難、救急、消防活動の</u> <u>実施等の観点から緊急輸送道</u> <u>路等の耐震化対策を図ります。</u> <u>また、復帰後に集中的に整備さ</u> <u>れた社会資本ストックは、腐食</u> <u>環境の厳しさも相まって急速に</u> <u>老朽化することが懸念されてお</u> <u>り、社会基盤施設について計画</u> <u>的な維持管理、補修、補強及び</u> <u>更新に取り組みます。</u>	社会基盤施設の耐震化、老朽化 問題は全国の問題です。今後、社 会基盤施設を安全に長期間使用 するためには、信頼性のある定期 点検により基盤施設の状態的確 に把握し、予防的な補修・補強を 行い、必要に応じて計画的な建替 えを進め、社会基盤施設の安全 性・信頼性を確保することが重要 です。追記し強調した方が良いと 考えます。	【土木建築部】 ・政府・地方公共団体等における、インフラを対象とした新たな計画「インフ ラ長寿命化基本計画(H25.11)」の決定を受け、文案を追記します。	p50・29行目 【修正前】 「生活基盤の機能維持・強化については、上 下水路、道路、港湾、漁港、空港、ダムなど公 共施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿 命化対策に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「生活基盤の機能維持・強化については、上 下水路、道路、港湾、漁港、空港、ダムなど公 共施設の <u>計画的な維持管理、補修、補強及び</u> <u>更新による耐震化対策、老朽化対策及び長寿</u> <u>命化対策に取り組みます。」</u>
6	有住 康則	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化  p51・10行目	地震・津波対策については、歴史 的見地等から想定される最大ク ラスの地震・津波の発生に際して も人的・物的被害を最小化するた め	地震・津波対策については、 <u>東</u> <u>北地方太平洋沖地震を踏まえ、</u> <u>沖縄地方で</u> 歴史の見地等から 想定される最大クラスの地震・ 津波の発生に際しても人的・物 的被害を最小化するため、	東北地方太平洋沖地震を踏まえ、 見直しを行った。	【土木建築部】 ・「歴史の見地等」の背景として、東北地方太平洋沖地震があり、「津波防 災地域づくりに関する法律(H23.12)」に基づき、沖縄県津波浸水想定 (H27.3)を策定しています。 ・追加の文案につきましては、「歴史の見地等」に包括されることから、原 文通りとさせていただきますと考えております。	・改定(案)通り
7	喜久里 睦	第3章Ⅲ-(1)-ア 国際交流・物流拠点 の核となる空港の整 備  p58・16行目	～の拡充に取り組みます。	～の拡充に取り組みます。 <u>ま</u> <u>た、アジアの富裕層をターゲット</u> <u>とした将来的な観光振興の一</u> <u>環として、自家用小型ジェット</u> <u>の受入体制も検討します。</u>	離島空港の国際便受入の延長線 上には、アジアの富裕層の取り込 みがあると考えており、那覇空港 での航空機の整備機能とあわせ て、今後取り組むべきではないか との提言です。	【土木建築部】 ・那覇空港の「航空機整備基地整備事業」においては、旅客機や貨物便 を想定しています。 ・また、離島空港の国際線受入機能の整備については、実施計画の中 で、「新石垣空港及び宮古圏域空港」において取り組むこととしておりま す。(H28.4月改訂版P166) ・このうち、海外富裕層を獲得を目指した自家用小型ジェットの受入体制 の整備については、下地島空港での事業実施に向けて取り組んでいると ころであります。 ・文案につきましては、上記事項等を含め総合的に検討したいと考えてお ります。	p59・16-17行目 【修正前】 「～の拡充に取り組みます。」 ↓ 【修正後】 「～の拡充に取り組みます。 <u>また、海外の富裕</u> <u>層をターゲットとした将来的な観光振興の一環</u> <u>として、プライベートジェット機等の受入体制</u> <u>の構築を促進します。」</u>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
8	有住 康則	第3章Ⅲ-(1)-イ 人流・物流を支える港湾の整備 p58・32行目	さらに、大型クルーズ船に対応する国際旅客ターミナルを整備し、クルーズ船の誘致活動を推進するとともに、	さらに、 <b>大型クルーズ船に対応する大型クルーズ船専用パース</b> や国際旅客ターミナルを整備し、クルーズ船の誘致活動を推進するとともに、	大型クルーズ船専用パースについて追加。	【土木建築部】 ・昨今のクルーズ需要に対応するために、大型クルーズ船専用パースの必要性は理解しております。 ・しかし、大型クルーズ船専用パースについては、現時点での計画上の位置づけが困難なことから、那覇港においても、元来は貨物パースであった施設を、クルーズ船も停泊できる多目的施設として整備する予定としています。 ・追加の文面につきましては、現時点での計画上の位置づけが困難なことから、原文通りとさせて頂き、実施計画の中で具体的な取組等を検討させて頂ければと考えております。	・改定(案)通り
9	有住 康則	第3章Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基盤の整備 p59・22行目	本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網(ハシゴ道路ネットワーク)の構築を図ります。また、那覇都市圏の交通の円滑化を図るため、環状道路等の整備を推進します。あわせて、道路利用者の利便性や快適性の向上を図るため	本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網(ハシゴ道路ネットワーク)の構築を図ります。また、那覇都市圏の <b>慢性的交通渋滞を緩和し</b> 交通の円滑化を図るため、環状道路等の整備 <b>や交雑交差点の立体化事業を推進します</b> 。あわせて、道路利用者の利便性や快適性の向上を図るため、	那覇都市圏の慢性的交通渋滞を緩和しについて記述した方が良いと考えます。	【土木建築部】 ・交雑交差点の立体化事業は、那覇都市圏の慢性的な交通渋滞の緩和を図るための有効な手法と考えられます。 ・しかし、交差点の立体化に対する具体的な調査・検討を行っていないことと、立体交差の整備は長期化が予測され、現計画への追記は困難である。 ・追加の文面につきましては、現時点での計画上の位置づけが困難なことから、原文通りとさせて頂き、実施計画の中で具体的な取組等を検討させて頂ければと考えております。	・改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
10	喜久里 睦	第3章Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基盤の整備  p59・33行目に追加		<p><u>工 基盤整備の担い手である建設産業従事者の育成・確保及び技術・技能の継承等の強化</u> <u>本県の基盤整備を担う建設産業従事者は高齢化が進むとともに一部偏向した職業観から将来の担い手となるべき若年従事者の育成・確保に懸念が生じています。</u> <u>このため、担い手の育成・確保については、産学官の連携強化により取り組みます。また県民向けに建設産業がもたらす県全体への波及効果等の情報発信とともに、児童生徒とその保護者が建設産業を実体験し、その魅力や課題、社会資本整備の重要性等を再認識するための取り組みや啓発活動を推進します。</u> <u>また、若年従事者の就業定着を図るための教育・研修・実習等に係る施策を充実させるとともに、雇用者支援にも取り組みます。</u> <u>あわせて、土木・建築等の技術や建設専門職の技能等の維持・継承を図るため、県発注工事において若年技術者登用への優遇措置や技能士活用を促す施策展開等で技術・技能の継承を促進します。</u></p>	<p>建設産業従事者が高齢化するとともに、若年者の入職が少なく、将来の担い手対策は急務です。このままでは数年後に本県の社会資本整備の新設・維持・更新・管理等や災害時(小規模でも)の復旧作業等に従事する者がいなくなり、県民生活の維持と産業振興等に影響が出る可能性があります。喫緊の課題である建設産業の人材確保と育成を項目化して強調するとともに、広く県民に社会資本整備の重要性と建設産業が果たす経済波及効果や雇用の受け皿という沖縄経済を下支えする産業という点を再評価していただくことが最も重要だと考えています。ちよつとした道路陥没や漏水、配管のつまりなどが数年すれば修繕に何週間もかかるということが起こりえることを県民との共通認識とし危機感をもって産学官が連携して取り組めるよう新たな項目追加と左記本文追記をお願いいたします。参考:①65頁「オ 世界に通用する観光人材の育成」②78頁「エ 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化」</p>	<p>【土木建築部】 ・建設業界における担い手不足の問題は、国の構造的な問題として、「担い手三法(改正公共工事事確法・改正入契法・改正建設業法)の改定(H26.5)」が行われており、県としてもその重要性を認識しているところであります。  ・項目立てについては、「第3章Ⅲ-(8)-ウ建設産業の活性化と新分野・新市場の開拓(p84)」に、建設産業に特化した項目があるため、本事項へ追記することで、「建設業界における担い手不足の問題」について理解を促すとともに、今後の対応等に繋げていきたいと考えております。  ・また、詳細な施策については、実施計画において反映したいと考えております。</p>	<p>P.85・31行目-P.86・11行目 【修正前】 「ウ 建設産業活性化と新分野・新市場の開拓 建設産業については、従来の社会資本整備への貢献に加え、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化、協業化等による経営基盤の強化を促進するとともに、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図ります。 このため、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖繩らしい風景づくり」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。 また、供給過剰の産業構造の転換に向けて、これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、～」 ↓ 【修正後】 「ウ 建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓 建設産業については、従来の社会資本整備への貢献に加え、<u>担い手である技能者の高齢化や若年入職者の減少により、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれているため、その人材の確保を図るとともに、</u>社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化、協業化等による経営基盤の強化を促進し、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図ります。 <u>このため、建設産業の担い手確保については、中長期的な観点から、処遇改善や生産性向上、建設産業の魅力発信等に取り組みます。</u> また、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖繩らしい風景づくり」、「<u>耐震化、老朽化及び長寿命化</u>」、「<u>生産性の向上</u>」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。 <u>加えて、</u>これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、～」</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
11	産業振興部会 山城 委員 (沖縄地方内航海運 組合 理事長)	第3章Ⅲ-(1)-I 国際ネットワークの構築、 移動・輸送コストの低減 及び物流対策強化 p60・14行目	また、航路については、各種規制 緩和の活用等により沖縄と本土 主要港を結ぶ航路網を拡充する ほか、釜山、上海、香港等、アジ アの主要港とのネットワーク拡充 に取り組みます。	「また、航路については～～拡 充に取り組みます」の文章につ いて、3-(4)-アの(那覇港) に関する文章をここにも記載し てはどうか。  ・3-(4)-ア関連部分 那覇港におけるガントリーク レーンの増設等の港湾整備を 進めるほか、船舶に係る安い公 租公課及び各種規制緩和措置 をもとに那覇港及び中城湾港に おいて国際・国内航路のネット ワーク拡充に取り組むととも に、物流効率化のための施設 整備、輸送時間の短縮及び物 流コストの低減に取り組みま す。	航空関連の記載に比べて、航路 の記載が少なくバランスが悪い。	【土木建築部】 ・追加の文案について、前後の文脈等を含め検討したところ、同じ【施策 展開】内に港湾のハード整備の事項があり、本事項はソフト面での抽象的 な対策を主に記載していることから、ハード整備の再掲は差し控えたいと 考えております。	・改定(案)通り
12	當山 智士 (観光・交流産業部 会)	第3章Ⅲ-(2)-I 観光客の受け入れ体 制の整備 p64・26行目	宿泊施設については、今後の入 域観光客数の増大と宿泊施設の 需給バランスを踏まえ、既存宿泊 施設の高付加価値化～	宿泊施設については、今後の 入域観光客数の増大と宿泊施設 の需給バランスを踏まえ、 <u>宿 泊施設容積率の緩和等により 県内外の宿泊施設の投資誘致 を図り、既存宿泊施設及び新規 宿泊施設</u> の高付加価値化・競 争力向上を支援するとともに、	狭い県土においては、(特に那覇) においては、土地の合理的かつ高 度利用を図り、地域再生に貢献し ていく必要があります。地域指定 よりも、既存ホテルの立替及び新 規ホテル建築において、地域貢献 が見込まれる案件に対して適用し ていくというものでありたい。	【土木建築部】 ・基本計画では具体的な手法等を明記せず、実施計画の中で具体的に取 り組んでいくこととしています。 ・宿泊施設容積率の緩和については、制度の1つであり、具体的な記載と なるため、詳細な施策については、実施計画において反映したいと考えて おります。	・改定(案)通り
13	宮城 茂	第3章Ⅲ-(4)-ア 臨空・臨港型産業の 集積による国際物流 拠点の形成 p69・12行目	物流機能を活用した新たなビジ ネスを展開する臨空・臨港型産 業の集積を図り、那覇空港・那覇 港を基軸とする国際物流拠点を 形成します。	物流機能を活用した新たなビジ ネスを展開する臨空・臨港型産 業の集積を図り、那覇空港・那 覇港及び中城湾港を基軸とす る国際物流拠点を形成します。	貨物量の増加、クルーズ船の寄港 増加により、那覇港は狭隘化して いる。一方、中城湾港は未利用の 土地があるものの利用が進んでい ない。 那覇港、中城湾港のアクセス道路 を拡充、両港の一体活用を可能と する事が中城湾港地区の発展に 繋がる。併せて、将来の貨物量増 加への対応も可能となる。	【商工労働部】 ・中城湾港は、【基本施策の展開方向】に、「中城湾港の海上物流機能の 強化等により、東アジアの中継拠点として本県の国際物流を高める」と記 載されており、重要であると認識しております。 ・委員がご指摘のパラグラフについては、「物流機能を活用した新たなビ ジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基 軸とする国際物流拠点を形成します。」として、空港・港の双方が近接する 那覇空港・那覇港を「基軸」として表現しております。 ・県といたしましては、国際物流拠点の形成を目指し中城湾港におい ても、臨港型産業の集積に力を入れているところですが、当該パラグラフに おいて併記することは控えさせていただきたいと考えております。	・改定(案)通り
14	宮城 茂	第3章Ⅲ-(4)-ア 臨空・臨港型産業の 集積による国際物流 拠点の形成 p70・1行目	～いて国際・国内航路のネット ワーク拡充に取り組むとともに、 物流効率化のための施設整備、 輸送時間の短縮～	～いて国際・国内航路のネット ワーク拡充に取り組むととも に、 <u>那覇港、中城湾港のアクセ ス道路を拡充し両港を一体とし た</u> 物流効率化のための施設整 備、輸送時間の短縮～	貨物量の増加、クルーズ船の寄港 増加により、那覇港は狭隘化して いる。一方、中城湾港は未利用の 土地があるものの利用が進んでい ない。 那覇港、中城湾港のアクセス道路 を拡充、両港の一体活用を可能と する事が中城湾港地区の発展に 繋がる。併せて、将来の貨物量増 加への対応も可能となる。	【土木建築部】 ・委員意見の両港の物流効率を上げるための施設整備は、重要だと認識 しています。 ・そのため、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路(ハシゴ道路 ネットワーク)の構築を推進しているところです。 ・追記の文案につきましては、基本計画改定案「Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基 盤の整備(p59)」の記載に包括されるため、原文通りとさせて頂ければと考 えております。	・改定(案)通り
15	産業振興 平良 由乃	第3章Ⅲ-(8)-イ 商店街・中心市街地 の活性化と商業の振 興 P84・17行目	さらに、新たな商業地の形成にお いては、市町村の意向、広域的 な都市構造を踏まえて適正配置 に努めます。	さらに、新たな商業地の形成に おいては、 <u>需要のバランス、市 町村並びに地域中小企業の意 向、沖繩らしい景観</u> 、広域的な 都市構造を踏まえて適正配置 に努めます。	ブラザハウスとライカムのような隣 接する商業施設等において、地域 の声を聞く機会や、需給バランス をという内容で改正案のを含める べき	【土木建築部】 ・基本的に、商業地域や近隣商業地域の都市計画および都市計画変更 は、「市町村の意向と広域的な都市構造」を踏まえて決定します。 ・そのため、原文以外の追記は、具体性を伴わないため、原文通りの記載 が望ましいと考えております。	・改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
16	有住 康則	第3章Ⅲ-(8)-ウ 建設産業の活性化と 新分野・新市場の開 拓 p85・4行目	このため、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、沖縄らしい風景づくり等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。	このため、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「 <b>耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策</b> 」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。	社会基盤施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に対応した工法・資材等の技術開発を追加。	【土木建築部】 ・以下の法案等を背景に文案を追記します。 ・政府・地方公共団体等における、インフラを対象とした新たな計画「インフラ長寿命化基本計画(H25.11)」の決定 ・インフラマネジメント戦略への大きな転換となる「第4次社会資本整備重点計画(H27.9)」の閣議決定。 ・担い手三法(改正公共工事品確法・改正入契法・改正建設業法)の改定(H26.5)。	p86・8-10行目 【修正前】 「 <b>このため</b> 、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。」 ↓ 【修正後】 「 <b>また</b> 、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「 <b>耐震化、老朽化及び長寿命化</b> 」、「 <b>生産性の向上</b> 」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。」
17	喜久里 睦	第3章Ⅴ-(5) 産業振興を担う人材 の育成 p116・9行目	沖縄の持続的な経済発展に向け、リーディング産業や地場産業などを成長・高度化させる人材や、海外へのビジネス展開を含む新市場・新分野への進出に取り組む人材、さらには起業家精神を持った人材など多様な産業人材の育成を産学官連携のもと戦略的に推進します。		「沖縄の持続的な産業発展に向け」の次に産業振興を下支えする基盤整備人材の育成を追加してほしい？ 防災という観点からも全産業に関わることなので、基盤整備という記載をしてほしい。	【土木建築部】 ・本事項については、「産業を高度化させる人材育成」について記載されており、「建設産業担い手の育成・確保」については、「地域経済を支える地場産業の雇用の受け皿」の事項である「第3章Ⅲ-(8)-ウ建設産業の活性化と新分野・新市場の開拓(p84)」へ記載したいと考えております。	・「番号10」と同様
18	小野 尋子	第3章Ⅴ-(5)-イ 地域産業を担う人材 の育成 p117・12行目	建設産業については、環境関連技術等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。	建設産業については、環境関連技術等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な設計・ <b>計画</b> 及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。	景観づくりや、環境に配慮した開発計画など、計画面の課題も随所にあげられておりますので、設計・ <b>計画</b> がよいかと考えます。	【土木建築部】 ・委員のご意見の通りだと考えます。 ・追加の文案につきましては、前後の文脈等を含め検討したいと考えております。	P118・13-14行目 【修正前】 「建設産業については、環境関連技術等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。」 ↓ 【修正後】 「建設産業については、環境関連技術 <b>や生産性向上</b> 等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な <b>計画</b> ・設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。」
19	宮城 茂	第4章3-(3) 海洋島しょ圏 沖縄を 結ぶ交通ネットワークの 構築(解決への道筋) p127・26行目	また、中城湾港は引き続き産業支援港湾としての整備を進めるとともに、クルーズ寄港数が増加傾向にあるため、	また、中城湾港は引き続き産業支援港湾としての整備を進めるとともに、 <b>那覇港と共に海上物流の拠点化を進め、同時に</b> クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、	人口の増加、観光客の増加に伴い食料品、生活消費材の輸送量は増加が見込まれる。那覇港は狭隘化しており、増大する貨物量に対応するためには、中城湾港も物流拠点化を進める必要がある。	【土木建築部】 ・追加の文案について、前後の文脈等を含め検討したところ、「産業支援港湾としての整備」に包括されていることから、原文通りとさせて頂ければと考えております。	・改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
20	宮城 茂	第5章3-(2) 中部圏域 p143・26行目	において流通加工港湾の整備を推進するとともに、定期船就航の実現等により	において流通加工港湾の整備を推進するとともに、 <u>那覇港との結節機能を強化すること等による定期船就航の実現等により</u>	中城湾港単独での定期船航路運営は困難であり、結節機能強化による那覇港との連携が必要となる	【土木建築部】 ・委員意見の那覇港との結節機能の強化(連絡機能の強化)の必要性は理解いたします。 ・そのため、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路(ハシゴ道路ネットワーク)の構築を推進しているところです。 ・追記の文案につきましては、「Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基盤の整備(p59)」の記載に包括されるため、原文通りとさせていただきますと考えております。	・改定(案)通り
21	津波 勝代 離島過疎地域振興 部会	第5章3-(3) 南部圏域 p150・27行目	「現状と課題」の27行目・・・農水産物のブランド化を図る必要があります。の次に右赤字挿入	<u>災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備が求められる。</u>	南部圏域は自立型の島、孤立のリスクの高い島等を有するため災害時の整備は必須だと考える。特に久米島には病院があり、透析治療を行っており、また観光客の透析も受け入れていることから安心して観光客を呼び込むこともできる。移住定住にもつながる。*医療提供体制の基盤整備も必要である。	【土木建築部】 ・災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備については、南部圏域や離島だけでなく県全体の課題と認識しています。 ・追記の文案につきましては「3章Ⅲ-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化(p49)」の内容に包括されるため、再掲は控え、原文通りとさせていただきますと考えております。	・改定(案)通り
22	岩田智	第5章3-(3) 南部圏域 p151・8行目	また、無秩序な市街地拡大の抑制に努めつつ、これまで蓄積されてきた社会資本の効率的な活用を促進し、既成市街地の都市機能の高度化を図るとともに、良好な住宅市街地の形成に向けた整備や高齢社会到来に備えたコンパクトなまちづくりを推進します。	また、無秩序な市街地拡大の抑制に努めつつ、これまで蓄積されてきた社会資本の効率的な活用を促進し、既成市街地の都市機能の高度化、 <u>ケーブル地中化等の耐災害性強化を図るとともに</u> 、良好な住宅市街地の形成に向けた整備や高齢社会到来に備えたコンパクトなまちづくりを推進します。	災害に強いまちづくりを推進するため	【土木建築部】 ・追記の文案箇所については、【展開の基本方向】となっており、概念的かつ抽象的な表現となっております。 ・そのため、追記の文案につきましては、「都市機能の高度化」の記載に包括されるため、原文通りとさせていただきますと考えております。	・改定(案)通り
23	岩田智	第5章3-(4) 宮古圏域 p162・21行目	沖縄本島都市部との情報格差の是正を図るため、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用の高度化を促進し、地域活性化に取り組みます。	沖縄本島都市部との情報格差の是正を図るため、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用の高度化を促進し、地域活性化に取り組めます。 <u>情報通信基盤の高度化においては、台風の常襲地域であることを考慮し、予防的対策として通信ケーブルの地中埋設化(無電柱化)を促進します。</u>	沖縄が台風の常襲地域であり、昨今の台風が大型化、複数化していること等を踏まえ、災害発生時および災害復旧の際の情報通信手段の維持、確保をより強固なものとするため、通信ケーブルの地中化を促進することは肝要である。	【土木建築部】 ・追記の文案につきましては、「3章Ⅲ-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化(p50)」において、「宮古・八重山圏域等の無電柱化の推進」が記載されています。 ・通信ケーブルについても、無電柱化(電線共同溝方式)に包括されることから、再掲は控え、原文通りとさせていただきますと考えております。	・改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
24	岩田智	第5章3-(5) 八重山圏域 p168・26行目	沖縄本島都市部等との情報格差の是正を図るため、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用の高度化を促進し、地域活性化に取り組めます。	沖縄本島都市部等との情報格差の是正を図るため、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用の高度化を促進し、地域活性化に取り組めます。 <b>情報通信基盤の高度化においては、台風の常襲地域であることを考慮し、予防的対策として通信ケーブルの地中埋設化(無電柱化)を促進します。</b>	沖縄が台風の常襲地域であり、昨今の台風が大型化、複数化していること等を踏まえ、災害発生時および災害復旧の際の情報通信手段の維持、確保をより強固なものとするため、通信ケーブルの地中化を促進することは肝要である。	【土木建築部】 ・追記の文案につきましては、「3章Ⅲ-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化(p50)」において、「宮古・八重山圏域等の無電柱化の推進」が記載されています。 ・通信ケーブルについても、無電柱化(電線共同溝方式)に包括されることから、再掲は控え、原文通りとさせて頂ければと考えております。	・改定(案)通り
25	大城郁寛 総合部会長			復帰後、整備したインフラを今後、沖縄県としてどう維持、更新していくかについてもう少し踏み込んで書いてもいいのではないかと。	復帰後、ものすごい勢いで社会資本が整備され、インフラが整備された。耐用年数は50年なので近いうちに老朽化が始まる。特に離島・僻地の市町村の島々も含め、所有しているインフラがどういう状態で、どういふふうメンテナンスし、維持していくのかという議論をおかないといけないと思う。	【土木建築部】 ・長寿命化・防災関連の記述に関しては、「3章-Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化(P50)」に各種の具体的な施策について記載されております。 ・社会基盤施設の維持管理体制については、「沖縄県公共施設等総合管理計画」において示されている公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づき、担当各課においてストックマネジメントの計画策定が順調に進められております。 ・追加の文案につきましては、上記事項等を含め総合的に検討したいと考えております。	・「番号5」と同様
26	喜久里 睦 (基盤整備部会)			防災対策として離島の「強靱化」を図る	大規模災害時の離島の早期のインフラ復旧等のため地域の建設業の育成。 施設の耐震化、津波避難施設などの整備が必要。	【土木建築部】 ・長寿命化・防災関連の記述に関しては、「3章-Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化(P50)」に各種の具体的な施策について記載されております。 ・社会基盤施設の維持管理体制については、「沖縄県公共施設等総合管理計画」において示されている公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づき、担当各課においてストックマネジメントの計画策定が順調に進められております。 ・追加の文案につきましては、上記事項等を含め総合的に検討したいと考えております。	・「番号5」と同様
27	大城郁寛 総合部会長	第3章Ⅱ-(3)-I 福祉セーフティネットの形成 P46・30行目	～住宅に困窮する世帯を対象とした公的賃貸住宅の整備に取り組めます。特に公営住宅については、建て替えや新規建設を進めるほか、整備における民間活用や民間借り上げ制度の導入等を積極的に図るとともに、～	民間の賃貸住宅がものすごい勢いで増えており、近いうちに空き家がいっぱい増えるだろうといわれている中で「公営住宅をつくっていきます。」ということを書いてある。民間の住宅を借り上げて所得向上するために家賃補助するような活用とか、そういう文言はあるので、その方向で書いていった方が今の時代の流れに合っていると思う。	ものすごい勢いで賃貸住宅が増え、近い将来、その空き家が増えるだろうと言われていたが、文章の中に「公営住宅をたくさんつくっていきます。」という文言があって、時代の流れと合っているのかなと思う。	【土木建築部】 ・本県においては、低額所得者向けである公営住宅の応募倍率が、全国平均より二倍以上高いことから、県民のニーズの高さが浮き彫りになっております。 ・したがって、今後は老朽化した公営住宅の建替えを優先し、新規建設においては将来的な世帯数の減少状況をみながら検討していきます。 ・また、民間賃貸住宅の空き家の有効活用についても、今後、国の事業(改修費、家賃低廉化補助)等の活用を検討し、取組みを推進していきたいと考えております。	・改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
28	神谷大介	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化 P50・10行目			無電柱化については、景観関連と宮古・八重山地方での防災での記述しかない。 無電柱化推進法(H28.12)により、国の施策が決まっているので、記載が必要である。	【土木建築部】 ・「緊急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において無電柱化や～」において、緊急輸送道路の無電柱化が記載されていることから、再掲は控え、原文通りとさせて頂ければと考えております。	・改定(案)通り
29	神谷大介	第3章Ⅱ-(4)-イ 災害に強い県土づくり と防災体制の強化 P50・10行目			要配慮社利用施設については、土砂災害のみに特化されている。要配慮者に対してはもっと広く記載があるべき。	【土木建築部】 ・要配慮者については、P51・10行目「地震・津波対策については、最大クラスの地震・津波の発生に際しても被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の構築に取り組みます」と記載があり、その中に内包されていると考えております。	・改定(案)通り
30	神谷大介	第3章Ⅰ-(7)-ウ 人に優しい交通手段 の確保 P37・10行目	さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。	さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、 <b>市町村と連携したネットワーク整備計画策定</b> 、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。	国においては、自転車活用推進法が策定されており、県においても「サイクリングコネクタ事業」が始まっているので、追記が必要だと考える。	【土木建築部】 ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H24.11)」においては、「自転車ネットワーク計画は、道路管理者や都道府県警察、地域の関係者等の参画のもと、市区町村が様々な行政課題の中で総合的に判断して策定するもの」とされています。 ・そのため、県としては、市町村との連携強化に努めていきたいと考えています。	P37・19-20行目 【修正前】 「さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。」 ↓ 【修正後】 「さらに、自転車利用を促進するため、 <b>市町村が策定する自転車ネットワーク計画に対する連携を強化し</b> 、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。」
31	沖縄県振興審議会 玉栄委員	第5章3-(2) 中部圏域 P143・27行目	—	クルーズ船の受け入れ体制の強化を図るとあるが、「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に本部港(本部町)や平良港(宮古島市)が選ばれているが、中城湾港が選ばれるよう期待していた。今後指定されるような書きぶりが必要ではないか。	—	【土木建築部】 ・中城湾港新港地区においては、現在の港湾計画上はクルーズ船が位置付けられておりません。今後は、クルーズ船の受入体制の強化を図り、その寄港実績の状況を踏まえ、計画への位置付けも含めた検討を行う予定であり、現時点では、原文通りとさせて頂きたいと考えております。	・改定(案)通り
32	吉永 安俊 副部長 (環境部会)	第5章3-(1) 北部圏域 P140・12行目		また、水道水の安定供給を図るため、億首ダムの整備を促進するとともに、水道施設の整備や水道広域化を推進します。	「億首ダム」とあるは、今は名称が「金武ダム」になっているのはいか。 「整備を促進する」とあるが、まだこれから整備するのか。	【土木建築部】 ・委員のご指摘の通りですが、本計画の期間は平成24年度から平成33年度までとなっており、本計画策定時点(H24年度)においての名称については、時点修正は行わないものと考えております。	・改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
33	神谷大介			○道路空間の再配分	沖縄西海岸道路(浦添北道路)の完成後、国道58号の道路空間の再配分の話が出てくる。道路空間の再配分の言葉自体はどこかに必要。新しい道路ができれば、その道路の使われ方が変わって基幹バスができてという形になってくるので、道路空間の再配分の記載が必要。 また、道路空間の再配分をする際、自転車道の話とバスの専用道は競合します。それぞれで考えるのではなく、両方を考えた道路空間という視点での議論が必要。	【土木建築部・企画部】 ・道路空間の再配分については、「p59 18行目」において、「多様なニーズに対応した質的充実をはかります。」の記載に包括されると考えています。	・改定(案)通り
34	産業振興部会 植松 委員	第3章Ⅲ-(11)-ウ 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実  P94・32行目	エプロン拡張整備	エプロン拡張整備等	航空需要の増大等の対策はエプロン拡張整備に限定されたものではなく、例えば新石垣空港の国際ターミナルの拡張等も計画されているため。	【土木建築部】 ・委員のご指摘のとおりだと考えております。 ・文案については、「～のエプロン拡張整備等」と記載させて頂きたいと考えております。	P96 16行目 【修正前】 「～、航空需要の増大等に対応した新石垣空港及び宮古空港のエプロン拡張整備に取り組むとともに、～」 ↓ 【修正後】 「～、航空需要の増大等に対応した新石垣空港及び宮古空港のエプロン拡張整備等に取り組むとともに、～」
35	沖縄県振興審議会 玉栄委員	第5章3-(2) 中部圏域  P143・27行目	—	リサイクルポートとして、静脈物流ネットワークの形成とあるが、中城湾港リサイクルポートの活用について課題形成が(実施計画などで)必要ではないか。	—	【土木建築部】 ・中城湾港のリサイクルポートとしての静脈物流ネットワークの形成に関しては、各事業者の取り組みを注視しつつ、必要な支援等を検討したいと考えております。また、それらを踏まえて、後期実施計画への位置付けについて検討を行いたいと考えております。	・改定(案)通り
36	産業振興部会 山城 委員	第5章3-(2) 中部圏域  P147・4行目	中城湾港の産業支援港湾としての機能の充実・強化を図るため、定期船就航の実現等により、	中城湾港の産業支援港湾としての機能の充実・強化を図るため、 <u>那覇港との連携を深めるための新たな交通アクセスの建設及び定期船就航の実現等</u> により	既に飽和状態にある那覇港を中城湾港と相互補完することによって、中南部の総合的な物流機能を向上させる。	【土木建築部】 ・委員意見の那覇港との結節機能の強化(連絡機能の強化)の必要性は理解いたします。 ・そのため、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路(ハシゴ道路ネットワーク)の構築を推進しているところです。 ・追記の文案につきましては、「Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基盤の整備(p59)」の記載に包括されるため、原文通りとさせて頂ければと考えております。	・改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
37	産業振興部会 植松 委員	第5章3-(4) 宮古圏域  P158・20行目	—	宮古圏域部分に「下地島の利 活用事業」を明記	「下地島空港及び周辺用地の利 活用事業」が実施予定であるため	【土木建築部】 ・下地島空港及び周辺用地の利活用に係る基本合意書の締結(H29.3.8) を受け、追加したいと考えております。 ・文案につきましては、前後の文脈を踏まえて総合的に検討したいと考え ております。	P161 12-14行目 【修正前】 「～拠点となる空港については、国際線の受入 機能を強化するほか、国内外への路線拡充に 向けた取組を図ります。」 ↓ 【修正後】 「～拠点となる空港については、 <b>下地島空港に おいて、国際線等の受入機能を強化すると ともに、プライベートジェット機等の受入体制の 構築を促進するほか、宮古空港及び下地島空 港の両空港の特性を活かし、</b> 国内外への路線 拡充に向けた取組を図ります。」  P162 11行目 【修正前】 「下地島空港の周辺用地については、農業的 利用も含め、その利活用を促進します。」 ↓ 【修正後】 「下地島空港の周辺用地については、 <b>新たな 事業や産業を展開するとともに、</b> 農業的利用も 含め、その利活用を促進します。」
38	小野尋子	第3章 I -(3)-ウ 低炭素都市づくりの 推進  p29・30行目	・・・未利用エネルギー等の活用 を促進します。	・・・未利用エネルギー等の活用 を促進します。 <b>その他、緑地の 持つ微気象緩和効果にも着目 し、緑地の計画的な配置による 市街地の冷却を促し、相乗的な 効果によりエネルギー利用を抑 えます。</b>	環境共生は、ハイコンタクト(周囲 の環境に対して開放的である)、 ローテクノロジー(過度に高度な技 術によらずに実現できる)、ことも 持続的な観点から重要な視点と してオーソライズされています。建物 の排熱をカットするだけでなく、緑 地の計画的な配置により、市街地 そのものの冷却効果が果たされ ば、空調を使わない選択が増えま す。実際にシンガポールでは、緑 化政策により、10年前と比較して 都市の市街地温度が下がったと いう研究報告があります。 そのため、ここは、技術によるエネ ルギー転換のことのみならず、緑 化による自然の効果が相乗効果 として影響しますので、記述変更 が望まれます。	【土木建築部】 ・本段落においては、電気やガスなどのエネルギー資源の内容となってい ます。 ・ご提言の緑地によるエネルギー資源利用の抑制対策は、間接的なエネ ルギー資源抑制対策となるため、本段落への記載は差し控え、次段落に おいて記載いたします。	・改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
39	小野尋子	第3章 I-(3)-ウ 低炭素都市づくりの 推進  p29・31行目	さらに、都市と自然との共生を図るため、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その……	さらに、都市と自然との共生を図るため、 <u>緑地のもつ微気象緩和機能や都市における生物多様性の実現に向けた生態機能に着目し、広域的な緑の基本計画の調整と誘導により、都市の骨格となる緑の基盤を形成する事</u> 、自然景観に配慮した……	都市と自然の共生は、景観的な視点でのみ重要なわけではありません。むしろ第一義的、かつ重要な視点として、都市における微気象調整機能、および生物多様性の確保があります。都市域における生物多様性の確保は国際条約でも推奨されています。この部分の記載は、景観のことしか書かれておりませんので、左のように修正したほうが良いと考えます。	【土木建築部】 ・県においては、「沖縄県広域緑地計画」に基づき、市町村に対して、「緑の基本計画」策定の技術的指導・支援を行っております。 ・「沖縄県広域緑地計画」には、「県民、行政、関連組織・期間等の協力・連携のもと、沖縄の自然や歴史や文化を培ってきたシンボルとしての緑地の回復・再生を進め、沖縄の緑の特性を活かす緑地の回廊を形成し、安らぎと潤いのある都市環境を維持・形成していくこと」とされています。 ・また、都市緑地法運用指針(H25.4改定)によると、「また、近年、地球規模の環境問題に対する関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など緑地の有する環境保全機能が従来以上に注目され、都市における緑地の重要性は更に深く認識されてきている。」と記載されています。 ・追加の文案につきましては、上記事項等を含め総合的に検討したいと考えております。	p30・2行目 【修正前】 「さらに、都市と自然との共生を図るため、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進するとともに、緑地の保全や都市緑化を推進します。」 ↓ 【修正後】 「さらに、都市と自然との共生を図るため、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進するとともに、 <u>環境保全機能を有する</u> 緑地の保全や都市緑化を推進します。」
40	小野尋子	第3章 I-(6)-イ 花と緑あふれる県土の 形成  p35・10行目	本県における緑化の取り組みを効率的かつ総合的に推進します。	本県における <u>広域的な緑の骨格を市町村の枠組みを超えて系統的かつ連続して創出するために、法定計画である緑の基本計画等で位置づけ、関連市町村と協議をしながら誘導と実現を図ります。</u>  又は  本県における <u>広域的な緑の骨格を市町村の枠組みを超えて系統的かつ連続して創出するために、広域的な緑の骨格形成のビジョンを持ち、関連市町村と協議をしながら誘導と実現を図ります。</u>	法定計画である緑の基本計画の枠組みを活用して、県は緑の広域的な社会基盤としての連続性と、系統性を担保することが求められると考えます。そのために市町村との協議も必要ですが、この節の取り組みがすべて、個別の施策の羅列です。ご存知の通り、緑の基本計画によって、羅列された個別の施策を系統的に整理し、公有地、民有地(施設制緑地と地域制緑地)など、場所によって適用する個別の施策は異なりますが、土地利用として緑をどのように連続させ、広域的な緑の骨格を形成するのか、の姿勢を示せるのは緑の基本計画ですので、法定計画での検討を示唆するか、計画見直しとの連動が難しいければ、「緑の基本計画」の文言は除きつつも、個別の緑化の施策の羅列ではなく、緑の骨格形成の基本方針、「広域的な基本ビジョンを示す」ことを明記することは必要かと存じます。	【土木建築部】 ・県においては、「沖縄県広域緑地計画」に基づき、市町村に対して、「緑の基本計画」策定の技術的指導・支援を行っております。 ・「沖縄県広域緑地計画」には、「県民、行政、関連組織・期間等の協力・連携のもと、沖縄の自然や歴史や文化を培ってきたシンボルとしての緑地の回復・再生を進め、沖縄の緑の特性を活かす緑地の回廊を形成し、安らぎと潤いのある都市環境を維持・形成していくこと」とされています。 ・追加の文案につきましては、上記事項等を含め総合的に検討したいと考えております。	p35・21-22行目 【修正前】 「また、人口が集中する都市部の緑化については、風致地区等の指定により、斜面緑地等の既存緑地の保全・育成を図るとともに、公園及び緑地の整備、公共施設・住宅等の屋上緑化、壁面緑化等を推進します。」 ↓ 【修正後】 「また、人口が集中する都市部の緑化については、 <u>広域的な緑地計画による緑地回廊の形成をはじめ</u> 、風致地区等の指定により、斜面緑地等の既存緑地の保全・育成を図るとともに、公園及び緑地の整備、公共施設・住宅等の屋上緑化、壁面緑化等を推進します。」

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
41	宮城 茂	第4章3-(1) 海洋島しょ圏 沖縄を 結ぶ交通ネットワークの 構築 P126・3行目	～県内外を結ぶ交通手段は空 路・海路にかぎられていること から、他の都道府県に比べ交通及 び物流に要するコストが割高とな り人的・物的な移動のほか、製造 業や農林水産業等各種産業の発 展を妨げる阻害要因となっていま す。	～県内外を結ぶ交通手段は空 路・海路にかぎられていること や <u>沖縄の経済規模が小さい</u> <u>事、首都圏、大生産地及び大消</u> <u>費地から遠隔にあること</u> から、 他の都道府県に比べ交通及び 物流に要するコストが割高とな り人的・物的な移動のほか、製 造業や農林水産業等各種産業 の発展を妨げる <u>阻害要因 二</u> <u>因</u> となっています。	空路・海路しかないことがイコ ール、コスト割高要因と表現されて いる。コスト増要因は以下の要因が 大きく、誤解を与えない表現とす べき。 産業の発展阻害要因は土地、水、 電力等の要因も大きく、移動にか かる費用のみを過度に強調すべ きではない。 (コスト要因) ①沖縄経済規模が小さい事によ り、より効率的な大量輸送ができ ない。 ②首都圏、大生産地及び消費地 から遠隔にある場合、陸続きでも 移動に要するコストは割高にな る。 ③一次、二次産業が弱い事により 片荷輸送が解消できない。	【企画部・商工労働部・土木建築部】 ・第4章は、沖縄21世紀ビジョンで掲げた克服すべき4つの固有課題をま とめており、その中の1つである「海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワ ークの構築」では、離島で構成される本県にとって県内外を結ぶ交通ネット ワークの確立・強化は、沖縄全域の持続的な発展を支えていくためには 必要不可欠であるため、県内外を結ぶ交通ネットワークをどのようにして 構築していくかといった視点でまとめております。 ・そのため、交通ネットワークを構築するうえで課題となっている交通及び 物流のコスト増について、交通手段が空路・海路に限られていることを要 因の1つとしてあげております。 ・委員ご指摘のとおり、コスト増については、本県の経済構造等も要因の1 つであると考えますが、上記の視点でまとめていることから、追記すること は控えさせて頂きたいと考えております。 ・ご指摘のあった、本県産業振興の阻害要因とする表現は強調し過ぎと 思いますので、「一因」に修正したいと思います。	P127・6行目 【修正前】 「～県内外を結ぶ交通手段は空路・海路にか ぎられていることから、他の都道府県に比べ交 通及び物流に要するコストが割高となり人的・ 物的な移動のほか、製造業や農林水産業等 各種産業の発展を妨げる <u>阻害要因</u> となってい ます。」 ↓ 【修正後】 「～県内外を結ぶ交通手段は空路・海路にか ぎられていることから、他の都道府県に比べ交 通及び物流に要するコストが割高となり人的・ 物的な移動のほか、製造業や農林水産業等 各種産業の発展を妨げる <u>一因</u> となっていま す。」



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
42	岩田 智				<p>観光客数は計画値以上に増加のしているが、人手不足は深刻で人手が集まらなと、とてもこれ以上の人は受け入れられません、あるいはサービスクオリティを上げようとする、もうこれ以上やれませんとする雰囲気が出始めている。</p> <p>そのため、数字的な目標を超過達成している領域では、土台としてのインフラ整備と同時に、さまざまな産業領域、生活領域における効率化・省力化に取り組むことが大事である。ICTの利活用による沖縄経済全体の効率化みたいな観点を何らかの形で盛り込むような方法が必要である。</p> <p>例えばIC乗車券をスマートフォンの中に全部入れてしまうと、スマートフォンの中にアプリをダウンロードして、着いたときにはそのままゆいレールやタクシーに乗れるという使い方も可能である。</p>	<p>【土木建築部】 ・建設業界においては、建設現場の生産性向上に向け、ICT技術の活用も視野に、産官学が連携して取り組んでいるところです。今後の展開等も踏まえ、「生産性向上」を追記したいと考えております。</p> <p>【商工労働部】 ・ICTの利活用による沖縄経済全体の効率化の観点を盛り込むことにつきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)における情報通信関連産業の分野において、ITを活用した県内産業全体の国際競争力を高める取組として、官民一体となった「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」の早期設置が示されており、同センターでは、ITの利活用による県内産業の生産性の向上(効率化)等に取り組むこととしております。 ・また、ITと他産業の連携強化による沖縄の産業全体の活性化についても、同施策展開において示されております。 このように、委員からご意見のあった内容については、現行の改定(案)に反映されているものと考えております。</p> <p>(3-3-(3)-イ 県内企業の高度化・多様化) ・ITを活用した県内産業全体の国際競争力を高め、国内外市場への展開を支援するため、情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する、「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を早期に設置し、ITと他産業による交流・連携の核とするとともに、(後略) 情報通信関連産業と他産業との連携強化については、沖縄の産業全体を活性化するため、観光、文化、ものづくり、流通・小売、バイオテクノロジー、環境・エネルギー、農林水産等、多様な分野の事業者との連携・融合や、GIS(地理情報システム)の利活用促進等による付加価値の高いビジネスモデルの創出を促進します。</p>	<p>【土木建築部】 p86・8-10行目 【修正前】 「このため、産官学連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。」 ↓ 【修正後】 「また、産官学連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。」</p> <p>P118・13-14行目 【修正前】 「建設産業については、環境関連技術の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。」 ↓ 【修正後】 「建設産業については、環境関連技術や生産性向上等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な計画、設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。」</p> <p>【商工労働部】 ・改定(案)通り</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
43	有住 康則	第3章 I-(7)-ウ 人に優しい交通手段 の確保  p37・1行目	このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道(西原入口)までの延長整備等を推進し、高速道路との連携による利便性の向上に努めます。さらに、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。 また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、-----	このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道(西原入口)までの延長整備等を推進し、高速道路との連携による利便性の向上に努めます。 <u>また、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図るとともに、県民及び観光客へモノレール需要を喚起し、自動車から公共交通への転換を促進します。</u> さらに、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。 <u>また、定時・定速かつ利便性の高い公共交通の需要喚起のため、-----</u>  <u>あわせて、コミュニティバス等への自動運転技術の活用に取り組みます。</u>	那覇都市圏の交通渋滞緩和を図ることを追加記述。  「自動走行システム」の大規模実証実験を踏まえ記述。	【企画部】 ご意見を踏まえ、第3章 I-(7)-ウを修正します。 「那覇都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の自動車利用から公共交通への転換促進」につきましては、第5章 3-(2)「中部圏域」、「南部圏域」に追記したいと考えております。	p37・8-20行目 【修正前】 人に優しい交通手段を確保するため、公共交通機関の整備及び利用促進に取り組むとともに、TDM(交通需要マネジメント)やモビリティ・マネジメント等により、自家用車利用から公共交通利用への転換を図るほか、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した移動手段の確保に取り組めます。 このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道(西原入口)までの延長整備等を推進し、高速道路との連携による利便性の向上に努めます。さらに、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。 また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ、自転車利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備、時差出勤、バスレーンの拡充、IC乗車券の導入、基幹バスシステムの導入や利用環境の改善等によるバス利用促進などTDM(交通需要マネジメント)を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるような環境改善を図ります。 さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。 あわせて、交通弱者の移動を確保するため、コミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入、中心商業地区におけるタウンモビリティの充実に向けた取組等を促進します。 ↓

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
							<p>【修正後】 人に優しい交通手段を確保するため、公共交通機関の整備及び利用促進に取り組むとともに、TDM(交通需要マネジメント)やモビリティ・マネジメント等により、<b>過度な</b>自家用車利用から公共交通利用への転換を図るほか、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した移動手段の確保に取り組みます。</p> <p>このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道(西原入口)までの延長整備等を推進し、高速道路との連携による利便性の向上に努めます。さらに、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムと<b>地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築</b>に向けた取組を推進します。</p> <p>また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ、自転車利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備、時差出勤、バスレーンの拡充、IC乗車券<b>OKICAの拡張利用</b>、基幹バスシステムの導入や利用環境の改善等によるバス利用促進などTDM(交通需要マネジメント)を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるよう環境改善を図ります。さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を推進します。</p> <p>あわせて、交通弱者の移動を確保するため、コミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入、中心商業地区におけるタウンモビリティの充実に向けた取組等を推進します。</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
43-2	有住 康則	第5章3-(2) 中部圏域 p143・31行目  南部圏域 p152・4行目				【企画部】 ご意見を踏まえ修正・追記いたします。	(2)中部圏域 p145・10-12行目 【修正前】 陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、本島東西間を結ぶ県道24号線バイパス、沖縄環状線、浦添西原線などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道(西原入口)まで延長、結節することで、高速道路との連携を図るとともに鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。あわせて、時差出勤、公共交通の利用促進等によるTDM(交通需要マネジメント)施策を推進します。 ↓ 【修正後】 陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、本島東西間を結ぶ県道24号線バイパス、沖縄環状線、浦添西原線などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道(西原入口)まで延長、結節することで、高速道路との連携を図るとともに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。あわせて、時差出勤、県民及び観光客の過度な自動車利用から公共交通利用への転換等によるTDM(交通需要マネジメント)施策を推進します。

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
							<p>(3)南部圏域 p153・21-22行目 【修正前】 陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、南部東道路などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道(西原入口)まで延長するとともに、自動車から公共交通への転換を促すパークアンドライド駐車場等を整備します。あわせて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進するとともに時差出勤、公共交通の利用促進等によるTDM(交通需要マネジメント)施策を推進します。</p> <p>↓</p> <p>【修正後】 陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、南部東道路などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道(西原入口)まで延長するとともに、自動車から公共交通への転換を促すパークアンドライド駐車場等を整備します。あわせて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進するとともに時差出勤、県民及び観光客の過度な自動車利用から公共交通利用への転換等によるTDM(交通需要マネジメント)施策を推進します。</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
44	美里 義雅	第3章 I-(7)-ウ 人に優しい交通手段 の確保  p37・5行目	公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ……………	公共交通の需要喚起のため、モノレール駅と結節する高速バスを含むフィーダーバスの運行、交通広場等における自動車、オートバイ、……………	公共交通ネットワーク形成に必要な具体的取り組みのひとつである、高速バスとモノレール駅の結節の記載が無い。既存の高速バスの結節に限らず、新たなバスとの結節拠点として、端末駅となるゆいレールでたこ浦西駅を活用することの記載が必要。 将来のインバウンド観光客の需要や交通弱者に対するサービスの上でも、モノレール駅に結節するフィーダーバスネットワーク形成の実現は重要な施策と思考する。バス事業者としては、既存の高速バスを結節することに、時間ロス等の不利益が生じる懸念も承知するが、新たな高速バスや既存の路線バス運行事業者以外のバス運行企業の活用も提案されるところ。	【企画部】 ご意見については、改訂(案)「利用環境の改善等によるバス利用促進」に含まれると考えており、原文のとおりとしたいと考えております。	・改定(案)通り
45	丸川 潔	第3章 I-(7)-ウ 人に優しい交通手段 の確保  p37・5行目	また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ、自転車利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備、時差出勤、バスレーンの拡充、IC乗車券の導入、基幹バスシステムの導入や利用環境の改善等によるバス利用促進などTDM(交通需要マネジメント)を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるよう環境改善を図ります。	また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ、自転車利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備、時差出勤、バスレーンの拡充、 <b>利用者の利便性を向上させるIC乗車券OKICAの拡張利用</b> 、基幹バスシステムの導入や利用環境の改善等によるバス利用促進などTDM(交通需要マネジメント)を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるよう環境改善を図ります。	沖縄県内のバス、モノレールにはIC乗車券 OKICAの導入が進んでいるところであるが、県外で普及が進み、電車・バス等において共通化、相互利用が浸透しているSuica、Pasmo等のIC乗車券は利用できない状況にある。バス、モノレールをより利用しやすいように環境を整え、特に県外地域からの観光客の利便性向上を図るためには、Suica、Pasmo等県外IC乗車券との共通化が必要であると考えられる。	【企画部】 いただきましたご意見について、IC乗車券OKICAの拡張利用を含め、様々な取組を実施することにより、利用者利便性の向上を図ることとしておりますので、修正・追記いたします。	・「番号43」と同様



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
46	丸川 潔	第3章Ⅲ-(1)-ア 国際交流・物流拠点 の核となる空港の整備  p58・10行目	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等により、利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組めます。	このため、那覇空港については、 <b>旅客数等の伸びに対応するため、滑走路の増設整備を着実に進めるとともに、旅客ターミナルの拡張整備等により、中長期的な観点も踏まえ、</b> 利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組めます。	沖縄において空港は県内外との移動や産業振興、交流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。特に主要産業の観光においては、今後沖縄を世界水準の観光リゾート地としていくため、沖縄を訪れるお客様の満足度を高めていく取り組みが必要であるが、沖縄観光の主要玄関口である那覇空港は民間航空機および自衛隊機の発着増もあり混雑が常態化しており、国内基幹空港中では最低の定時出発率(定刻より15分以内の出発率が84.21%)の状況にある。定時性向上のためには第2滑走路とあわせ誘導路の増設が必要と考えられる。また、定時性の観点から旅客ターミナルの位置は2本の滑走路の間が望ましく、拡張整備とあわせ移設についても検討が必要と考えられる。さらに今後の乗入れ便数の増加に対応するためスポット(駐機場)の増設も必要と考えられる。また、現状台風や悪天候時に航空燃料不足の状況が発生しているため、今後の安定的な給油体制の構築に向け、航空燃料タンクの増設やパイプラインの設置が必要と考えられる。	【企画部】 頂いたご意見や、部会での議論も踏まえ、修正いたします。	p59・10-12行目 【修正前】 このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等により、利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組めます。 ↓ 【修正後】 このため、那覇空港については、 <b>旅客数等の伸びに対応するため、滑走路の増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、</b> 利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組めます。
47	振興審議会 石嶺 伝一郎	第3章Ⅲ-(1)-ア 国際交流・物流拠点 の核となる空港の整備  P58・10行目	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等により、利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組めます。	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等により、 <b>中長期的な観点も踏まえ、</b> 利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組めます。	・那覇空港の第二滑走路増設については平成32年3月末の供用開始に向けて工事が進められているが、以下の課題があることから、空港機能を最大限発揮するために第一、第二滑走路の間に旅客ターミナルを移転する等、中長期的な観点からの検討が必要である。  ①現滑走路での航空機の離発着時には、第二滑走路側を往来する航空機は一時停止する必要があり、2本の滑走路の能力を最大限に生かしきれない。(発着回数:約3~4割増に留まる(年間約13.5万回→18.5万回(5万回増))  ②旅客ターミナルビルと第二滑走路の位置が遠すぎるため、航空機は長い地上走行が必要になるとともに、航空機往来時の一時停止による待機時間が生じるなど、利便性の大幅な低下が見込まれる。	【企画部】 頂いたご意見や、部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号46」と同様

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
48	喜久里 睦	第3章Ⅲ-(1)-ア 国際交流・物流拠点 の核となる空港の整備 p58・10行目	…このため、那覇空港の滑走路 増設等については、早期実現に 向けて諸課題に取り組むとともに、 旅客ターミナルの拡張整備等により～	…このため、那覇空港の滑走路 増設等については、早期実 現に向けて諸課題に取り組むと ともに、 <b>滑走路増設効果を最大限 に生かすための旅客ターミナル の拡張整備等により～</b>	那覇空港増設滑走路と旅客ターミ ナルに係る文章は随所にあります が、旅客ターミナルの拡張整備の 必要性が具体的に表現されている 箇所が見受けられなかったため です。	【企画部】 頂いたご意見や、部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号46」と同様
49	有住 康則	第3章Ⅲ-(1)-ア 国際交流・物流拠点 の核となる空港の整備 p58・10行目	このため、那覇空港の滑走路増 設等については、早期実現に向 けて諸課題に取り組むとともに、 旅客ターミナルの拡張整備等により、 利用者の利便性向上や国際 交流拠点としての空港機能強 化に取り組めます。	<b>このため、那覇空港は、旅客数 が年々増加しており、滑走路の 増設整備を着実に進め、国際 線と国内線の旅客ターミナルビ ルをつなぐ連結施設の早期整 備等の旅客ターミナルの拡張 整備等により、</b> 利用者の利便性 向上や国際交流拠点としての 空港機能強化に取り組めます。	滑走路の増設整備が進捗してい るため、文面修正。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号46」と同様
50	有住 康則	第3章Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基盤の整備 p59・30行目	さらに、基幹バスシステムの導入 や県土の均衡ある発展の支えと なることが期待されている鉄軌道 を含む新たな公共交通システム	さらに、 <b>自動車から公共交通へ の転換を促進するため</b> 基幹バ スシステムの導入や県土の均 衡ある発展の支えとなることが 期待されている鉄軌道を含む新 たな公共交通システム	那覇都市圏の慢性的交通渋滞の 緩和について記述した方が良いと 考えます。	【企画部】 ご意見を踏まえ修正いたします。	・「番号43-2」と同様
51	美里 義雅	第3章Ⅲ-(1)-ウ 陸上交通基盤の整備 p59・27行目	沖縄都市モノレールについては、 沖縄自動車道(西原入口)までの 延長整備等を推進するとともに、 大規模パークアンドライド駐車 場の整備等による利用促進を図 ります。	沖縄都市モノレールについて は、沖縄自動車道(西原入口) までの延長整備等を推進すると ともに、大規模パークアンドラ イド駐車場の整備等による利用 促進を図り、 <b>併せて高速バスを 含むフィーダーバスの導入に取 組み公共交通ネットワークの充 実を図ります。</b>	公共交通ネットワーク形成で必要 な具体的取り組みのひとつであ る、高速バスとモノレール駅の結 節の記載が無い。既存の高速バ スの結節に限らず、新たなバスと の結節拠点として、端末駅とな るゆいレールでだこ浦西駅を活用 することの記載が必要。 将来のインバウンド観光客の需 要や交通弱者に対するサービス の上でも、モノレール駅に結節す るフィーダーバスネットワーク形 成の実現は重要な施策と見料す る。バス事業者としては、既存の高速 バスを結節することに、時間ロス 等の不利益が生じる懸念も承知す るが、新たな高速バスや既存の路 線バス運行事業者以外のバス運 行企業の活用も提案されるとこ ろ。	【企画部】 ご意見については、改訂(案)「利用環境の改善等によるバス利用促進」 に含まれると考えており、原文のとおりとしたいと考えております。	・改定(案)通り
52	産業振興部会 金城 毅	第3章Ⅲ-(1)-エ 国際ネットワークの構築、 移動・輸送コストの低減 及び物流対策強化 p60・12行目	新規航空会社の参入を促進す るなど航空ネットワークの拡充を 図ります。	新規航空会社の参入を促進す るなど航空ネットワークの拡充 を図ります。 <b>また、航空便の増 加が見込まれる中、台風時の 燃料の安定供給のため、燃料 貯蔵施設の増設を図ります。</b>	現在は、台風対策として本土初 の航空機に往復分の燃料を積む 「タンカリング」を実施しており、 空港第2滑走路供用で航空便の増 加が見込まれる中、燃料貯蔵施設 の増設が必要であると関係者から 指摘されています。	【企画部】 那覇空港の整備については、58頁の「ア 国際交流・物流拠点の核とな る空港の整備」に記載しております。 その中では、空港整備の前提として、「…将来の発展を見据えた適正な 規模と必要な機能の確保に向けた整備を推進します」とした上で、那覇空 港においては「旅客ターミナルの拡張整備等により、(略)空港機能強化 に取り組めます」との記述にしております。 この「等」の部分には、立体連絡通路や駐車場、燃料施設等の「空港関 連施設の増設」が含まれております。	・改定(案)通り

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
53	産業振興 平良 由乃	第3章Ⅲ-(1)-I 国際ネットワークの構築、 移動・輸送コストの低減 及び物流対策強化  p63・29行目	旅客ターミナルの拡張整備等を 推進するなど、国際交流拠点や 観光拠点の形成に向けた空港機 能の強化に取り組みます。	(具体的な記述の検討) 空の玄関口である那覇空港に ついては、観光客の増大に対 応できるよう那覇空港の旅客 ターミナルビルをつなぐ連結施 設の整備を着実に進めていく必 要があるとともに、沖縄らしい魅 力的な空間演出(インテリア/ デザイン性)が必要と思いま す。	アジア隣国各地の空港と比較し現 状の空港は新しいながらも無味乾 燥、観光客送迎の舞台として世界 水準とはいえず検討を要するはず です。	【企画部】 沖縄の空の玄関口である那覇空港の旅客ターミナルについては、関係 機関と連携して、観光リゾート地・沖縄の魅力を発信するような雰囲気づく りに取り組んでまいります。	・改定(案)通り
54	産業振興部会 呉屋 部会長 (公社)沖縄県工業 連合会 会長)	第3章Ⅲ-(2)-ア 国際的な沖縄観光ブラン ドの確立  p61・3行目	ア. 国際的な沖縄観光ブランドの 確立	(具体的な記述の検討) 台湾においては高速自動車道 においてはIoTの活用により全 課金所が無人化され、全ての 車は一々停車し、精算する必要 がないと聞く。政界水準の観光 リゾート地を目指すのであれ ば、県内で良く利用されている と聞くレンタカーにもこうしたイン フラを導入し不便性を解除する ことが望ましいのではないかと 思う。但し、こうした具体的問題 の解決策は、県庁内の幾つか の部局にまたがって継続的に 検討されるべきものであり、部 局の壁を越えた形での対応の 有り方について具体的記述が 見当たらない。	基本計画改定(案)のp.17におい て、リーディング産業として観光リ ゾート産業と情報関連産業をあ げ、それぞれにおいて世界水準の 観光リゾート地と日本とアジアを結 ぶITブリッジ拠点と位置付けてい る。ところが、去る1月の成人の日 を含む連休において、沖縄自動車 道許田インター名護方面ゲートで ETC車線以外において2km(?) に及ぶ大渋滞が観察された。恐ら く県外からの旅行者もこうした渋滞 に巻き込まれ、大変な不便と不快 な思いをさせたのではないかと懸 念する。	【企画部】 ご意見に関する対応状況について説明いたします。  沖縄自動車道におけるETC利用率は全国と比較して低く、中南部では 平日の朝夕通勤時、北部では休日を中心に料金所等の渋滞が発生して いることから、企画部においてはETC利用促進策の実施、土木建築部 においてはインターチェンジ・スマートインターチェンジの追加整備・検討等 を行っております。  【参考】 沖縄県レンタカー協会へ確認したところ、保有車両のETC搭載器設置 車両割合は約96%であり、一部事業者においてETCカードレンタルサー ビスを実施しているのとっております。	・改定(案)通り
55	美里 義雅	第3章Ⅲ-(2)-ウ 大型MICE施設を核と した戦略的なMICEの 振興  p62・29行目	このため、中城湾港マリンタウ ン地区に大規模展示場等を備えた 大型MICE施設の整備を推進す るとともに、空港や宿泊施設等か らの交通利便性の確保や宿泊施 設、商業施設の誘致等により、M ICEを中心とした魅力あるまちづ くりに取り組みます。	空港や宿泊施設等からの交通 利便性の確保や近接するた こ浦西駅を活用した公共交通 機関の結節強化、宿泊施 設、...	「交通利便性の確保」における具 体策として、ゆいレールでたこ浦 西駅、あるいは幸地インターチェ ンジと結節するフィーダーバスの運 行実現による公共交通利便性の 確保を掲げる必要がある。  国道BPや県道BP道路整備も重 要であるが、公共交通機関の交通 利便性の充実策(インバウンド観 光客や交通弱者対策)として掲げ	【企画部】 ご意見については、下記により原文のとおりとしたいと考えております。  「近接するたこ浦西駅を活用した公共交通機関の結節強化」は左記「交 通利便性の確保」に含まれると考えております。	・改定(案)通り
56	有住 康則	第3章Ⅲ-(2)-I 観光客の受け入れ体 制の整備  p64・9行目	また、観光周遊自転車ネット ワークの整備や街歩き観光が楽し める歩道の整備を図ります。	また、観光周遊自転車ネット ワークの整備や街歩き観光が 楽しめる歩道の整備を図りま す。さらに、那覇都市圏の交通 渋滞緩和を図るとともに、観光 客へモノレール等の需要を喚起 し、自動車から公共交通への転 換を促進します。	那覇都市圏の慢性的交通渋滞の 緩和について文書追加。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号43-2」と同様

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
57	美里 義雅	第3章Ⅲ-(2)-I 観光客の受け入れ体制の整備 p64・11行目	二次交通機能については、外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に 取り組むほか、レンタカー対策として、利用者の利便性向上に向けて円滑な受け渡し場所の改善等に取り組めます。	二次交通機能については、外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に 取り組むほか、 <u>モノレール駅各施設のキャパシティの改善や国際線用駅増設の構想など、路線バスを含む公共交通機関の利便性向上</u> 、レンタカー対策として、円滑な受け渡し場所の改善等 <u>利用者の利便性向上に向けて</u> 取り組めます。  那覇空港の滑走路増設などの機能強化に伴う二次交通機能を探り上げているが、モノレール利用者の需要予測を行い、那覇空港駅の機能強化の要否も検討しなければ、世界水準とかけ離れたサービスレベルとならないか。(駅舎のキャパシティや改札、エレベータ、エスカレータ等)	既に国際線ターミナルの完成や、連続ターミナルの着手、現滑走路と第二滑走路間にターミナル機能の追加構想など、増加する入域観光客のゲート機能の増設ははかられている。一方で、二次交通のひとつであるモノレール駅舎の拡充も必要と思慮。既に、ホームから改札までのEVIは3回4回待ちの状況にあり、国際標準の大きさが無いとの意見もある。大きなスーツケースを持つ観光客には不便で不人気。券売機や改札の増設に加え、国際線用の新たな駅建設も視野に入れる段階と思慮される。	【企画部】 ご意見については、下記により原文のとおりとしたいと考えております。  「モノレール駅各施設のキャパシティの改善や国際線用駅増設の構想など、」については、需要の動向を注視しながら、引き続き関係機関と連携して、将来の発展を見据えた空港機能の強化に取り組むこととしており、今後、具体的な取組としての方向性が固まった段階で計画に位置づけていきたいと考えております。  「路線バスを含む公共交通機関の利便性向上」については、左記「外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供」に含まれていると考えております。	・改定(案)通り
58	丸川 潔	第3章Ⅲ-(2)-I 観光客の受け入れ体制の整備 p63・28行目	このため、沖縄観光の玄関口である空港については、那覇空港の滑走路増設等の早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等を推進するなど、国際交流拠点や観光拠点の形成に向けた空港機能の強化に取り組めます。	改定(案)につきまして、下記の通り追記、修正の御検討をお願い致します。  「このため、沖縄観光の玄関口である空港については、那覇空港の滑走路増設 <u>整備を着実に進めるとともに</u> 、旅客ターミナルの拡張整備等を推進するなど、 <u>中長期的な観点も踏まえ</u> 、国際交流拠点や観光拠点の形成に向けた空港機能の強化に取り組めます。」	沖縄において空港は県内外との移動や産業振興、交流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。特に主要産業の観光においては、今後沖縄を世界水準の観光リゾート地としていくため、沖縄を訪れるお客様の満足度を高めていく取り組みが必要であるが、沖縄観光の主要玄関口である那覇空港は民間航空機および自衛隊機の発着増もあり混雑が常態化しており、国内基幹空港中では最低の定時出発率(定刻より15分以内の出発率が84.21%)の状況にある。定時性向上のためには第2滑走路とあわせ誘導路の増設が必要と考えられる。また、定時性の観点から旅客ターミナルの位置は2本の滑走路の間が望ましく、拡張整備とあわせ移設についても検討が必要と考えられる。さらに今後の乗入れ便数の増加に対応するためスポット(駐機場)の増設も必要と考えられる。また、現状台風や悪天候時に航空燃料不足の状況が発生しているため、今後の安定的な給油体制の構築に向け、航空燃料タンクの増設やパイプラインの設置が必要と考えられる。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	p64・25-27行目 【修正前】 このため、沖縄観光の玄関口である空港については、那覇空港の滑走路増設等の <u>早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに</u> 、旅客ターミナルの拡張整備等を推進するなど、国際交流拠点や観光拠点の形成に向けた空港機能の強化に取り組めます。 ↓ 【修正後】 このため、沖縄観光の玄関口である空港については、那覇空港の滑走路増設 <u>整備を促進するとともに</u> 、旅客ターミナルの拡張整備等を推進するなど、 <u>中長期的な観点も踏まえ</u> 、国際交流拠点や観光拠点の形成に向けた空港機能の強化に取り組めます。



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
59	兼島 規 (総合部会)	第3章Ⅲ-(2)-I 観光客の受け入れ体制の整備 p63・31行目	また、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備し、空港利用者の利便性・快適性の向上を図ります。	(63頁の最後の行に追加) <b>また、国の訪日旅行者2020年4000万人、2030年6000万人とする目標設定を踏まえ、沖縄における目標設定の見直しを行うことと併せて、将来を見据えた那覇空港及び周辺用地の拡大と土地利用のあり方について、関係機関と連携し検討を行います。</b>	増大する観光客当の受入れに対応するためには、自衛隊用地、第2滑走路完成後の両滑走路間の埋立を含めた土地利用を検討する必要がある。	【企画部】 ご意見の内容は、那覇空港の将来を見据えた施設整備についてだと思いますが、基本計画の58頁8行目には、空港整備の前提として、「…将来の発展を見据えた適正な規模と必要な機能の確保に向けた整備を推進します」と明記しております。 県としましては、那覇空港の発着回数や旅客数が、予測を上回って伸びていることから、需要の動向を注視しながら、引き続き関係機関と連携して、将来の発展を見据えた空港機能の強化に取り組むこととしており、今後、具体的な取組としての方向性が固まった段階で計画に位置づけていきたいと考えております。	・改定(案)通り
60	丸川 潔	第3章Ⅲ-(4)-ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成 p69・25行目	このため、那覇空港の滑走路増設及び旅客ターミナルの拡張整備については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、(以下省略)	このため、那覇空港の滑走路増設 <b>整備</b> 及び旅客ターミナルの拡張整備等について <b>中長期的な観点も踏まえ、着実に進める</b> とともに、(以下省略)	沖縄において空港は県内外との移動や産業振興、交流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。主要産業の観光以外においても、現在進めている臨空・臨港型産業の集積と国際物流拠点の形成の促進のためにも円滑な空港発着体制の整備が必要であるが、主要玄関口である那覇空港は民間航空機および自衛隊機の発着増もあり混雑が常態化しており、国内基幹空港中では最低の定時出発率(定刻より15分以内の出発率が84.21%)の状況にある。定時性向上のためには第2滑走路とあわせ誘導路の増設が必要と考えられる。また、定時性の観点から旅客ターミナルの位置は2本の滑走路の間が望ましく、拡張整備とあわせ移設についても検討が必要と考えられる。さらに今後の乗入れ便数の増加に対応するためスポット(駐機場)の増設も必要と考えられる。また、現状台風や悪天候時に航空燃料不足の状況が発生しているため、今後の安定的な給油体制の構築に向け、航空燃料タンクの増設やパイプラインの設置が必要と考えられる。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	p70・24-25行目 【修正前】 このため、那覇空港の滑走路増設及び旅客ターミナルの拡張整備については、 <b>早期実現</b> に向けて諸課題に取り組むとともに、 ↓ 【修正後】 「このため、那覇空港の滑走路増設 <b>整備</b> 及び旅客ターミナルの拡張整備等について、 <b>中長期的な観点も踏まえ</b> 、取り組むとともに、(以下省略)」
61	産業振興部会 呉屋 部会長 (公社)沖縄県工業 連合会 会長)	第3章Ⅲ-(4)-ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成 p69・25行目	このため、那覇空港の滑走路増設及び旅客ターミナルの拡張整備については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、(以下省略)		『旅客ターミナルの拡張整備』とあるが、現在のターミナル位置では、2本の滑走路の機能が十分に発揮できなどの議論があり、将来においては2本滑走路の機能を十分に発揮するためのターミナルを含めた諸施設の適正配置についての課題があることを述べておく必要性はないか。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号60」と同様

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
62	有住 康則	第3章IV-(1)-ウ 国際交流拠点の形成 に向けた基盤の整備 p104・24行目	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、アジアのゲートウェイ空港を目指した	このため、那覇空港の滑走路増設整備を着実に進め、旅客ターミナルの拡張整備等、アジアのゲートウェイ空港を目指した	滑走路の増設整備が進捗しているため、文面修正。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	p105・25-26行目 【修正前】 このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、アジアのゲートウェイ空港を目指した ↓ 【修正後】 このため、那覇空港については、滑走路の増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、アジアのゲートウェイ空港を目指した(以下省略)
63	丸川 潔	第3章IV-(1)-ウ 国際交流拠点の形成 に向けた基盤の整備 p104・24行目	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、アジアのゲートウェイ空港を目指した空港機能の強化に取り組むほか、 (以下省略)	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの移設・拡張整備、誘導路やスポット(駐機場)の増設等、また台風や悪天候時の安定的な給油体制の構築に向けた航空燃料タンクの増設やパイプラインの設置等によりアジアのゲートウェイ空港を目指した空港機能の強化に取り組むほか、 (以下省略)	沖縄において空港は県内外との移動や産業振興、交流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。現在進めている世界との交流ネットワークの形成促進のためにも円滑な空港発着体制の整備が必要であるが、主要玄関口である那覇空港は民間航空機および自衛隊機の発着増もあり混雑が常態化しており、国内基幹空港中では最低の定時出発率(定刻より15分以内の出発率が84.21%)の状況にある。定時性向上のためには第2滑走路とあわせ誘導路の増設が必要と考えられる。また、定時性の観点から旅客ターミナルの位置は2本の滑走路の間が望ましく、拡張整備とあわせ移設についても検討が必要と考えられる。さらに今後の乗入れ便数の増加に対応するためスポット(駐機場)の増設も必要と考えられる。また、現状台風や悪天候時に航空燃料不足の状況が発生しているため、今後の安定的な給油体制の構築に向け、航空燃料タンクの増設やパイプラインの設置が必要と考えられる。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号62」と同様



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
64	振興審議会 石嶺 伝一郎	第3章IV-(1)-ウ 国際交流拠点の形成 に向けた基盤の整備  P104・24行目	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、アジアのゲートウェイ空港を目指した空港機能の強化に取り組むほか、…	このため、那覇空港の滑走路増設等については、早期実現に向けて諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、 <b>中長期的な観点も踏まえ</b> 、アジアのゲートウェイ空港を目指した空港機能の強化に取り組むほか、…	・那覇空港の第二滑走路増設については平成32年3月末の供用開始に向けて工事が進められているが、以下の課題があることから、空港機能を最大限発揮するために第一、第二滑走路の間に旅客ターミナルを移転する等、中長期的な観点からの検討が必要である。  ①現滑走路での航空機の離発着時には、第二滑走路側を往来する航空機は一時停止する必要があり、2本の滑走路の能力を最大限に生かしきれない。(発着回数:約3~4割増に留まる(年間約13.5万回→18.5万回(5万回増))  ②旅客ターミナルビルと第二滑走路の位置が遠すぎるため、航空機は長い地上走行が必要になるとともに、航空機往来時の一時停止による待機時間が生じるなど、利便性の大幅な低下が見込まれる。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号62」と同様

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
65	當山 智士	第3章IV-(1)-ウ 国際交流拠点の形成 に向けた基盤の整備  p105・2行目	(新規追加)	<p>&lt;下線部を追加&gt;  <u>また、観光交流交通ネットワークの基幹軸となる鉄軌道の早期導入に向けて諸課題と取り組み、観光における交通課題の解消を図り、地域交流を促進し、県土の均衡ある発展を支える利便性の高い、公共交通ネットワークを実現します。</u></p>	<p>観光発展に資することは言うに及ばず、県民のライフスタイルを大きく変える本事業は早期に実現する必要があります。全島がビジネス圏となり、生活圏となる。住宅問題、慢性化した交通渋滞、観光地活性化、商店街活性化などに加え、地域交流や人的交流が盛んになり、産業の活性化を促すとともに、ライフスタイル・ビジネススタイルの変貌と地域活性化図る為の「21世紀沖縄の最大の財産」といえるでしょう。県土の均衡ある発展を支える利便性の高い交流型公共交通ネットワーク構築するには、鉄軌道の導入は必要不可欠です。</p>	<p>【企画部】      県では、      ・県土の均衡ある発展      ・高齢者を含めた県民及び観光客の移動利便性の向上      ・中南部都市圏の交通渋滞緩和      ・世界水準の観光リゾート地の形成      ・低炭素社会の実現      ・駐留軍用地跡地の活性化      を図る観点から、鉄軌道の導入に向け取り組んでおります。      ご意見のとおり、鉄軌道の導入は、観光のみならず、県民生活の向上、県経済の活性化にも資することから、沖縄21世紀ビジョン基本計画では、      ・誰もが安全かつ安心して快適に利用できる人に優しい交通手段の確保として、将来像1の「(7)人間優先のまちづくり」(p36)      ・世界を架け橋として交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくための経済発展に必要な基盤整備として、将来像3の「(1)自立型経済の構築に向けた基盤整備」(p59)に様々な施策目的を包含する形で整理しているところです。      なお、県では、鉄軌道の導入と併せて、既存公共交通等と連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組むこととしております。      そのため、公共交通ネットワーク構築に向けた取組については、「地域等と連携し、鉄軌道と既存公共交通等が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組む」趣旨の記述を、将来像1及び3の該当箇所に追記いたします。      あわせて、同様な主旨を第5章圏域別展開の該当箇所に追記いたします。</p>	<p>第3章Ⅰ-(3)ーア      低炭素島しょ社会の実現      p28・20-22行目      【修正前】      運輸部門については、温室効果ガスの排出割合が高いことを踏まえ、自家用車・路線バス等への次世代自動車の普及促進、駐車中のアイドリングストップなどエコドライブの普及等に取り組むとともに、カーシェアリング、時差出勤、基幹バスシステムの導入などのTDM(交通需要マネジメント)施策を推進するほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、さらには、公共交通機関の利用促進等に取り組みます。      ↓      【修正後】      運輸部門については、温室効果ガスの排出割合が高いことを踏まえ、自家用車・路線バス等への次世代自動車の普及促進、駐車中のアイドリングストップなどエコドライブの普及等に取り組むとともに、カーシェアリング、時差出勤、基幹バスシステムの導入などのTDM(交通需要マネジメント)施策や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進するほか、公共交通機関の利用促進等に取り組みます。</p> <p>第3章Ⅲ-(1)ーウ      陸上交通基盤の整備      p60・32行目-p61・3行目      【修正前】      さらに、基幹バスシステムの導入や県土の均衡ある発展の支えとなることが期待されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進するとともに、持続可能な公共交通サービスが提供できる環境の改善を図ります。      ↓      【修正後】      さらに、基幹バスシステムの導入や県土の均衡ある発展の支えとなることが期待されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進するとともに、持続可能な公共交通サービスが提供できる環境の改善を図ります。</p> <p>その他、以下第3章の該当箇所は、「番号43」の「最終案」と同様      第3章Ⅰ-(7)ーウ      人に優しい交通手段の確保      p37・8-20行目</p>

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
							<p>第5章 3 圏域別展開の基本方向 (1) 北部圏域 p140・21行目 【修正前】 他圏域との交通・物流の円滑化を推進し地域活性化を促進するため、中南部都市圏や周辺離島へのアクセス性の拡充、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成を図ります。また、県土の均衡ある発展のため、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。</p> <p>↓ 【修正後】 他圏域との交通・物流の円滑化を推進し地域活性化を促進するため、中南部都市圏や周辺離島へのアクセス性の拡充、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成を図ります。また、県土の均衡ある発展のため、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。</p> <p>その他、以下第5章の該当箇所は、「番号43」の「最終案」と同様 (2) 中部圏域 p145・10-12行目  (3) 南部圏域 p153・21-22行目</p>
66	振興審議会 玉栄 章宏	第4章3-(3) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築(解決への道筋) p127・15行目	3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築	(具体的な記述の検討) (3) 解決への道筋のところに、「次世代型路面電車(LRT)」という文言を入れる。	改定案には新聞紙上や県議会、市町村議会などで提起されているフィーダー交通などとしての「次世代型路面電車(LRTの導入)」の記載がない。今後5年間の交通ネットワークの構築として、鉄軌道導入に合わせた「次世代型路面電車(LRT)導入」の施策展開は必要である。	【企画部】 沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、骨格性、速達性、定時性等の機能を備えた、北部地域と中南部地域との交通アクセス向上を図るための公共交通の基幹軸として、「鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入」を位置づけているところであり、具体的なシステムを記述しているものではありません。 県では、鉄軌道の導入と併せて、既存公共交通等と連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組むこととしており、LRTといった個別具体的なシステムについては、これら取組の中で、今後、地域と連携して、地域の抱える課題やまちづくり等の観点から、LRTのみならずバスやBRT等含め様々なシステムについて検討を行った上で、判断されるものと考えております。 なお、これら公共交通ネットワーク構築に向けた取組については、「地域等と連携し、鉄軌道と既存公共交通等が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組む」趣旨の記述を追記することとします。 ただし、ご意見のあった第4章3への記載については、同章が他の都道府県には無い特殊事情(社会的事情、地理的事情、歴史的事情)を踏まえ、国の責務により解決を図るべき性格を有する課題に対する方針をとりまとめたものであることから、今回の追記については、一般的な課題に関してとりまとめている第3章、第5章の該当箇所へ追記することといたします。	・「審議番号43・43-2・65」の「最終案」と同様

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
67	有住 康則	第4章3-(3) 海洋島しょ圏 沖縄を 結ぶ交通ネットワークの 構築(解決への道筋)  p127・18行目	空の玄関口であり、航空物流の 拠点となる那覇空港については、 国内外との航空ネットワークの拡 充を図るほか、それに対応する ための滑走路増設の早期実現に 向けた諸課題への取組及び旅客 ターミナルの拡張整備等、空港 機能の強化に取り組みます。ま た、地域における各拠点空港に ついては国内外との航空ネット ワーク拡充に向けた整備等に努 めます。	空の玄関口であり、航空物流の 拠点となる那覇空港について は、国内外との航空ネットワ ークの拡充を図るほか、それに対 応するための那覇空港の滑走 路増設整備を着実に進め、旅 客ターミナルの拡張整備等、空 港機能の強化に取り組みます。 また、地域における各拠点空港 についても国内外との航空ネット ワーク拡充に向けた整備等に 努めます。	滑走路の増設整備が進捗してい るため、文面修正。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	p128・19-20行目 【修正前】 空の玄関口であり、航空物流の拠点となる那 覇空港については、国内外との航空ネットワ ークの拡充を図るほか、それに対応するための 滑走路増設の早期実現に向けた諸課題への 取組及び旅客ターミナルの拡張整備等、空港 機能の強化に取り組みます。また、地域にお ける各拠点空港についても国内外との航空 ネットワーク拡充に向けた整備等に努めます。 ↓ 【修正後】 空の玄関口であり、航空物流の拠点となる那 覇空港については、国内外との航空ネットワ ークの拡充を図るほか、それに対応するための 滑走路の増設整備を促進するとともに、旅客 ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も 踏まえ、空港機能の強化に取り組みます。ま た、地域における各拠点空港についても国内 外との航空ネットワーク拡充に向けた整備等 に努めます。
68	丸川 潔	第4章3-(3) 海洋島しょ圏 沖縄を 結ぶ交通ネットワークの 構築(解決への道筋)  p127・18行目	空の玄関口であり、航空物流の 拠点となる那覇空港については、 国内外との航空ネットワークの拡 充を図るほか、それに対応する ための滑走路増設の早期実現に 向けた諸課題への取組及び旅客 ターミナルの拡張整備等、空港 機能の強化に取り組みます。	空の玄関口であり、航空物流の 拠点となる那覇空港について は、国内外との航空ネットワ ークの拡充を図るほか、それに対 応するための滑走路の増設整 備を着実に進めるとともに、旅 客ターミナルの拡張整備等、中 長期的な観点も踏まえ、空港機 能の強化に取り組みます。	島しょ圏沖縄において空港は県内 外との移動や産業振興、交流・物 流の拠点として交通ネットワー ク上重要な役割を果たしているこ ろであるが、その主要玄関口であ る那覇空港は民間航空機および 自衛隊機の発着増もあり混雑が 常態化しており、国内基幹空港中 では最低の定時出発率(定刻より 15分以内の出発率が84.21%)の状 況にある。定時性向上のためには 第2滑走路とあわせ誘導路の増設 が必要と考えられる。また、定時 性の観点から旅客ターミナルの位 置は2本の滑走路の間が望まし く、拡張整備とあわせ移設につい ても検討が必要と考えられる。さら に今後の乗入れ便数の増加に対 応するためスポット(駐機場)の増 設も必要と考えられる。また、現状 台風や悪天候時に航空燃料不足 の状況が発生しているため、今後 の安定的な給油体制の構築に向 け、航空燃料タンクの増設やパイ プラインの設置が必要と考えられ る。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	・「番号67」と同様

番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改 定 (案)	意見(修正文案等)	理 由 等	県 の 対 応	最 終 案
69	丸川 潔	第5章3-(3) 南部圏域 p151・28行目	このため、国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、沖合の滑走路増設等の早期実現に向けた諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、空港機能の強化に取り組みます。	このため、国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、沖合の滑走路増設整備を着実に進めるとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、空港機能の強化に取り組みます。	沖縄において空港は県内外との移動や産業振興、交流・物流の拠点として交通ネットワーク上重要な役割を果たしているところであるが、その主要玄関口である那覇空港は民間航空機および自衛隊機の発着増もあり混雑が常態化しており、国内基幹空港中では最低の定時出発率(定刻より15分以内の出発率が84.21%)の状況にある。定時性向上のためには第2滑走路とあわせ誘導路の増設が必要と考えられる。また、定時性の観点から旅客ターミナルの位置は2本の滑走路の間が望ましく、拡張整備とあわせ移設についても検討が必要と考えられる。さらに今後の乗入れ便数の増加に対応するためスポット(駐機場)の増設も必要と考えられる。また、現状台風や悪天候時に航空燃料不足の状況が発生しているため、今後の安定的な給油体制の構築に向け、航空燃料タンクの増設やパイプラインの設置が必要と考えられる。	【企画部】 頂いたご意見や、基盤整備部会での議論も踏まえ、修正いたします。	p153・7-8行目 【修正前】 このため、国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、沖合の滑走路増設等の早期実現に向けた諸課題に取り組むとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、空港機能の強化に取り組みます。 ↓ 【修正後】 このため、国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、沖合の滑走路増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、空港機能の強化に取り組みます。
70	学術・人づくり部会 伊東 繁		(新規追加)	(具体的な記述の検討) 地域でのコミュニティバス、遠距離間でのバスなど、公共サービスとしてのバスを入れて欲しい。	例えば、那覇から台湾まで5,000円くらいで行けるのに、那覇から名護まで4,000円以上かかるなど、バス代が高い。東京を午後3時半過ぎた飛行機だと、那覇で名護までのバスが無い。	【企画部】 県は、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に実施するコミュニティバスの導入等について支援しております。 また、生活路線バスの確保・維持に係る運行費補助等を実施しております。  県としましては、引き続き、沖縄21世紀ビジョン基本計画で示したコミュニティバス導入に向けた市町村の取組等の促進【37頁12行目】、幹線となる生活路線バスの確保・維持に係る支援【基本計画95頁9行目】を行うとともに、基幹バスシステムの導入や県土の均衡ある発展の支えとなることが期待されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に向けた取組を推進【59頁30行目】してまいります。	・改定(案)通り
71	宮城 隼夫	第2章4-(7) 離島の定住条件向上 等による持続可能な 地域社会づくり p19・14行目	生活環境基盤や交通基盤の整備	生活環境基盤や交通基盤、情報通信基盤の整備	人、モノの移動基盤が交通基盤なら、知らせ、指示・受け連絡の移動基盤が情報通信基盤になります。この二つは重要な基盤になると思います。	【企画部】 現行基本計画の資料編「用語解説」の中で「生活環境基盤」が記載されており、その中で、情報通信網は生活環境基盤に含まれて定義されています。 また、現行案の基本施策3-(11)「離島における定住条件の整備」の施策展開「イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上」の中で、「…情報通信基盤の高度化や活用促進、電力エネルギーの安定供給、公営住宅等の整備等、生活環境基盤の充実強化を図るとともに、…」(92頁15行目以降)と記載し、情報通信基盤の充実強化に取り組んでおりますので、記載は原文どおりにしたいと考えております。	・改定(案)通り



番号	委員 専門委員	改定(案) 章・頁・行	改定(案)	意見(修正文案等)	理由等	県の対応	最終案
72	岩田智	第2章4-(7) 離島の定住条件向上 等による持続可能な 地域社会づくり p19・14行目	離島住民が住み慣れた島で安心 して暮らし続けられる環境づくり に向けては、住民の移動や生活 に係るコスト負担の低減をはじめ、 生活環境基盤や交通基盤の 整備、教育、医療、福祉の分野に おけるユニバーサルサービスの 提供など、生活面での条件不利 性の克服に取り組みます。	離島住民が住み慣れた島で安 心して暮らし続けられる環境づ くりに向けては、住民の移動や 生活に係るコスト負担の低減を はじめ、生活環境基盤や交通 基盤、 <b>高度な情報通信基盤</b> の整備、教育、医療、福祉の分野 におけるユニバーサルサービスの 提供など、生活面での条件 不利性の克服に取り組みます。	インターネット通信やIoTに代表さ れるそれらを活用した仕組みの活 用など、通信情報通信は、もはや 普段の生活や仕事、産業の振興 には欠くことのできない仕組みと なっており、それらを都市部だけ でなく離島における定住条件の要素 として整備することが肝要である ※)左記の意見は、「生活環境基 盤」の定義を明確に把握しておら ず、「情報通信基盤」は含まれてい ないものとしての意見	【企画部】 現行基本計画の資料編「用語解説」の中で「生活環境基盤」が記載されて おり、その中で、情報通信網は生活環境基盤に含まれて定義されてお ります。 また、現行案の基本施策3-(11)「離島における定住条件の整備」の施策 展開「イ生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サー ビスの向上」の中で、「…情報通信基盤の高度化や活用促進、電力エネル ギーの安定供給、公営住宅等の整備等、生活環境基盤の充実強化を図 るとともに、…」(92頁15行目以降)と記載し、情報通信基盤の充実強化に 取り組んでおりますので、記載は原文どおりにしたいと考えております。	・改定(案)通り
73	宮城隼夫	第3章Ⅱ-(6)-イ 高度情報通信ネット ワーク社会に対応した行政 サービスの提供 p54・23～24行目	日常生活等における情報通信技 術の利活用を促進します。	<b>ネットモラルも考慮した</b> 日常生 活等における情報通信技術の 利活用を促進します。	すでに、時代は利活用だけでなく 青少年でも自分の発する情報や 製作品が世の中に大きく影響する 時代になっています。利活用だけ でなく、社会モラル同様ネットモ ラルも教育する必要があると思 います。	【企画部】 ご意見の趣旨を踏まえ、修正し追記したいと考えております。 また、文案については、現行基本計画の資料編「用語解説」の中で記載さ れている「情報モラル教育」という文言を使用し、前後の文脈と整合を図 り、修正したいと考えております。	p54 31行 【修正前】 「日常生活等における情報通信技術の利活用 を促進します。」 ↓ 【修正後】 「 <b>情報モラル教育を通じ</b> 、日常生活等における 情報通信技術の利活用を促進します。」
74	岩田智	第3章Ⅱ-(6)-イ 高度情報通信ネット ワーク社会に対応した行政 サービスの提供 p54・30行目	情報通信技術の進展を踏まえた 低コストで質の高い電子自治 体の構築に取り組みます。	情報通信技術の進展を踏まえた <b>クラウドコンピューティングを 活用した自治体によるシステム共 同利用等を活用した</b> 低コストで 質の高い電子自治体の構築に 取り組みます。	低コストかつ高品質な電子自治 体の実現のためには、クラウドコ ンピューティングおよびデータセ ンタを活用した基幹系システムな どのシステム共同利用を自治体相 互で実施することが肝要である。	【企画部】 電子自治体の構築に係る項目は多岐に渡ることから、クラウドや共同利 用など、細かな施策は全て「低コストで質の高い電子自治体の構築」に 含むものとし、記載は原文どおりにしたいと考えております。	・改定(案)通り
75	仲地 正和	第3章Ⅲ-(3)-エ 情報通信基盤の整備 p69・3行目		その地域において、基盤整備に 伴う多様なサービスを受用でき る環境を構築し、情報通信基盤 の維持管理の支援と安定かつ 質の高い情報通信環境を確保 します。	都市部と同様に、地域住民がサー ビスを選べることも重要と考える。	【企画部】 離島地域などにおいても、ブロードバンド等、情報通信基盤の高度化が進 むと共に需要も増え、企業の参入を促し、都市部同様のサービス環境が 構築されるものと考えます。ご意見の内容についても、現行案の「情報通 信基盤の高度化」に包含されるものとし、記載は原文どおりにしたいと考 えております。	・改定(案)通り
76	岩田智	第5章3-(3) 南部圏域 p153・16行目	都市部との情報格差を是正する ための情報通信基盤の高度化及 び情報通信技術の利活用促進に 取り組みます。	都市部との情報格差を是正す るための <b>高臨場感技術を活用 した遠隔教育等の</b> 情報通信基 盤の高度化及び情報通信技術 の利活用促進に取り組み、 <b>医療、 福祉、教育、防犯、防災、行政 サービスの高度化など、安心安 全で住みよいまちづくりの実現 と、観光、農林水産業などの振 興を促進します。</b>	離島地区への海底光ケーブル、 超高速ブロードバンド環境が整備 されることで、都市部と同様の情 報通信環境が整い、都市部と同様 の取組みが可能となる。 高度な情報通信基盤を活用した 情報通信技術(ICT)により、住民 にとっても訪れる人にとっても安心 安全で住みよい街づくりも可能と なることから、それらを目指した取 組みを促進することが肝要。	【企画部】 超高速ブロードバンド等の利活用に係る項目は多岐に渡ることから、県民 生活や各種産業への活用の他、細かな施策も含め、全て現行案記載の 「情報通信技術の利活用促進」に含まれておりますので、記載は原文ど おりにしたいと考えております。	・改定(案)通り
77	宮城隼夫	第5章3-(4) 宮古圏域 p162・22行目 第5章3-(5) 八重山圏域 p168・27行目	民放の受信環境を確保すると ともに、教育、医療、福祉、防災 などにおける情報通信技術の利活 用の高度化を促進し	民放の受信環境を確保すると ともに、教育、医療、福祉、防災、 <b>ビジネス</b> などにおける情報通信 技術の利活用の高度化を促進 し	離島において小規模ながらイン ターネットを活用したビジネスが根 付きつつあります。これらは離島 の魅力の見直し、活性化に貢献し ますが、沖縄県の情報通信基盤 の整備に大きく依存します。	【企画部】 現行案に列記している各分野については、それぞれビジネスに係る要素 も含めて表現されております。 また、「圏域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件 を改善するため、交通アクセス、救急医療等の確保や高度情報通信技術 の利活用環境の形成等を図るとともに…」(162頁3行目以降及び168頁8 行目以降)と記載されているとおり、ビジネス等経済活動に係る情報通信 技術の利活用環境についても触れられておりますので、記載は原文ど おりにしたいと考えております。	・改定(案)通り